#### 東証グループと早稲田大学 GCOE との共催フォーラム(第 2 回) 日時:2012 年 2 月 2 日 木曜日 午後 1 時-6 時 30 分

# アジア・東京 債券市場創設フォーラム 2 ~アジアと日本の金融資本市場発展のために~

場所:早稲田大学 早稲田キャンパス 小野記念講堂(早稲田正門外 法務研究科棟 27 号館 地下 2 階) 収容人員 206 名

#### 共催:

早稲田大学グローバル COE《企業法制と法創造》総合研究所・東京証券取引所グループ

#### 【フォーラムの開催趣旨】

去る 2010 年 11 月に、東証グループと早稲田大学 GCOE との共催フォーラム第一回[\*]を開催させていただきましたが、その後 1 年 3 か月が経過し、その間、アセアン+3 の枠組みで行ってきた ABMF(アセアン+3・ボンドマーケット・フォーラム)の活動にも大きな進展がみられました。

具体的には、アジア開発銀行 ADB を中心として、特に日本の官学民(今回のフォーラム共催の両者も参加)の共同のイニシアチブにより、域内各国の官民による共同のグループが立ち上がり、アジア域内に共通の債券市場を創設しようとする壮大なプロジェクトが進みつつあります。

まずはその第一フェーズとして、一昨年の9月から本年の1月までの17か月をかけて、 域内11カ国・地域の債券市場ガイドの作成を終え、その成果をベースとして、この2月からは、各国の債券市場のプロ市場部分を結び付けていき、域内共通の債券発行プログラムと新たな市場プラクティスを創り出すための第2フェーズに入ります。

そこで、まだ日本国内ではあまり知られていない最新の情報に加え、今後の展望や我が国にとっての意義といったことも含め、皆様にご披露させていただきたく、今回のフォーラムを企画させていただきました。

[\*] 前回の第一回のフォーラム議事録は、以下参照ください。 http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/1 20101116.pdf

#### 【プログラム】

司会•進行:早稲田大学法学学術院教授 犬飼重仁

	・稲田ス	学法学学術院教授 犬飼重仁		
13:00	05	【開会】		氏名[敬称略]
13:05-13:15	10	【開会挨拶】	東京証券取引所グループ 取締役 兼 代表執行役社長	斉藤 惇
13:15-13:20	05	【開会挨拶】	早稲田大学 GCOE《企業法制と法 創造》総合研究所所長 教授	上村 達男
13:20-13:45	25	【特別講演】 「アジアと日本とをつなぐ金融 〜金融資本市場及び金融産 業の活性化に向けて」	金融庁総務企画局参事官	小野 尚
【第一部: 新リ	スティ	ング市場(TOKYO PRO-BOND	Market)について】	
13:45-14:05	20	「東証グループ新市場の概要 と取組みの現状」	東証グループ(TOKYO AIM 取引 所 CEO)	村木徹太郎
14:05-14:25	20	「早稲田大学の取組と日本と アジアにとっての意義」	早稲田大学 法学学術院教授	犬飼 重仁
14:25-14:45	20	「日本版スクーク市場創設と TOKYO PRO-BOND 活用 の可能性」	日本証券業協会 国際部 部長	椎名 隆一
14:45-15:00	15	「新市場への期待とRAPS 活動の意義」	長島·大野·常松法律事務所弁護 士 早稲田研究会共同座長	簗瀬 捨治
15:00-15:20	20	【休憩】		
		の官民協力の枠組みによるアシ )現状と展望について】	ジア域内プロ向け共通債券市場創設に	に向けた
15:20-15:35	15	「ABMI と ABMF の意義について」	財務省国際局 地域協力企画官	岩井 和司
15:35-16:00	25	「ABMF 第 1 フェーズの活動 成果と今後の展望」	日本銀行(前アジア開発銀行エコ ノミスト・地域経済統合室)	山寺 智
16:00-16:20	20	「ABMF 第 2 フェーズの取組 と日本の対応」	東証グループ(TOKYO AIM 取引 所 CEO)	村木徹太郎
16:20-16:45	25	「ABMF 第 2 フェーズの具体 的課題」	早稲田大学 法学学術院教授 (ADB コンサルタント)	犬飼 重仁
16:45-17:10	25	「新市場創設の課題-統合市場のつくり方」	バークレイズキャピタル証券 ディレクター	鈴木 裕彦
17:10-17:25	15	【休憩】	,	•
【第三部: パオ	トルディ	スカッション - アジアと日本の	新市場の重要性について】	
17:25-18:30	65	日本銀行 山寺 智 長島・大野・常松法律事務所 : 日本証券業協会 国際部 部長 バークレイズキャピタル証券 :	: TOKYO AIM 取引所 CEO 村木 箱 弁護士 簗瀬 捨治 - 椎名 隆一 ディレクター 鈴木 裕彦 旦当部長(ADB SF2 コンサルタント)草	
18:30		Q&A 【閉会】	•	
	1			

# アジアと日本とをつなぐ金融 金融資本市場及び金融産業の活性化に向けて



2 0 1 2 年 2 月 3 日 金 融 庁 総務企画局 参事官 小野 尚

# 新成長戦略~「元気な日本」復活のシナリオ~

- 2010年6月、日本政府は「新成長戦略」を閣議決定。
- 〇 新成長戦略では、7つの成長分野の1つとして、「金融戦略」を盛り込み。

(7つの成長分野)

Ⅰ 環境・エネルギー戦略 V 科学・技術立国戦略

Ⅱ 健康大国戦略 Ⅵ 雇用・人材戦略

Ⅲ アジア経済戦略 Ⅶ 金融戦略

Ⅳ 観光・地域活性化戦略

○ 金融戦略では、「企業・産業を支える金融」、「成長を支えつつ、自らも成長する金融」 などの観点から、金融分野における成長戦略を策定。

(主な施策)

- 総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策の検討
- 〇 プロ向け社債発行・流通市場の整備
- 将来の成長可能性を重視した金融機関の取組みの促進
- 経営者以外の第三者の個人連帯保証に依存しない融資慣行の確立



2010年中に具体的なアクションプランを策定

## 金融の役割

- > 実体経済を支えること
  - 適切な投資機会・多様な資金調達手段の提供
- ➤ 金融自身が成長産業として経済をリードすること
  - ・1.400兆円を超える家計部門の金融資産や、成長著しいアジア経済圏への隣接等の好条件の活用

## アクションプランの3本柱

- I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
- Ⅱ. アジアと日本とをつなぐ金融
  - ・アジアの主たる市場(メイン・マーケット)たる日本市場の実現
  - ・我が国金融機関のアジア域内での活動拡大の支援
- 皿. 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

# 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン〜新成長戦略の実現に向けて〜(2010年12月)

### アクションプランの主な施策

#### I. 企業等の規模·成長段階に応じた適切な資金供給

#### (1)中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給

- ≫地域密着型金融の促進
- ≫中堅・中小企業の実態に応じた会計基準・内部統制報告制度等の見直し
- ≫コミットメントライン法の適用対象の拡大
- ≫ファイナンス・リースの活用(銀行・保険会社等本体への解禁)
- ≫経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し

#### (2)新興企業等に対する適切な成長資金の供給

- ≫新興市場等の信頼性回復・活性化
- ≫ベンチャー企業等への劣後ローン等の供給 (銀行・保険会社の投資専門子会社への解禁)
- ≫将来の成長可能性を重視した金融機関の取組の促進
- ≫成長基盤強化を支援するための資金供給(日銀)の積極的利用の慫慂
- ≫民法上の任意組合に関する金商法の適用関係の明確化

#### (3)機動的な資金供給等

- ≫プロ向け社債発行・流通市場の整備
- ≫開示制度・運用の見直し
- ≫取引所における業績予想開示の在り方の検討・取組の慫慂
- ≫四半期報告の大幅簡素化
- ≫ライツ・オファリングが円滑に行われるための開示制度等の整備
- ≫社債市場の活性化
- ≫保険グループ内での業務の代理・事務の代行の届出制への移行

#### Ⅱ. アジアと日本とをつなぐ金融

#### (1)アジアの主たる市場(メイン・マーケット)たる日本市場の実現

- ≫総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策
- ≫外国企業等による英文開示の範囲拡大等の制度整備
- ≫企業における会計実務充実のための会計専門家の活用等の促進
- ≫株式等のブロックトレードの円滑化
- ≫公募増資に関連した不公正な取引への対応
- ≫クロスボーダー取引に係る税制の見直し等
- ≫会計基準の国際的な収れん(コンバージェンス)への対応等
- ≫国際的な金融規制改革への積極的な対応
- ≫クロスボーダー取引に対する監視の強化

#### (2) 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大

- ≫アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調の推進
- ≫金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化
- ≫保険会社による海外進出の障壁となる規制の見直し

#### Ⅲ. 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

- ≫資産流動化スキームに係る規制の弾力化
- ≫投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討
- ≫プロ等に限定した投資運用業の規制緩和
- ≫保険会社における資産運用比率規制の撤廃
- ≫証券の軽減税率の2年延長等
- ≫金融ADR(裁判外紛争解決)制度の着実な実施

### 日本再生の基本戦略~危機の克服とフロンティアへの挑戦~(2011年12月)(抜粋)

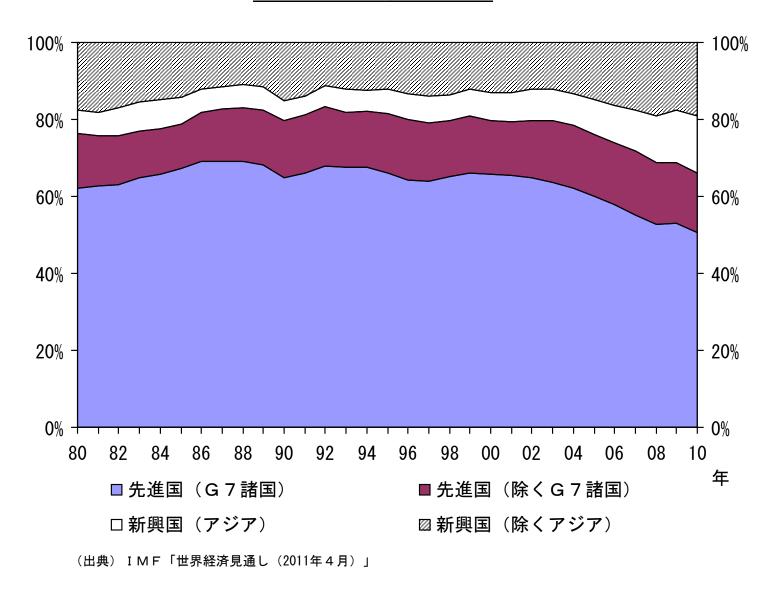
- 4 新成長戦略の実行加速と強化・再設計
- (1) 更なる成長力強化のための取組(経済のフロンティアの開拓)
  - ①経済連携の推進と世界の成長力の取り込み
    - アジア・太平洋の増大する需要を始めとするグローバル需要の取り込みは、 我が国が経済成長を維持・増進していくためにも不可欠。
    - アジアを中心に世界のビジネス展開の拡大を図り、その果実を国内に還流させる仕組みの構築に努めるとともに、我が国のアジア拠点化を推進。
  - ③新たな資金循環による金融資本市場の活性化
    - 我が国の資金循環構造の問題点やマクロ経済と国際収支構造の将来像等の分析を深め、広く家計による投資の促進につながる環境・制度の整備や、新たな資金調達のための環境整備、産業活性化の観点も踏まえた金融機関・市場の機能強化を図る。
    - 今後は、成長マネーが企業に供給され、企業の成長の果実が再び成長マネーとして企業に循環されるなど、アジア金融資本市場と一体となった資金循環構造の構築を目指す。

## 我が国における金融業を取り巻く内外の経済社会環境の変化

- ① アジア等の新興国における経済成長と金融業の発展
- ② リーリーマン・ショック後の欧米金融業の相対的地位の低下
- ③ 少子高齢化が進展する我が国における金融資産の運用の重要性の増大
- ④ 貿易収支の縮小傾向と対外投資における資産運用の重要性 の増大
- ⑤ 地域金融機関を中心とした預貸率の減少傾向
- ⑥ 着実な成長と海外進出を遂げる地域における中堅・中小企業 も存在

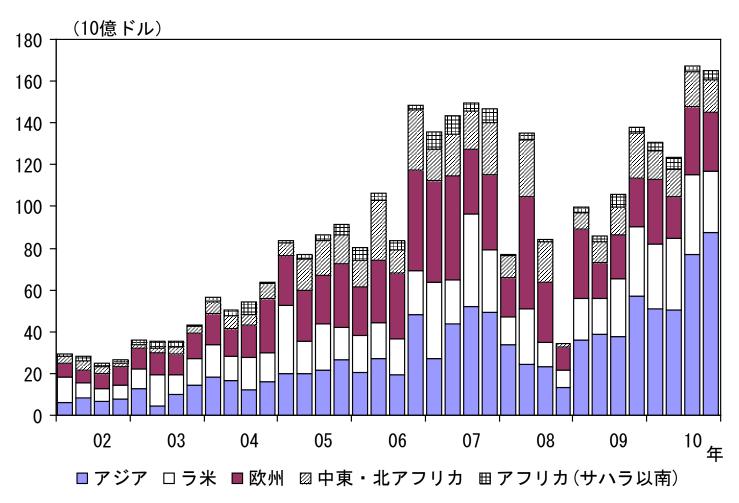
# ①アジア等の新興国における経済成長と金融業の発展

## **GDPの世界シェア**



# ①アジア等の新興国における経済成長と金融業の発展

## 新興国の新規市場調達額(地域別)

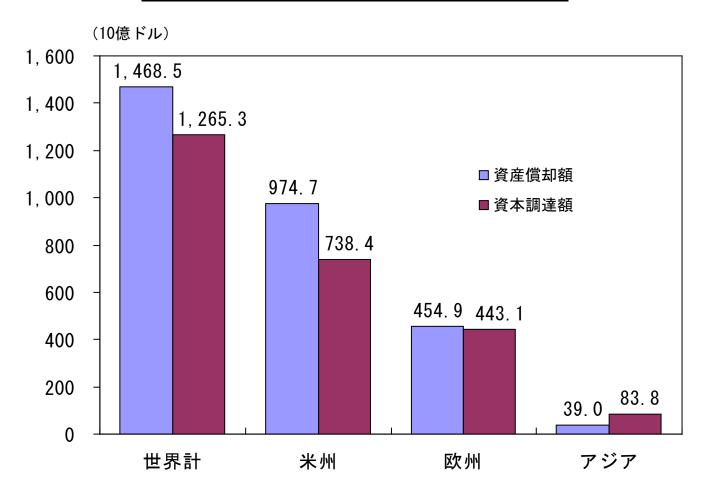


(注) 債券、シンジケート・ローン、株式による新規資金調達の合計額。

(出典)IMF「世界経済見通し(2011年4月)」

# ②リーマン・ショック後の欧米金融業の相対的地位の低下

## 主要銀行の資産償却額と資本調達額



(注) 2007年7月以降、2009年7月時点の累積額。

(出典) Chee Sung Lee and Cyn-Young Park "Beyond the Crisis: Financial Regulatory Reform in Asia" (アジア開発銀行ワーキングペーパーシリーズ)

# ③少子高齢化が進展する我が国における金融資産の運用の重要性の増大

## 我が国の資金の流れの概観 (2011年3月末)

合計

・預金取扱機関の金融資産のうち貸出は約4割を占め、企業部門(非金融法人)の資金調達において主要な手段となっている。

#### 全部門の金融資産合計

			2
現預金	1,317兆円		
ローン	1,359兆円	(100.0%)	İ.
うち非金融法人借入分	376兆円	( 27.6%)	*
家計借入分	297兆円	( 21.9%)	
一般政府借入分	167兆円	( 12.3%)	Ē
預金取扱機関借入分	181兆円	( 13.3%)	Ē,
7			:(
国倩·国庫短期証券	876兆円		ľ

国员 国库应物证分	0709011		
地方債・政府関係機関債	144兆円		

事業債	77兆円	(100.0%)
うち預金取扱機関保有分	35兆円	( 45. 2%)
保険保有分	17兆円	(21.6%)
年金保有分	12兆円	( 15.8%)
CP	12兆円	(100.0%)
うち預金取扱機関保有分	5兆円	( 43. 8%)

2兆円 (14.9%)

2 | | 16 5 | | |

非金融法人保有分

投資信託保有分

汉只旧几杯书刀	7961 1	(10.0/0/
株式(上場株式)	310兆円	(100.0%)
うち非金融法人保有分	73兆円	( 23. 4%)
海外保有分	84兆円	( 27. 2%)
家計保有分	61兆円	( 19.8%)
年金保有分	31兆円	( 9.9%)
保険保有分	21兆円	( 6.9%)
預金取扱機関保有分	19兆円	( 6.1%)
投資信託保有分	13兆円	( 4.4%)

出資金	(非上場株式)	228兆円

工文並 ()(工·资)(()(2)

海外証券

・直接市場のうち事	業債・CPな	どを通じた企業
部門(非金融法人	)への資金流	入は多くない。

368兆円

- ・事業債・CP市場における預金取扱機関の保有 シェアは高い。
- ・国債や地方債などに資金が多く流入。
- ・海外証券へ350兆円超の投資。

#### 預金取扱機関

金融資産	金額	比率
貸出金	641	41%
国債·国庫短期証券	361	23%
現預金	181	12%
海外証券	65	4%
地方債・政府関係機関債	59	4%
株式·出資金	40	3%
事業債	35	2%
CP	5	0%
その他	164	11%
合計	1, 551	100%

金融負債	金額	比率
現預金	1, 181	76%
借入金	181	12%
株式·出資金	57	4%
事業債·金融債·CP	33	2%
	·	
その他	99	6%

1, 551

100%

比率

単位: 兆円

#### ・銀行等の資金調達に占める 預金の割合は8割程度と高い。

#### 投資信託

•				: _
į	金融資産	金額	比率	3
i	海外証券	42	48%	1
i	株式·出資金	13	15%	ŧГ
i	国債·国庫短期証券	11	12%	ŧГ
i	貸出金	5	5%	ŧГ
į	CP	2	2%	ŧГ
i	事業債	2	2%	ŧĽ
i	その他	13	15%	ŀ
i	合計	88	100%	
ŧ				: -

金融負債	金額	比率
投信受益権	83	95%
その他	5	5%
수計	88	100%

m^

			:
金融資産	金額	比率	金融負債
国債·国庫短期証券	150	40%	保険準備金
貸出金	53	14%	未払金
海外証券	49	13%	株式·出資金
地方債・政府関係機関債	37	10%	借入金
株式·出資金	25	7%	
事業債	17	4%	:
現預金	7	2%	:
その他	34	9%	その他
合計	373	100%	合計
• -			

V	18		-	00/0
6	i	未払金	34	9%
6	i	株式·出資金	17	4%
6	i	借入金	9	3%
6	i			
6	i			
6	i			
6	i	その他	96	26%
6	li	合計	373	100%

#### 年金

•					
i	金融資産	金額	比率	:	金融負
i	国債·国庫短期証券	101	33%	i	年金準
i	海外証券	54	18%	i	
i	株式·出資金	33	11%	i	
i	地方債・政府関係機関債	22	7%	i	
i	事業債	12	4%	i	
i	現預金	9	3%	i	
i	貸出金	7	2%	i	
i	その他	65	21%	i	その他
i	合計	303	100%	i	合計

金融負債	金額	比率	
<b>並</b> 關貝頂	並領		
年金準備金	124	41%	
			•
その他	180	59%	
스타	303	100%	

#### 家計

金融資産	金額	比率	金融負債	金額	比
現預金	816	55%	借入金	297	
年金·保険	420	28%			
株式·出資金	90	6%			
投信受益証券	53	4%			
国債·国庫短期証券	31	2%			
海外証券	10	1%			
その他	55	4%	その他	1, 179	
合計	1, 476	100%	合計	1, 476	

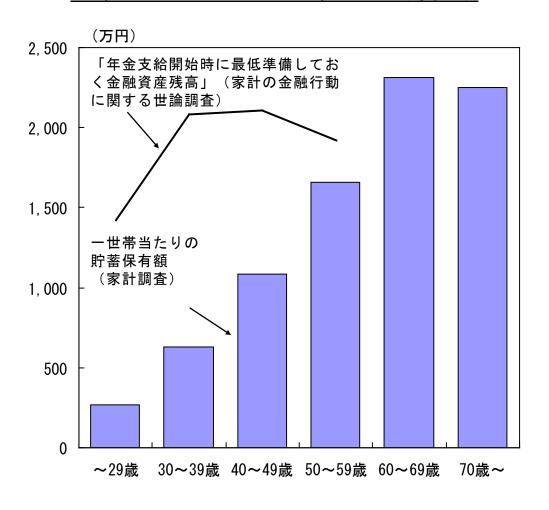
- ・家計の金融資産の過半を現預金が占める。
- ・株式・出資金及び投信の比率は、合計でも 1割程度。

- ・投資信託、保険、年金では、国債や海外証券 への投資の割合が合わせて5-6割程度。
- ・株式・出資金及び事業債への投資は合計しても 1-2割程度。

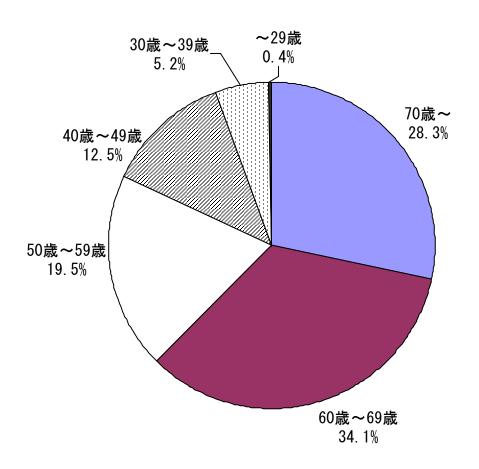
(資料) 日本銀行「資金循環統計」

## ③少子高齢化が進展する我が国における金融資産の運用の重要性の増大

#### 世帯主の世代別の一世帯当たり貯蓄額



### 世帯主の世代別の貯蓄保有シェア

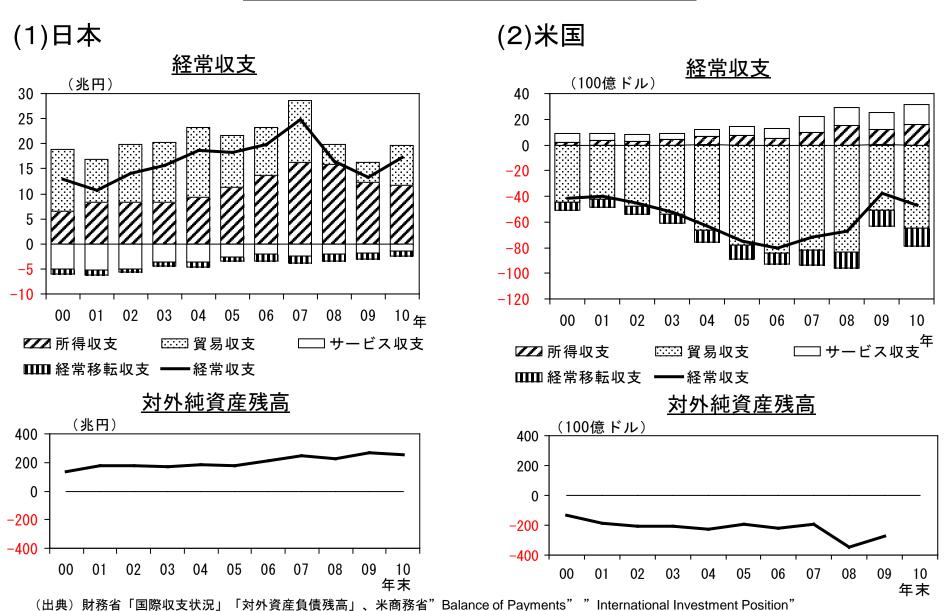


(出典)総務省「家計調査(貯蓄・負債編)2010年」 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査(2010年)」

(出典)総務省「家計調査(貯蓄・負債編)2010年」

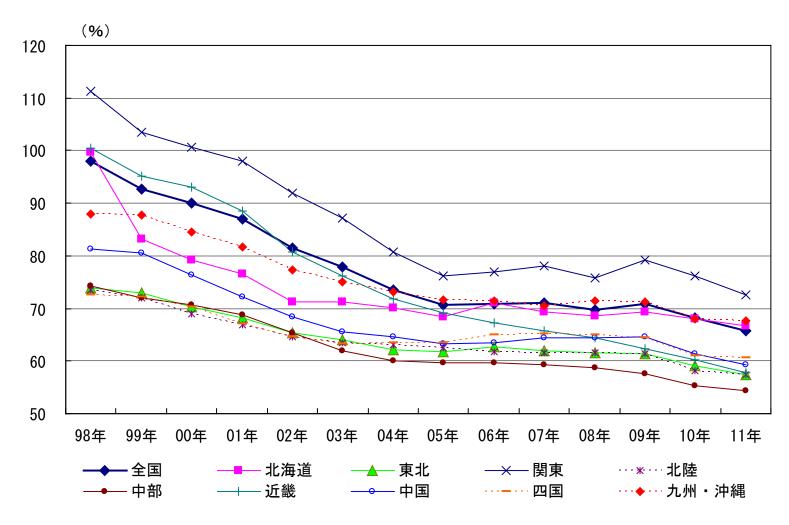
## ④貿易収支の縮小傾向と対外投資における資産運用の重要性の増大

## 経常収支・対外純資産残高(日・米)



## ⑤地域金融機関を中心とした預貸率の減少傾向

## 地域別の預貸率の推移(国内銀行)

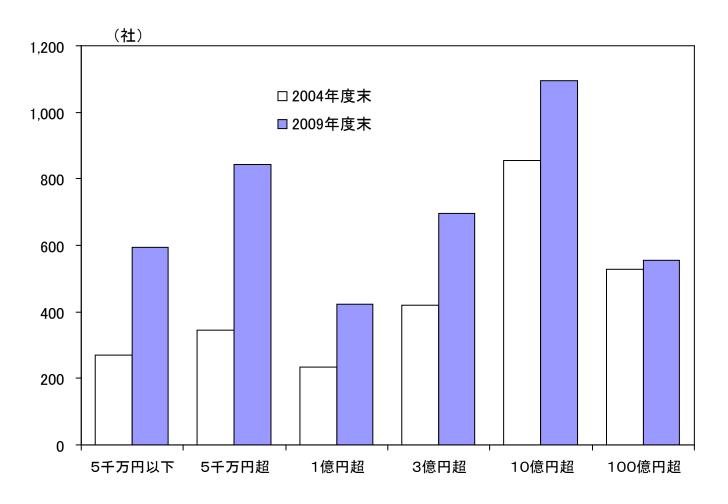


(注) 各年3月末時点の計数(1998年のみ4月末時点)。預貸率=貸出金/(預金+譲渡性預金)×100として計算。

(出典)日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

# ⑥着実な成長と海外進出を遂げる地域における中堅・中小企業も存在

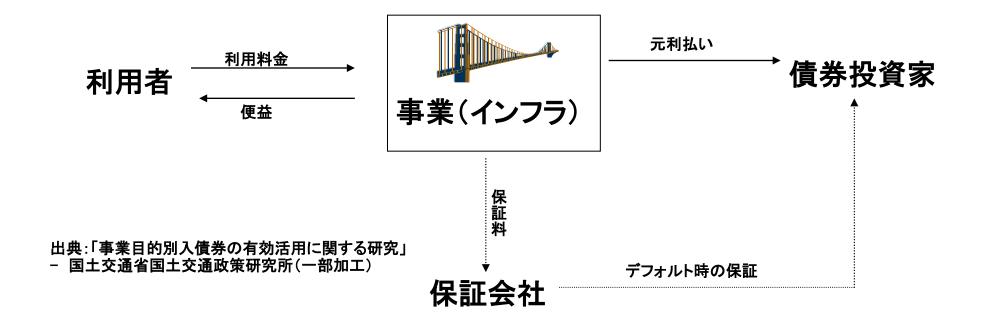
## 海外現地法人を持つ企業数(資本金規模別)



(出典) 経済産業省「海外事業活動基本調査」

# インフラ・ボンド (インフラ整備資金の調達に資する債券)

- インフラ(発電所、空港、有料道路等)の整備事業の資金調達の手段として、当該 インフラから将来的に発生するキャッシュ・フロー(電気収入、空港使用料、通行料 等)を元利払いのための返済原資に充てることとした債券を発行する。
- 通常の債券とは違い、投資判断は発行体の信用に依存せず、将来の安定的なキャッシュ・フロー等事業の収益性により行われる。



# 我が国金融業の中長期的な在り方についての検討

## 金融審議会への諮問事項(抄)(平成23年3月7日)

〇我が国金融業の中長期的な在り方についての検討

我が国金融機関の国際競争力の強化、地域経済における金融機能の向上、更には両者があいまって我が国経済・金融業の一層の発展を図るための中長期的な課題等について検討。



「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」 の設置・検討開始

我が国金融業(銀行、保険、証券等)を取り巻く内外の経済社会環境の変化を踏まえると、従来のような金融制度の改善という観点からだけではなく、金融業が実際に期待される役割を果たす上での課題や問題点について、関係者からのヒアリングを始めとする実態把握を通じて検証を行う。

# 我が国金融業の中長期的な在り方検討の主な論点(1)

中長期的な観点から見た我が国金融業の「国際競争力の強化」の 検討

- 我が国の金融機関は、産業界の国際展開等に、「地理的な広がり」、「サービス内容の多様性」の両面で、十分に対応しきれていない可能性。
- 金融機関の取組み
  - ▶ ハード・ソフト両面でグローバルなネットワークの構築
  - ▶ 現地市場の開拓に不可欠な現地コネクションの構築
- 金融業界としての取組み
  - > 民間金融機関と政府系金融機関の戦略的な連携
- 金融当局さらには政府としての取組み
  - ▶ 海外規制について、官民協働のもとで、現地当局に対する是 正の働きかけ
  - > アジア等での地域金融協力の取組み

# 我が国金融業の中長期的な在り方検討の主な論点(2)

中長期的な観点から見た「地域経済における金融機能の向上」の 検討

- グローバル化等を背景に、海外に進出する中堅・中小企業も増えてきている。こうした中、地域金融機関に対しては、資金供給に加え、海外市場に関する情報や助言が求められてきている。
  - 海外を含め活動範囲を拡大させている中堅・中小企業のサポート
    - ▶実際のビジネス展開に直結する情報の提供や販路開拓支援 (ビジネス・マッチング等)
    - ▶海外進出先における現地通貨の資金供給等

# 我が国金融業の中長期的な在り方検討の主な論点(3)

中長期的な観点から見た「国民のニーズに合った金融サービスの 提供」の検討

- ●経済が低迷し、少子高齢化が進展する中、社会構造やライフスタイルの変化を背景に、金融サービスに対する国民のニーズは多様化。他方、規制緩和、金融技術の進展等を背景に、金融機関の提供できる金融サービスの範囲も拡大・多様化。
- 金融仲介業者は、これまで以上に、顧客目線に立って、以下の 課題に取り組んでいく必要が出てきている。
  - ▶家計部門の金融資産について、効率的かつ安定的な運用の受け皿を提供するとともに、国内外の成長資金へとつなげているか。

# 我が国金融業の中長期的な在り方検討の主な論点(4)

- ▶資産運用以外の様々な金融サービスについて、潜在的な需要をいかに充足し、また新たな需要をいかに掘り起こしていくか。
- 顧客目線で、個人投資家の属性や世代の特性を踏まえた、きめの細かい商品開発や営業努力が不十分との指摘。
- 個人資金の効率的かつ安定的な運用の受け皿をいかに提供していくか。
  - ▶顧客サイドに立った商品開発・販売体制の構築
- ●個人資金をいかにリスクマネーにつなげていくか。
  - ▶銀行、保険会社、年金資金(公的年金を含む。)等の機関投資 家を通じた資金運用の在り方の見直し

# TOKYO PRO-BOND Market

# ~ プロ向け債券市場の創設~

# 平成24年2月2日 株式会社TOKYO AIM取引所 村木徹太郎



## 金融商品取引法上のプロ向け市場制度とは(1)



- 特定投資家及び非居住者のみが売買できる。
  - 特定投資家とは、

適格機関投資家(金融機関など)

上場会社

資本金5億円以上の株式会社

政府•日本銀行

「みなし」特定投資家(証券会社への申出、確認が必要)

上記以外の株式会社、一部の地方公共団体

個人富裕層

- 特定金融商品取引所に上場し、開示書類については上場先の取引所が定めるところによる。
  - 発行時開示として、特定証券情報
  - 継続開示として、発行者情報(有価証券報告書提出会社は提出不要)
- 金商法上、新規発行は特定投資家向け取得勧誘に該当し、発行後の売出しとOTCの売付けは特定投資家向け売付け勧誘等に該当する。募集及び売出しには該当しない。

## 金融商品取引法上のプロ向け市場制度とは(2)



#### 譲渡制限契約の締結

• 新規発行(特定投資家向け取得勧誘)及びOTCの売付け(特定投資家向け売付け勧誘等)において、特定投資家等以外の者への譲渡の制限などを内容とする「譲渡制限契約」の締結が義務付けられる。

#### 新規発行

- 証券会社と投資家との間の契約締結方法は、証券会社が投資家に対して書面を交付する方法が 考えられる。
- 当該書面により、TOKYO PRO-BOND Marketに上場しようとする銘柄全部についてあらかじめ
   包括的に譲渡制限契約を締結し、個別の契約の締結を不要とすることができる。
- 発行体と投資家の間の契約締結方法は、下記3通りが考えられる。
  - 1. 上記書面交付の際に、証券会社が発行体を代理して投資家に対して書面を交付する方法
  - 2. 証券会社が投資家を代理して発行体に書面を交付する方法
  - 証券会社が、発行体及び投資家の双方を代理する方法
- 上記2.の場合には、投資家が証券会社に対して包括的な代理権の授与を行うことにより、個別の 契約の締結を不要とすることができる。

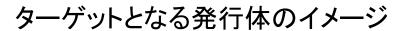
## 金融商品取引法上のプロ向け市場制度とは(3)



- 譲渡制限契約の締結(続き)
  - OTCの売付け
    - 証券会社が投資家に対して書面を交付する方法が考えられる。
    - 当該書面により、TOKYO PRO-BOND Marketに上場しようとする銘柄全部についてあらかじめ 包括的に譲渡制限契約を締結し、個別の契約の締結を不要とすることができる。

#### 告知義務

- 新規発行及びOTCの売付けにおいて、勧誘を行う者から勧誘を受ける者に対して告知が求められる。( 投資家が勧誘を行う者になる場合と勧誘を受ける者になる場合がある)
- 告知事項は、特定投資家向け有価証券である旨などで、企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の14の2第2項に定められている。
- 譲渡制限契約に関する書面において、TOKYO PRO-BOND Marketの上場銘柄すべてについてあらかじめ包括的に告知事項を記載し、個別の告知を不要とすることが考えられる。





- 非日系企業およびソブリン債の発行体など
  - ▶ 過去にサムライ債を発行したことがない発行体

● 日本の機関投資家をターゲットにしてグローバルもしくはユーロMTNプログラムを登録している日系発行体など

● 国内外で社債発行を行う大手日本企業グループなど

## 外国発行体のメリット



■ サムライ債(非居住者円建て外債)の発行には、日本語での有価証券届出 書の作成が必要

■ TOKYO PRO-BOND Marketの開示資料(特定証券情報)の言語は、日本語・英語の双方で発行が可能

- ユーロ市場等の様式をそのまま利用することができる
  - ⇒ 翻訳等、開示資料の作成に関するコストの大幅な節減が可能

## ワンデーシーズニングによる国内売出し



- 海外発行債券を翌日に国内に持ち込んで投資家に販売するときに、従来の少人数私募・適格機関投資家私募に代えて、特定投資家向け売付け勧誘等を利用すれば、販売対象の投資家層を広げることができる。
  - ▶少人数私募:50名未満
  - ▶適格機関投資家私募:適格機関投資家のみ
  - ▶特定投資家向け売付け勧誘等:特定投資家のみ
- ●特定投資家とは、
  - ▶適格機関投資家
  - ▶ 上場会社
  - ▶ 資本金5億円以上の株式会社
  - ▶ 政府•日本銀行
  - > 「みなし」特定投資家(証券会社への申出、確認が必要)
    - 上記以外の株式会社、一部の地方公共団体
    - 個人富裕層



	サムライ債	ユーロ円債	TOKYO PRO-BOND Market
投資家層	都市銀行、地銀、信託銀、 生損保、年金、その他大手 機関投資家等 (法制度上は、個人投資家 を含む)	サムライ債に似た投資家層だが、日本での販売は、適格機関投資家私募もしくは少人数私募(勧誘対象49名まで)の形が通常	サムライ債と同じ投資家層 (法制度上は、一部富裕層 を除き、個人投資家は含ま れない)
言語	日本語	英語	日本語、英語のいずれか もしくは双方
財務開示書類	日本の金融庁が定める様式	ユーロ様式	ユーロ様式の使用可 (取引所が様式を定める)
プログラムVS スタンドアロン	スタンドアロン (発行登録制度あり)	EMTN プログラム	MTN プログラム または スタンドアロン

## TOKYO PRO-BOND Market の特徴 (2)



	サムライ債	ユーロ円債	TOKYO PRO-BOND Market
上場先	非上場 (日本の金融庁の開示シス テム:EDINET)	ロンドン証取、ルクセン ブルク、シンガポール等	TOKYO PRO-BOND Market (TOKYO AIM取引所)
引受証券会社 の 法的責任	重 (有価証券報告書の参照)	軽	軽 (有価証券報告書を提出し ている旨の記載のみ)
発行までに かかる期間	初めて発行する場合に 書類作成開始からクロージングま でに要する期間は2か月程度	短	短
起債可能期間	狭	広	広
準拠法	日本法	英国法 等	日本法、英国法等 (限定なし)

## TOKYO PRO-BOND Market の特徴 (3)



	サムライ債	ユーロ円債	TOKYO PRO-BOND Market
格付	S&P、Moody's、Fitch もしくは日本の格付機関 (JCR、R&I)	S&P、Moody's、Fitch	S&P、Moody's、Fitch もしくは日本の格付機関 (JCR、R&I)
通貨	日本円	非限定	限定なし (日本円以外も可能)
清算・決済	証券保管振替機構	ユーロクリア クリアストリーム	取引所規則による制約なし
売買	ОТС	ОТС	OTC
発行体の 費用	日本語翻訳費用の負担重い	限定的	限定的



料金	金額	金額 (2012年3月31日まで)	支払期日
〇 プログラム上場料	200万円	100万円	プログラム情報の提出 日の属する月の翌月 末日
〇 新規上場料 (新規上場申請者がプログラム情報を提出しており、当該プログラム情報に掲げる発行予定期間中に上場する場合)	100万円と 発行額×0.5/10000 のいずれか小さい額	50万円と 発行額×0.5/10000 のいずれか小さい額	上場日の属する月の 翌月末日
○ 新規上場料 (上記以外の場合)	200万円	100万円	同上

## TOKYO PRO-BOND Market

TOKYO PRO-BOND Marketに関するお問合せは

株式会社TOKYO AIM取引所 (www.tokyo-aim.com)

飯田 一弘 Email k-iida@tokyo-aim.com

Phone 03-5847-0819

中村 俊弘 Email t-nakamura@tokyo-aim.com

Phone 03-5847-0857







### 早稲田大学GCOE

「日本とアジア域内のプロ向け債券市場創設提言 研究報告書」

# アジア通貨・人民元建て国際債券関連部分 提言の抜粋 及び 関連資料

提言公表 2010年4月20日

研究報告書公表 2010年6月18日

研究主体

早稲田大学GCOE《企業法制と法創造》総合研究所 アジア資本市場法制研究グループ「アジア・デットリスティング研究会」

協力 アジア資本市場協議会(CMAA)・日本資本市場協議会・日本証券業協会

> 犬飼重仁 早稲田大学法学学術院

# 7.アジア通貨建て国際債発行の意義 提言本編 当該部分 抜粋

- 今後、アジア経済がグローバル化を強める中で安定的に発展していくには、発行側で資本の流出入に際し為替変動が生じないことが望ましい。この点で、アジア各国の企業や投資家が自国通貨で調達・運用を行える、あるいはアジア各国で業務展開する企業グループがアジアでの事業活動に必要なアジア通貨での資金調達を行えるような選択肢としての、アジア域内プロ向け国際債市場(AIR-PSM)を用意することが必要である。
- しかし、発行される債券の通貨建てに関し、アジア各国の主要通貨については、基本的に、日本円・シンガポールドル・香港ドルを別にすれば、韓国ウォンでさえ使用に制限があり、ましてやそれ以外のアジアの通貨建て債券の発行は、個別に状況は異なるものの、各国とも、総じて現状では困難と言わざるを得ない。
- ただし、その困難な状況を所与のものとしてあきらめるのではなく、例えば、アジア域内の当該国にとって、その国の通貨の債権債務が全体としてマリーする範囲であれば、当該国の為替規制上の本来の目的に反しないと考えられることから、その一定の(日本向け)対外債権の枠内という条件付きで(一定の枠内での当該国の(日本の企業グループが当該国に設立した企業を含む)居住者及び非居住者である日本企業等による発行を含めて)当該国の自国通貨建ての国際債(プロの非居住者の投資も可能な当該国の国内債を含む)の発行を可能とするような方向づけを行うなど、域内の対話の継続的促進により、粘り強く状況の改善を図る必要があろう。
- 今後益々、我国としても、域内各国の財務省・中央銀行及び 政策形成者との戦略的な対話が必要となるものと考えられる。

# 研究報告書一資料編

提言資料編 当該部分 抜粋

- (アジア通貨建て国際債発行の意義)
- こうした中長期的な意義のうち、国際債がアジア通貨建てで発行されることの意義は、アジア通貨危機を振り返ることで、より理解がし易くなる。
- アジア通貨危機をもたらした理由の一つは、アジアの企業が国外から 資金を調達する際に外貨(USドル)を用いたために過大な為替リスク を負い、自国通貨の下落とともに過剰債務を負ってしまったことに あった。
- 今後、アジア経済がグローバル化を強める中で安定的に発展していくには、発行側で資本の流出入に際し為替変動が生じないことが望ましい。
- この点で、アジア各国の企業や投資家が自国通貨で調達・運用を行える、あるいはアジア各国で業務展開する企業グループがアジアでの事業活動に必要なアジア通貨での資金調達を行えるような選択肢を用意することが必要である。
- さらに、歴史を振り返れば、日本企業は1970年代から、その国内の高度成長を支えるための資金調達を、低利の転換社債や新株予約権付社債の形で、ユーロ債市場を中心に行ってきた。そして、欧米の投資家は、日本の高度成長に投資し、その成長の果実を得た。
- 現在この関係は、日本を含むアジアの先進国と、それを追いかける 各国との間に成立している。投資信託や年金基金等を含む日本とア ジアの先進国の機関投資家も、円建てや各国自国通貨建て等を含む 新興国企業のファイナンスに、資金の出し手として対応できる。
- 上記のような自国通貨建ての社債やエクイティ債に関しては、すでに アジア域内において貿易や直接投資といった厚みのある底辺が存在 し、また物流はお互いに近い国の間でより多く行われており、そこで 自国通貨建てのファイナンスが必要とされ正当化されることは、いう までもない。
- 以上は、各国の政府当局の対応を待たずとも自然に発生する経済の 流れである。

- しかし、各国の外為政策、通貨の自由化の進展、会計・ディスクロージャーの状況等を考えると、この自然の流れを加速する仕組みが、「オフショア・ホールセール欧州国際債市場(かつてのユーロ債市場)」がそうであったように「プロの投資家と市場参加者の創る、アジア域内プロ向け国際債市場(AIR-PSM)」ということになろう。
- しかし、「アジア域内プロ向け国際債市場(AIR-PSM)」において発行される債券の通貨建てに関し、アジア各国の主要通貨については、基本的に、日本円・シンガポールドル・香港ドルを別にすれば、韓国ウォンでさえ使用に制限があり、ましてやそれ以外のアジアの通貨建て債券の受入は、個別に状況は異なるものの、各国とも、総じて現状では困難であると言わざるを得ない。
- ただし、その困難な状況を所与のものとしてあきらめるのではなく、 日本においてかつて採用されたように、例えば、アジア域内の当該 国にとって、その国の通貨の債権債務が全体としてマリーする範 囲であれば、当該国の為替規制上の本来の目的に反しないと考えられることから、その一定の(日本向け)対外債権の枠内という条件付きで(一定の枠内での当該国の(日本の企業グループが当該国に設立した企業を含む)居住者及び非居住者である日本企業等による発行を含めて)当該国の自国通貨建ての国際債(プロの非居住者の投資も可能な当該国の国内債を含む)の発行を可能とするような方向づけを行うなど、域内の対話の継続的促進により、粘り強く状況の改善を図る必要があると考えられる。
- このような方向付けは、かつて日本が円の国際化の進展の過程で行った非居住者自由円勘定制度、非居住者ユーロ円債の解禁などの過去の外国為替管理政策に同様の例を見出すことができるものであり、今後益々、我国としても、域内各国の財務省・中央銀行及び政策形成者との戦略的な対話が必要となるものと考えられる。
- (ただしその端緒として、アジア開発銀行(ADB)・国際協力銀行 (JBIC)等のサポートするABMI(ASEAN+3財務大臣プロセスで進められているアジア債券市場育成イニシアティブ)でも、タイバーツ・マレーシアリンギット等のアジア通貨建債発行を進めているほか、市場関係者を交えた検討を開始していることは注目に値しよう。)

## 「アジア域内のプロ向け債券市場創設提言」翻訳・一部修正版日本語 英語 中国語 韓国語のうち日本語の当該部分 抜粋

- II. アジア域内プロ向け国際債市場(AIR-PSM)創設の目的
- 4. アジア通貨建て国際債発行の意義
- 今後、アジア経済がグローバル化を強める中でアジア地域の資本市場が安定的に発展していくには、証券発行側で資本の流出入に際し為替変動が生じないことが望ましい。
- この点で、アジア各国の企業グループや機関投資家が、自国通貨で調達・運用を行えることが重要である。つまり、アジア各国で業務展開する国際的な企業グループが、事業活動に必要な特定のアジア通貨での資金調達を行えるような選択肢としての、アジア域内国際債市場(AIR-PSM)を用意することが必要である。
- しかし、発行される債券の通貨建てに関しては、アジア各国の主要通貨については、基本的に、日本円・シンガポールドル・香港ドルを別にすれば、韓国ウォンでさえ使用に制限があり、ましてやそれ以外のアジア通貨建て債券の発行は、個別に状況は異なるものの、各国とも、総じて現状では困難と言わざるを得ない。
- ただし、その困難な状況を所与のものとしてあきらめるのではなく、関係当事者は、域内の対話の継続的促進により、粘り強く状況の改善を図る必要があるう。
- 例えば、アジア域内の当該国にとって、その国の通貨の債権債務が全体としてマリーする範囲であれば、当該国の為替規制上の本来の目的に反しないと考えられることから、その一定の(たとえば日本向け)対外債権の枠内という条件付きで(一定の枠内での当該国の(日本の企業グループが当該国に設立した企業を含む)居住者及び非居住者である日本企業等による発行を含めて)当該国の自国通貨建ての国際債(プロの非居住者の投資も可能な当該国の国内債を含む)の発行を可能とするような方向づけを行うなどが考えられる。
- V. 新市場(PSM-J/AIR-PSM)創設のタイムテーブルと特記事項
- 4. 各国の外為規制上の制約の緩和について
- 各国の外為規制に関しては、その先に、域内各国の現地通貨建て資産や債権の保有者である域内各国と域内企業グループ等の同通貨建て国際債発行による、為替リスク緩和に資する債務の創出も展望されるだろう。
- 例えば、各国外為規制に関しては、韓国、中国に加えて、インドネシア・タイ・マレーシア等のアセアン各国に対して、一定の日本向け対外債権の枠内(債権債務がバランスする範囲内)という条件付きで(一定の枠内での日系非居住者による発行を含む)各自国通貨建ての国際債(プロの非居住者の投資が可能な其々の国の国内債を含む)の発行を可能とするような要請・取組を行うことが想定される。

# 外務省HP 新着情報 日中首脳会談(概要) 平成23年12月25日

• 25日(日曜日), 中国・北京を訪問中の野田総理大臣は, 人民大会堂において, 16時30分(日本時間17時30分)から 温家宝総理と共に歓迎式典に臨み, その後, 16時40分(同 17時30分)から約1時間20分, 温総理との間で日中首脳会 談を行ったところ, 概要は以下のとおり。このうち, 冒頭10 分程度を少人数会合(日本側:齋藤官房副長官, 中国側: 楊潔チ・外交部長同席), 残りの時間で全体会合(日本側: 齋藤官房副長官, 丹羽駐中国大使, 筒井農水副大臣, 山 口外務副大臣, 長島総理補佐官他, 中国側:楊潔チ・外交 部長, 張平・国家発展改革委員会主任, 陳徳銘・商務部長, 程永華・駐日中国大使他同席)を行った。また, 会談終了 後, 青少年交流及び日中省エネ・環境ファンドの2件につい ての署名式が, 両国首脳立会いの下行われた。その後, 温 家宝総理主催歓迎宴が18時15分(同19時15分)頃から約1 時間開かれた。

#### • 1 日中関係

- 野田総理から、以下の「日中国交正常化40周年に際する日中『戦略的互恵関係』の一層の深化に向けた6つのイニシアティブ」(ファクトシート(PDF: http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\_noda/china\_1112/pdfs/jc40\_factseet.pdf)を表明したところ、本件イニシアティブの各項目の下での議論の概要は以下のとおり。「省略)
- ファクトシート関連部分以下(\*)の通り。

# (\*)日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化 ファクト・シート

#### 平成23年12月25日

- 日中両国間の拡大する経済・金融関係を支えるため、日中両国 首脳は、両国の金融市場における相互協力を強化し、両国間の金 融取引を促進することに合意した。これらの発展は市場主導で進め られるとの原則に留意しつつ、具体的に以下の分野で協力。
- (1) 両国間のクロスボーダー取引における円・人民元の利用促進
- ●円建て・人民元建ての貿易決済を促進し、両国の輸出入者の為替リスクや取引コストを低減
- •日系現地法人向けをはじめとする, 日本から中国本土への人民 元建て直接投資
- (2) 円・人民元間の直接交換市場の発展支援
- (3) 円建て・人民元建て債券市場の健全な発展支援
- 東京市場をはじめとする海外市場での日本企業による人民元建て債券の発行;パイロットプログラムとしての,中国本土市場における国際協力銀行による人民元建て債券の発行
- •日本当局による中国国債への投資に係る申請手続きを進める
- (4) 海外市場での円建て・人民元建て金融商品・サービスの民間部 門による発展慫慂
- (5) 上記分野における相互協力を促進するため、「日中金融市場の発展のための合同作業部会」の設置
- このほか、日中両国首脳は、チェンマイ・イニシアティブにおける 危機予防機能の導入及び危機対応機能の更なる強化など、 ASEAN+3で進められている金融協力の強化に向けた取組みを加速 することに合意した。

# 2011年12月25日朝刊 日経

・通貨・金融を巡る包括協定も締結する。日本は外国為替資金特別会計を通じ、人民元建て債券を最大100億ドル相当(7800億円)購入する方向だ。米ドルに偏っている外為特会の資産を多様化するほか、中国が進める人民元の国際化に積極的に協力する。

# 2011年12月26日朝刊 日経

- 日中、国債持ち合い円・人民元利用を拡大
- 【北京=高橋哲史】25日、野田佳彦首相と温家宝首相が合意した日本による中国国債の購入は、両国の経済関係が互いの国債を持ち合う新たな段階に入ったことを意味する。ドルへの不信を募らす中国は人民元の国際化を急いでおり、日本が持ちかけた「国債の持ち合い」を好機ととらえた。日本との経済関係の強化を印象づけ、アジアへの関与を強める米国へ対抗したいとの思惑もちらつく。
- 中国では外国当局が中国国債を買う場合、中国人民銀行(中央銀行)の 認可を得る必要がある。会談では日本側が人民銀への認可の申請手続き を始めることで合意。具体的な購入額は明らかにしていないが、最大100億 ドル(約7800億円)相当になる見込みだ。
- ・ 中国は既に外貨準備で日本国債を保有している。2010年末の中国から日本への証券投資残高は10兆5000億円。ほとんどが中国当局による日本国債の購入とされる。欧州債務危機でユーロの先行きが懸念されるなか、中国が日本国債への投資を積極化しているとの観測は絶えない。
- 会談では両国間の貿易や投資で円や人民元の利用を増やす方針でも合意。日中貿易で使われる通貨は現在、ドルが6割、円が3割程度で、人民元は1%にも満たない。円や元での決済を増やせば、両国の企業は為替リスクを大幅に減らせる。
- 中国は09年7月から人民元建てでの貿易決済を段階的に認めている。08年秋のリーマン・ショックでドルの信認が大きく揺らぎ、ドル建てで輸出する中国企業が為替リスクにさらされる恐れが浮上したためだ。今年9月末で元建ての貿易決済額は累計2兆元を超え、中国の全貿易に占める割合は約10%に達している。
- 元建ての貿易決済を広げるには、貿易相手国の通貨当局が外貨準備に 人民元を組み入れる必要がある。中国政府は各国当局に人民元の保有を 呼びかけており、これまでナイジェリアやモンゴル、マレーシアなどが中国国 債の購入に動いている。日本は初の先進国であり、中国は「人民元の国際 化に弾みがつく」(国営新華社)と歓迎している。
- ただ、日本が100億ドル相当の中国国債を購入しても外貨準備に占める割合は0.8%程度にとどまる。政府高官は「少額であり、外貨準備運用の多様化という位置づけでは全くない」と説明する。
- 中国に次ぐ世界2位の外貨準備を抱える日本が、ドルに偏った運用の多様 化に乗り出したと市場が受け止めれば、ドル相場の急落につながりかねない。

# 2011年12月27日 中国網 日本語版(チャイナネット)

- 【中証視点】2つの経済大国「日中」の金融連携に海外も注目
- く中国証券報>中国人民銀行(中央銀行)のウェブサイトと、在中国日本大 使館のメディアブリーフィングで25日夜、「日中間における金融市場の発展に 向けた協力強化」の状況を報告するブリーフィング(説明)が発表された。この 中で、日中間の経済金融関係の絶え間ない発展を支えるために、日中の首 相が金融提携を強化し、両国間の金融取引を促進することで合意したことが 明らかにされた。
- 提携内容は、◇日中貿易における人民元建て、円建て決済の促進、◇人民元と円の直接取引市場の育成サポート、◇人民元と円の債券市場の健全な発展サポート、◇民間企業による海外市場での人民元建て、円建て金融商品、サービスの取扱奨励ーーなど。さらにこれらの提携を推進するための作業部会「日中金融市場発展連合工作チーム」を設立することが確認された。
- また、野田佳彦首相の訪中に同行している財務省の目黒克幸国際局調査 課長は中国証券報の取材に対し、日本政府が中国国債の購入を計画している件について、「中国側となお交渉中」と説明。「購入額は最大100億ドル規模」との観測はメディアの予想にすぎないとしながらも、日本が中国国債の購入を長期的な投資とみなすことを指摘した。
- ・ ◆周到に準備を進めた日本
- 日本政府の中国国債購入が日本のメディアに先だって報じられたことや、 今回の日中首脳会団で金融貿易分野の提携緊密化が確認されたことをみれば、野田首相の今回の訪中に周到な計画と事前準備があったことは明らかだ。 発表されたブリーフィングでは、日中貿易での人民元や円の決済拡大や、円 建て債券市場の育成に関し、オペレーティング性の強い詳細な内容が明確に 示された。
- 例えば、◇人民元と円での貿易決済を利便化し、両国の貿易企業の為替リスクや取引コストを軽減すること、◇日本企業による中国子会社の設立など、日本から中国本土への人民元建て直接投資を促進すること、◇日本企業による東京やその他海外市場での人民元建て債券の発行、日本国際協力銀行による中国本土での人民元建て債券の試験発行——などの合意内容が明示され、また日本当局が中国国債の購入に向け準備を進めていることが示された。

- さらに日中双方は、「アセアン(東南アジア諸国連合)プラス3(アセアン10カ国 +日本、中国、韓国)」の金融提携を強化することでも合意。多様化した枠組み の下で、地域危機予防システムの導入などを進めることを確認した。
- 在中国日本大使館が25日夜に開催した野田首相訪中に関するメディアブリーフィングで、横井裕外務報道官は、日中両国が最大10億元規模の省エネルギー・環境保護投資基金の設立を計画していることを明らかにした。日中双方の互恵互利の経済提携関係を促進することを目的とするもので、日本側は国際協力銀行、中国側は中国輸出入銀行が中心となる。
- タくの海外メディアは今回の日中間の提携について、「両国の金融・経済関係にとっての大きな突破となった」と報じた。ブルームバーグはIHSグローバルインサイトのアナリストの分析を引用し、「日中間の巨大な貿易総量(日本の統計によると、2010年の日中貿易額は3018億5000万米ドル)をみれば、今回の提携の意義は非常に大きい」と伝えた。
- 北京大学朝鮮半島研究センターの加藤嘉一研究員は、中国証券報の取材に対し、「日中貿易での円や人民元の決済を増やすことは必然的な流れであり、 両国の長期的な経済貿易の往来と経済協力の延長でもある。日本政府はこれ によってより多くの中国企業家や投資家の日本への投資を呼び込み、内外需 の縮小や産業空洞化の現象を緩和させる狙いだ」との分析を示した。
- ◆中国国債購入は日本の長期投資
- 野田首相が訪中を控えた20日、日本経済新聞は、「日本政府が外貨準備 通貨の多様化を狙って、最大100億米ドルの中国国債の購入を計画している」 と伝えた。安住淳財務大臣も同日、この購入計画を認めた。日本の今年11月末 の外貨準備高は過去最高の1兆3050億米ドルとなっている。
- 横井裕外務報道官は25日夜、日本当局が中国国債購入に向けた申請段階 にあることを明らかにしたが、購入規模を含む申請内容の詳細は明らかにしな かった。
- 財務省の目黒克幸国際局調査課長は中国証券報の取材に対し、「中国国債の購入は単発的ではなく、長期的なメカニズムとみなしている。購入規模は100億米ドルと報じられているが、現在のところ具体的な規模や購入の時期、購入主体などの詳細はなお申請途中にある」と説明した。
- ・ 北京大学朝鮮半島研究センターの加藤嘉一研究員は、「日本政府の中国国 債購入計画は、外需縮小問題など日中両国が共に面している世界の経済環境 と関係がある」と指摘。国債の相互購入は互惠互利を実現すると同時に、両国 の経済金融関係の強化につながるとの認識を示した。
- 横井裕外務報道官はまた、日中間の自由貿易協定(FTA)交渉が早ければ来年に始まる見通しを示した。「同交渉は3国の投資協定を基礎とするもので、3国いずれも年内にFTAの研究を終え、来年に交渉を始めることを望んでいる」と述べた。

# 日本の人民元建て対中直接投資が可能に=中国人民銀行

- 中国人民銀行(中央銀行)は25日、日中首脳が金融市場での協力関係を強化することで合意したと明らかにした。日本政府は人民元・日本円の直接取引の拡大や中国国債の購入の方針を示した。中国網日本語版(チャイナネット)が報じた。
- 中国人民銀行によると、日中両国は次の分野における協力を強化すると表明した。
- 1. 貿易決済における人民元と日本円の利用を促進する。両国貿易における人民元、日本円決済の利便化をはかり、輸出入業者の為替差損回避と取引コストダウンを実現する。日系企業の在中国付属機関を含め、中国本土への人民元建て対中直接投資を促す。
  - 2. 人民元・日本円の直接取引市場の発展をサポートする。
- 3. 人民元建て債券と円建て債券市場の健全な発展を支援する。日本企業が東京やそのほかの海外市場で人民元建て債券を発行することや、日本国際協力銀行が中国本土での試験的な人民元建て債券発行を後押しする。国際協力銀行(JBIC)による人民元建て債券の試験的発行を支援する。日本当局による中国政府債投資に向けた申請手順については検討中である。
- 4. <u>海外市場における民間企業の人民元建て、円建て金融商品および</u> サービスの開発を奨励する。
- 5. 上記の協力を推進する日中連携作業部会を設立する。
- ・ 中国人民銀行(中央銀行)は25日、日中首脳が金融市場での協力関係を強化することで合意したと明らかにした。日本政府は人民元・日本円の直接取引の拡大や中国国債の購入の方針を示した。中国網日本語版(チャイナネット)が報じた。
- 中国人民銀行は、「<u>われわれは10+3(ASEAN+日中韓)財政金融協力を加速することでも合意に達した。</u>『チェンマイ協定』の多角的枠組み内において、地域的危機の防止や危機対応システムの強化でも協力していく」とした。

12

#### 合意の背景

- 現在、中国は日本にとって最大の貿易パートナーとなっている。日本による中国への人民元建て直接投資は、人民元建て貿易決済、海外での人民元建て債券や株式の発行とともに、中国の三資企業(中外合資、中外合作、全額外資企業)利益の海外送金、株式転換、資本減額、清算、投資撤収時の利便性向上につながり、通貨交換による為替差損の回避と取引コストダウンの実現に役立つ。
- それだけでなく、今回の合意により人民元の越境流動のリスクを下げることができる。ここ数年、人民元は周辺国・地域に受け入れられ、一部の国や地域が相当規模の人民元を備蓄している。この大量の人民元が一度に中国に還流するとなると、中国の金融市場は大きな打撃をうける。海外の人民元資金による中国国内投資は、海外の人民元資金の秩序ある国内還流を導き、人民元の越境流動のリスクを軽減することになる。また、外貨流入圧力の緩和と人民元発行規模の縮小の面においても一定の効果がある。
- より重要なことは、海外人民元資金の国内還流メカニズムの形成で、海外人民元資金のルールに基づいた国内還流ができ、これは人民元国際化における重要な進展であると同時に、人民元資本取引の自由化に基礎を固めたことにもなる。



アジア・東京 債券市場創設フォーラム2

# 日本版スクーク(J-Sukuk)市場の開設

- アジア・プロ向け債券市場創出のための地域間協力に与えるインプリケーション -

2012年2月2日

日本証券業協会 国際部部長 椎名隆一 CFA

なお、報告中、私見に関るものは、当協会の正式の立場を表明するものではないことにご留意下さい。



#### 日本版スクーク(J-Sukuk)市場の開設

- アジア・プロ向け債券市場創出のための地域間協力に与えるインプリケーション -

#### Contents

- Ⅰ. 日本とイスラーム金融
- Ⅱ. J-Sukuk登場の背景とその仕組み
- Ⅲ. ABMFパイロット・イシューとしてのJ-Sukukの可能性

# I. 日本とイスラーム金融

## 1-1. 日本とイスラーム金融 (1)



#### - イスラーム金融サービス委員会(IFSB)へ参加している日系機関

日本からの参加機関	国籍	参加ステータス
日本銀行	日本	オブザーバー・メンバー
東京三菱UFJ銀行(マレーシア)	マレーシア	オブザーバー・メンバー
国際協力銀行	日本	オブザーバー・メンバー
日本証券業協会	日本	オブザーバー・メンバー
みずほコーポレート銀行	日本	オブザーバー・メンバー
野村アセットマネジメント・マレーシア	マレーシア	オブザーバー・メンバー
野村證券*	日本	オブザーバー・メンバー
三井住友銀行	日本	オブザーバー・メンバー
8機関		

\*2011年末で撤退

# 1-2. 日本とイスラーム金融 (2)



2001年	・東京海上グループ、サウジアラビアでタカフル業務を開始。
2004年	<ul><li>東京海上グループ、インドネシアでタカフル業務を開始。</li></ul>
2005年	・東京海上グループ、シンガポールでイスラーム再保険(リタカフル)会社を設立。
5月	- バーレーンのイスラーム投資銀行アルキャピタ(ARCAPITA)がシンガポールのキャピタルランドと合弁で投資ファ ンド(ARC-Capitaland Residences Japan: 300億円)を立ち上げ、日本の不動産を取得。
11月	・東京工業品取引所は、バーレーン中央銀行とイスラーム金融での協力に関するMOUを締結。
2006年	・東京海上グループ、マレーシアで地場金融グループと合弁でホンリョン東京海上タカフル社開業。
2007年 1月	・イオン・クレジット・サービス(マレーシア)が日系企業として初めてムシャーラカをベースとするスクーク発行プログラム(期間7年のCP/MTN発行枠4億リンギット)を設定。
	・国際協力銀行が日系金融機関として初めてIFSBのオブザーバー・メンバーに加入。
2月	・イスラーム金融が第166国会財務金融委員会で取り上げられる。
5月	・東京証券取引所は、S&Pと共同で「S&P/TOPICシャリーア150指数」を開発。
8月	・日本銀行、日本証券業協会、野村アセットマネジメント(マレーシア)がIFSBのオブザーバーメンバーとなる。
11月	・クウェートの新興イスラーム銀行であるブービヤン銀行の不動産ファンド(Boubyan Global Real Estate Fund)が、日本の不動産会社アトラス・パートナーズと組んで、オフィスビルへの投資を実行。
12月	・金融庁が「金融・資本市場競争力強化プラン」を公表し、「銀行・保険会社の子会社に対するイスラーム金融の解禁」を施策の一つとして打ち出す。

# I-3. 日本とイスラーム金融 (3)

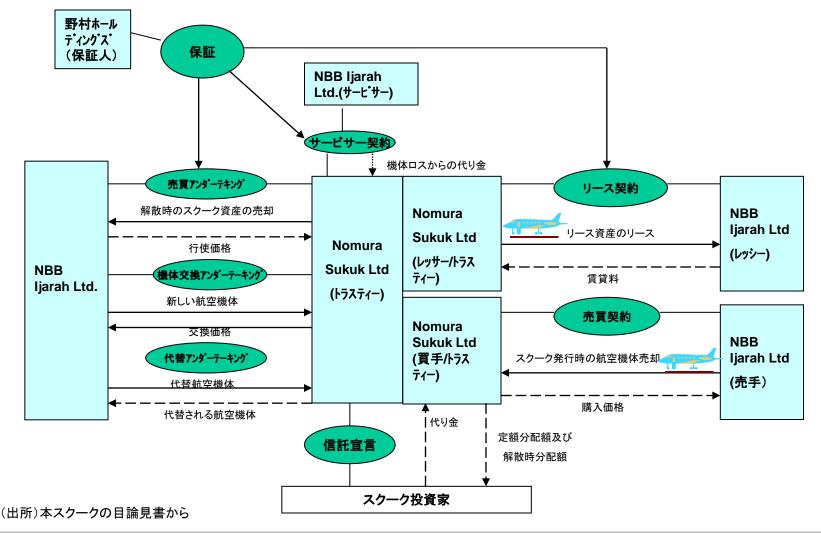


2008年 5月	・トヨタ・ファイナンシャル・サービスのマレーシア子会社であるUMWトヨタ・キャピタルが10億リンギット、7年間のスクーク発行枠を設定。 ・大和証券投資信託委託が初のシャリーア適格日本株ETF (Daiwa FTSE Shariah Japan 100)をシンガポール取引所(SGX)に上場。これはSGXにとっても初のシャリーア適格ETFの上場。
6月	・名古屋の商品先物取引業者岡地のマレーシア現地法人が、マレーシアの Alliance Islamic Bank Malaysia Berhad とMOUを締結し、先物市場を利用したイスラーム金融の開発・運用に参入。
12月	・日本の銀行法施行規則及び保険業法施行規則が改正され、日本の銀行及び保険会社は子会社を 通じて一定の種類のイスラーム金融業務を行うことができることが法令上明確化。
2009年11月	・都内で第2回イスラム金融シンポジウム(日本経済新聞社、国際協力銀行、日証協の3社共催)。
2010年 7月	・野村證券の関連会社である野村バブコック&ブラウンの航空機リース取引を裏付けとし、Nomura Sukuk Ltd.(ラブアンに設立された独立のSPV)を発行体とする1億米ドルのイジャーラ・スクークが初の日系公募債としてローンチされ、マレーシア証券取引所に上場。 ・同じ、野村證券グループの野村インターナショナル(バハレーン支店)が、コモディーティ・ムラーバハ・ファシリティーを利用した資金調達(7000万米ドル)を実施。
8月	・金融庁、平成23年度税制改正要望に、資産流動化法の規定する「特定目的信託」(社債的受益券)を利用した国内スクーク発行に関わる税制優遇措置導入を盛り込む。
11月	・シンガポール取引所に初めてイスラームREIT(SABANA Shari'ah Compliant REIT)が上場。日本の大和証券キャピタル・マーケッツ・シンガポール・リミテッドが共同主幹事となる。
12月	・資産流動化法の規定する「特定目的信託」(社債的受益券)を利用したスクーク発行に関わる税制 優遇措置が、政府税調で承認され、平成23年度税制改正大綱に盛り込まれる。
2011年 4月	・国内スクーク発行に向けた、資産流動化法の改正案が「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」として国会に提出され、5月に可決。11月に施行。

### 1-4.日本の発行体によるスクーク発行事例



2010年7月13日発行の野村スクーク(スクーク・アル・イジャーラ:1億米ドル、 2年債、マレーシア上場)の発行関係者図



# II. J-Sukuk登場の背景とその 仕組み

## Ⅱ-1. 日本版スクーク実現に向けた動き(1)



- イスラーム金融を大きく飛躍させたといわれるイスラーム債券(スクーク)
- マレーシアや中東各国で、有力なシャリーア適格の長期資金調達手段として盛んに利用
- アジア太平洋地域の非ムスリム諸国(シンガポール、香港、タイ、韓国、オーストラリア)の間でも、国内でのスクーク発行実現に向けた税制措置や法的枠組みの整備が進展(\*シンガポールは既にスクーク発行を2008年に開始)。この動きの中で、日本は出遅れ感があった。

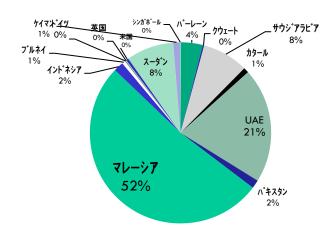
#### 世界のスクーク発行額推移

60.0 50.0 40.0 30.0 20.0 10.0 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010

(出所)TheCityUK, Zawya Sukuk Monitor, IFIS

(単位:10億米ドル)

#### 国別発行額割合(2000-2009年通算)



(出所)IIFM

## Ⅱ-2. 日本版スクーク実現に向けた動き(2)



- <u>2010年7月</u>: 金融庁金融税制研究会において、スクークの配当を利子並みに扱うなどのイスラーム・マネーを呼び込むための税制上の環境整備の必要性が指摘。
- 2010年8月: 税制措置に対する政策評価が行われ、金融庁による平成23年度税制改正要望として提出。新成長戦略に基づく「アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立」に資する措置の一つとして「イスラーム金融に関する所要の税制措置」を国の政策として掲げ、国内でイスラーム債券(スクーク)を発行し、これを海外投資家が取得した場合の配当等を非課税とする措置を要望項目とする。
- <u>2010年12月</u>:政府税調による激しい議論の末、承認、平成23年度の税制改 正大綱にその結果が盛り込まれる。
- 2011年5月: イスラーム債に関連した税制改正を含む「資本市場及び金融 業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が国会 で成立。その中で、日本版スクークの発行を想定した「資産流動化法」も改 正。
- <u>2011年11月</u>: 改正資産流動化法施行。

#### Ⅱ-3. 日本版スクーク実現のポイント



- ・特定目的信託の社債的受益権を使った仕組み作り
  - (日本法の概念としてスクークに最も近い性質のものが「信託」であり、その場合に、法人課税による二重課税を回避するためには導管性が認められる特定目的信託が最適。)
- 日本版スクークと通常の社債とのイコール・フッティング
- 海外投資家が受ける日本版スク一クの配当は非課税
   (2010年6月に施行された新しい非居住者債券所得非課税制度ーいわゆるJ-BIEMーとの整合性)
- 国内金融機関が受ける日本版スクークの配当は源泉徴収免除
- イジャーラ・タイプのスクーク発行を想定
- ・ 信託財産の買戻しに係る登録免許税と不動産取得税も非課税

## Ⅱ-4.資産流動化法の改正と税制措置



#### ≻資産流動化法の改正

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部 を改正する法律」

成立:平成23年5月17日成立

公布: 平成23年5月25日(法律第49号)

施行:平成23年11月24日(政令第338号)

## **➢税制措置**

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の附則で定められている(後に詳述)。

## Ⅱ-5.特定目的信託に基づく(特別)社債的受益権



#### ① 特定目的信託とは

「この法律の定めるところにより設定された信託であって、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものをいう」(資産流動化法2条13号)

※ 特定目的信託においては、特定資産の管理及び処分について受託信託会社等に 対して指図を行うことができない(同法230条1項1号)

#### ② 社債的受益権とは

「信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額(あらかじめ 定められた金額が得られるものとして政令で定める方法により計算されるもの を含む。)の分配を受ける種類の受益権」(同法230条1項2号)

#### ③ 特別社債的受益権とは

「社債的受益権であって、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならない旨の条件が付されているもの、その他の原委託者の信用状態が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの」(同法230条1項3号)

# Ⅱ-6. 特別社債的受益権:オン・バランス取引としての構成



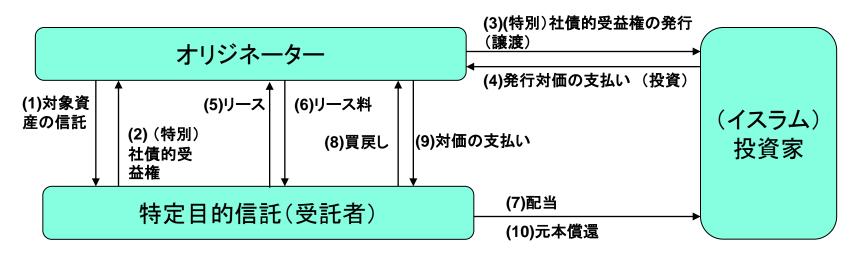
J-Sukukは、特別社債的受益権という概念を新たに導入し、裏付け資産が土地・建物等の不動産の場合に、通常国内で(資産買戻しの際に)課税される不動産流通税を免除する仕組みを作った。特別社債的受益権は、社債的受益権に関する条件に加えて、仕組み上、purchase undertaking等が付与され、かつ、オリジネーターのオンバランス取引として構成される必要がある。

#### 資産流動化法施行規則116条の2:

- ① 当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い 戻さなければならない旨の条件が付されているもの
- ② 当該社債的受益権に係る特定目的信託契約の締結に際し、当該特定目的信託契約に基づき信託された特定資産を売り戻すことができる権利を原委託者が受託信託会社等に書面をもって付与しているもの
- ③前2号に掲げるもののほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に 照らし、原委託者の会計処理において、当該社債的受益権に係る特定目 的信託契約に基づき信託された特定資産が受託信託会社等に移転すると みとめられないもの
- →不動産流通税の非課税化措置に関連する(後述)。

## Ⅱ-7. (特別)社債的受益権を用いた スクーク発行/期中配当/償還の仕組み

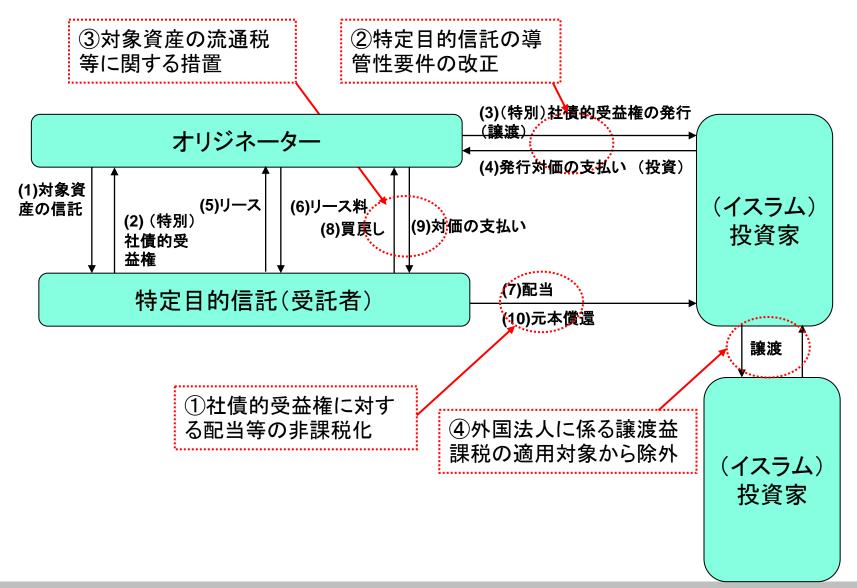




- (1) オリジネーターは、特定目的信託の信託受託者に対し、信託契約に基づいて対象資産(不動産等)を信託する。
- (2) オリジネーターは、特定目的信託の(特別)社債的受益権を取得する。
- (3) オリジネーターは、投資家に対し、(特別)社債的受益権を発行(譲渡)する。
- (4) 投資家は、オリジネーターに対し、(特別)社債的受益権の発行(譲受)対価を支払う。
- (5) 信託受託者は、オリジネーターに対し、対象資産をイジャーラの原則に従いリース(賃貸)する。
- (6) オリジネーターは、信託受託者に対し、定期的にリース料を支払う。
- (7) 信託受託者は、投資家に対し、(6)で受領したリース料を原資として(特別)社債的受益権に係る収益の分配を行う。
- (8) (特別)社債的受益権の償還時、オリジネーターは、信託受託者から対象資産を買い戻す。
- (9) オリジネーターは、信託受託者に対して対象資産の取得対価を支払う。
- (10) 信託受託者は、投資家に対し、(9)で受領した対価を原資として(特別)社債的受益権の元本償還を行う。

## Ⅱ-8.平成23年度税制改正の主要ポイント(1)





## Ⅱ-9.平成23年度税制改正の主要ポイント(2)



#### ① 社債的受益権に対する配当等の非課税化

振替特定目的信託受益権のうちの社債的受益権につき

- (i)非居住者等が支払を受ける収益の分配及び償還差益を非課税化
- (ii)(内国)金融機関が支払を受ける収益の分配について源泉徴収不適用

#### ② 特定目的信託の導管性要件の改正

資産流動化法の改正を前提に、国内募集割合を50%超とする要件の対象 から社債的受益権を除外する等。

③ 対象資産の流通税等に関する措置

経済実質的な観点等から社債と同視し得るものとして資産流動化法に新たに位置づけられる特定の社債的受益権に係る信託について、信託終了時点に信託財産が委託者により買い戻される際の登録免許税及び不動産取得税の非課税化

4 外国法人に対する社債的受益権の譲渡益課税の適用除外

## Ⅱ-10. 非課税措置に関するサンセット条項



- 日本版スクークに関する改正税法は期限付き 海外投資家に係る非課税措置は、2013年3月31日まで 登録免許税は、2014年3月31日まで
- · 期限を延長又は恒久化するためには、適用実績が必要
- · 適用実績が上がれば、さらなるイスラム関連税制の拡張 も視野に

## Ⅱ-11.日本版スクークを支える周辺インフラ(1)



#### > Tokyo PRO-BOND Market(東京AIM)における上場制度(1)

- ・ 東京証券取引所とロンドン証券取引所のジョイント・ベンチャーである東京AIMが、 2011年5月、金融庁から認可を受けたプロ向け債券市場である「東京プロボンド・マ ーケット」 の上場対象証券の一つとして、資産流動化法の「社債的受益権」を認定。
- ・ 東京プロボンド・マーケット上場規程(本年5月17日に認可取得) "第5章 定義

(定義)

第25条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 債券等 次の①から③までに掲げる有価証券をいう。
  - ·-----(途中省略)
- ① 特定目的信託の受益証券(法第2条第1項第13号に掲げる有価証券)のうち、信 託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の もの"
- →資産流動化法の定める特定目的信託の「社債的受益権」のこと。

## Ⅱ-12.日本版スクークを支える周辺インフラ(2)



#### > Tokyo PRO-BOND Market(東京AIM)における上場制度(2)

金商法上のプロ向け市場

#### 海外発行体に対する多様なメリット:

- 金商法上、新規発行は特定投資家向け取得勧誘(発行後の売出しと OTCの売付けは特定投資家向け売付け勧誘等)に該当。 募集及び売出しには該当しない(有価証券届出書・報告書は不要)。
- 言語は、全部又は一部について英語の使用が可能。
- 売買ができる当事者は、特定投資家+非居住者(法人+個人)
- ※特定投資家:適格機関投資家(金融機関など)

上場会社

資本金5億円以上の株式会社

政府•日本銀行

「みなし」特定投資家(証券会社への申出・確認要)

- •上記以外の株式会社
- •地方公共団体
- ・3億円以上の金融資産及び純資産を持ち、金融商品について1年以上の取引経験を有する個人・法人

但し、現行の特定目的信託に係る税制についての導管性要件を満たすためには、適格機 関投資家(\*一定範囲を除く)向けのいわゆるプロ私募に販売対象を限定する必要がある。 \*金商法で定める適格機関投資家のうち、租税特別措置法施行規則で定める者に限定される。

## Ⅱ-13.日本版スクークを支える周辺インフラ(3)



#### > 証券保管振替機構の振替制度の利用(1)

- 2011年10月7日、特定目的信託の社債的受益権を活用したイスラム債の取扱い開始に向けた取扱概要\*の発表
  - ※「特定目的信託の社債的受益権に関する一般債振替制度における取扱要綱」
- 2012年春を目途に、一般債振替制度において社債的受益権の取扱を開始する 方向で検討中。

(http://www.jasdec.com/system/sb/data/index.html#10)

- ほふりにおける取扱い基本方針
  - ●現存のシステムのスキームを活用する
  - ●「利子」等の用語は読み替える
  - ●アセットベース型・アセットバック型は問わない
  - ●取扱いにおいて、シャリア適格かどうかを要件としない
  - 国内発行に限る
  - 社債的受益権の持分の数を金額とする。
  - 円以外の通貨は国際標準化機構が定めた規格ISO4217に規定される ものに限る

## Ⅱ-14.日本版スクークを支える周辺インフラ(4)



#### > 証券保管振替機構の振替制度の利用(2)

- 一般債の仕組みとして取扱う際のJ-Sukukの論点
  - ●同一商品の中で円貨建てと外貨建てが並存 ⇒実務として、フロー等の変更負担が発生する可能性
  - ●実務慣行における債券の経過利息に相当額の受渡しについて ⇒「別途、マーケット関係者間での検討が必要」
  - ●銘柄正式名称に、オリジネーターの名称を盛り込む 【例】オリジネーター名+回号+(特別)社債的受益権(適格機関投資家限定・(シャリア適格)) ⇒発行後シャリア適格でなくなった場合の取扱い
  - ●「一般債の振替決済に関するガイドライン」・「一般債の振替決済に関するQ &A」見直し
  - ●実務レベルでの、取扱い事務負担・コスト負担(IT費用含む)

※上記論点は、証券保管振替機構の取扱要綱及び野村総合研究所荒巻奈留美氏の「振替法に絡むJ-Sukuk導入に関する論点」 (2011.12.22)を基に整理しました。

## Ⅱ-15.日本版スクークの留意点(1)



- 今回の制度はイジャーラ・スクークをメインに考えている。
- ・しかし、平成23年資産流動化法施行規則の改正により、匿名組合持分や民法上の組合持分(即ち、ムダーラバ(Mudaraba)持分や、ムシャーラカ(Musharaka)持分に相当するもの)も限定的ではあるが、特定目的信託の信託財産とすることが認められた。
- スクークの裏付け資産が不動産の場合は、特別社債的受益権が利用できるが、元本償還期間は20年以下とすること。
- 他の地域で発行されるスクークとは異なり、信託宣言(自己信託)による発 行方法は用いられない。
- 元本償還は分割償還も可能。
- 投資家(受益者)は、信託の終了、信託会社(トラスティー)により提案される信託の会計及び信託の変更を除いて信託の運営・管理について議決権を持たない イスラーム投資家にとって魅力的か?
- なお、配当は変動利付も認められている。

## Ⅱ-16. 日本版スクークの留意点 (2)



#### [販売対象に注意が必要(誰に売ってよいかの問題)]

- 特定目的信託の導管性要件の確保のために、販売方法は以下のものに限 定されている。
  - a.機関投資家向け私募
  - b.一般公募

したがって、少人数私募は除かれる。

また、海外投資家への販売制限(50%未満)は今回の制度で外されている ために、全額を販売することは可能だが、以下の点に留意する必要がある。

上記aの場合に、海外投資家で機関投資家に該当するものは、租税特別措置法施行規則の 規定(金商法2条定義府令に戻る)による適格機関投資家の範囲であり、

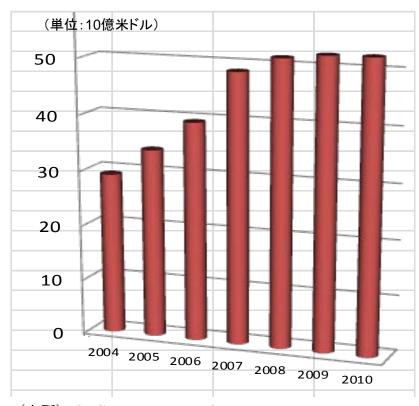
- 一定の資本金・出資金等を有する第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る。)、投資運用業、銀行業、保険業、信託業
- 外国の金融機関(イスラーム保険(タカフル)会社はこれに入るか?)
- 外国政府・地方公共団体・中央銀行・日本加盟の国際機関
- 年金基金

のうち一定の条件を満たし且つ金融庁に届出をした者とある。イスラミック・ファンドのような外国ファンドは、注文執行を行う投資運用業者等を介して投資家となることができよう。

## Ⅱ-17.イスラミック・ファンドの市場規模(1)



- シャリーアの教義にしたがった「倫理 的投資(ethical investment)」の性格を 有する初のイスラミック・ファンドが 登場したのは1970年代の中東。しか し、イスラミック・ファンドの設定が急 拡大したのは今世紀に入ってからで あり、投資家層もムスリムに限らず 非ムスリム層にも及ぶようになって きている。
- グローバルなイスラミック・ファンドの市場規模について、オルタナティブ投資調査機関のEurekahedgeによれば、2000年時点で150本であったシャリーア適格ファンドは、2010年8月末には690本まで増加し、その資産規模は720億ドルに達していると推計。また、別の機関の調査では、世界のイスラミック・エクイティ・ファンド残高は右のグラフのように推移している。

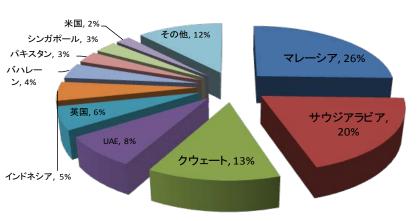


(出所) TheCityUK, Ernst & Young

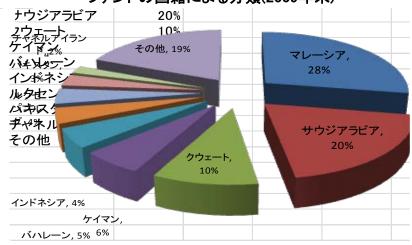
# Ⅱ-18.イスラミック・ファンドの市場規模(2)



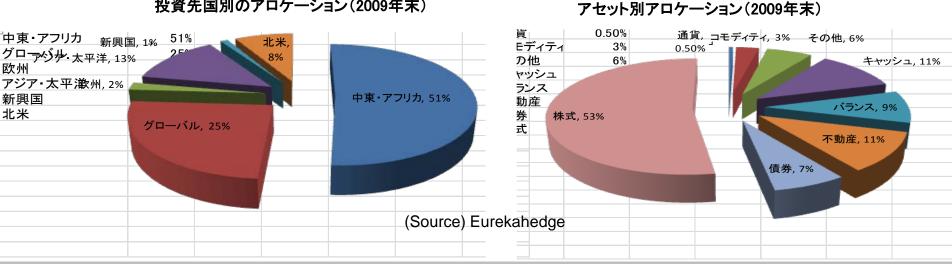
### 運用会社の国籍による分類(2009年末)



#### ファンドの国籍による分類(2009年末)



#### 投資先国別のアロケーション(2009年末)



### Ⅱ-19.イスラミック・ファンドの市場規模(3)



### ファンドの規模からみたグローバル・イスラミック・ファンド上位10位

ファンド名	ファンド・マネージャー	国籍	アセット・タイプ	規模 (百万ドル)
NewGold ETF	ABSA Capital	南アフリカ	取引所上場コモディティ	13,500.3
AlAhli Saudi Riyal Trade Fund	NCB Capital	サウジアラビア	(ムラーバハを主体と する)マネー・マーケッ トでの運用	5,104.6
ETFS Physical Gold	ETF Securities Ltd.	ジャージー	取引所上場コモディティ	4,749.8
Gold Bullion Securities	ETF Securities Ltd.	ジャージー	取引所上場コモディティ	4,627.3
AlAhli USD Sukuk and Murabaha Fund+	NCB Capital	サウジアラビア	スクーク、ムラーバハ 取引	1,742.8
Public Islamic Select Treasures Fund+	Public Mutual Bhd	マレーシア	株式	1,666.9
AlAhli Diversified Saudi Riyal Trade Fund+	NCB Capital	サウジアラビア	取引金融	1 <i>,577</i> .1
AlAhli International Trade Fund+	NCB Capital	サウジアラビア	取引金融	1,543.6
Amana Growth Fund	Amana Mutual Funds Trusts	米国	株式	1,520.0
Al Rajhi Commodity Mudarabah SAR	Al Rajhi Capital	サウジアラビア	取引金融	1,496.3

(出所)GIFF "Islamic Finance Opportunities: Country and Business Guide 2010"、IFIS

### Ⅱ-20 .イスラミック・ファンドの市場規模(4)



### マレーシアにおけるイスラミック・ファンドの規模

	SC承認済イスラミック・ファンドの数	2007/12	2008/12	2009/12	2010/12	2011/6
公	シャリーア適格ファンド	134本	149本	150本	155本	160本
募	マレーシアにおける全ファンド	521本	579本	565本	585本	595本
ファ	承認済ファンドの純資産価値(NAV)					
ン	シャリーア適格ファンド(10億RM)	16.9	17.2	22.1	24.0	26.18
ド	マレーシアにおける全ファンド(10億RM)	169.4	134.4	191.7	226.8	249.6
	シャリーア適格ファンドの全体に占める割合	10.0%	12.8%	11.5%	10.6%	10.5%

	SC承認済イスラミック・ファンドの数		2009/12	2010/12	2011/6
私	シャリーア適格ファンド		20本	19本	25本
募	マレーシアにおける全ファンド		93本	112本	133本
ファ	承認済ファンドの純資産価値(NAV)				
ン	シャリーア適格ファンド(10億RM)		3.18	4.23	6.63
ド	マレーシアにおける全ファンド(10億RM)		13.96	18.66	23.12
	シャリーア適格ファンドの全体に占める割合		23%	23%	29%

(出所) Quarterly Bulletin of Malaysian Islamic Capital Market by the Securities Commission (March 2009, Vol4 No.1、December 2009, Vol4 No.4、March 2010, Vol5 No.1、December 2010, Vol5 No.4、June 2011, Vol6 No.2)

# Ⅲ. ABMFパイロット・イッシューとしてのJ-Sukukの可能性

このパートは、個人的な見解の表明であり、日本証券 業協会の正式な立場に基づくものではないことにご留 意下さい。

### Ⅲ-1. クロスボーダー取引を前提とした制度



- ・国内発行体が、イスラミック・マネーをターゲットとして発行することが制度趣旨であることからして、J-Sukukは、国際間の協力を前提としている。(なお、このような国内発行体が海外をターゲットとして国内で「債券」を発行するスキームは歴史的に稀なのではないか。特に近年、日本は資本輸出国であり、海外から資金を集めようとする明確な意図をもったスキームは他には見当たらない。)
- ・特にABMFに係る諸国では、世界最大のスクーク発行国であるマレーシアをはじめ、ソブリン・スクーク発行を推し進めているインドネシア、シンガポール、ブルネイ、或いは法的環境を整えているタイなど、アジア地域内のイスラーム金融、とりわけスクークの活用について強い流れがある。アジア債券市場の共通化を考える場合、もはやスクークという分野を避けては通れない段階にきているのではないか。
- ・日本で、今春スタートするJ-Sukuk市場は、こうしたアジアで展開するイスラーム・マネーフローと連動する可能性をもっており、また日本がアジアのMain Financial Market を標ぼうする以上、当然提供すべきファシリティーである。
- ・後述の海外発行体の本市場の活用という観点でも、国際間の協力が不可欠であり、アジアにおけるプロ向け共通債券市場の創設というABMFのテーマにもマッチしている。

※以下、「発行体」という用語は、厳密には日本の特定目的信託を利用した(特別)社債的受益権の発行については、当該特定目的信託の受託者(=信託銀行など)であるが、本資料では、オリジネーターと明確に区別しないで使用しているところがあるのでご注意ください。

### Ⅲ-2. 国内発行の見通し



- ・J-Sukuk市場は本年4月に開設を目指し、ほふりの振替決済制度の利用を前提に周辺インフラの準備が着々とすすんでいる。しかし、国内発行体の利用ニーズは以下の課題があり、当面難しさが指摘されている。
  - ①全般的に日本企業の資本市場での資金調達ニーズが停滞気味。
  - ②低金利下で間接金融有利。
  - ③特にスクーク発行の動機をもつ企業を見つけるのは難しい。
- ・本来、J-Sukuk導入の趣旨は、日本の企業等が発行体となり、海外のイスラーム投資家に販売することによりイスラミック・マネーを日本へ誘致することであるが、国内発行体を探すには時間がかかることが予想されることから、税制措置の有効期限内に発行が行われず、制度自体が消滅する恐れがある。
- ・そこで、<u>当面の打開策として</u>、発想を逆転し、スクークの発行に必然性を有するマレーシアやインドネシアなどの海外ムスリム国の発行体に、サムライ債と同様な発想で、本制度を利用したサムライ・スクーク(又はショーグン・スクーク)を発行させ、日本の投資家に販売することにより制度利用の実績をつくれないかとの発想が出てくる。
- =>このためには、様々が課題があるが、アジア債券市場の育成のための地域間協力 案件となりえる可能性がある。

### Ⅲ-3. 海外発行体にとってのJ-Sukuk市場利用 の魅力



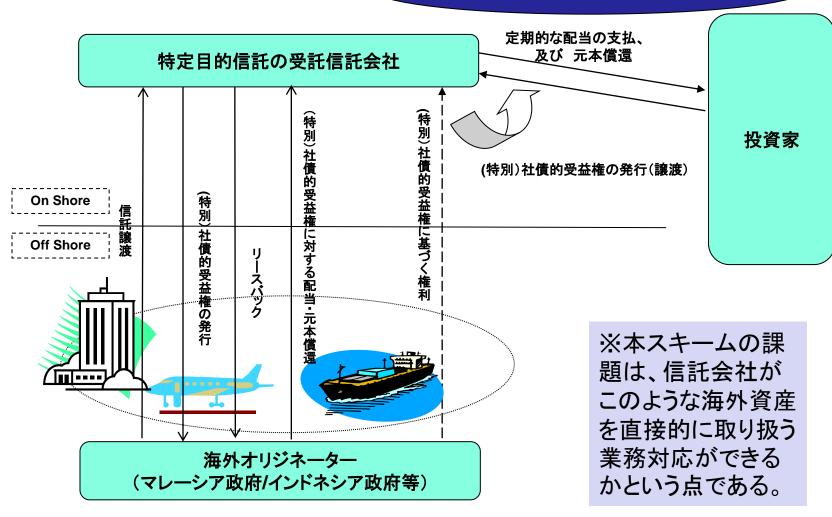
- 1. 1号案件(マイル・ストーン・イッシュー)の発行体となることによるレピュテーションの 向上、確立。
- 2. 全般的に欧米の与信余力の低下局面で、流動性に余裕のある日本市場での資金調達パイプを形成できる。
- 3. 歴史的な円高局面を利用した、資金調達の魅力。
- 4. JBICなどのクレジット・エンハンスメントの利用の可能性。

### Ⅲ-4. 逆転の発想:海外発行体による国内発行 (サムライ・スクーク/ショーグン・スクーク)(1)



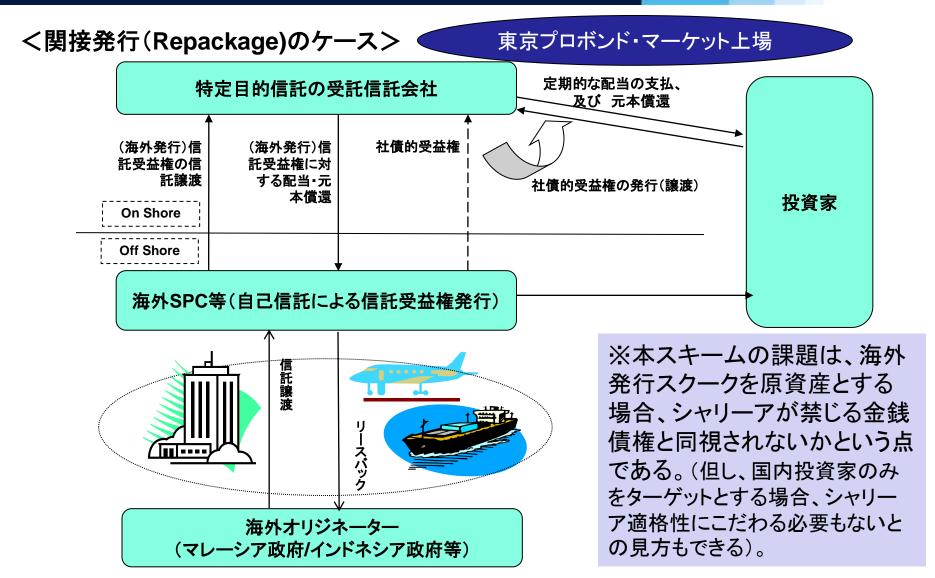
### <直接発行のケース>

### 東京プロボンド・マーケット上場



### Ⅲ-5. 逆転の発想:海外発行体による国内発行 (サムライ・スクーク/ショーグン・スクーク) (2)





### Ⅲ-6. (サムライ・スクーク等に関する)検討課題(1)



- 1. 特定目的信託を利用した社債的受益権発行業務を行う(通常、国内の)信託銀行は、 J-Sukukの裏付となる海外の資産取引(イジャーラであれ、その他のスキームであれ)を直接管理して、信託受益権を発行するのは、業務上困難さが予想される。
- 2. このため、一旦海外で、通常のプロセス(SPCによる原資産の買い取り及び自己信託)で信託証書化されたスクークを、国内信託銀行に再信託し、これを原資産とみなして、社債的受益権(J-Sukuk)を発行するのが実務として現実的な方法ではないか。 (リパッケージ債と同様の形をとる。)
- 3. この場合、問題点としては、原資産を海外発行のスクーク自体とすることがシャリーア (イスラームの教義)上、問題とならないかという点である。スクークは負債(debt)で はないといわれるものの、一定の投資利益を定期的に支払うという意味で、「金銭債 権」と同視される可能性もあり、金銭債権の売買を認めないシャリーアの観点からは 課題がある。また実例も少ないと言われる。
- 4. また、このスキームではJ-Sukukに用意された税制が、全面的には活用されない。
- 5. 資産流動化法は国内の資産を流動化することを主として念頭におり、不動産であれば不動産の鑑定評価が必要といった要件もある。しかし、サムライ・スクーク等で外国資産を裏付けとする場合、不動産鑑定評価をどのようにするのか、という問題があ

### Ⅲ-7. (サムライ・スクーク等に関する)検討課題(2)



- 6. 発行通貨をどう考えるかという点。日本で販売する場合は、円建てが望ましいが、海外発行体がユーロ円建の発行ができればよいが、現地通貨建や米ドル建での発行の場合、円への通貨スワップの必要性が出てくる。この場合、スワップ・カウンター・パーティ・リスクをとることができる本邦金融機関等があるか、さらに当該スワップのシャリーア適格性をどう考えるかという課題がある。(次ページ参照)
  - ※シャリーア適格スワップについては、ISDA-IIFMのTahawuut Master Agreement (TMA)が開発されているが、コモディティを利用したムラーバハ取引が介在するため、本邦金融機関が業務上スワップ・カウンターパーティの地位に立てるかという問題がある。
- 7. 販売面では、シャリーア適格性ではなく、経済合理性の観点でしか買えない国内投資 家に対して十分、魅力あるイールドを提供できるかという課題がある。
- 8. 東京プロボンド・マーケットでの上場を前提に発行する場合、本来、特定投資家向けの制度であるものの、特定目的信託の導管性に関する税制の未対応から、当面、機関投資家向けに販売方法が限定され、販売対象範囲が狭い。今後、この制度を利用した発行がどの程度積みあがっていくか次第だが、将来的には、東京プロボンド・マーケットの利用を促進するために、J-Sukukが利用する特定目的信託の導管性要件のさらなる緩和措置(対象を特定投資家まで広げる)の検討が必要ではないか。

### Ⅲ-8. (サムライ・スクーク等に関する)検討課題(3)



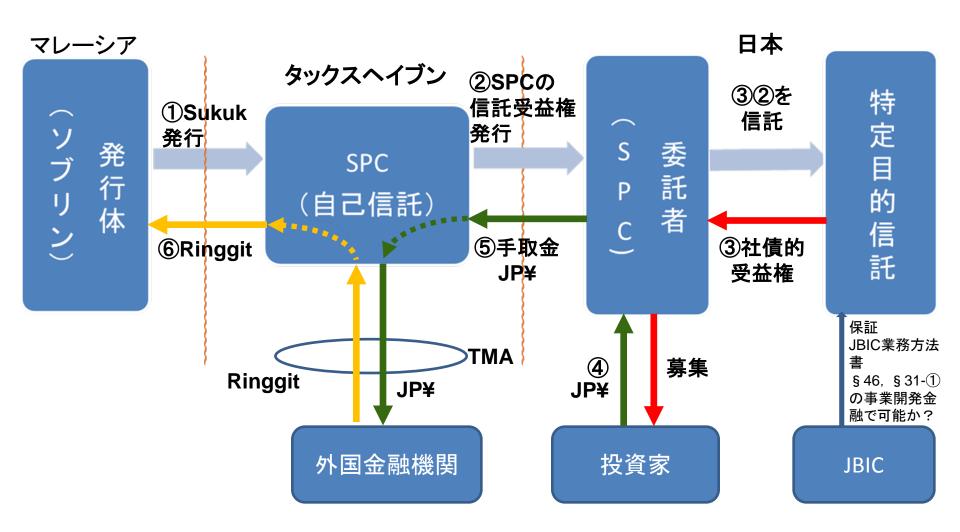
### ・発行通貨の問題

原資産側のスクークの発行通貨が円以外の通貨であり、日本国内で販売する再信託(リパッケージ)後の社債的受益権を円建てに転換しなければならないとすると課題が大きい。 (理由)一般的にスクーク発行国又は発行体のクレジットをとれるかといった問題以外に、シャリーア適格の通貨スワップ締結が求められるとすれば、コモディティ取引が介在するため、日本の金融機関が業務的に応じるのは難しいという問題がある。

(参考)想定される課題のマトリックスの一例

		信託会社の業務対応能力			
		海外資産の直接取扱い可能	海外資産の直接取扱い不可		
発行通貨	円(ユーロ円)建て	最も望ましい	海外SPCで自己信託によるスクークを発行し、国内信託に再信託し、社債的受益権を発行。(スクークを原資産とすることによるシャリーア適格性の問題あるが、実務的に最も可能性が高い。)		
	円以外	海外ベースでの通貨スワップの アレンジ必要 (最終的なクレ	最もアレンジが困難 (海外で通貨スワップのアレンジ		
	(ドル建ての場合は多 少事情異なるか?)	ジットは誰とみるかの問題がでてくる。)	と、国内再信託の仕組みでコスト高)		

# [参考]ダブル・リパッケージプラン〜タックスへイブ ンにおいてSPCを設立し、TMAを締結させる方法



# く参考資料>

本参考資料は、森・濱田松本法律事務所の石川直樹弁護士のまとめによるもの。(ご質問のある方は直接、同弁護士にお問い合わせください。

連絡先:03-5220-1815)

### [参考1] 社債的受益権に係る法令上の条件



- ① 下記の権利者集会決議事項を除き、議決権を有しないこと (資産流動化法230条1項2号イからへ)
  - ・特定目的信託契約の変更に係る受託信託会社等の提案に対する承諾
  - 受託信託会社等の責任免除
  - 受託信託会社等の辞任の同意
  - ・受託信託会社等の辞任・解任時及び特定目的信託契約の終了時における信託財産目録及び貸借対照表の承認
  - 特定目的信託契約の終了
  - ・受託信託会社等が破綻した場合における預金保険法に基づく 受託者の変更についての承諾
  - →改正前資産流動化法230条1項4号(他の種類の受益権の発行義務)は廃止
    - ・配当時期及び配当時期毎の配当額\*を予め定めること
    - 配当期間は1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月又は1年
    - ・社債的受益権の元本の額は、当該元本の償還を行う場合を除き変更禁止
    - 金銭分配を行うための資金の受託信託会社等による借入等の禁止
    - ・償還不能時は特定目的信託を終了させること
    - \* 資産流動化法施行令第52条第1項に規定する方法で算出される場合には、その算出方法を定めれば足りる(H23.11.11パブコメ回答32頁89番)。

### [参考2] 具体的な税制措置の変化(1)



### ① 投資家の税務(社債的受益権に対する配当等の非課税化)

	現在の課税関係	平成23年税制改正
内国法人	所得税15%、住民税5%の源泉 徴収後、法人税の課税所得 の計算上、益金に算入される。 受取配当等の益金不参入の 規定の適用はない(租税特別 措置法68条の3の2第6項)。	振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権(重要事項以外に係る議決権を有しないものに限る)につき、金融機関が支払を受ける収益の分配について源泉徴収不適用(税制改正大綱49頁(4)金融証券税制⑥)→(改正)租税特別措置法8条1項、2項、3項
日本の居住者	利子所得として所得税15%、 住民税5%の源泉分離課税	
外国法人・非居住者 (日本に恒久的施設 を有しない場合)	所得税15%の源泉分離課税 (租税条約による軽減の可能 性あり)	振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権(重要事項以外に係る議決権を有しないものに限る)につき、非居住者等が支払を受ける収益の分配及び償還差益を非課税化(税制改正大綱106頁(3)租税特別措置[国税]①)→(改正)租税特別措置法5条の3、67条の17

### [参考2] 具体的な税制措置の変化(2)



### ② 特定目的信託の税務

特定目的信託は、法人課税信託(法人税法2条29号の2)。各事業年度の特定目的信託の所得については、受託者に対して法人税が課せられるが、利益分配の損金算入(下記)等一定の特別措置が認められている。(租税特別措置法68条の3の2)

	55 X 17 5 17 1					
		現在の要件	平成23年税制改正			
1. 特	1. 特定目的信託に係る要件(次のすべて)					
1	資産流	<b>流動化法に基づく届出</b>	同左			
	次のし	いずれか	同左			
	(1) 発行者による受益権の公募が行われ、発行価額の総額が1 億円以上であること		「受益権」→「社債的受益権」			
	(2)	受益権が50人以上の者によって引き受けられたもの	「受益権」から社債的受益権を除く			
	(3)	受益権が一定の機関投資家のみによって引き受けられたも の	「受益権」→「社債的受益権」			
ハ 受益権の発行価額の50%超を国内募集とすること		権の発行価額の50%超を国内募集とすること	「受益権」から社債的受益権を除く			
ニ 特定目的信託の受託法人の会計期間が1年以内であること			同左			
2. 事	2. 事業年度に係る要件(次のすべて)					
1	イ 事業年度終了時において同族会社( <b>※</b> )に該当しないこと		「同族会社」から社債的受益権を発行する特定目的信託に係る受 託法人を除く			
П	コ 分配可能利益の90%超の分配		社債的受益権を発行する特定目的信託に係る受託法人の場合、 分配可能利益から更に政令で定める金額を控除した額の90%超			
/\		去人が借入を行っている場合、その借入が一定の機関投資 らのものであること	同左			

<sup>※</sup> 法人課税信託の受託法人が、各法人課税信託毎に法人税の課税を受ける場合、その課税上、受託法人はすべて会社であるものとし、かつ、受益権は株式又は出資とし、受益者は株主等であるとみなされる(法人税法4条の7第3号、6号)ので、これにより同族会社の要件に該当するか否か判断される。

株主等の3人以下及びこれらの特殊関係人が発行済株式の過半数を有する場合等は、同族会社に該当する(法人税法2条10号)。

### [参考2] 具体的な税制措置の変化(3)



### ③ 不動産流通税等

	税金種類		税務上の取扱い		
			現在の税率	平成23年税制改正	
	登録免	所有権移転登記	—(登録免許税法7条1項)	特段の手当なし	
信託泰海吐	許税	信託登記	(不動産の価額の)0.4%(※)	同上	
信託譲渡時	(建物)消費稅		<b>—(**</b> )	同上	
	不動産取得税		非課税(地方税法73条の7第3号)	同上	
Purchase	登録免 許税	所有権移転登記	(不動産の価額の)2%(※※※)	非課税(税制改正大綱77頁(3)その他[国税]①) →( <b>改正)租税特別措置法83条の3</b>	
Undertaking /		信託登記抹消登記	1000円	特段の手当なし	
Sale Undertaking	(建物)消費税		— ( <b>**</b> )	同上	
行使時	不動産取得税		不動産評価額の4%(※※※※)	非課税(税制改正大綱78頁(3)その他[地方税]③) →(改正)地方税法73条の7第4項の2	

- ※ 登録免許税法9条。但し、租税特別措置法72条1項2号に基づき、土地の信託登記に係る税率は下記の期間について軽減されている。
  - ① 当該登記を2011年3月31日までに受ける場合 0.2%
  - ② 当該登記を2011年4月1日から2012年3月31日までの間に受ける場合 0.25%
  - ③ 当該登記を2012年4月1日から2013年3月31日までの間に受ける場合 0.3%
- ※※ オンバランスで行われる場合を念頭においた場合、消費税は生じないとの解釈になろうか(但し、会計処理と税務上の取扱いは個別に要確認)。
  - (参考①)消費税法基本通達5-1-9:「事業者が行うリース取引が、当該リース取引の目的となる資産の譲渡若しくは貸付け又は金銭の貸付けのいずれに 該当するかは、所得税又は法人税の課税所得の計算における取扱いの例により判定するものとし、この場合には、次のことに留意する。(中略)
    - (2) 所法第67条の2第2項《金銭の貸借とされるリース取引》又は法法第64条の2第2項《金銭の貸借とされるリース取引》の規定により金銭の貸借があったものとされるリース取引については、当該リース取引の目的となる資産に係る譲渡代金の支払の時に金銭の貸付けがあったこととなる。」

(参考②)法人税法上の課税所得計算における益金/損金の額:原則として企業会計上の収益並びに費用及び損失の額をもって計算する(法人税法22条4項)。

- ※※※ 登録免許税法9条。但し、租税特別措置法72条1項1号に基づく軽減措置があり得る(個別に要確認)。
  - ① 当該登記を2011年3月31日までに受ける場合 1.0%
  - ② 当該登記を2011年4月1日から2012年3月31日までの間に受ける場合 1.3%
  - ③ 当該登記を2012年4月1日から2013年3月31日までの間に受ける場合 1.5%
- ※※※※ 地方税法73条の15。但し、地方税法附則11条の2及び同法附則11条の5に基づき、2012年3月31日までの間に取得が行われた場合は次のとおり軽減される。
  - ① 土地(宅地等):課税標準は「土地評価額×1/2」とされ、税率は3%とされる。<sub>© Japan Se</sub>
  - ② 土地(宅地以外)及び建物(住宅):税率が3%とされる。

### [参考2] 具体的な税制措置の変化(4)



### 不動産流通税の非課税化措置の要件

- 1. 元本償還期間が20年以下であること (租特法施行令43条の5第1項、地方税法施行令37条の14の3第1項)
- 2. オリジネーターのオンバランス取引として構成され、かつ、以下のいずれかの 要件を満たすこと (租特法施行令43条の5第2項、地方税法施行令37条の14の3第2項)
  - ① 特定目的信託契約において、原委託者が受託信託会社等から(特定資産を)買い戻さなければならない旨の定められていること
  - ② 特定目的信託契約の締結に際し、受託信託会社等が当該特定資産を原委託者に売り戻すことができる権利を原委託者が受託信託会社等に付与していること
- 3. 特定目的信託の効力発生時から引き続き、原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であること
  - (租特法83条の3第3号、地方税法73条の7第4号の2ハ)

### [参考2] 具体的な税制措置の変化(5)



### ④ 外国法人に対する社債的受益権の譲渡益課税の適用除外

	現在の課税関係	平成23年税制改正
内国法人	法人税の課税所得の計算上、益金及 び損金に算入される	同左
日本の居住 者	譲渡所得は非課税とされ、譲渡損は ないものとされる	同左
外国法人 (日本に恒久 的施設を有 しない場合)	原則として課税されない。但し、事業 譲渡類似及び不動産関連法人の株式 等譲渡益課税制度に該当する場合 (※)には、当該譲渡所得は申告納税 の対象となる	同左
非居住者 (日本に恒久 的施設を有 しない場合)	課税されない(※※)。	同左

赤枠部分は改正が検討されたが、結局措置されなかった。

### [参考3] 特定目的信託契約の締結・社債的受益権 の発行(1)



### ① 特定目的信託契約の締結

信託会社等は、あらかじめ、特定目的信託契約締結の届出が必要 (資産流動化法225条、別紙様式第14号)

届出書の添付書類:特定目的信託契約案 資産信託流動化計画 特定資産の管理・処分業務委託契約案 Purchase Undertaking案(もしあれば)等

資産信託流動化計画の変更(軽微変更を除く) 特定目的信託終了時

### [参考3] 特定目的信託契約の締結・社債的受益権 の発行(2)



### ② (特別)社債的受益権の発行

発行開示: •1項有価証券(金商法2条1項13号)

・原則として開示規制(発行開示・継続開示)の適用がある。

・発行者は、「原委託者及び受託者」(金商法2条5項、定義府令14条2項1号)。

→届出等は連名で行う(H19.7.31パブコメ回答31頁5番ご参考)

・「取得勧誘」(金商法2条3項)に該当する行為は、原委託者が受益証券を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み 又はその買付けの申込みの勧誘(定義府令9条2号)

継続開示:継続開示義務を負う当事者は、受託者のみ(特定有価証券開示

府令22条の2第1号)。

例外(私募) 少人数私募 / 適格機関投資家私募 / 特定投資家私募

なお、原委託者が行う受益証券の募集等は、金商法上の自己募集規制の 対象外(金商法2条8項7号)

## 新市場への期待とRAPS活動の意義

長島·大野·常松法律事務所 弁護士 早稲田大学研究会共同座長 簗 瀬 捨 治

2012年2月2日

# 1. RAPS活動とは

# (1) 名称

Research and Advisory Group for Asian Inter-Regional Professional Securities Market Self-Regulation (RAPS: RAG for AIR-PSM-SR)

「アジアにおける地域横断的プロ債券市場の自主規制研究会」

# (2) 参加者

現在の参加者:証券会社、銀行、日本証券業協会

格付機関、TOKYO AIM、研究者

弁護士等約30名余

# (3)目的

アジア域内のプロ向けクロスボーダー債券市場取引にかかわる自主規制ルール及び市場慣行の標準化と規制のハーモナイゼーション

# (4) RAPS活動

第1ステップ

「域内プロ向け債券市場の自主規制ルール」、すなわち、より具体的には域内プロ向け債券市場(当面TOKYO PRO-BOND Market)における起債及びファンディングプログラムに適用すべき各種ドキュメンテーション並びに関連自主規制ルールのひな形(標準フォーマットの案)の策定

### 第2ステップ

域内のプロ向け債券市場の発展と歩調を合わせて、域内共通ファンディングプログラムに適用すべき各種ドキュメンテーション並びに関連自主規制ルールのひな形(標準フォーマットの案)の策定

# 2. RAPS活動の意義と課題

- (1) RAPS活動の目的(内容)
  - (イ) 東証グループ新市場の発展を促進しその発展 にふさわしいドキュメンテーションの形成
  - (ロ) アジア地域の各国の法令に基礎をおきつつも、 それが認める裁量の範囲内での民間によるド キュメンテーションの形成
  - (ハ) 新市場における民間の自主規制による市場プラクティスの形成

# (2) 今なぜ民間の活動か?

- (イ) アジア地域の多様性(法令・債券市場・市場参加者等)
- (ロ) Common Marketの担い手は民間市場参加者

# (3) RAPS活動の課題

- (イ)継続すること
- (ロ) 共有できる具体的目標の設定
- (ハ) 実績の評価と活用
- (二) 各国の法と国際的ルールの遵守 金融法・独 禁法等

# 3.東証グループ新市場への期待とRAPS活動の背景

- ◆RAPS活動の2つのエンジン
  - (1) 新市場への期待 アジアの実体経済発展への 貢献
    - (イ) アジア地域経済の発展 ⇐⇒ Conventionalな資金需要
      - ① アジアの現地通貨建て資金の需要とファイナンス
      - ② 欧米の市場を経由しないアジアの債券市場
      - ③ 投資家の投資機会に対するニーズ アジアの経済発展 ⇔ 投資機会

- (ロ) これらを実現するための新市場における債券発行者 の開示規制の柔軟化
  - ① 債券発行者の機動的な資金調達へのニーズ
  - ② 一般投資家のニーズの重要性の高まり → プロによる運用のニーズの高まり
  - ③ 投資家の投資機会に対する二一ズに着目した市場ルールの発展のきざし

(2) 自主規制ルールの発展への期待

自主規制ルールと市場慣 AIR-PSMの発展 ⇔ 行の確立

新市場の発展のためには、民間のイニシアチブによる 自主規制と市場慣行の確立が求められる

# (参考) 成熟した市民社会における 金融市場秩序形成の新しい波

- ◆債券市場の活性化と市場の信頼と秩序の再生へのニーズに、民間からの活動により応えたいという希望がRAPS活動を動かすもう一つのエンジンである。
  - (1) 投資家保護(詐欺防止)から投資家のニーズに応える市場秩序の形成へ

投資家のニーズ:

世界の各地域の経済成長から生ずる投資機会への参加 投資家のニーズに適合した金融商品の作成 投資家のニーズに適合したサービスを提供する仲介業者の責任 (投資アドバイス、販売、手数料の徴収など)

# (2) 立法/行政による市場秩序と、民間による自主 規制の協力

投資家の二一ズを満足させるための枠組の設定は、立法/行政の 役割であるが、その実現については民間がその主役にならざるを 得ない。

### アジア・東京 債券市場創設フォーラム2

#### 新市場への期待と RAPS 活動の意義

長島・大野・常松法律事務所 弁護士 早稲田研究会共同座長 簗瀬 捨治

#### 1. RAPS 活動とは

#### (1) 名称

(英文名称) Research and Advisory Group for Asian Inter-Regional Professional Securities Market Self-Regulation (RAPS: RAG for AIR-PSM-SR)

「アジアにおける地域横断的プロ債券市場の自主規制研究会」

#### (2) 参加者

- ・ 第一線の専門の市場関係者及び研究者等 自主的な発意と活動継続の意思とによる。
- ・ 当面日本の市場関係者及び研究者等が中心になっているが、韓国・中国・アセアン各国の市場関係者の参加も想定する。
- ・ 参加者は、原則、団体としての参加を基本とするが、個人としての参加も妨げない。
- 労を惜しまない無償の協力が求められている。

現在の参加者: 証券会社、銀行、日本証券業協会、格付機関、TOKYO AIM、研究者、弁

護士等約30名余

共同座長: 簗瀬捨治(長島・大野・常松法律事務所)

犬飼重仁(早稲田大学法学学術員教授)

事務局: 株式会社 TOKYO AIM 取引所

#### (3) 目的

アジア域内のプロ向けクロスボーダー債券市場取引にかかわる自主規制ルール及び市場 慣行の標準化と規制のハーモナイゼーション

#### (4) RAPS 活動

#### (イ) 第1ステップ

「域内プロ向け債券市場の自主規制ルール」、すなわち、より具体的には域内プロ向け債券市場(当面 TOKYO PRO-BOND Market)における起債及びファンディングプログラムに適用すべき各種ドキュメンテーション並びに関連自主規制ルールのひな形(標準フォーマットの案)の策定

2011年9月より同年11月までこれまで4回の会合をもち、会合と会合の間にメンバーが作業・

ユーロ MTN 上場債券を東京プロボンド市場に上場するためのドキュメンテーションに必要な追加・変更文言のひな形の作成

#### (ロ) 第2ステップ

域内のプロ向け債券市場の発展と歩調を合わせて、域内共通ファンディングプログラムに適用すべき各種ドキュメンテーション並びに関連自主規制ルールのひな形 (標準フォーマットの案)の策定

#### 2. RAPS活動の意義と課題

- (1) RAPS 活動の目的(内容)
  - (イ) 東証グループ新市場の発展を促進しその発展にふさわしいドキュメンテーションの 形成
  - (p) アジア地域の各国の法令に基礎をおきつつも、それが認める裁量の範囲内での民間 によるドキュメンテーションの形成
  - (ハ) 新市場における民間の自主規制による市場プラクティスの形成
- (2) 今なぜ民間の活動か?
  - (イ) アジア地域の多様性
  - (p) Common Market の担い手は民間市場参加者
- (3) RAPS 活動の課題
  - (イ) 継続性

将来的には、財政的基盤とスタッフをもった民間の組織への発展が望まれる。

- (ロ) 共有できる具体的目標の設定
- (ハ) 実績の評価と活用
- (二) 各国の法と国際的ルールの遵守 金融法・独禁法等
- 3. 東証グループ新市場への期待と RAPS 活動の背景

RAPS 活動の 2 つのエンジン

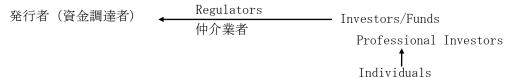
- (1) 新市場への期待 アジアの実体経済発展への貢献
  - - ① アジアの現地通貨建て資金の需要とファイナンス
    - ② 欧米の市場を経由しないアジアの債券市場
    - ③ 投資家の投資機会に対するニーズ アジアの経済発展 ◆ → 投資機会
  - (ロ) これらを実現するための、新市場における債券発行者の開示規制の柔軟化
    - ① 債券発行者の機動的な資金調達へのニーズ
    - ② 一般投資家のニーズの重要性の高まり → プロによる運用のニーズの高まり
    - ③ 投資家の投資機会に対するニーズに着目した市場ルールの発展のきざし(注1)
- (2) 自主規制ルールの発展への期待

アジア域内のプロ向けクロスボーダー債券市場の発展とそこでの市場取引にかかわる自主規制ルールとそれに従った市場慣行の発展は、相互に依存する関係にあるように思われる。新市場の発展のためには、民間のイニシアチブによる自主規制と市場慣行の確立が求められよう。(注 2)

#### (注1)(注2)金融市場の秩序形成の新しい波

債券市場の活性化と市場の信頼と秩序の再生へのニーズに、民間からの活動により応えたいという希望が RAPS 活動を動かすもう一つのエンジンである。

(1) 債券市場の参加者



- ・ 仲介業者の破綻が市場を混乱させてきた。また、現在は、ソブリンによって市場秩序 がゆがめられて市場の信頼が毀損され、新しい市場秩序の形成が求められているので はないか?
- ・ 実体経済に貢献するための金融サービスの見なおしが求められているのではないか?
- (2) 成熟した市民社会においては、投資家保護(詐欺防止)に加えて投資家のニーズに応える市場の形成へ→投資家のニーズに応えるのは政府の役割でなく民間の仕事
  - (イ) 発行者/仲介業者がこれまで金融市場秩序の形成において重要な役割を求められて きた

発行者による開示

仲介業者(銀行・証券)の行為規制

(ロ) 金融市場のバブルとその崩壊

公開会社のガバナンスと仲介業者の行為に注目した規制の改正

(n) 成熟した市民社会における金融市場秩序形成の新しい波 - まだかすかに認められるにとどまる

投資家のニーズが、成熟した金融市場でより重要なファクターになりつつあるのではないか?

東証グループ新市場は、投資家側のニーズにも注目する (アジアの経済発展から生ずる投資機会への参加)

(ニ) 投資家のニーズに応える市場秩序の形成

投資家のニーズ: 世界の各地域の経済成長から生ずる投資機会への参加 投資家のニーズに適合した金融商品の作成 投資家のニーズに適合したサービスを提供する仲介業者の責任 (投資アドバイス、販売、手数料の徴収など)

(3) 立法/行政による市場秩序と、民間による自主規制の協力

これらのニーズを満足させるための枠組の設定は、立法/行政の役割であるが、その実現については民間がその主役にならざるを得ない。

例えば、

- ① 自主規制 市場参加者による新しい市場秩序の形成
- ② 金融オンブズマン制度による仲介業者の行為基準の形成
- ・ 市場秩序の形成における司法の役割 Regulator の指図によらない民間の行為については、裁判所の対応が必要である。

以 上

## アジア債券市場イニシアティブ(ABMI)と ASEAN+3債券市場フォーラム(ABMF)の 意義について

平成23年2月2日 財務省 国際局 地域協力企画官 岩井 和司

## アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)

#### アジア通貨危機(1997年)以前

アジア通貨がドルに対する実質固定相場であった中、ドル等の外貨を短期で借り入れ、 自国通貨建てで国内の設備投資や不動産等の長期の融資に活用。

- 通貨と期間の二重のミスマッチが存在。
- こうした脆弱な金融システムの下で、アジアのいくつかの通貨への信任が大きく 揺らいだことにより、急激な資本逃避が起こり、その動きが瞬く間にアジア各国に伝播。

#### 2003年8月:ASEAN+3 (日中韓) 財務大臣会議 (於:マニラ)

アジア通貨危機の反省から、アジア域内の民間貯蓄を域内の経済発展に 必要な中長期の投資に活用するため、債券市場育成に取り組むことに合意。

- 本イニシアティブの下、ADB等の国際機関やJBIC等の政府系金融機関による 現地通貨建て債券の発行や、金融機関の貸付債権を証券化した債券の発行等、 債券の発行体及び種類の多様化が進む。また、域内債券市場の規模も拡大。

#### 2008年5月: ASEAN+3 (日中韓) 財務大臣会議(於:マドリード) アジア債券市場の更なる発展に向けた、新たなロードマップに合意。

- ASEAN+3諸国とともに、効率的かつ流動性の高い債券市場の育成に取り組む。

## ABMIの現在の検討体制及び主な取組

○ アジア債券市場の発展に向けた4つの主要分野を設定、作業部会(Task Force: TF)等を設置、さまざまな課題に取り組んでいる。

TF1: 現地通貨建て債券発行の促進(供給面での取組)

→信用保証・投資ファシリティ(CGIF)の設立、 インフラ・ファイナンスのための債券、証券化商品の推進

TF2: 現地通貨建て債券の需要の促進(需要面での取組)

→投資家層拡大に向けた投資環境の整備、 投資家や関係者に向けたABMIに関する情報発信

TF3: 規制枠組みの改善

→ASEAN+3債券市場フォーラム(ABMF)の設置

TF4: 債券市場関連インフラの改善

→域内債券決済機関(Regional Settlement Intermediary: RSI)設立、 債券市場の流動性増進、地場格付機関の信頼性強化

TACT (Technical Assistance Coordination Team): 技術支援調整チーム

→各国の債券市場の発展段階に応じた技術支援を実施

## ABMIのこれまでの成果

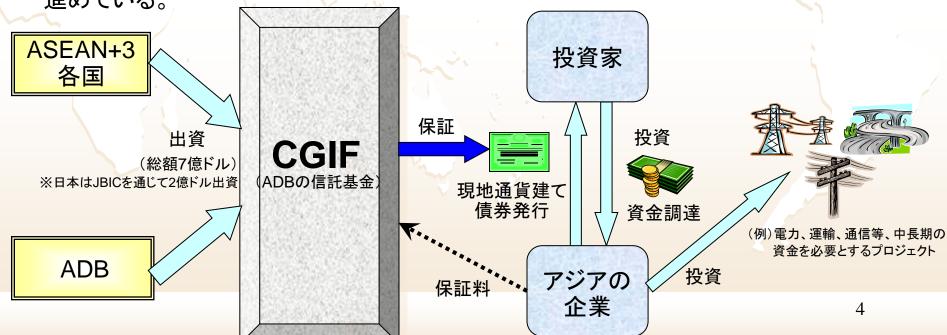
- 1. 「アジア・ボンド・オンライン(ABO)ウェブサイト」の開設
  - 2004年に我が国の資金拠出とADBの支援を得て開設。
  - ・域内の債券市場に関する情報やABMIの活動に関する情報を紹介。
  - ・アクセス数も年々増加、投資家、市場関係者から好評を得ている。
- 2. 信用保証・投資ファシリティ(CGIF)の設立
  - 2010年11月、ASEAN+3域内の社債発行促進に向け、債券への保証や債券の発行・市場整備に必要な投資を行う目的で設立。
- 3. ASEAN+3債券市場フォーラム(ABMF)の設置
  - ・2010年9月、域内のクロスボーダー債券取引に係る市場慣行の標準化・規制の調和化を目的とした民間主体のフォーラムとして設置。

#### 信用保証・投資ファシリティ

(CGIF: Credit Guarantee and Investment Facility)

- ASEAN+3域内で、アジアの企業による現地通貨建て債券発行を促進することが目的。
  - ①債券発行による資金調達が困難な企業の信用力を高め、債券発行を円滑化する。
  - ②中小企業やインフラ・サービス事業者が銀行など間接金融への依存から脱却し、信用収縮の影響を受けにくくなる。
- ○2010年11月に設立総会が開催され、当初7億ドル規模で設立された。

○ 2011年10月に西村潔氏(前欧州復興開発銀行(EBRD)シニアバンカー)が最高経営責任者(CEO)に就任、現在、業務計画の策定や案件の形成など業務開始に向け準備を進めている。



#### ASEAN+3債券市場フォーラム

(ASEAN+3 Bond Market Forum: ABMF)

目的: ASEAN+3域内でクロスボーダーの債券取引を促進するため、官民一体のフォーラムを設置し、各国の規制や市場慣行の調和化に向けた取組を進める。

#### ASEAN+3 債券市場フォーラム(ABMF)

#### 【メンバー】

- ・域内外の民間の市場専門家
- ·ASEAN+3各国当局(財務省、中央銀行等)

#### 【2 つのサブ・フォーラム】

- ・サブ・フォーラム1(議長:日本、副議長:マレーシア) ASEAN+3各国市場の規制及び市場慣行に関する情報収集
- ・サブ・フォーラム2(議長:韓国、副議長:インドネシア、日本) 取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化

#### 【会合実績】

- •第1回会合:2010年 9月 東京
- ・第2回会合:2010年12月 マニラ
- ・第3回会合:2011年 2月 クアラルンプール
- ·第4回会合:2011年 6月 韓国·済州島
- ・第5回会合:2011年 9月 インドネシア・バリ
- ·第6回会合:2011年12月 北京
- ※ASEAN+3各国の債券市場についての報告書を間もなく公表

(これまでのABMIにおける取組)

#### <u>「規制枠組みの改善」タスクフォース</u> <u>(TF3)</u>

(議長:マレーシア、日本)

- ・各市場の法制度や基準、市場慣行の調和化に 向けた方策を検討
- ①債券市場規制・監督枠組みの強化
- ②域内証券業協会、自主規制機関間の協力 の円滑化

#### 「域内クロスボーダー決済システムに係 る民間検討グループ」

(GOE: Group of Experts)

- •クロスボーダー債券取引の障害を特定
- ①規制上の障害
  - (資本、為替規制、税制等)
- ②決済上の障害

(取引メッセージ様式や国際証券コラードの 共通化)

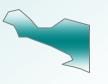
## ABMIの今後の課題

- 1. 効率的な債券市場に向けた市場インフラの整備
  - ・国債市場の発展・育成
  - ・アジア格付協会(ACRAA)との協働による域内格付機関の強化
- 2. クロスボーダー債券取引の促進
  - ・ABMFがまとめたStock Taking Report、債券共通発行スキームの活用
- 3. 持続的経済発展に向けた証券化商品の導入
  - ・中小企業金融、オートローンやクレジットカード等の消費者金融の分野における 証券化の活用
- 4. 現地通貨建て資金調達の促進
  - ・クロスボーダーの国債担保、CGIF保証案件の早期実施
    - ⇒目的達成には、民間との一層の協調が不可欠。
- 5. ABMIの更なる発展に向けたモメンタムの維持
  - ・ ABMI 10周年記念セミナーの開催(2012年5月、ADB総会のマージンで開催)

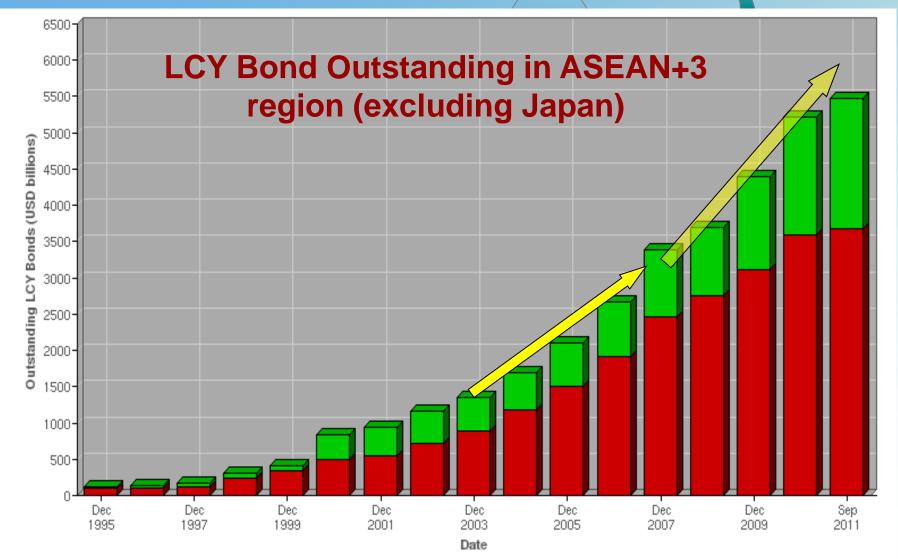
## ABMF 第一フェイズの活動 成果と今後の展望

アジア・東京債券市場創設フォーラム2 ~アジアと日本の金融資本市場発展のために~

> 2012年2月2日 早稲田大学 小野記念講堂 山寺 智



#### Historical growth of Asian LCY Bonds

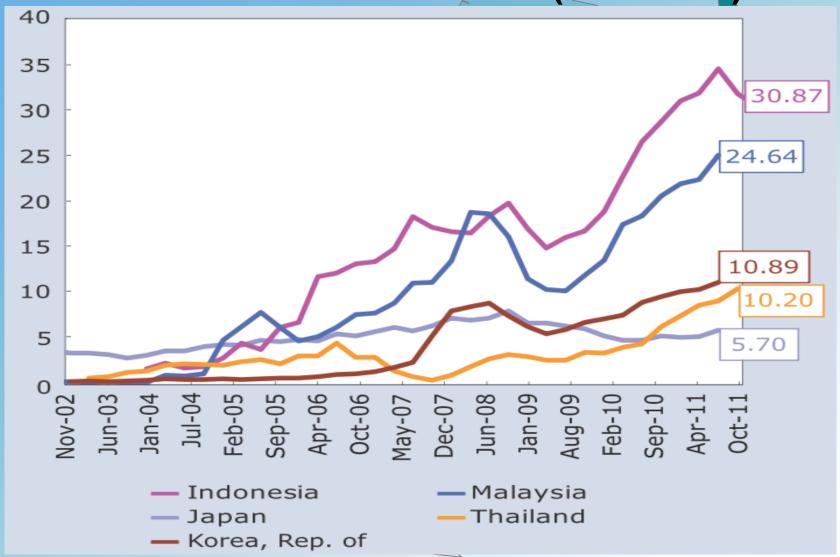


Source: Asian Development Bank (ADB) Asian Bonds online http://asianbondsonline.adb.org

■ Govt

Corp

Foreign Holdings of LCY Government Bonds in Select Asian Economies (% of total)



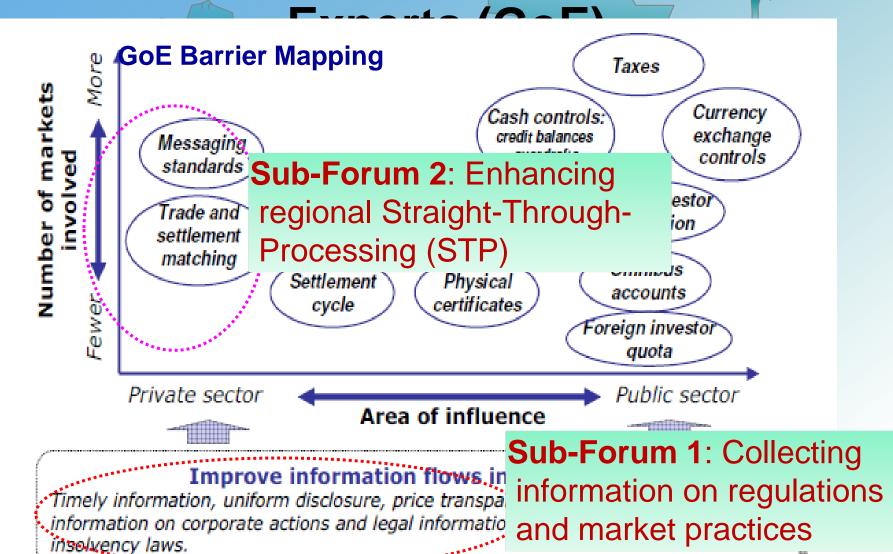
Source: ADB Asia Bond Monitor September 2011

#### Bonds Outstanding in Major Markets (USD billion)

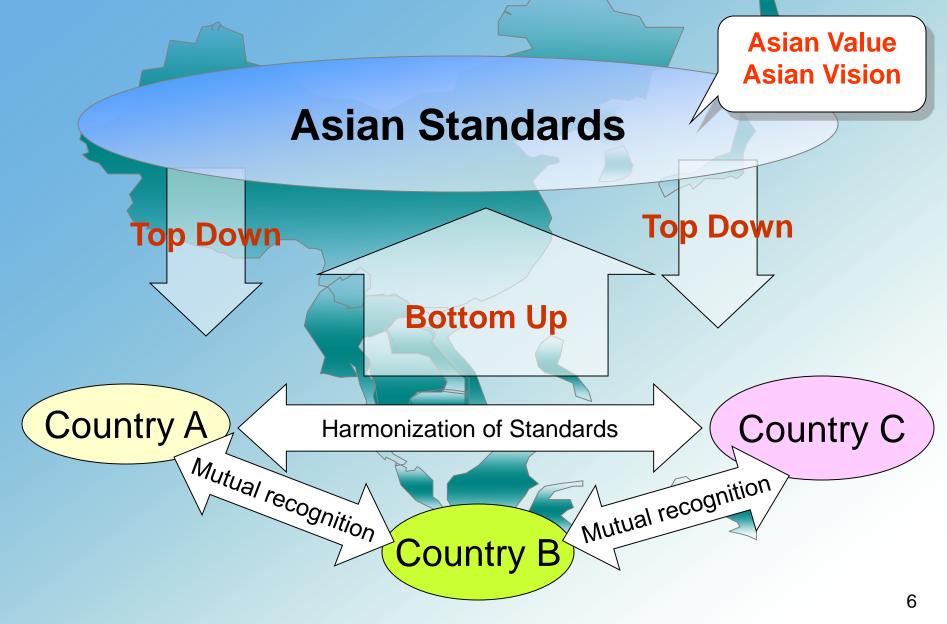
	19	96	2010		
Economies	LCY Bonds Outstanding (US\$ billion)	% of World Total	LCY Bonds Outstanding (US\$ billion)	% of World Total	
United States	10,926	42.9	25,349	38.7	
Japan	4,456	17.5 11,723		17.9	
France	1,261	4.9	3,170	3,170 4.8	
Germany	1,888	7.4	2,616	4.0	
United Kingdom	678	2.7	1,647	2.5	
Emerging Asia of which:	612	2.4	6,062	9.3	
China, People's Rep. of	62	0.2	3,052	4.7	
Korea, Rep. of	283	1.1	1,149	1.8	
India	81	0.3	853	1.3	
ASEAN-6 of which:	149	0.6	845	1.3	
Indonesia	7	0.0	106	0.2	
Malaysia	71	0.3	247	0.4	
Philippines	28	0.1	73	0.1	
Singapore	25	0.1	179	0.3	
Thailand	19	0.1	225	0.3	
Viet Nam	-	-	15	0.0	
Brazil	299	1.2	1,338	2.0	
Russian Federation	43	0.2	67	0.1	
South Africa	82	0.3	189	0.3	
Turkey	27	0.1	230	0.4	

Source: ADB Asia Capital Markets Monitor August 2011

# Barriers and impediments identified by the ABMI Group of



## Harmonization in Asia



## Regional platform among experts

- To discuss regional common standards, the region needs a platform for experts and stakeholders.
- Particularly, effective participation by the private sector is the key to create common standards and measures in the region.

Country A Country C Country D

Platform to discuss standards



## The vision of ABMF SF1

How can we establish an Asian common set of standards and regulation to promote Cross-Border. Inter-Regional (wholesale) Market in Asia?

- ABMF
- Asian SRO
- -( Asian Supervisory Authorities)

#### Heterogeneit

Local Bond Markets
(Domestic Bond Market)

- Foster government bond market
- Create the benchmark yield curve
- Foster corporate bond markets
- ➤ Circulate domestic savings

#### Cross-Border Bond Markets (Foreign Bond Markets) A Part of Domestic Market

- Outward issuance by residents, inward issuance by non-residents and cross-border investments
- Subject to home country or host country rules and regulations
- ➤ Different stage of economic development and heterogeneity in legal and institutional systems and infrastructure

Japan – Samurai Bond

Korea - Ariran Bond

China – Panda bond

#### Homogeneity

#### **Eurobond Market**

- Private Placement Market and Public Offering Market for professionals with common standard format
- ➤ Used to be a Self-Regulated Market by professional market players

## Inter-Regional International Bond Market in Asia

- ➤ Harmonization of heterogeneous rules and regulations for professionals in Asian region
- ➤ Facilitate inter-regional circulation of savings within Asia
- Creation of self-regulated Asian Inter-Regional (wholesale) Bond Market for professional market participants
- For instance, Asian Exchange regulated market

#### **Domestic**

**Inter-Regional** 

## Sub-Forum 1

- Objective: Close the information gap and create common issuance standards
  - 1.Collect all relevant information on regulations as well as market structures and practices in the region
    - Issuance procedures (auction, primary dealer system, etc)
    - Requirements for investors (registration, documentation, etc)
    - Trading rules (Repo, etc.)
    - Tax procedures (income and capital gain tax, etc)
    - Redemption procedures
    - Investment rules for domestic investors
  - 2.Once all of the relevant information has been collected, a compendium of regulations and market structures and practices in the region will be published through the ADB-sponsored Asian Bonds Online website.
  - 3. Common bond issue program will be discussed as the next step.

## The Vision of ABMF SF2

Asia should engage standard setting more closely and should lead discussions in the international forum

International Standards and practices

Local standards and practices

International
Standards and
practices

Regional standards and practices

**Local standards and practices** 

International standards (such as (SO20022) will be the focal point and hub of local standards

## Sub-Forum 2

- Objective: Reduce cross-border transaction costs by enhancing STP
- 1. Identify processes which could lead to higher custodian costs
- Clarify all transaction procedures involved in cross-border transactions from one end-user to the other end-user
- 3. Ideally, all transactions should be operated straight-through by using common standards and the same messaging

## National members and national experts

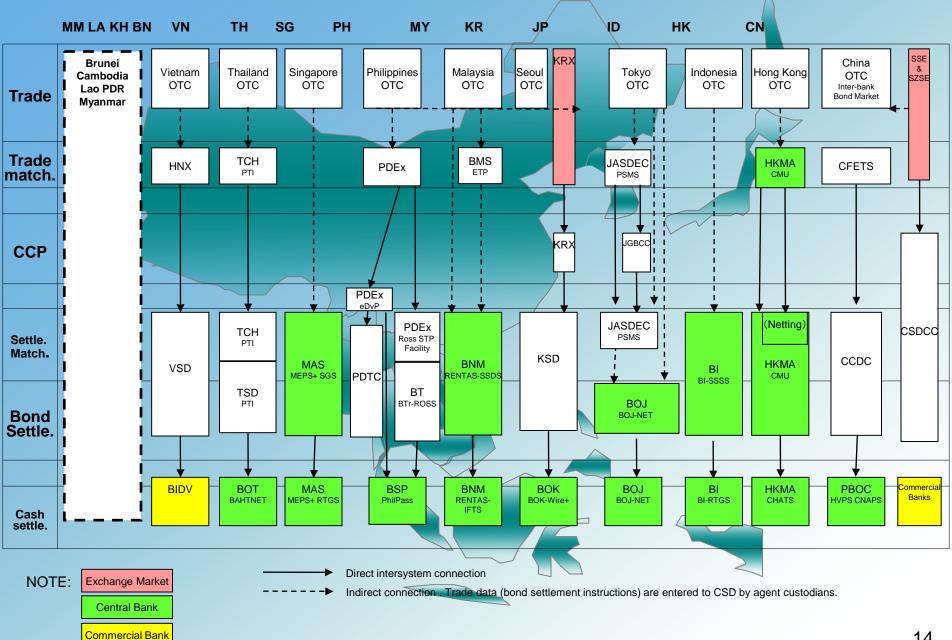
	Participating institutions		Participating institutions		Participating institutions
Brunei Darussalam	Brunei Monetary Authority	Indonesia	Indonesian Central Securities Depository (KSEI)	Lao, PDR	Securities and Exchange Commission Office, Bank of the Lao PDR
Cambodia	National Bank of Cambodia	Japan	Tokyo AIM, Tokyo Exchange Group	Malaysia	CIMB Investment Bank
Cambodia	SEC of Cambodia	Japan	Japan Securities Dealers Association	Myanmar	Central Bank of Myanmar
China, PRC	People's Bank of China	Japan	Japanese Bankers Association (Sumitomo Mitsui Banking Corp)	Philippine s	Bureau of Treasury of the Philippines
China, PRC	China Security Regulatory Commission	Japan	Nomura Securities Co. Ltd.	Philippine s	Securities and Exchange Commission of the Philippines
China, PRC	China Securities Depository and Clearing Corporation (CSDCC)	Japan	Daiwa Securities Capital Markets Co.Ltd.	Philippine s	Philippine Dealing System Holdings Corp/PDS Group
China, PRC	China Central Depository and Clearing (CDCC)	Japan	Japan Securities Depository Center (JASDEC)	Philippine s	Bankers Association of the Philippines (BAP)
China, PRC	Shanghai Clearing House (SCH)	Japan	Mizuho Corporate Bank, Ltd.	Thailand	Securities and Exchange Commission
China, PRC	China Foreign Exchange Trade System / National Interbank Funding Center (CFET)	Korea, Republic of	Korea Financial Investment Association (KOFIA)	Thailand	Thai Bond Market Association (Thai BMA)
Hong Kong, China	Hong Kong Monetary Authority (HKMA)	Korea, Republic of	Korea Capital Market Institute(KCMI)	Thailand	The Stock Exchange of Thailand (SET)
Indonesia	Ministry of Finance of Indonesia	Korea, Republic of	Korea Securities Depository (KSD)	Viet Nam	Vietnam Bond Market Association (VBMA)
Indonesia	Indonesia Stock Exchange (IDX)	Korea, Republic of	Korea Exchange(KRX)	Viet Nam	Vietnam Securities Depository (VSD)
Indonesia	Indonesian Capital Market and Financial Institutions Supervisory Agency (BAPEPAM-LK)	Lao, PDR	Ministry of Finance Of Lao PDR	Viet Nam	Hanoi Stock Exchange (HNX)

## International experts and ADB consultants for Phase 1

International expert	Citibank		
International expert	Deutsche Bank		
International expert	HSBC		
International expert	J.P. Morgan		
International expert	State Street		
International expert	SWIFT		
•			
International expert	The Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ		

Dr. Taiji Inui	Financial Information Technology Specialist  NTT Data <inuitinuit@nttdata.co.jp></inuitinuit@nttdata.co.jp>
Prof. Shigehito Inukai	Financial Legal Expert Faculty of Law, <b>Waseda University</b> , Japan <shige.inukai@river.dti.ne.jp></shige.inukai@river.dti.ne.jp>
Mr. Matthias Schmidt	Custody Business Specialist <macschmidt@me.com></macschmidt@me.com>

#### Overview of ASEAN +3 Bond Market Infrastructures





## ABMF SF1 Phase II について

TOKYO AIM取引所 村木徹太郎

2012年2月2日



### フェーズ2の目的と今後のアプローチ

- フェーズ2の目的は、クロスボーダー 又はアセアン+3地域 横断的な債券の発行及び投資を促進することを目的とする
- まずは、プロ向け市場(適用除外市場)の枠組みに発行市場の検討を絞り込むところからスタート



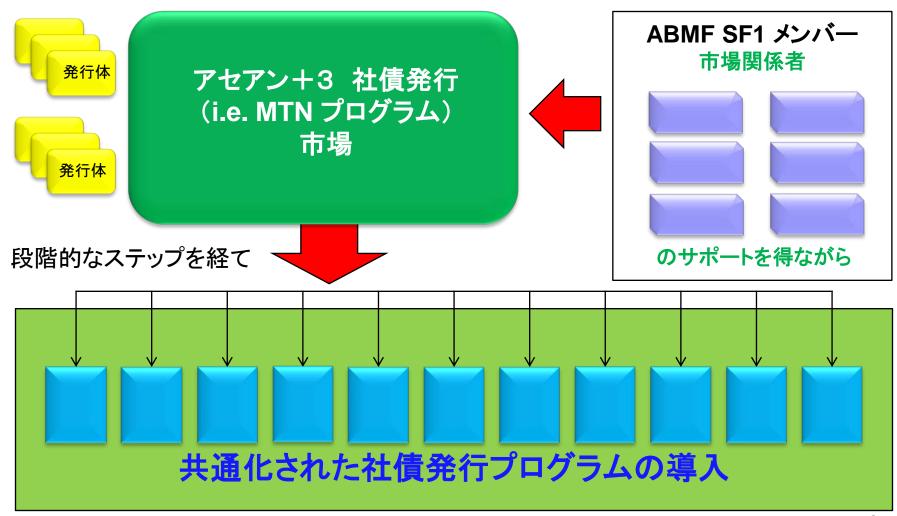


#### フェーズ2の成果物のイメージ

- 理想的な成果物のイメージとしては、債券発行に必要なドキュメンテーションが整備されたアセアン+3地域内のプロ向け市場
- 具体的には、ドキュメンテーションが標準化された債券発行(MTN)プログラム等
  - \* MTNプログラムは、アジアの多くの国では導入されていない。13か国のすべての参加国において地域ごとのMTNプログラムを導入するのは多大な労力がかかる。特に、アジアのマルチカレンシーのMTNプログラムについては、アジア通貨の一部は国際化されていないため、非居住者である発行者が負うことになる厳格な外貨規制の負担は非常に大きい。そのため、新しい制度を作るよりも、発行様式などを極力統一化することにより、アセアン+3地域横断的に発行可能なアプローチを採用することが望ましい。



## ドキュメンテーションの標準化





## 債券市場成就に向けた前提

#### ■更なる規制機関、政策立案者の理解

ABMFおよび他の会議体、そして市場参加者との議論を更に深化されることにより、各国各地域の規制機関及び政策立案者の共通理解と相互認知を促進する必要あり。

#### ■共通項の認識

プロ投資家のコンセプト、プロ向け市場(適用除外市場)の条件その他の共通項を認識することが重要。特に、アセアン+3を前提に検討を進めた場合、各国の規制、制度、慣習などが違うため、相互理解を深めて、議論を進める必要あり。

#### ■現実的なアプローチ

当面は、各国における現行法制度の中でできることから始める。将来的な可能性は残しつつ、法制度を変えることを当初のステップでは目指さない。





#### 期待される成果

- メンバー各国の協力を得ながら各市場において、一般的且つ多面的な目的とゴールを定義(拘束力はないが、すべての市場について推奨)。
- 法律・制度が違う中、各国において独自の取組みが必要。つまり、各市場においてロードマップ作りが必要。
- 個別の論点ごとに単独又は共同で議論を進める。その結果を、将来的に 報告書にまとめる。



## ご拝聴ありがとうございました





## アジア・東京債券市場創設フォーラム2 ~アジアと日本の金融資本市場発展のために~

# ABMF SF1 Phase II の具体的課題と想定される活動について

犬飼 重仁 早稲田大学 法学学術院

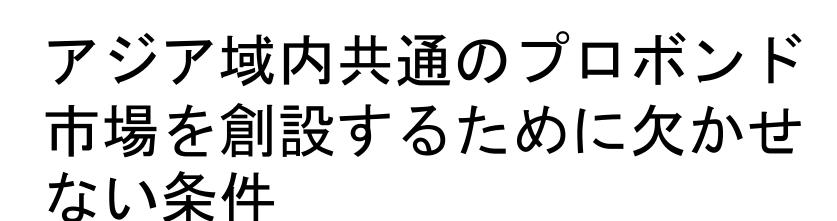


## **Contents**

- 1. 統合化されたアジア域内共通プロボンド市場を 如何に創設するか?
- 2. 国内市場における自主規制機関の重要性

3. ABMF SF1 Phase II の活動について

4. 想定される討議事項



1. 統合化されたアジア域内共通 プロボンド市場を如何に創設 するか?



## 最初に強調すべきこと

各国が相互認知し且つ受け入れ可能なフレームワークに至るように、域内の国内市場と国内市場との間のクロスボーダー取引を許容すること。

相互認知アプローチ=二国間クロスボーダーアプローチ



Offshore Eurobond market Other Jurisdictions' markets

域内のある国の国内市場 Domestic market

プロ市場 Professional market

Exempted market

QIB market

Private placement market

公募債市場

Public offering market with general investors including retail sector

with full disclosure requirement

Safe harbor

Fully regulated area

## 米国証券法サマリ

#### Offshore market

#### 国内市場(Domestic market)

## Regulation S, Off-shore Offering

[offer for sale to U.S. residents is prohibited within primary selling-restriction period (40 days) in US, in principle]

#### Rule144A, Private Placement

["QIBs"
(equivalent to a specified institutional investors in Japanese term) only, can be in resale between QIBs only]

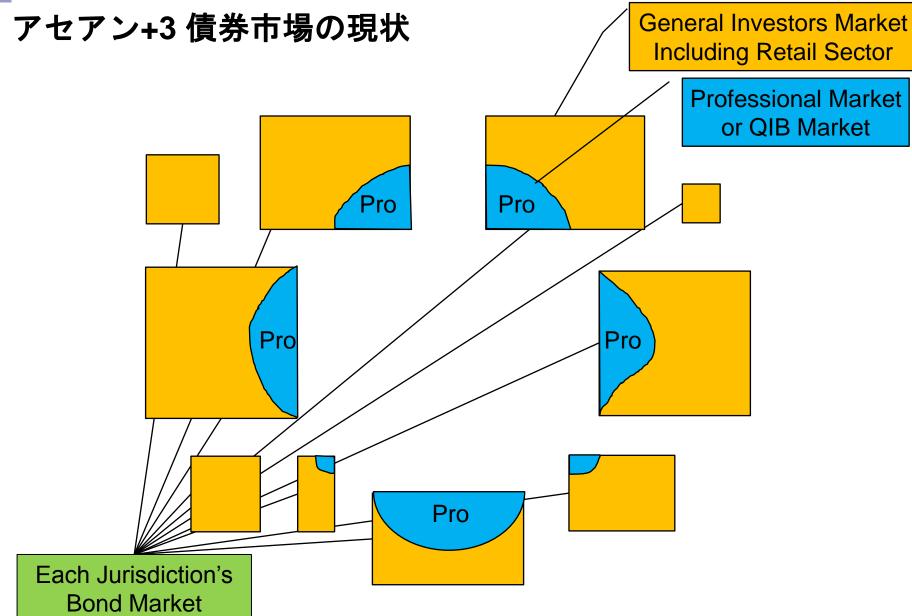
#### Regulation D, Private Placement

[accredited investors (Als) (equivalent to qualified institutional investors in Japanese term) only and prohibition of resale, in principle]

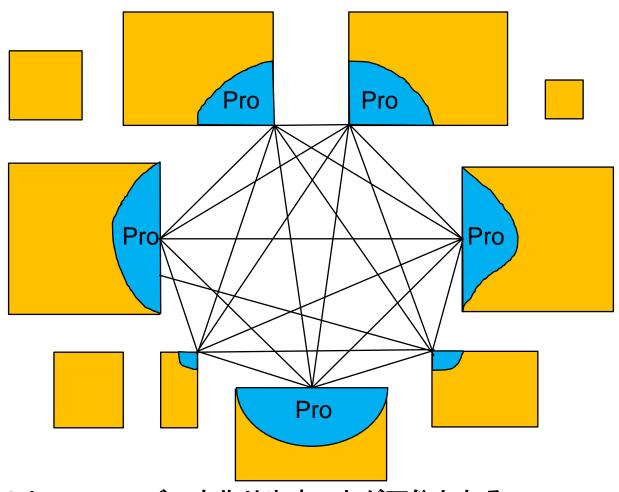
## Public Offering

[SEC registered offering]





#### 域内各国各地域に存在するプロ市場の要素を相互に結び付けることで・・・・ Connecting the professional market elements in the region to each other...



共通のセーフハーバーを作り出すことが可能となる。 ...can create a common safe harbor.

最終的に、統合化された域内共通のプロ向け債券市場を創設することができる。 We can, thus, create an Integrated intra-regional professional bond market!





今回提案の相互認知アプローチでは、プライマリとセカンダリの両市場での"プロフェッショナル証券"のクロスボーダーのフローが許可される必要がある。

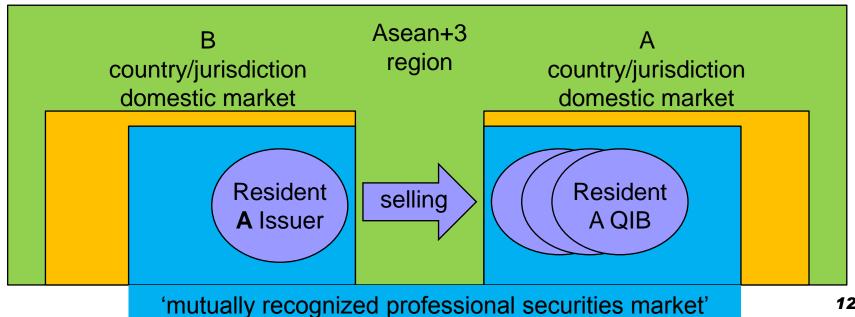
具体的には、二国間の相互認知[合意]に基づく、次の4点の制限免除 (1-4).



## 二国間 (A と B) 相互要合意事項(1)

B国プロボンド市場で起債されるA国居住者債に関するA国プロ投資家への販売 制限免除、ならびにその逆も免除。

Selling restriction on QIB in jurisdiction A to invest in resident **A** issuers' securities issued in 'mutually recognized professional securities market' in jurisdiction B to be exempt.

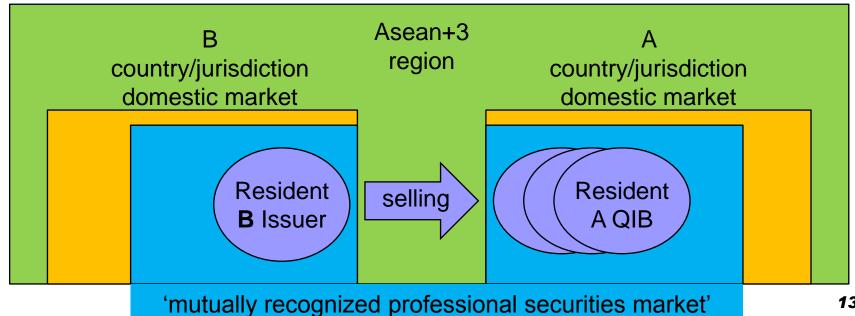




## 二国間 (A と B) 相互要合意事項(2)

B国プロボンド市場で発行されるB国居住者債に関するA国プロ投資家への販売 2. 制限免除、ならびにその逆も免除。

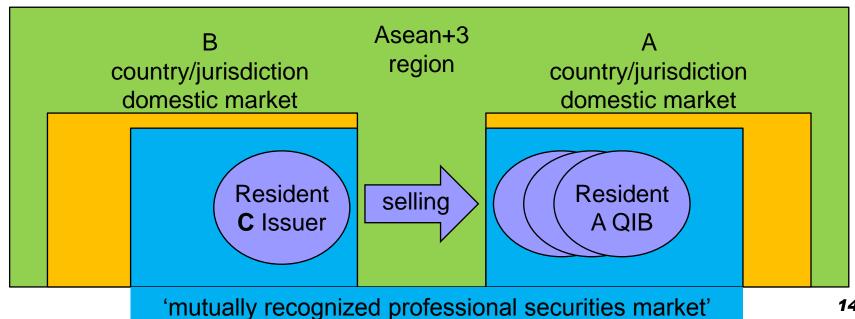
Selling restriction on QIB in jurisdiction A to invest in resident **B** issuers' securities issued in 'mutually recognized professional securities market' in jurisdiction B to be exempt.





## 二国間 (A と B) 相互要合意事項(3)

B国プロボンド市場で発行される、A,B以外のASEAN+3メンバー国の居住者債 3. に関するA国プロ投資家への販売制限免除、ならびにその逆も免除。 Selling restriction on QIB in jurisdiction A to invest in resident C issuers' securities issued in 'mutually recognized professional securities market' in jurisdiction B to be exempt.



#### 2国間(AとB)で必要な相互認知(合意)事項サマリ Summary of the mutual recognition between jurisdiction A and jurisdiction B

- 1. B国プロボンド市場で起債されるA国居住者債に関するA国プロ投資家への販売制限免除、ならびにその逆も免除。
  - Restriction on QIB in jurisdiction A to invest in resident **A** issuers' bonds issued in professional market in jurisdiction B to be exempt and vice-versa.
- 2. B国プロボンド市場で発行されるB国居住者債に関するA国プロ投資家への販売制限免除、ならびにその逆も免除。
  - Restriction on QIB in jurisdiction A to invest in resident **B** issuers' bond issued in professional market in jurisdiction B to be exempt and vice-versa.
- 3. B国プロボンド市場で発行される、A,B以外のASEAN+3メンバー国の居住者債に関するA国プロ 投資家への販売制限免除、ならびにその逆も免除。
  - Restriction on QIB in jurisdiction A to invest in bonds of resident **C** issuers' bond issued in professional market in jurisdiction B to be exempt and vice-versa.
- 4. A国およびB国のプロ投資家間の転売制限免除 Resale (secondary market transactions) of the bonds between professional markets in jurisdiction A and B shall not be restricted.



#### 域内市場統合に向けて我々が取るべきアプローチとは: Our approach for the market integration is: the multiple of,

1. 国内市場を前提とする二国間クロスボーダーアプローチ+プロ(QIB)+プライベートプレースメント(適用除外市場) アプローチ

'domestic bi-lateral cross-border' approach + 'professional (QIB) & private placement (exempt market)' approach,

最終目標としての with the ultimate aim of

2. 多国間「アセアン+3RegS」アプローチ Multi-lateral 'Asean + 3 Regulation S' approach. の組み合わせ。

## 100

#### 2012年よりの開始が想定される討議事項(1)

- recognize common denominator of the concept of professional investor / sophisticated investor / accredited investor / QIB etc.,
- mutually recognize exempted market conditions including private placement
- standardize disclosure level of information / disclosure rules
- Investor protection
- participants / participants code of conduct
- type of securities suitable (for future market)
- -主として、各国の法規制や自主規制ルール等に関連 する事項
  - mainly related to laws and regulations and SRO rules in each jurisdiction



#### 2012年よりの開始が想定される討議事項 (2)

- standardize the related documentation in offering circulars, etc.
- standardize new issue underwriting procedures
- standardize the rules and practice for secondary market making
- synchronize the concept of eligible issuers
- -主として、市場慣行や各国内のSROの機能 [自主規制の内容] に関連すること mainly related to market practices and function of each domestic SRO

## プロ投資家の概念が存在するか

**Existence of professional investor concept** 

Jurisdiction	Existence of the clear definition of Professional Investor Concept
China	• No concept or definition of 'professional' (investor) evident in Chinese law. PBOC is mulling over QIB concept.
Hong Kong, PRC	<ul> <li>Professional investor is defined in section 1 of Part 1 of Schedule 1 to the SFO, etc. Hong Kong dollar market is primarily a private placement market. Therefore, no clear definition of Public Offering existed in the regulations.</li> </ul>
Indonesia	• Indonesia does not have specific definitions on this type of professional investors. Bapepam-LK is working on definition of Professional Investor. Private placement (to less than 100) is not regulated in Indonesia.
Japan	o FIEA stipulates Specified (Professional) Investor and Qualified Institutional Investor (QII)
Korea	<ul> <li>FSCMA classifies a Professional Investor. But Korea so far does not have exempt regime for Professional Investor.</li> <li>Korea will launch QIB market which is exempt regime for Professional Investor from May 2012</li> </ul>
Malaysia	<ul> <li>Sophisticated Investor is not explicitly defined in the CMSA. However, CMSA exempt offers to sophisticated or professional investors from prospectus requirements.</li> </ul>
Philippines	<ul> <li>SRC, SRC Rule, OTC Rules and Qualified Buyer Rules clearly define Qualified Buyer, Qualified Individual Buyer and Qualified Institutional Buyer. SRC specify sale to QB as exempt transaction from registration.</li> </ul>
Singapore	<ul> <li>Under SFA, Accredited investor and Institutional investor are defined. Exemptions to prospectus requirements include exemptions for offers that are made only to institutional investors and accredited investors, etc.</li> </ul>
Thailand	<ul> <li>Notification of SEC defines Institutional Investors and High Net worth Investors. Private Placement of corporate bond offers to institutional investors will be exempted from obligation to file disclosure documents to SEC.</li> </ul>
Vietnam	<ul> <li>Securities Law defines Professional Securities Investor. Amended Securities Law defines Non-public offering of securities (Private placement: to less than 100, not including professional security investors and not use mass media or Internet).</li> </ul>

#### 開示免除証券・取引の制度が存在するか

Existence of exempt regime (exempt securities / exempt transactions (Private Placement))

Jurisdiction	Existence of Exempt Regime			
China	'Self-regulatory Rules for Inter-bank Bond Market Non-financial Enterprise Debt Instrument on Private Placement' provides for the whole process involved in private placement instruments including issuance, registration, trading, and information disclosure, among others. Exempt Regime is not applied in PRC.			
Hong Kong, PRC	Yes.			
Indonesia	No. Private placement (to less than 100) is not regulated in Indonesia.			
Japan	Yes.			
Korea	The QIB system (and Professional only market) will be launched May 2012 under the revised Financial Services Commission Regulation on Issuance, Public Disclosure, etc. of Securities.			
Malaysia	Yes.			
Philippines	Yes.			
Singapore	Yes.			
Thailand	Yes.			
Vietnam	No. Private placement (to less than 100) or Sale to professional investors is stipulated in the Securities Law. But PP is not regulated as an exempted scheme.			

### 各国国内にプロ向け市場が存在するか

**Existence of professional investors only market** 

Jurisdiction	Existence / Status Quo of the Professional Investors Only Market	
China	Do not exist. But, Inter-Bank Bond Market consists of Institutional participants only. PBOC is mulling over <b>QIB</b> concept.	
<b>Hong Kong, PRC</b> Under discussion. Having said so, the Hong Kong dollar market is prima private placement market for professionals.		
Indonesia	Do not exist.	
Japan	Exist. TOKYO PRO-BOND market with listing on the TOKYO AIM.	
Korea	The QIB market and trading system will be launched within 2012.	
Malaysia	SC and BNM introduced 'Exempt regime.'	
Philippines	Exemptions are granted for securities and transactions.	
Singapore	Exist. There is an exempted market from prospectus requirements for professionals.	
Thailand	Private Placement (PP) is exempt from full filing requirement.	
Vietnam	Do not exist.	

# 5.国内市場における自主規制機関の重要性

## re.

## 相互認知されたプロ市場成功への 要件

地域で相互に認知されたプロ市場の成功は、次の点にかかっている。

- ■投資家保護のために適用される、それぞれの国の証券関係法規制の成熟度、
- ■資本市場における公正な価格形成、
- ■市場参加者の行動規範、および
- ■国内の各SROの適切な機能発揮。

## 自主規制機関(SRO)についての 討議 (1)

- ■ABMF/SF1において、SROに関する一般的な議論は、当面は必要ない。
- ■ICMAのように、ASEAN +3のためのSROの実現は、将来の可能性の問題。
- ■上記に関する議論は、SF1の新たな市場の 設計に不可欠な因子ではない。

## 自主規制機関(SRO)についての 討議 (2)

- SRO関連の議論は、常に特定の規制機関を補う一つの管轄下での単一市場に限定される。 (IOSCOの定義上、SROは国内の機関)
- 言い換えれば、広範な規制の機能を実行する国や 国内政府機関、または取引所や国内産業組織体の いずれかとして、国内における組織として、SRO は唯一機能する。
- したがって、SROの機能は、国内を超えて発揮されることはない。



- [1] 証券投資家保護のための良好な法制度、
- [2] SROs等から提供される一定レベルのガバナンス、
- [3] 国内市場における良い業務行為規範、

などについて、ある国がそれらの水準を良好なものと認定していない限り、他の国では、国内のプロ市場をお互いに接続して"相互認知"を行うことを躊躇するかもしれない。

## SROの主要な機能と特徴

Jurisdiction	Name of SRO	Membership	Sets Rules	Enforcement	
China	NAFMII	Yes	Yes	Yes	
Hong Kong, PRC	N/A	N/A	N/A	N/A	
Indonesia	IDX KPEI KSEI	Yes Yes Yes	Yes Yes Yes	Yes Yes yes	
Japan	JSDA TSE TOKYO AIM	Yes Yes Yes	Yes Yes Yes	Yes Yes Yes	
Korea	KOFIA KRX	Yes Yes	Yes Yes	Yes Yes	
Malaysia	Bursa Malaysia ACI Malaysia (quasi)	Yes Yes	Yes Yes	Yes Yes	
Philippines	PDS Group (PDEx)	Yes	Yes	Yes	
Singapore	SGX	Yes	Yes	Yes	
Thailand	ThaiBMA Exchanges	Yes Yes	Yes Yes	Yes Yes	
Vietnam	VBMA	Yes	Yes	-	



#### SF-1 Phase II

■ 域内共通のプロ市場と債券発行プログラムを議論するには、域内の市場の専門家、域内各SRO、そして域内各政府の規制当局/政策立案者の参加が必要となる。



# 自主規制等についての自主的な討議体

- ■SF-1は、後の段階で、域内各SROの自主的な取組みによる、自主規制とSROについての別のグループ討議フォーラムの助けを借りて、自己規制や行動規範を議論することが期待される。
- ■このグループ討論は、自発的に行うことが 期待される。
- ■その討議体は、ABMF SF1とも有効な議論 を行うことが期待される。

## 6. ABMF SF1 Phase II の活動 について

M

■フェーズIIの作業では、各国間に各国内の プロの証券市場を接続することができる ように、一定のレベルと質(開示、発行 者、プロの投資家、引受人/ブローカー ディーラー)についての研究と議論に注 力しなければならないことが明確であ る。



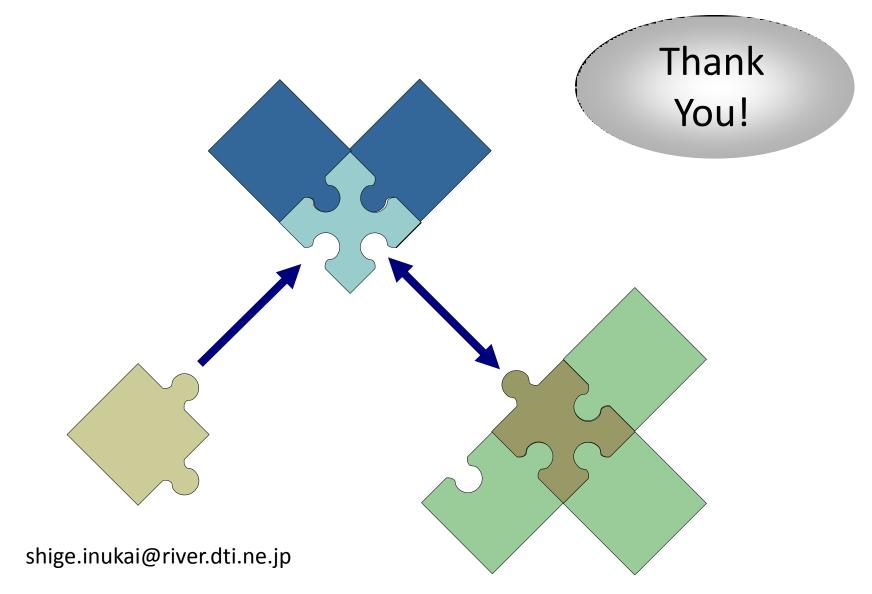
## 情報の非対称性の改善

市場ガイドと比較分析報告の活用を通じて、多くの場所で明らかに存在する情報の非対称性の改善が期待される。また、市場ガイドと比較分析報告の内容は、ABMF SF1の第二期の活動を通じて、修正することができる。



## 想定されるPhase 2の活動

- 再編成後のSF 1は、主に域内の市場の専門家や規制当 局者から構成される。
- 標準化された債券の発行およびプロ市場のための市場の ニーズを調べるため、研究を行う。
- 域内関連各国地域への訪問を含め、狭い範囲に集中して 議論を行う。具体的には、2012年よりの開始が想定され る討議事項(1)(2)参照。
- 新たな枠組みによる試行発行を想定する。そして願わくば、債券発行プログラム(Asian Multi-currency Bond Issuance Program: AMBIP)に基づいて、試行発行の実行を行う。





## アジア域内新市場創設への課題 - 統合市場のつくり方

2012/02/02

鈴木裕彦



#### 日本のプロ向け市場(PSM-J)創設の意義

- 日本の社債市場における、機動的な起債(起債期間の 大幅な拡大)の実現 すなわち、
  - 一般投資家向け法定開示規制の対象外とした、プロの機関投資家向けの公募債市場(PSM-J)の創設
  - 市場参加者を機関投資家などのプロに限ることで、 発行企業側の開示義務が緩和され、日本とアジア域内 の発行体にとって資金調達機会が拡大される
- 2. ユーロ債市場の日本版の実現



#### 第1ステージ--「東京プロボンド市場」の創設

PSM-J市場の創設 (国内の取引所ルール(新設)に従った開示登録による)

- ◎ PSM-J (Professional Securities Market Japan) の構成
  - 居住者又は非居住者による円建て国内債

(発行登録・サムライ債の代替としての利用も考えられる)

・ユーロ債/EMTNの発行時における日本国内での開示登録及び販売 (日本国内のプロ向けに販売可能な Euro Asia オファリング)

#### 第2ステージ

アジア域内各国での同様の取組みの促進

PSM-Jの創設

#### PSM-J PSM-K

#### 第3ステージ以降

- 証券決済の検討
- 各国における参入規制の緩和
- アジア域内のクロスボーダー取引の発展

→アジア域内国際債市場 (AIR-PSM) の確立へ

> 資料: 2010 Nov. 16 アジア・東京債券市場フォーラム

## ٧

#### 第1ステージの意義

#### (国内版プロ向け公募市場(PSM-J)の創設)

#### (1)利便性の向上

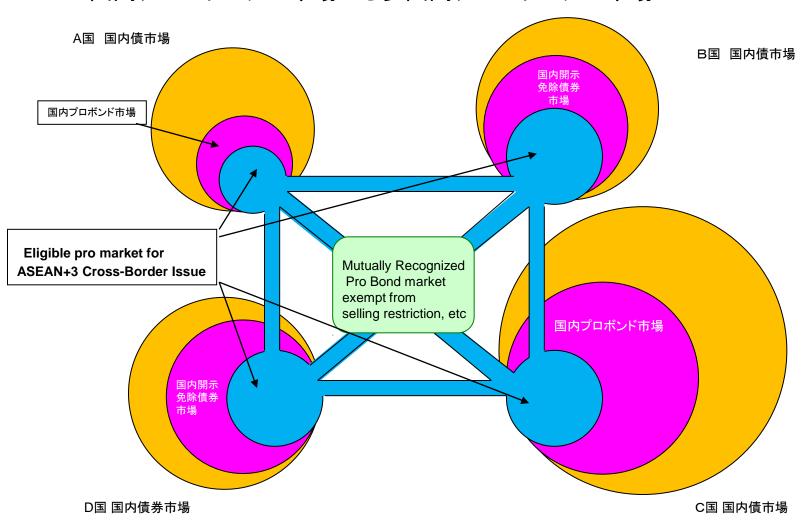
- ・ ブラックアウト(社債発行不可能)期間の圧縮
- ・ (現行の私募債市場における)流通市場の告知等の手続の省略
- ・ 開示の弾力化(コスト・手間・時間・頻度・審査)
- 発行通貨の多様化

#### (2)日本とアジア域内の発行体にとっての、資金調達ソースの多様化

- ・サムライ債に代わって用いられる、海外の発行体に便利な英語での ミニマム開示による、日本国内プロ投資家向け発行市場の創設
- ・US144Aオプション類似の、Euro Asia オファリング市場の創設 (ユーロ債・ユーロMTNに、"PSM-J適格条項"を追加的に利用する ことによる)

資料:2010 Nov. 16 アジア・東京債券市場フォーラム

#### 第2ステージ、第3ステージに向けたアクション(ABMF フェーズⅡ) 2国間クロスボーダー市場から多国間クロスボーダー市場へ





#### クロスボーダー ASEAN+3 (Inter-regional) 債券市場 2国間で必要な合意事項

- (1)B国プロゲンデ市場で起債されるA国居住者債に関するA国プロ投資家への販売制限免除ならびにその逆も免除
- (2)B国プロボンド市場で発行されるB国居住者債に関するA国プロ投資家への販売制限免除ならびにその逆も免除
- (3)B国プロボンド市場で発行される、A,B以外のASEAN+3メンバー国の居住 者債に関するA国プロ投資家への販売制限免除。ならびにその逆も免除
- (4)A国およびB国のプロ投資家間の転売制限免除



#### ABMF Phase IIにおける検討項目.

- プロ指定基準の合意に向けた調整 sophisticated investor / accredited investor / qualified institutional investors
- 転売制限免除の合意に向けた調整
- プロ投資家向け適正開示基準(Tokyo Pro-Bond)の合意に向けた調整
- 投資者保護規定および保護の水準の合意に向けた調査
- SROおよびプロ市場参加者の行動規範および水準の合意に向けた調査
- 対象有価証券(普通社債等の商品)種類の合意に向けた調整
- 通貨規制国の場合は域内国限りの通貨規制の緩和(起債通貨枠の付与)
- プロ向け債券のオファリング・サーキュラーおよび各種契約書の標準化
- プロ向け債券の引受手順の標準化
- 流通市場でのマーケット・メーキング
- プロ向け債券の適債基準、適格引受人の指定基準

## M

#### オフショア vs オンショア

	オフショア・アプローチ	オンショア2国間アプローチ
	(例: A国の発行者)	(例:A国とB国の2カ国間)
発行者居住国:	Α	Α
ローンチ&条件決定	В	В
準拠法:	BまたはA	В
通貨	C (通常はDeliverableな通貨)	B (又は¥,US\$, EuroなどDeliverable通貨)
クリアリング、決済	D	В
流通市場	当局が許す限りどこの国でも	A & B
開示基準	LND/LUX/SGX	Tokyo AIM



#### ASEAN+3 債券市場フォーラム・サブフォーラム2 ABMF SF2 からの報告概要

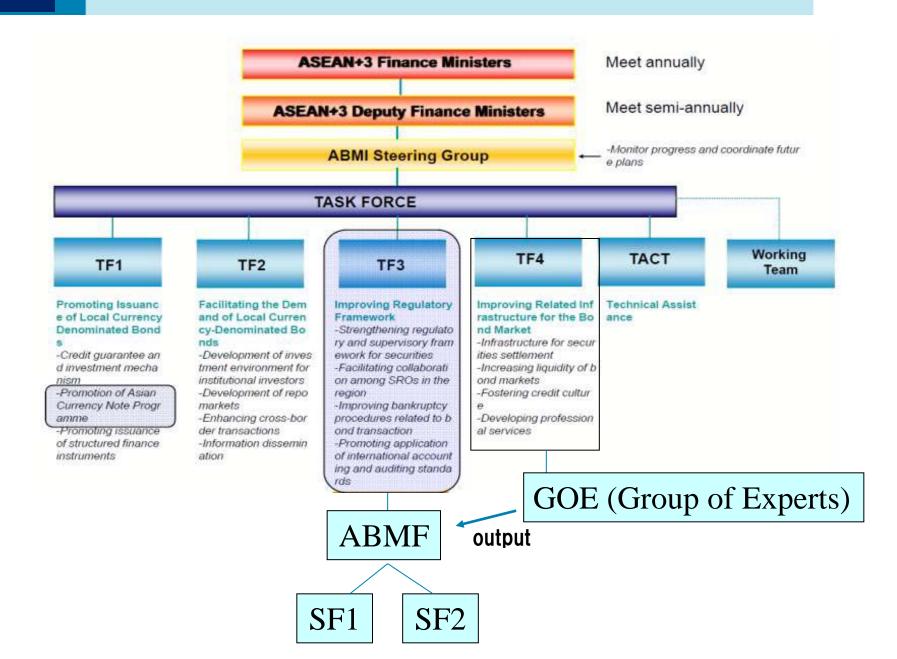
アジア・東京 債券市場創設フォーラム2

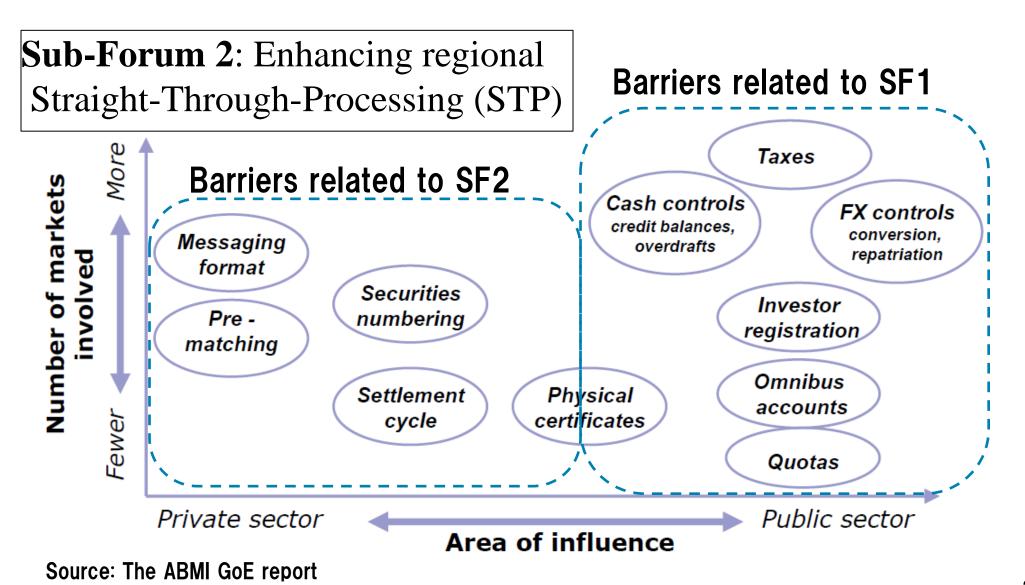
場所:早稲田大学 小野記念講堂

日程:2012年2月2日

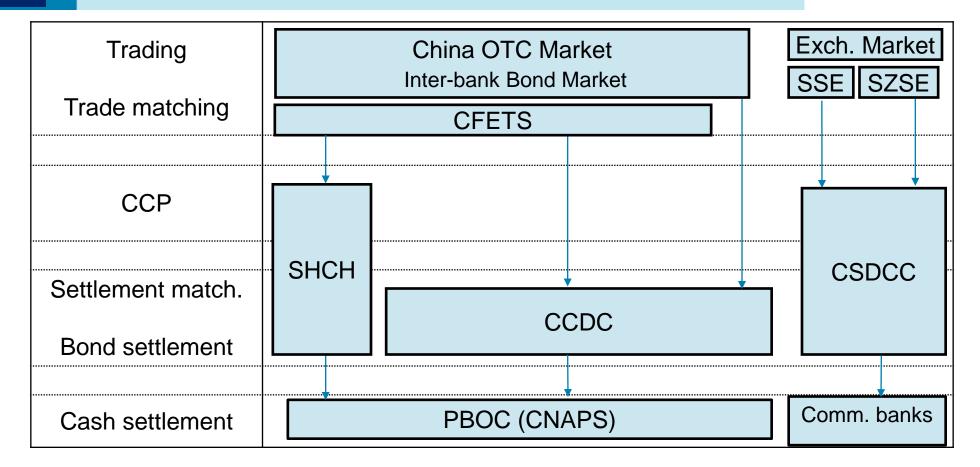
アジア開発銀行(ADB)コンサルタント 金融情報技術担当 NTTデータ グローバル推進部 ビジネス企画担当 乾 泰司

#### ABMF





### Fig. CN01 Bond Market Infrastructure Diagram

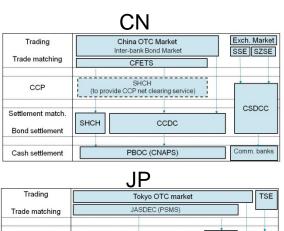


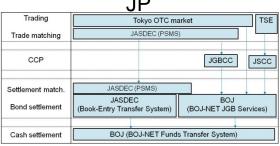
CFETS & NIFC: China Foreign Exchange Trade System & National Interbank Funding Center, SSE: Shanghai stock exchange, SZSE: Shenzhen stock exchange, CCDC: China Central Depository and Clearing Corporation, CSDCC: China Securities Depository and Clearing Corporation, SHCH (Shanghai Clearing House), CNAPS: China National Automatic Payment System

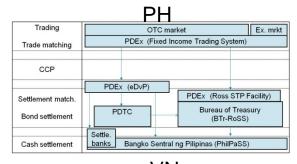
Note: Commercial Bank Counter Market is not shown here.

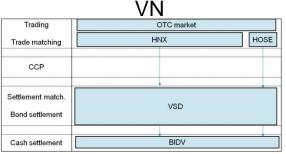


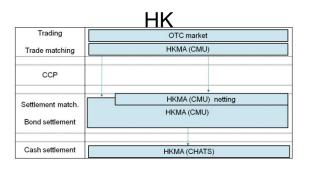
### Bond Market infrastructure Diagrams

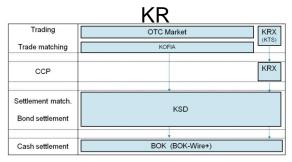


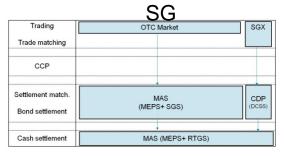


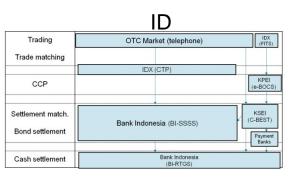


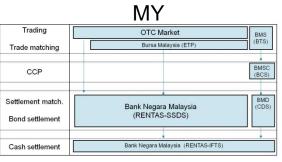


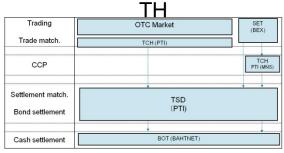








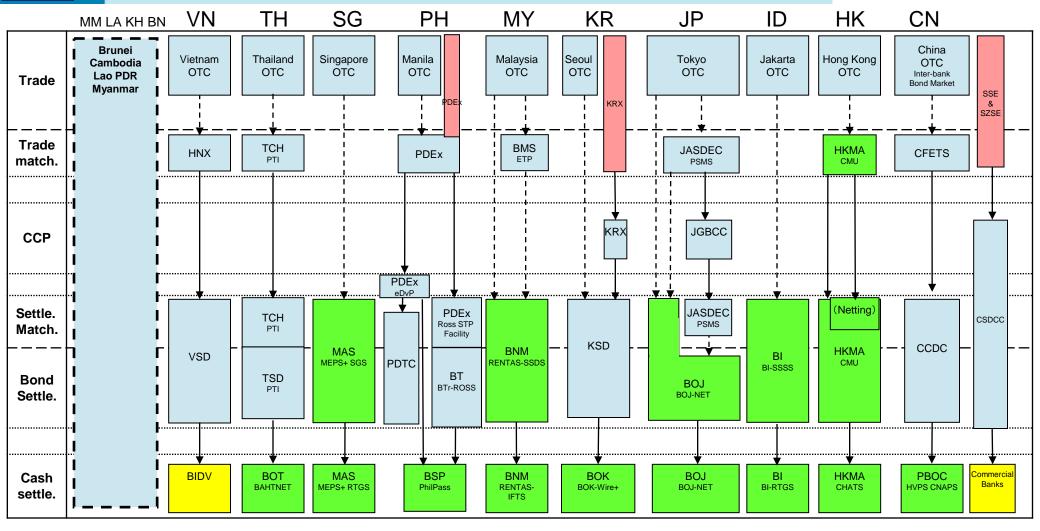




BN, KH, LA, and MM

Bond market infrastructure diagrams will be added after implementing the bond market infrastructures.

#### Bond Markets in ASEAN+3



Source: ABMF SF2

NOTE: Exchange Market

Central Bank

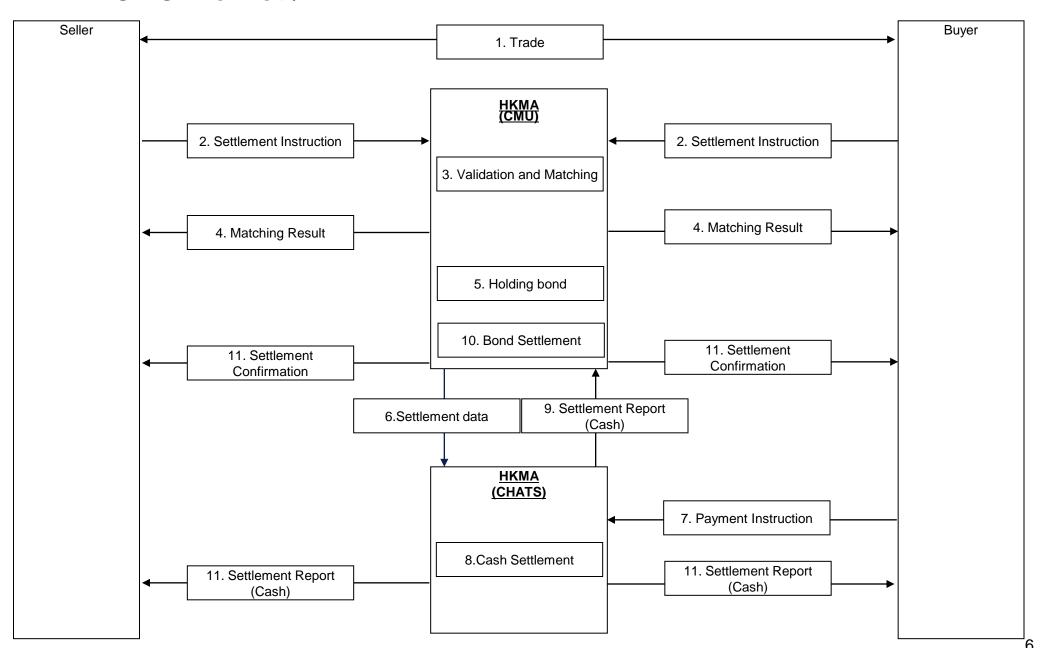
Commercial Bank

Direct intersystem connection

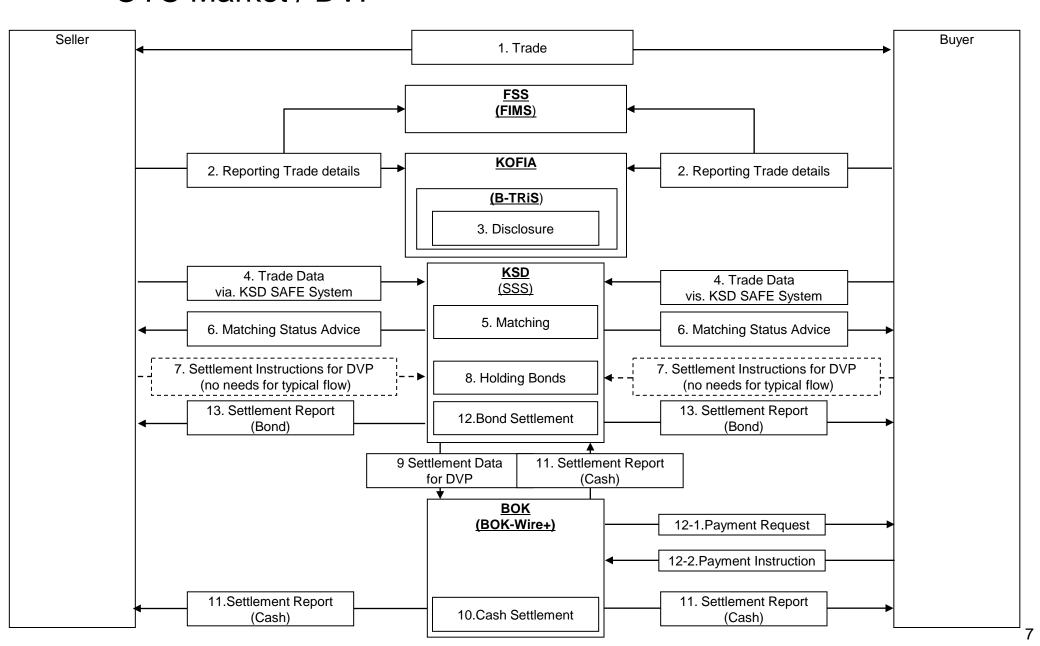
Indirect connection . Trade data (bond settlement instructions) are entered to CSD by agent custodians.

# Fig. HK02 Bond Transaction Flow for Domestic Trades OTC Market / DVP

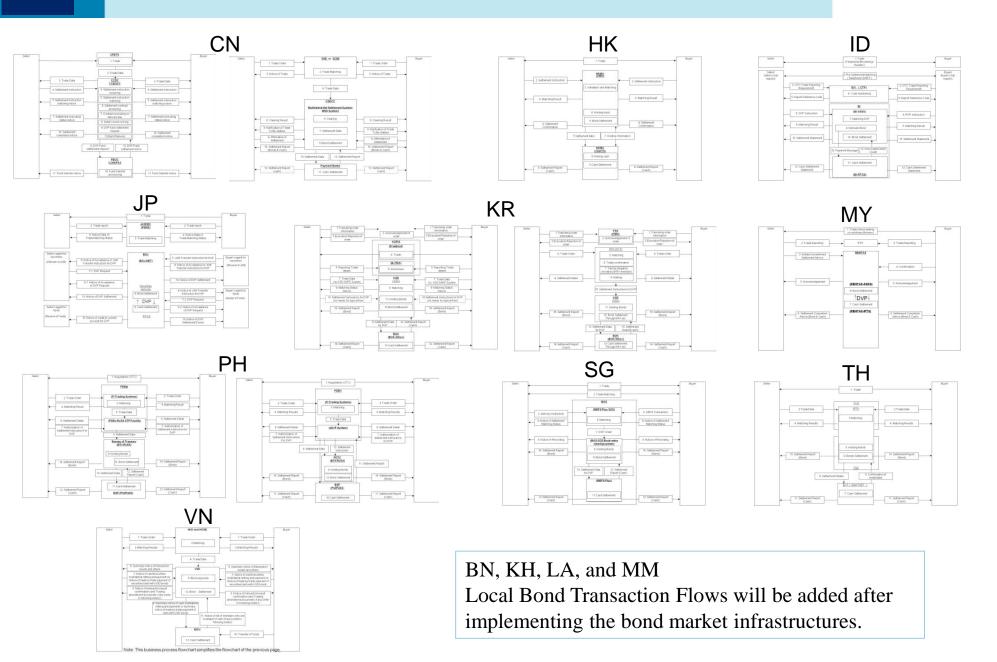
HK T+2 ?



# Fig. KR02 Bond Transaction Flow for Domestic Trades OTC Market / DVP



#### **Local Bond Transaction Flows**



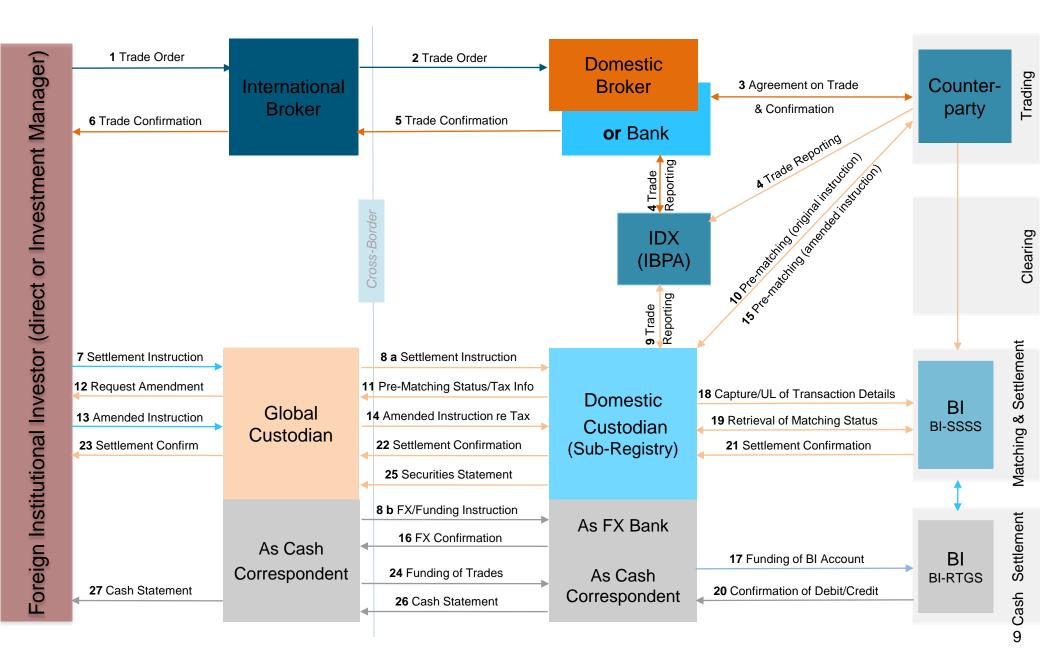
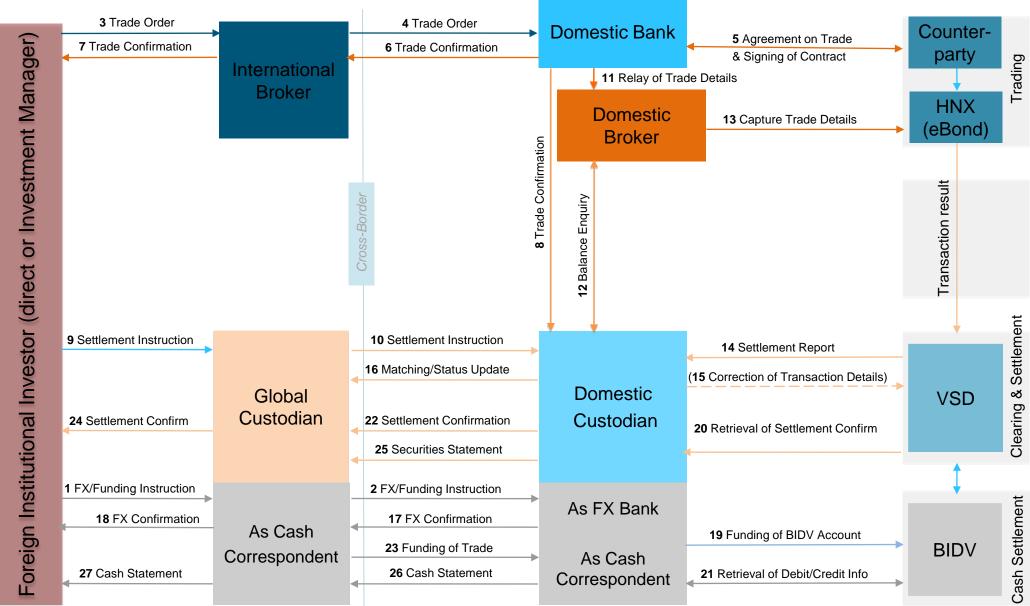


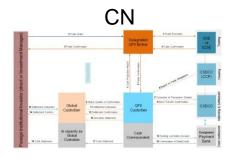
Fig. VN04 **OTC** Bond Transaction Flow for Foreign Investors (incl. cross-border, funding, reporting components)

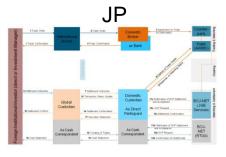
VN ABMF SF2 T+1

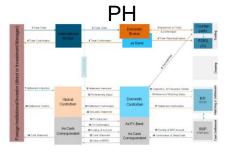
T: trade capture date

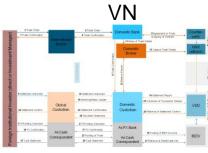


#### **Cross-border Bond Transaction Flows**

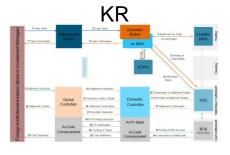


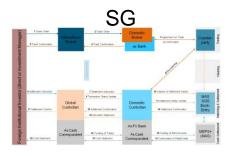


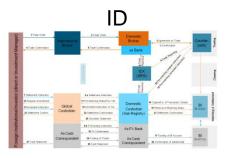




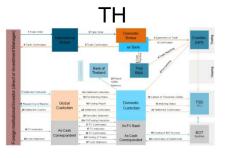










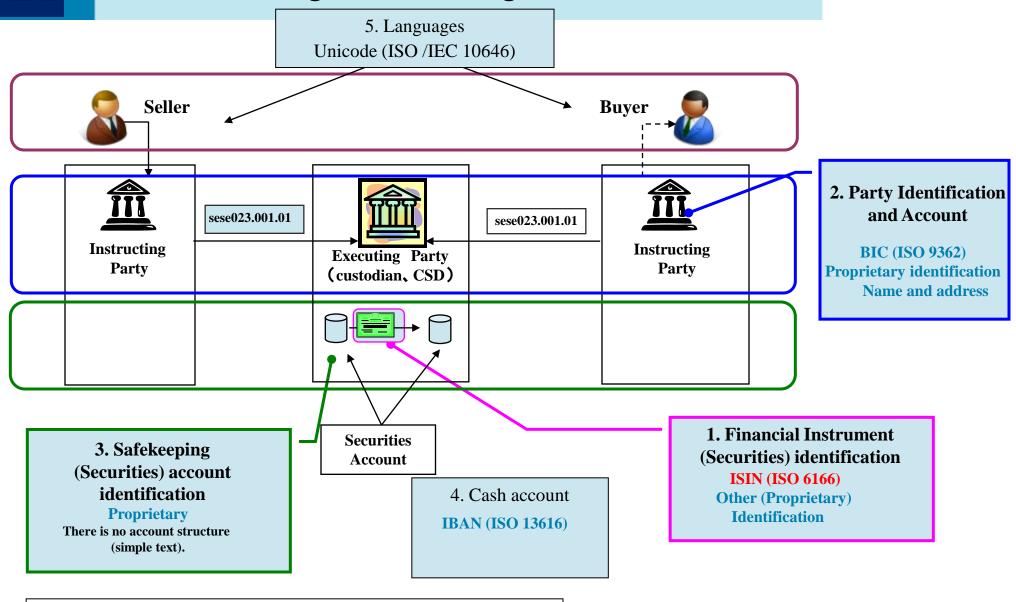


BN, KH, LA, and MM

Bond market infrastructure diagrams will be added after implementing the bond market infrastructures.

# 6. Numbering and coding

ISO 20022 needs to support proprietary practices



12

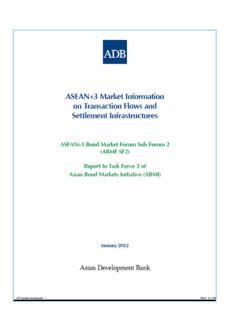
#### ABMF SF2 Report to ABMI TF3

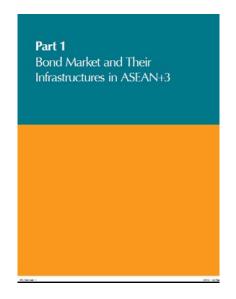
#### **Executive Summary**

#### Part 1 Bond Markets and Their Infrastructures in ASEAN+3

- 1. Introduction
- 2. Methodology and Approach of the Survey
- 3. Overview of ASEAN +3 Bond Markets and Their Infrastructures
- 4. Domestic Bond Transaction Flows
- 5. Cross-Border Bond Transaction Flows
- 6. Matching
- 7. Settlement Cycles and Operating Hours
- 8. Standards on Numbering and Coding
- 9. Possible Next Steps
- 10. Conclusion
- 11. Acknowledgement

**Appendices** 



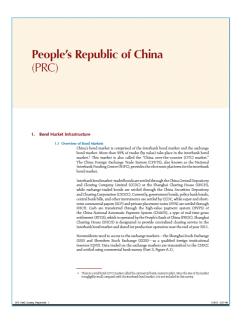


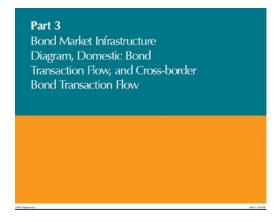


#### ABMF SF2 Report to ABMI TF3

#### Part 2 Bond Markets and Their Infrastructures in Each Economy

- 1. People's Republic of China (PRC)
- 2. Hong Kong, PRC
- 3. Indonesia
- 4. Japan
- 5. Republic of Korea
- 6. Malaysia
- 7. Philippines
- 8. Singapore
- 9. Thailand
- 10. Viet Nam





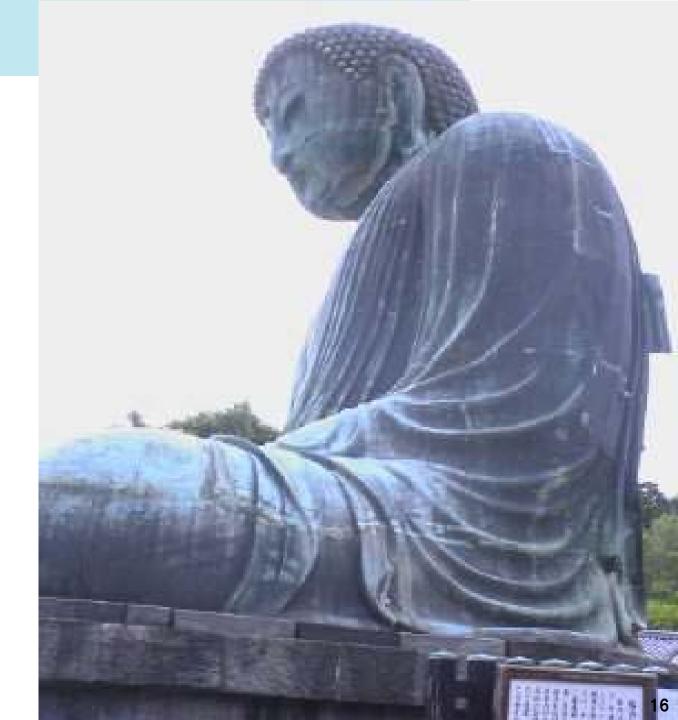
Part 3 Bond-Market Infrastructure Diagrams, Domestic Bond Transaction Flows, and Cross-Border Bond Transaction Flows

## ABMF SF2 Phase 2 (started Feb. 2012) draft

- Continue identification of transaction flows, messaging and market practices.
  - The scope will be expanded to issuance, interest payment, and redemption of bonds - including some corporate action (interest payment and redemption) related to corporate bonds
- ISO 20022 Fit-and-gap analysis (for typical government bond transaction)
- 3. Propose a roadmap to standardize and harmonize bond transactions in ASEAN+3
- 4. Other issues
  - Sharing information on LEI
  - Improvements in data collection

# Preaching to Buddha





# Thank you so much



This PowerPoint slides are made solely for the discussions at Waseda University on 2 February 2012. Views expressed are those of the presenter and do not necessarily reflect those of the Asian Development Bank, NTT DATA CORPORATION or any other organizations.

Taiji Inui ADB consultant NTT DATA Corporation

Phone: +81-50-5547-1282 E-mail: inuit@nttdata.co.jp

#### Asean+3 債券市場の比較分析項目の一部抜粋

(ADBによる ABMF SF1 Phase1 調査をもとに犬飼重仁作成) [完全版は、数週間後、ADB(AsianBondsOnline)のサイトよりアクセス可能]

Contents		
Table 1 –	法的伝統	1
Table 2 –	ドキュメンテーションに使用される言語	2
Table 3 –	証券(債券)の定義	2
Table 4 –	無券面の振替方式の証券システムの存在	3
Table 5 –	証券の形態と様式	4
Table 6 –	振替証券の紙ベースの証券への交換性	6
Table 7 –	証券保有者・受益者の認識・登録等	6
Table 8 –	オムニバスアカウントとノミニー(代理名義人)	6
Table 9 –	社債権者集会の概念の有無	7
Table 10 -	社債管理者 / 社債権者代表 / トラスティ概念の有無	7
Table 10' -	・社債管理者 / 社債権者代表 / トラスティの詳細	7
Table 11 -	社債発行に際しての格付け取得義務の存在	9
Table 12 -	市場の公的規制機関	9
	債券市場における自主規制団体(SRO)の機能一覧	
Table 13' -	債券市場関連の自主規制機関(SRO)の概要	10
Table 14 -	外国為替・通貨に関する規制	15
Table 15 -	メイン市場としての OTC 市場と取引所市場取引	16
Table 16 -	開示免除制度の有無	16
Table 16' -	開示免除制度の概要	17
Table 17 –	プロ投資家の概念の存在	17
Table 18 -	プロ向け市場の存在	18
Table 19 -	イスラム債市場の存在	18

#### Table 1 - 法的伝統

Jurisdiction	Original Legal Tradition	Influences
China	Civil law or civil law system	UK law / US law / Japanese law
Hong Kong, China	UK law / Common law	
Indonesia	Islamic law / Dutch law, Civil law or civil law system	US law
Japan	Civil law or civil law system	UK law / US law / EU law
Korea	Civil law or civil law system	UK law / US law / Japanese law
Malaysia	UK law / Common law Islamic law	
Philippines	Spanish law	US law
Singapore	UK law / Common law	(Australian law)
Thailand	Civil law or civil law system	UK law / US law / Islamic law
Viet Nam	Civil law or civil law system	French law

Table 2 - ドキュメンテーションに使用される言語

Jurisdiction	Main Language	Alternative Language
China	Chinese	
Hong Kong, China	English	Chinese
Indonesia	Bahasa Indonesia	English
Japan	Japanese	English for TOKYO-PRO BOND Market Listing
Korea	Korean (Hangul)	English for QIB Market
Malaysia	English	
Philippines	English	
Singapore	English	
Thailand	Thai	English
Viet Nam	Vietnamese	

Table 3 - 証券(債券)の定義

Jurisdiction	Existence of Clear Definition of Securities (Bonds)	
China	ecurities concepts may differ by industry or competent authority in hina. Corporation law and Enterprise law co-exist and, hence, either hay set rules for issuance of securities, depending on industry, issuer, and type of security. He official definition of securities given in the Securities Law of PRC, exised in 2005. The present Law shall be applied to the issuance of and transactions in tocks, corporate bonds as well as any other securities as lawfully ecognized by the State Council within the territory of the PRC. Towever, some bonds do not fall under the Securities Law. In case where there is no such provision in the present law, the provisions of the Corporation Law and other relevant laws and dministrative regulations shall be applied.	
Hong Kong, China	For bonds to be listed on the Hong Kong Stock Exchange or cleared through the CMU, they must satisfy the criteria as set out in, among others, the Listing Rules and CMU Service Reference Manual (which is accessible by CMU members only) respectively. Also, a definition of securities laid down in the Securities & Futures Ordinance (SFO) of the Securities and Futures Commission (SFC).	
Indonesia	Definition of securities is not confined to a single law.  Original relevant definitions found in the commercial code left by the Dutch, and remaining in force: 1. Promissory note (PN), 2. Cheque, 3. Bill of exchange.  No mention of corporate bonds and debt instruments in the Company Law; however, they are often described/covered in Articles of Association of companies.  Clearest definition of securities can be found in Capital Market Law No. 8 (1995). Pursuant to Capital Market Law, Securities are promissory notes, commercial paper, shares, bonds, evidences of indebtedness, participation units of collective investment contracts, futures contracts related to securities, and all derivatives of securities.  Today, debt instruments distinction can be divided into capital market and money market: (1) Capital market covers bonds, (2) Money market	

covers PN, MTN, CP, SBI; most instruments have been intro foreign bank participants over many recent years. MTN and synonymous for all intents and purposes; legal treatises exis statutory definition of these instruments.	
Japan	The Companies Act defines corporate bonds. Uniform legal framework for all types of securities exists. Distinctions between dematerialization / immobilization and physical securities are clear. Legal ownership structure of dematerialized / immobilized securities is clearly stipulated.
Korea	Revision of the Commercial Act and Corporate Bond (to take effect in 2012) provides a basis for corporate bonds diversity.  This should resolve the discrepancy in concept about securities between the Commercial Act and the Financial Investment Services and Capital Markets Act (FSCMA).
Malaysia	Section 2(1) of the Capital Markets and Services Act 2007, Securities are defined as: (a) debentures, stocks or bonds issued or proposed to be issued by any government; (b) shares in or debentures of, a body corporate or an unincorporated body; or (c) unit trusts or prescribed investments, and includes any right, option or interest in respect thereof, but does not include futures contracts.  Debentures are also stipulated in Art 125, Companies Act 1965,.
Philippines	Under the SRC, section 3, securities are shares, participation or interests in a corporation or in a commercial enterprise or profit-making venture and evidenced by a certificate, contract, instrument, whether written or electronic in character.  The PDEx Rules for the Fixed Income Securities Market, as amended (PDEX Rules), define securities as fixed income securities, including government securities.
Singapore	"Securities" is defined in the Securities and Futures Act (SFA) in Section 2(1), Section 196A, Section 214 and Section 239.
Thailand	The Securities and Exchange Act B.E. 2535 Section 4. stipulates the definition of securities.
Viet Nam	Law on Securities: Pursuant to Article 3 of amended & supplemented Securities Law No. 62/2010/QH12 and Article 6 of Securities Law No. 70/2006/QHII, securities means evidence from an issuing organization certifying the lawful rights and interest of an owner with respect to an assets or capital portion. Securities may take the form of certificates, book-entries or electronic data, and shall comprise the following types: 1.Shares, bonds and investment fund certificates; 2.Share purchase rights (rights issue), warrants, call options, put options, future contracts, groups of securities and securities indices; 3.Investment capital contribution contracts; 4.Other types of securities stipulated by the Ministry of Finance.
Carrier ADD Carrentte de la	acad on receased materials and market visit information

Table 4 - 無券面の振替方式の証券システムの存在

Jurisdiction	Existence of Scripless Securities System	
China	Yes	
Hong Kong, China	Yes	
Indonesia	Yes	
Japan	Yes	
Korea	Yes	

Malaysia	Yes
Philippines	Yes
Singapore	Yes
Thailand	Yes
Viet Nam	Yes

Table 5 - 証券の形態と様式

Table 5 一 血分の形態と採込				
Jurisdiction	Form of the Bonds (Settlement Method)	Status (Bearer / Registered)		
China	Book-entry	Registered. (Bonds are generally getting scripless, in a central register and registered in account holder's/bondholder's name; some older bearer bonds may still exist. As for CCDC settled bonds in the China Inter-bank Bond Market, CDCC centralized the management of the bearer bond library in 1998, and 2001 saw the end of bearer bonds in this market.)		
Hong Kong, China	<ul> <li>Book-entry form (dematerialized) for Exchange Fund paper, and</li> <li>Global note form for corporate bonds</li> </ul>	Bearer / Registered		
Indonesia	<ul> <li>Book-entry (from 2000)</li> <li>Physical certificate still exist (issued prior to 2000)</li> </ul>	Bearer / Registered		
Japan	Book-entry (Completely dematerialized, except for a few non-CSD settled private placed notes)	Registered		
Korea	Book-entry     Dematerialized securities:     Securities which are not issued in paper form and where ownership is held and transferable by book-entry in a ledger maintained by a CSD or account management institution.     Immobilized securities: Physical securities and non-certificated securities held and transferred by book-entry in a ledger maintained by a CSD or account management institution.	Bearer / Registered		
Malaysia	<ul> <li>Listed bonds: Book-entry at Bursa Malaysia Depository Sdn Bhd</li> <li>Unlisted debt securities: Book-entry at Bank Negara Malaysia (BNM)</li> </ul>	Basically, registered. Cagamas papers are unsecured bearer bonds issued by Cagamas Berhad, the national mortgage corporation established in 1986 to promote the secondary mortgage market in Malaysia.		

Philippines	<ul> <li>Government Securities:         <ul> <li>Book-entry in RoSS or in PDTC</li> </ul> </li> <li>Scripless Corporate Bonds:         <ul> <li>Book-entry in PDTC</li> </ul> </li> <li>Physical Corporate Bonds:         <ul> <li>Endorsement and actual delivery of physical certificates with duly notarized Deed of Assignment</li> </ul> </li> </ul>	Bearer / Registered. Dematerialization/immobilization vs. physical securities: both equities and debt securities are legally recognized in physical and dematerialized form. In the organized market for debt securities, however, debt securities must be in dematerialized form and cannot be listed if the same are still in physical form, even if immobilized.
Singapore	<ul> <li>Book-entry for government bonds</li> <li>CDP holds universal certificates for physical bonds</li> </ul>	Bearer / Registered. A foreign issuer is normally required to appoint a paying agent in Singapore while the debt securities are quoted on the Exchange and upon the issue of debt securities in definitive form. The Exchange may accept other arrangements to enable definitive certificate holders of the bearer debt securities in Singapore to be paid promptly.
Thailand	Book-entry     PNs & Commercial Papers are physical, bearer instruments In accordance with Sections 225 - 228 of the SEA, immobilization in the TSD system has been arranged through the transfer of securities by book-entry.  The transfer of securities by book-entry shall be deemed to be the delivery of securities which constitutes the legal basis for the validity of securities transfer under Section 199 and Section 51 of the SEA. Moreover, securities transferred into the name of the TSD shall be presumed to be securities held by the TSD on behalf of its members or for any customers of its members.  However, there is no explicit legislation for the dematerialization of securities.	Bearer / Registered. PNs are physical, bearer instruments issued by banks and other financial institutions.
Viet Nam	<ul> <li>Book-entry</li> <li>Municipal bonds are physical, bearer instruments.</li> <li>Corporate bonds and state-owned enterprises (SOE) bonds can be held in bearer or registered form.</li> <li>Listed corporate bonds have to be deposited at VSD in order to be eligible for trading on the Exchanges.</li> </ul>	Bearer / Registered

Table 6 - 振替証券の紙ベースの証券への交換性

Jurisdiction	Exchangeability of Scripless Bonds to Physical Bonds
China	No
Hong Kong, China	Yes
Indonesia	Yes
Japan	No
Korea	Yes
Malaysia	Yes
Philippines	Yes
Singapore	Yes
Thailand	Yes
Viet Nam	Yes

Table 7 - 証券保有者・受益者の認識・登録等

Jurisdiction	Regulators' Policy related to the Necessity of Disclosure of Ultimate Beneficial Owner	Direct or indirect Account Holding System
China	Yes. Beneficial Owner to be disclosed	
Hong Kong, China	No policy	Both
Indonesia	No requirement by law. Only grouped by tax rate/domicile.	
Japan	No policy	Direct. (Account holders have the rights directly against issuers)
Korea	No policy	Direct
Malaysia	No policy	
Philippines	No policy	Registered holders have legal rights against the Issuer.
Singapore	No policy	Both
Thailand	No policy	Indirect
Viet Nam	No policy	Indirect

Table 8 - オムニバスアカウントとノミニー (代理名義人)

Jurisdiction	Existence of Omnibus Securities Account	Existence of Nominee Concept
China	No. Securities must be kept in the name of the beneficial owner.	No.
Hong Kong, China	Yes.	Yes.
Indonesia	Yes.	Yes.
Japan	Yes.	Yes.
Korea	Yes. But, the foreign exchange regulation in Korea does not allow omnibus accounts for payments for foreign investors. To avoid this, foreign investors who use ICSDs can use their status as QFI and are, thus, allowed to make use	Yes. But it cannot be applied to Foreign Investment in Bonds.

	of omnibus accounts.	
	(See details "Contents of Findings, XVII. Omnibus Nominee Concept")	Securities Account /
Malaysia	Yes.	Yes.
Philippines	Yes.	Yes.
Singapore	Yes.	Yes.
Thailand	Yes.	Yes.
Viet Nam	Yes.	No.

Table 9 - 社債権者集会の概念の有無

Jurisdiction	Existence of Bondholder Meeting Concept
China	Yes
Hong Kong, China	Yes
Indonesia	Yes
Japan	Yes
Korea	Yes
Malaysia	Yes
Philippines	Yes
Singapore	Yes
Thailand	Yes
Viet Nam	Meeting concept may be existing, but has not been established as a system.

Source: ADB Consultants, based on research materials and market visit information

Table 10 - 社債管理者 / 社債権者代表 / トラスティ概念の有無

Jurisdiction	Existence of	
	Commissioned Company / Bond Representative / Trustee Concept	
China	Yes	
Hong Kong, China	Yes	
Indonesia	Yes	
Japan	Yes	
Korea	Yes	
Malaysia	Yes	
Philippines	Yes	
Singapore	Yes	
Thailand	Yes	
Viet Nam	-	

Table 10' - 社債管理者 / 社債権者代表 / トラスティの詳細

TOOLS TO TENED TO THE PROPERTY OF THE PROPERTY		
		Status
Jurisdiction	Name of the system	of Commissioned Company / Bondholder
		Representative / Trustee concepts
China	Commissioned	Enterprise bonds have this concept; whether it works is
	company	untested.

Hong Kong, China	Trustee	<ul> <li>The appointment of a trustee is done under provisions of the Trust Indenture.</li> <li>The appointment of a trustee is not mandatory.</li> <li>No recent issues or programs featured trustee</li> <li>Trustee provisions under HK law considered outdated, in comparison with English Trustee Act (2000)</li> </ul>
Indonesia	wali amanat (Trustee)	<ul> <li>Bapepam-LK has guideline of registration and the duties as trustee.</li> <li>Trustees must make contract perwaliamanatan with the corporate issuer in accordance with the conditions set out by Bapepam-LK.</li> </ul>
Japan	Commissioned person or Commissioned company	<ul> <li>Stipulated in Companies Act.</li> <li>It shall not be applied in case bond minimum unit is 100 million yen or more.</li> </ul>
Korea	Commissioned company (Revised Commercial law which will take effect in 2012) / (Old Commercial Act)	<ul> <li>Stipulated in the revised Commercial Act.</li> <li>The appointment of a commissioned company is not mandatory.</li> <li>The appointment of a commissioned company is done under provisions of the Trust Indenture.</li> </ul>
Malaysia	Trustee	<ul> <li>Trust deed and trustee is required; based on Trustee Corporation Act.</li> <li>Trustees should be approved by SC (and listed on SC website)</li> <li>AAA issuers may not need trustee, but such issues need to be approved by SC, and default definitions need to be included in bond issue documentation.</li> </ul>
Philippines	Trustee - for Public offering. Facility Agent (FA) - for Private placement	<ul> <li>Public offering bond issues typically have trustee.</li> <li>Corporate bond issuers must appoint trustee.</li> <li>Private placements require a 'Facility Agent (FA),' functions as trustee and fiscal agent; in absence of specific regulations, issue documentation would indicate that FA works on behalf of investors.</li> </ul>
Singapore	Trustee	• An issuer must appoint a suitable trustee to represent the holders of its debt securities listed on the Exchange. However, a trustee is not required for a debt issue that is offered only to sophisticated or institutional investors and is traded in a minimum board lot size of \$\$200,000 or its equivalent in foreign currencies following listing. (Refer to Article 308 "Part IV Trustee and Trust Deed" of Chapter 3 (Debt Securities) of the SGX Main Board Listing Rules for detailed information on the suitability of the trustee and the provisions to be included in the trust deed.)
Thailand	Bondholder Representative or Trustee	<ul> <li>No trustee concept for bonds; but bond representative (BR)</li> <li>BR has fiduciary duty, plus any duty and liability set out in the T&amp;C both appointment of BR and actual T&amp;C need to be registered with SEC</li> <li>Indenture agreements in bond issues can specify a trustee or bondholder representative. This trustee oversees bondholder rights, including the filing of claims and demand payments from the issuer or guarantors. Bondholders can sue and claim for damages from the trustee in case the trustee acts in bad faith or causes damages to bondholders.</li> </ul>

Viet Nam	<ul> <li>In Viet Nam, there is no official concept of the meetings</li> </ul>
	of bondholders yet.

Table 11 - 社債発行に際しての格付け取得義務の存在

Jurisdiction	Obligation to acquire Credit rating upon Bond issuance
China	Yes.
Hong Kong, China	No.
Indonesia	Yes.
Japan	No. But, TOKYO PRO-BOND Market Listing requires Credit Rating
Korea	Yes.
Malaysia	Yes.
Philippines	Yes.
Singapore	No. But, as a foreign debt securities listing requirement of SGX, the issue of debt securities must have a credit rating of investment grade and above.
Thailand	Yes.
Viet Nam	No.

Source: ADB Consultants, based on research materials and market visit information

Table 12 - 市場の公的規制機関

Jurisdiction	Main Market Authority	
China	<ul> <li>Inter-bank Bond Market (OTC): People's Bank of China (PBOC)</li> <li>Exchange Market (SSE &amp; SZSE): China Securities Regulatory Commission (CSRC)</li> <li>Foreign Currency Policy: People's Bank of China (PBOC), State Administration of Foreign Exchange (SAFE)</li> </ul>	
Hong Kong, China	Hong Kong Monetary Authority (HKMA)	
Indonesia	Capital Market and Non-Bank Financial Service Supervisory Agency (BAPEPAM-LK)	
Japan	Financial Services Agency (FSA)	
Korea	Financial Services Commission (FSC) Financial Supervisory Service (FSS)	
Malaysia	Securities Commission Malaysia (SC)	
Philippines	Securities and Exchange Commission (SEC)	
Singapore	Monetary Authority of Singapore (MAS)	
Thailand	Ministry of Finance (MOF) Securities and Exchange Commission (SEC)	
Viet Nam	State Securities Commission (SSC) (Since March 2004, the SSC is under the jurisdiction of the MOF of Viet Nam)	

Table 13 - 債券市場における自主規制団体(SRO)の機能一覧

		• •		
Jurisdiction	Name of SRO	Membership	Sets Rules	Enforcement
China	NAFMII	Yes	Yes	Yes
Hong Kong, China	N/A	N/A	N/A	N/A
Indonesia	IDX	Yes	Yes	Yes
	KPEI	Yes	Yes	Yes

	KSEI	Yes	Yes	Yes
Japan	JSDA	Yes	Yes	Yes
	TSE	Yes	Yes	Yes
	TOKYO AIM	Yes	Yes	Yes
Korea	KOFIA	Yes	Yes	Yes
	KRX	Yes	Yes	Yes
Malaysia	Bursa Malaysia	Yes	Yes	Yes
	ACI Malaysia (quasi)	Yes	Yes	Yes
Philippines	PDS Group (PDEx)	Yes	Yes	Yes
Singapore	SGX	Yes	Yes	Yes
Thailand	ThaiBMA	Yes	Yes	Yes
	Exchanges	Yes	Yes	Yes
Viet Nam	VBMA	Yes	Yes	-

Table 13' - 債券市場関連の自主規制機関(SRO)の概要

	が川场関連の日工院「 Namo	
Jurisdiction China	Inter-bank Bond Market (NAFMII) In 2007, the National Association of Financial Market Institutional Investors (NAFMII) was officially established.	NAFMII is mainly responsible for self-regulatory management of OTC market.  The establishment of NAFMII fills in the blank of self-regulatory organization in OTC market, forming a market management mode that comprises both government supervision and market self-regulatory management.  1. Promoting investor protection mechanism: NAFMII is promoting investor protection mechanism in the non-financial enterprise debt capital market and formulated self-regulatory normative documents such as "the Rules for Meetings of Non-financial Enterprise Debt Holders in the Inter-bank Bond Market."  2. Guiding and regulating market with Self-Governing Rules and Standardization of Management system of the Market.  3. Further deregulation for issuance of bonds and notes in the Inter-bank market.
Hong Kong, China		No SROs in Hong Kong bond market.
Indonesia	1. The Indonesia Stock Exchange (IDX) 2. The Indonesian Central Counterparty (KPEI) 3. The Indonesian Central Securities Depository (KSEI) Each regulates its own areas of operations, subject to Bapepam-LK approval.	As one of the three SROs of the capital market, licensed by Bapepam-LK, IDX (1) facilitates and regulates the Exchange – discusses, prepares, acquires approval from Bapepam-LK, issues, and changes Listing Regulations, Trading Regulations and Membership Regulations. IDX (2) develops a mechanism for organizing and monitoring Exchange. IDX (3) implements Good Corporate Governance (GCG) practice based on IDX' Corporate Governance Principles, and (4) develops infrastructure and technologies projects with other SROs. (5) In order to produce professional human resources that can encourage capital market growth, together with other SROs, IDX formed the Association of Indonesian Capital Market Education (P3MI). In 2010, P3MI in cooperation with University of Indonesia

		(III) founded belonged Control Modern to Lord (C. (TIONI))
		, ,
Japan	Japan Securities Dealers Association (JSDA), Tokyo Stock Exchange Group (TSE), TOKYO AIM	(UI) founded Indonesia Capital Market Institute (TICMI). TICMI is focusing on giving education and training skills to candidates aspiring to become underwriters, investment managers and broker/dealers.  JSDA, the full-fledged SRO for the securities industry in Japan; issues a variety of rules and market practices/guidelines for bond market participants. Rules: When JSDA members violate these rules, they are subject to disciplinary action by JSDA. JSDA takes into account market conditions and the practical reality of transactions in establishing, revising and abolishing rules for the purpose of achieving fair and smooth transactions in the Japanese market, thereby contributing to the protection of investors. During the rule making procedure, a draft of rules is prepared first through deliberations by mainly JSDA members, subjected to public comment and other processes, and finally approved by JSDA. Guidelines: Guidelines are practical rules that JSDA requests participants in the bond market to comply with (thus recognized as "best practice").  As they are merely practices, those who don't comply with them are not penalized. However, as voluntary compliance with these guidelines by the overall market contributes to smooth and efficient transactions, most market participants observe the guidelines.  Consequently, the JSDA collects and considers the opinions of market participants when setting new guidelines or revising /abolishing old ones.  Standard Procedures, etc.: Besides the above, JSDA issues from time to time notices to members in advance regarding standard procedures, etc.  TSE's Role as a self-regulatory organization: It examines companies to assess their suitability as listed companies, it requires these companies to comply with disclosure requirements so that investors are able to make informed decisions, and it provides a market place for those companies' securities to be traded. Pursuant to the FIEA, TSE has some self-regulatory functions to maintain a transparent, equitable and reliable market. The T
		issues from time to time notices to members in advance regarding standard procedures, etc.  TSE's Role as a self-regulatory organization: It examines companies to assess their suitability as listed companies, it requires these companies to comply with
		for those companies' securities to be traded. Pursuant to the FIEA, TSE has some self-regulatory functions to maintain a transparent, equitable and reliable market. The TSE has two units in relation to its self-regulatory
		to listing. Compliance Unit deals with issues related to trading participants.  Self-Regulation Punishment and Dealing with Offenders: TSE Regulation handles any trading participant that violates the law or the stock exchange rules in accordance with article 34 of the official trading
		participant regulations. The "Disciplinary Committee" is an advisory body that, in addition to conducting inquiries, also handles penalty funds, censure, trading suspension, and limiting or canceling trading capabilities, etc.  TOKYO AIM'S Role as TOKYO PRO-BOND Market SRO: TOKYO PRO-BOND Market related rules and
		regulations are provided by TOKYO AIM, Inc. TOKYO AIM is an SRO for the TOKYO PRO-BOND Market.  Disclosure requirements under the FIEA such as

Korea	Korea Financial Investment Association (KOFIA), Korea Exchange (KRX)	Securities Registration Statements (SRS) do not apply to the securities listed on the TOKYO PRO-BOND Market. JSDA and TOKYO AIM: Trading on the OTC market is regulated under the JSDA's Self-regulatory Rules and Guidelines for the Bond Market. "TOKYO AIM's TOKYO PRO-BOND Market Listing Regulations and Enforcement Rules" and "the JSDA's Self-regulatory Rules and Guidelines for the Bond Market" have a mutually important and complimentary relationship.  KOFIA is an incorporated membership organization for the purpose of maintaining business order between members, assuring fair trade, protecting investors, and promoting the sound development of financial investment services.  Members of KOFIA are financial investment firms, general administration companies, collective investment scheme management companies, bond assessment companies and members under the conditions prescribed by the articles of KOFIA. KOFIA aims to promote fair business practices among member companies, create a fair business culture in the securities trading market and maximize the function of investor protection. As such, KOFIA undertakes such activities as self-regulation to protect investors and maintain market order among member companies; dispute mediation between members regarding their business activities; registration and management of investment advisers and managers; OTC trading management for non-listed stocks and non-listed and listed bonds; and establishment of dispute mediation rules for industry's self-mediation of conflicts. KRX aims to fix and stabilize fair prices in the transactions of securities and exchange-traded derivatives, and facilitate the stability and efficiency of other transactions. It established and operates the Stock Market, the
		It established and operates the Stock Market, the KOSDAQ Market, and the Derivative Market. Under FSCMA, the Stock Market is a market established for the trading of securities, such as debt securities, equity securities, beneficiary securities, investment contract securities, derivative-combined securities and securities depositary receipts.
Malaysia	Bursa Malaysia, Financial Market Association of Malaysia (ACI Malaysia, quasi SRO)	Bursa Malaysia (Exchange): Securities Commission Malaysia (SC) is the primary regulator. SC relies on Bursa Malaysia to perform extensive regulatory functions that extend beyond their market operations, including regulating members' business conduct. Bursa Malaysia is also responsible for marketplace surveillance. Bursa Malaysia, on behalf of SC, supervises and enforces disclosure standards for listed companies. Bursa Malaysia adopts a thematic approach to achieve our goals and objectives of ensuring effective market regulation. Under this approach, in discharging its regulatory role, Bursa Malaysia will focus on certain key themes. These themes are regularly reviewed to ensure relevance in a progressive environment. The six themes are as follows: Enhancing standards of corporate

		governance among listed issuers / Improving standards of disclosure / Promoting high standards of business conduct and self-regulation among brokers / Enhancing the effectiveness of enforcement / Elevating the level of education and awareness in the industry / Managing crisis in light of global financial turmoil.  Financial Market Association of Malaysia (ACI Malaysia): The Bond Dealers Association was established in June 1996 to represent the industry's views and work with regulatory authorities to promote the bond market. On the other hand, ACI Malaysia was established in 1974 to monitor, develop and improve industry standards, and to bring them in line with international best practice. ACI Malaysia, whose membership comprises staff from treasury operations of Malaysia's financial institutions (including insurance companies), has adopted a Code of Conduct for the industry. To qualify as a member of ACI Malaysia, a rigorous qualifying examination must be passed. For all intents and purposes of this SRO topic, ACI Malaysia qualifies as an SRO in its function and actions; however, ACI Malaysia has not yet been conferred official SRO credentials.
Philippines	PDS Group (PDEx)	The SEC granted PDEx the license to act as SRO for the Inter-Dealer, Inter-Professional and Public Markets. As an SRO, PDEx has adopted the PDEx Rules that shall govern all transactions dealt on the PDEx Trading Platform for fixed income securities.
Singapore	SGX	Being a listed exchange and frontline regulator, SGX is considered an SRO. SGX serves as SRO for the markets and clearing houses that it operates in Singapore. SGX works closely with the relevant regulatory authorities, including MAS and the Criminal Affairs Department (CAD), to develop and enforce rules and regulations with a view to building an enduring marketplace. SGX bears commercial responsibilities in addition to its regulatory duties. While this dual role may present conflicts, SGX has established a framework to manage such conflicts. SGX undertakes various regulatory functions to promote a fair, orderly and transparent marketplace as well as a safe and efficient clearing system. These functions are handled by the following regulatory departments: Issuer Regulation / Catalyst Regulation / Member Supervision / Market Surveillance / Enforcement / Risk Management / Clearing Risk / Regulatory Development & Policy.
Thailand	Thai Bond Market Association (ThaiBMA), Exchanges	ThaiBMA is an SRO, licensed to run an efficient market and act as an information center for the secondary bond market. It is responsible for developing the market, establishing market conventions and standards, and acting as a bond pricing agency. It also provides a forum for market professionals to move towards a more mature and sophisticated Thai bond market.  Membership of ThaiBMA can be classified into 3 types; each of which is subject to different membership fees and requirements; Ordinary members are dealers / Extraordinary members are inter-dealer brokers /

		Associate membership is provided for a dealer that has monthly average trading value in the past one year of less than 100 million baht per month.  Roles and functions of Thai BMA as an SRO: ThaiBMA oversees and monitors the conduct of its members in order to ensure fairness and efficiency in debt securities trading. It is committed to retaining the confidence of its membership, regulators and investors: Perform market monitoring and surveillance to ensure that all trading activities complied with relevant laws and regulation and act as the front line to detect any unfair trading practices. / Established Ethics and Code of Conduct for members and traders. / Issuing rules and guidelines regarding debt securities trading and good market practice. / Responsible for bond trader examination and registration and provide them with ongoing education to enhance their professionalism. / Determine enforcement procedure to penalize those who did not comply with the regulation. / There is a Memorandum of Understanding (MOU) between the SEC and ThaiBMA regarding Bond Market Supervisory Cooperation.  Exchanges are regarded as SRO in Thailand.
Viet Nam	Viet Nam Bond Market Association (VBMA)  In August 2008, the Ministry of Finance approved the list of the Preparation Committee for establishing the VBMA. On May 22, 2009 the Minister of Interior issued an official decision allowing the establishment of the Viet Nam Bond Market Association.	VBMA is regarded as Viet Nam's bond market SRO.  VBMA is a non-profit organization aimed to promote the professional and effective development of the Viet Nam bond market, guarantee the legitimate rights and interests of members and at the same time ensure the national interests. VBMA's roles and functions:  a. Standardize trading practices and market conventions for bonds and other debt instruments of similar nature in the Vietnamese bond market;  b. Enhance the regional and international integration of the bond market in general and of the members in particular through encouraging the adoption of global best practices by market participants under the conditions of the Vietnamese bond market;  c. Establish the code of conduct and ethics to govern the relationship of market participants to ensure the equality among them;  d. Improve market expertise and skills by conducting activities to aggregate and analyze bond information, consulting, training and provision of facilitating services to members and other related participants in trading bonds and other debt instruments of similar nature in the Vietnamese bond market;  e. Being a forum and bridge for exchanging and updating bond information, for strengthening collaboration and mutual understanding among its members and between its members and the Vietnamese regulatory authorities as well as the related international organizations; to make comments on related policies; to support the state competent bodies in improving policies and legal framework for the bond market in Viet Nam; and f. Update, aggregate, store and build up a database on bond market information, thus helping to increase the transparency of the Vietnamese bond market.

Table 14 - 外国為替・通貨に関する規制

Jurisdiction	EV Pato Floating	Postrictions on Foreign Remittance	Currencies
Junsalction	FX Rate Floating	Restrictions on Foreign Remittance (1.Own currency) (2.Investment principal)	eligible for CLS Bank
		(3.Coupons / dividends)	Settlement
China	Government	1. Restricted	-
	controlled floating,	2. Restricted for certain period of time after	
	rate referring to	investment	
	currency basket	3. Restricted for certain period of time after	
11	L'ALCALIOD	investment	V
Hong Kong, China	Link to USD (Currency Board	1. No restriction	Yes
Cillia	System)	2. No restriction	
	<u> </u>	3. No restriction	
Indonesia	Floating	Restricted. (Rupiahs FX trades must be done by Indonesian domestic banks,	-
		Rupiah remittance between foreign banks	
		is prohibited)	
		2. No Reporting required for repatriation of	
		benefits.	
		3.Reporting required	
		(*) Real demand principle applies to	
_		inbound FX/buy IDR only.	
Japan	Floating	1. No restriction	Yes
		2. No restriction. (ex post facto report	
		required)	
		3. No restriction. (ex post facto report	
Korea	Floating	required) 1. Restricted	Yes
Korea	Floating		165
		2. No restriction	
Moleyeie	Managadilaat	3. No restriction	
Malaysia	Managed float against a basket of	1. Restricted (All remittance out of the country must be made in foreign currency).	-
	currencies, following	Real demand principle applies to inbound	
	the de-pegging of the	FX only.	
	Ringgit	2.No restriction for non-resident investors	
		to repatriate in foreign currency	
		3.No restriction for non-resident investors	
Dhilinnings	Flooting	to repatriate in foreign currency	
Philippines	Floating	Restricted. Registration with BSP for issuance of BSRD on per transaction basis	-
		is required to qualify for automatic	
		conversion of peso sale/interest into FX for	
		outward repatriation.	
		2. Registration with BSP for issuance of	
		BSRD on per transaction basis is required	
		to qualify for automatic conversion of peso sale/interest into FX for outward	
		repatriation.	

		Interest automatically qualifies for outward repatriation if principal investment has BSRD.	
Singapore	Floating against basket of currencies	No restrictions (investor can hold SGD in, e.g., Tokyo)     No restriction     No restriction	Yes
Thailand	Managed Floating	<ol> <li>Restricted</li> <li>Reporting is required.</li> <li>Reporting is required.</li> </ol>	-
Viet Nam	Controlled Floating	Restricted     Restricted for certain period of time after investment     No restriction     (VN issue is availability of FCY)	-

Table 15 - メイン市場としての OTC 市場と取引所市場取引

Jurisdiction	Is OTC Market a Main Trading Place?	Exchange Market trading
China	Yes. Inter-bank Bond Market, not directly available to foreign investors.  Domestic institutions are permitted to trade in OTC Market.	Yes (SSE & SZSE).
Hong Kong, China	Yes	Yes (HKEx). But only accounts for a relatively small portion of all the trading in bonds.
Indonesia	Yes	Possible but not observed.
Japan	Yes	No.
Korea	Yes	Yes (KRX). Government Bonds.
Malaysia	Yes (Only for unlisted debt securities)	No.
Philippines	Yes (Regulated OTC)	Yes.
Singapore	Yes	Yes. (Government Bonds, mainly for retail investors, since July 2011)
Thailand	Yes. BEX provides electronic platform for OTC fixed income trading named Fixed Income and Related Securities Trading System (First)	No.
Viet Nam	Yes. But not yet regulated	No.

Table 16 - 開示免除制度の有無

Jurisdiction	Existence of Exempt Regimes	
	Exempt securities / Exempt transactions (Private Placement)	
China	-	
Hong Kong, China	Yes.	
Indonesia	No. Private placement (to less than 100) is not regulated in Indonesia.	
Japan	Yes.	

Korea	The QIB system (and professional only market) will be launched May 2012 under the revised Financial Services Commission Regulation on Issuance, Public Disclosure, etc. of Securities.
Malaysia	Yes.
Philippines	Yes.
Singapore	Yes.
Thailand	Yes.
Viet Nam	No. But, private placement (to less than 100) or sale to professional investors is clearly stipulated in the amended Securities Law. But, private placement is not regulated as an exempted scheme.

Table 16' - 開示免除制度の概要

Jurisdiction	Existence of Exempt Regimes (exempt securities / exempt transactions (Private Placement))
China	'Self-regulatory Rules for Inter-bank Bond Market Non-financial Enterprise Debt Instrument on Private Placement' provides for the whole process involved in private placement instruments including issuance, registration, trading, and information disclosure, among others. Exempt Regime is not applied in PRC.
Hong Kong, China	Yes.
Indonesia	No. Private placement (to less than 100) is not regulated in Indonesia.
Japan	Yes.
Korea	Yes. The QIB system (and Professional only market) will be launched in May 2012 under the revised Financial Services Commission Regulation on Issuance, Public Disclosure, etc. of Securities. KOFIA regulation on management of the QIB system will be enacted before May 2012.
Malaysia	Yes.
Philippines	Yes.
Singapore	Yes.
Thailand	Yes.
Viet Nam	No. Private placement (to less than 100) or Sale to professional investors is stipulated in the amended Securities Law clearly. But PP is not regulated as an exempted scheme.

Table 17 - プロ投資家の概念の存在

Jurisdiction	Existence of a clear Definition of Professional Investor Concept
China	<ul> <li>No concept or definition of 'professional' (investor) evident in Chinese law.</li> <li>PBOC is mulling over QIB concept.</li> </ul>
Hong Kong, China	<ul> <li>Professional investor is defined in section 1 of Part 1 of Schedule 1 to the SFO, etc. Hong Kong dollar market is primarily a private placement market.</li> <li>Therefore, no clear definition of Public Offering exists in the regulations.</li> </ul>
Indonesia	<ul> <li>Indonesia does not have specific definitions on this type of professional investors. Bapepam-LK is working on definition of Professional Investor. Private placement (to less than 100) is not regulated in Indonesia.</li> </ul>
Japan	<ul> <li>FIEA stipulates Specified (Professional) Investor and Qualified Institutional Investor (QII).</li> </ul>
Korea	FSCMA classifies a Professional Investor. But Korea so far does not have

	exempt regime for Professional Investor. Korea will launch QIB market which is an exempt regime for Professional Investors from May 2012.
Malaysia	<ul> <li>Sophisticated Investor is not explicitly defined in the CMSA. However, CMSA exempt offers to sophisticated or professional investors from prospectus requirements.</li> </ul>
Philippines	<ul> <li>SRC, SRC Rules, OTC Rules and Qualified Buyer Rules clearly define</li> <li>Qualified Buyer, Qualified Individual Buyer and Qualified Institutional Buyer.</li> <li>SRC specifies sale to QB as transaction exempt from registration.</li> </ul>
Singapore	<ul> <li>Under SFA, Accredited Investor and Institutional investor are defined.</li> <li>Exemptions to prospectus requirements include exemptions for offers that are made only to institutional investors and accredited investors, etc.</li> </ul>
Thailand	<ul> <li>Notification of SEC defines Institutional Investors and High Net worth Investors. Private Placement of corporate bond offers to institutional investors will be exempted from obligation to file disclosure documents to SEC.</li> </ul>
Viet Nam	<ul> <li>Securities Law defines Professional Securities Investor. Amended Securities Law defines Non-public offering of securities (Private placement) (to less than 100, etc.).</li> </ul>

Table 18 - プロ向け市場の存在

Jurisdiction	Existence / Status Quo of the Professional Investors Only Market
China	Does not exist. But, Inter-bank Bond Market consists of Institutional participants only. PBOC is mulling over QIB concept.
Hong Kong, China	Under discussion. Having said so, the Hong Kong dollar market is primarily a private placement market for professionals.
Indonesia	Does not exist.
Japan	Exists. TOKYO PRO-BOND market with listing on the TOKYO AIM.
Korea	The QIB market and trading system will be launched within 2012.
Malaysia	SC and BNM introduced 'Exempt Regime.'
Philippines	Exemptions are granted for particular securities and transactions.
Singapore	Exists. There is a market for professionals, which is exempted from prospectus requirements.
Thailand	Private Placement (PP) is exempt from full filing requirement.
Viet Nam	Does not exist.

Table 19 - イスラム債市場の存在

Jurisdiction	Existence of the Islamic Finance Market
China	No
Hong Kong, China	Yes
Indonesia	Yes
Japan	Yes
Korea	No
Malaysia	Yes
Philippines	No
Singapore	Yes
Thailand	Yes
Viet Nam	No

### ABMF, SF1, Phase1 報告書(11 か国・地域別債券市場ガイド及び比較分析レポート)に掲載予定の項目の一覧:

- I. Legal Tradition in the Domestic Capital Markets
- II. Governing Law for Domestic Bond Issuance
- III. Competent Authority (Regulator) and SROs of Domestic Bond Markets
- IV. Role of the SROs (Self-Regulatory Organizations) in Domestic Bond Markets
- V. Definition of Securities (Bonds)
- VI. Event of default / Payment Default
- VII. Existence of the Meeting of Bondholders System
- VIII. The System of Commissioned Company / Bond Representative / Trustee
- IX. Bankruptcy Procedures
- X. Form of the Bonds (Book-entry / Physical) and Status (Bearer / Registered)
- XI. Exchangeability of Scripless Bonds to Physical Bonds
- XII. Transfer of Securities (or Property rights) and Finality of Settlement of Scripless Bonds
- XIII. Legal Basis and Definition of "Settlement and Clearing"
- XIV. Registration and Issuing Approval Procedures of Bonds
- XV. Necessity of Disclosure of Ultimate Beneficially Owner
- XVI. FX / Currency related Restrictions
- XVII. Omnibus Securities Account / Nominee Concept
- XVIII. Main Trading Places (OTC/Exchange) and Existence of Exchange trading
- XIX. Listing of Bonds and Obligation for Market Listing (Domestic Market)
- XX. Necessity of Credit Rating for the Issuing of Bonds
- XXI. Documentation Language
- XXII. Concept / Definition of Professional or Institutional investors
- XXIII. Definition of Public Offering (and Private Placement or Exempt Regime)
- XXIV. Existence of Professional Investors Only Market
- XXV. Market Capitalization Size of LCY Bond Market (Mar-2011)
- XXVI. Size of Foreign Currency Bond Market (Mar-2011)
- XXVII. Islamic Finance related Issues

# 議事録

(全記録)

# アジア・東京 債券市場創設フォーラム

~アジアと日本の金融資本市場の発展のために~

開催日:2010年11月16日(火)

時 間:13:00~18:40

会 場:早稲田大学 早稲田キャンパス 大隈大講堂

## 主 催:

早稲田大学グローバル COE《企業法制と法創造》総合研究所 東京証券取引所グループ アジア資本市場協議会 (CMAA)

## 【プログラム】

【司会・進行】 早稲田大学法学学術院教授(GCOE 研究所所属) 犬飼重仁

## 【開会】13:00

## 【開会挨拶】

13:10-13:25 東京証券取引所グループ 取締役 兼 代表執行役社長 斉藤 惇

13:25-13:30 早稲田大学 GCOE《企業法制と法創造》総合研究所所長 教授 上村達男

#### 【第一部: 新リスティング市場について】

13:30-13:45「早稲田大学の新市場創設提言」早稲田大学教授 犬飼重仁

13:45-14:10「東証グループの新市場創設に向けた検討状況」 東証グループ(TOKYO AIM 取引所 COO) 伊藤 豊

14:10-14:30「新市場創設の意義」バークレイズキャピタル証券 引受審査部長 鈴木裕彦

14:30-14:50「プロ向け市場法制整備と新成長戦略」 金融庁総務企画局総務課長 三井秀範

14:50-15:10「成長資金の円滑な調達環境の整備」 経済産業省経済産業政策局産業資金課長 土本一郎

#### 【休憩】15:10-15:30

## 【第二部: ABMI/ABMF の活動について】

15:35-15:50 基調報告 1「ABMI と ABMF の意義について」 財務省国際局地域協力企画官 岩井和司

15:50-16:10 基調報告 2「ABMF の活動について」

アジア開発銀行エコノミスト・地域経済統合室(OREI)所属 山寺 智 (マニラよりビデオコンフェレンス方式による参加)

16:10-16:30 基調報告 3「ABMFへの韓国の対応」

韓国資本市場研究院リサーチフェロー (ABMF サブ・フォーラム 2 メンバー) ヒョン・スク

[パネルディスカッション]

16:30-16:40 モデレータによる補足 早稲田大学 犬飼重仁 (ADB コンサルタント)

16:40-17:00 ABMF サブ・フォーラム 1 議長 東証グループ (TOKYO AIM 取引所 COO) 伊藤 豊、日本証券業協会 国際部 部長 椎名隆一 (上記 6名によるパネル)+Q&A

## 【休憩】17:00-17:15

【第三部: パネルディスカッション-アジアと日本の新市場の重要性】17:15:18:35 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 早稲田研究会共同座長 簗瀬捨治 東証グループ (TOKYO AIM 取引所 COO) 伊藤 豊 バークレイズキャピタル証券 引受審査部長 鈴木裕彦 野村証券キャピタルマーケット部マネジング・ディルクター DCM 担当 東 正憲 大和証券キャピタル・マーケッツ (株) グローバル・マーケッツ業務部部長 吉田 聡 みずほ証券 グローバル・リサーチ本部 本部長代理 安藤 毅 早稲田大学大学院 (三菱 UFJ 信託銀行) 坂東洋行 日立製作所 財務二部担当部長 (発行体の立場から) 藪田敬介総合研究開発機構元主任研究員 (機関投資家の立場から) 玉木伸介韓国資本市場研究院リサーチフェロー ヒョン・スク 早稲田大学教授 犬飼重仁 + Q&A

## 【閉会のご挨拶】

18:35-18:40 早稲田大学法学学術院教授 (GCOE 研究所所属) 犬飼重仁

## 【閉会】18:40

# 内容

【開会】 早稲田大学法学学術院教授 犬飼重仁	5
【開会挨拶1】東京証券取引所グループ 取締役 兼 代表執行役社長 斉藤 惇	5
【開会挨拶 2】 早稲田大学 GCOE 総合研究所所長 教授 上村達男	7
【第一部: 新リスティング市場について】	9
早稲田大学の新市場創設提言: 早稲田大学教授 犬飼重仁	9
新市場創設に向けた検討状況: 東証グループ(TOKYO AIM 取引所 COO) 伊藤 豊	16
新市場創設の意義: バークレイズキャピタル証券 鈴木裕彦	21
プロ向け市場法制整備と新成長戦略: 金融庁総務企画局総務課長 三井秀範	26
成長資金の円滑な調達環境の整備: 経済産業省経済産業政策局産業資金課長 土本一郎	31
【第二部: ABMI/ABMF の活動について】	37
報告 1: ABMI と ABMF の意義について: 財務省国際局地域協力企画官 岩井和司	37
報告 2: ABMF の活動について: ADB エコノミスト・地域経済統合室 (OREI) 山寺 智.	41
報告 3: ABMF への韓国の対応: 韓国資本市場研究院リサーチフェロー ヒョン・スク	46
パネルディスカッション: ABMF サブ・フォーラム 1 議長 東証グループ (TOKYO AIM	取
引所 COO) 伊藤 豊、日本証券業協会 国際部 部長 椎名隆一 (上記 6 名)	50
【第三部: パネルディスカッション: アジアと日本の新市場の重要性】	57
【閉会挨拶】早稲田大学法学学術院教授 犬飼重仁	<b>7</b> 3

当日配布資料集 添付省略

下記 URL 参照

http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/2 20101116.pdf

## 【開会】 早稲田大学法学学術院教授 犬飼重仁

○犬飼(司会・進行) 皆様、本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとう ございます。司会・進行を務めさせていただきます早稲田大学法学学術院の犬飼です。ど うぞよろしくお願いいたします。(拍手)

本日は、「アジア・東京 債券市場創設フォーラム」というタイトルですが、「アジアと日本の金融資本市場の発展のために」という副題をつけています。大変な長丁場で、1 時から 6 時 40 分までご辛抱をいただかなければならない長時間で恐縮ですが、内容には自信を持っておりますので、どうぞご期待ください。

本日は2回休憩をとらせていただきますが、実はこの大隈講堂自体が重要文化財ということで、飲食禁止です。演台だけには水を置かせていただいていますが、皆様には大変恐縮ですが、「お飲み物の交換方法」という一枚の紙を皆様に配布していますので、休憩時に、外に出ていただいた右側のカフェにこの紙を持ち込んでいただきますと、コーヒーのホットないしアイス、あるいはペットボトルのお水と交換させていただくことになっています。大変ご不便をおかけいたしますが、ご協力いただければと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

## 【開会挨拶1】東京証券取引所グループ 取締役 兼 代表執行役社長 斉藤 惇

○犬飼 それでは、ここで、開会のご挨拶をお願いしたいと思います。

まず、本日のフォーラムの共催をしていただいております、東京証券取引所グループの 取締役兼代表執行役の斉藤様より、ご挨拶をいただきたいと存じます。

斉藤様、お願いいたします。

○斉藤 ご挨拶させていただきます。ご紹介にあずかりました東京証券取引所の斉藤でご ざいます。

本日は、債券市場に関するフォーラムということですが、私は、自分が長い間債券ディーラーをやっていましたので、大変深い思い入れを持っています。本日のプログラムで、つい先日でき上がった東証グループの新債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」の取り組みを後ほど詳細にご紹介させていただくことになっていますが、債券市場の発展に、このような形で私どもが取り組むことができることを大変うれしく感じています。

現在の証券市場の状況を、まずおさらいさせていただきますと、ご存じのとおり、エクイティによる資金調達には大変深刻な逆風が吹いている一方で、債券市場に目を向けますと、国内公募社債の発行額は、2007 年、2008 年、それぞれ 9 兆円前後であり、2009 年におきましては、さらに 11 兆円、そして 2010 年 9 月までの暫定値で 7 兆円に達するということです。おおむね安定して推移していると思います。

また、同じ期間のサムライ債(非居住者発行体による円建ての日本国内債)の発行額も大変活況であり、年間2兆円前後で推移しています。低金利のためか、起債環境はおおむね良好であると言えます。現在のような大変厳しい経済環境の中でも、バランスシートの改善という行為、それから事業資金のニーズは大変旺盛であり、このような環境下で、資本市場、とりわけ社債市場が果たす役割は、ますます重要になってきていると思います。

社債発行をめぐる近年の環境変化及びその議論の活性化には大変めざましいものがござ

います。日本証券業協会においては、「社債市場の活性化に関する懇談会」におきまして、 我が国社債市場の活性化に向けた課題及び取り組みについて検討をし、その報告書を、本 2010 年 6 月に公表しております。現在は、そこで掲げられた具体的な課題を検討するた めに、部会において議論が継続されているということです。

また、政府の取り組みをご紹介しますと、ご存じのとおり、非居住者つまり外国人につきましては、従来、原則 15%の源泉徴収課税がかかっていたのですが、社債の利子を非課税とするという税制改正が本 2010 年 6 月に実現し、外国人による国内社債投資に対するハードルは、大変大きく下げられています。

また、本年6月に閣議決定された政府の新成長戦略におきまして、プロ向け債券市場の 創設が、2010年度に実施すべき事項として盛り込まれています。つまり、社債市場の整備 を推し進めるということが、国の政策として明確に位置づけられていると思います。その 意味で、本日のこのフォーラムの運営主体である早稲田大学が、本年4月に行われました 「日本とアジア域内のプロ向け債券市場の創設提言」は非常に時宜を得たものであったと 考えていますし、この提言は、先ほど申し上げました政府の新成長戦略にも反映され、私 たち東証グループのこの TOKYO PRO-BOND Market 構想にも大変大きな影響を与えて います。

また、さらに視野を広げて国際的な動向に目を向けますと、アジア・ボンドマーケット・イニシアティブ (ABMI) に基づき、ASEAN+3のボンドマーケット・フォーラム (ABMF) の活動も本年9月より始まっています。今般の新市場創設の動きは、このようなパン・アジアの取り組みとも整合的なものでございます。

私たちは、これらの機運に後押しされ、この TOKYO PRO-BOND Market を創設することといたしました。

そこで、東証グループとして、この市場創設に取り組む意義につきまして、少しお話しさせていただきます。

証券市場にはもちろん、ご案内のとおり国境はなく、投資家の資金はもとより、有利な投資機会を求めて世界中をめぐります。資金調達をする発行者・発行体も、より有利な発行条件を求めて、国内外を問わず適切な市場を選択しています。この傾向は、経済のグローバル化、情報技術の発達、国際会計基準の普及などによる情報開示のフォーマットの共通化などにより、今後ますます一般的なものになっていくと思っています。

このような環境下で、日本市場は、国際的な競争に勝ち残っていかなければならないと思っています。特に社債市場につきましては、ユーロ市場という国際的なマーケットがもう既に長い歴史を持って確立されていますし、日本企業も、ユーロ市場における社債発行を、実は積極的に行っています。例えば 2009 年、昨年の統計数値によりますと、円建てで 2 兆円、ドル建てで 80 億ドル、ユーロ建てで 1,500 万ユーロの、日本企業による新規発行が行われています。

ところが、このように日本企業がユーロ市場でわざわざ発行した社債の主な買い手は、 実は日本の投資家であります。日本で市場を運営する者といたしましては、このような状況を、指をくわえて見ているわけにはいかないと思います。

そこで私たちは、ユーロ市場をお手本とし、これに匹敵する市場を日本につくりたいと 決意しています。

また、国際的な競争を考えていくときに、これからはアジアという文脈を抜きに語るこ

とはできません。例えば中国の株式市場の規模は、いまや東証をしのぐほどです。韓国証券取引所が積極的にアジア各国に進出しています。彼らは大変意欲的に証券市場の展開を図っています。

日本は、その歴史において、一日の長があるとは言えますが、うかうかしていると、簡単に追い抜かれてしまうかもしれないという危機感がございます。そのため、私たちは、この TOKYO PRO-BOND Market を、日本国内の企業や投資家だけを相手にするのではなく、ローカルな市場というよりも、むしろアジア域内での中核的な市場に育てたいと考えています。

このような観点から、TOKYO PRO-BOND Market のコンセプトを簡単に申しますと、 第一に、TOKYO PRO-BOND Market はプロの市場、プロの投資家のみを対象とする 市場でございます。

第二は、国内の発行体向けにはユーロ市場並みの機動的かつ柔軟な発行を可能にする、 ということです。

第三に、サムライ債などの海外発行体の参加を促す、ということでございます。簡潔なディスクロージャーや、日本語、英語、それから会計基準等々につきまして、選択を自由にすることを通し、これらの特徴を実現したいと考えています。

市場の発足は、来年春ごろ[\*]を目途にしたいと希望しています。

(\*2011年5月17日に、東京プロボンド市場は、金融庁から正式な認可を取得。)

最後に、将来の展望を申し上げますと、第一のステップとて、利用者の拡大を通じ、発行市場としてのプレゼンスを確立していきたいと考えています。そして、発行市場としてのプレゼンスが確立した時には、アジア域内のクロスボーダーの金融資本市場機能を担う存在となり、透明性の高い債券情報、すなわち開示情報や、取引価格等のプラットフォームを確立したいという展望を持っています。

この会場にいらっしゃいます皆様方には、本日のフォーラムをきっかけとし、ぜひ TOKYO PRO-BOND Market の利用者になっていただきたいと期待しています。私たち の取り組みに、どうかご期待いただければと思っています。

簡単でございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。ご清聴、大変ありがとう ございました。(拍手)

○犬飼 斉藤様、ありがとうございました。

## 【開会挨拶 2】 早稲田大学 GCOE 総合研究所所長 教授 上村達男

○犬飼 それでは、続きまして、早稲田大学グローバル COE《企業法制と法創造》総合研究所所長であります上村教授より、一言ご挨拶を申し上げます。

上村先生、お願いいたします。

○上村 ただいまご紹介いただきました上村でございます。本日は、「アジア・東京 債券市場創設フォーラム」という、このような企画を主催します三つの団体の一つの役割を、 我々の早稲田大学グローバル COE が担うことができましたことを、大変幸福に思っています。

我々のグローバル COE が掲げている研究目的は、成熟市民社会型の企業、金融・資本

市場法制のあり方をきちっと確立することによって、全力でアクセルが踏める、そしてその成長戦略が、本当に地に足の着いたものになる、そうしたものを目指すというのが我々の拠点形成目的でございます。そのためには、新しい理論や法律学を創造していこうということでございます。

この我々の拠点にとって今回のテーマというのは、犬飼教授が専らかつて NIRA (総合研究開発機構)におられたころからずっとやられてきましたアイデア、それからアジア資本市場協議会(CMAA)を通じた活動、それから大変幅広い人脈、そうしたことが背景であり、我々としては、犬飼教授に存分にその力を発揮する場を与えることができたということが、今日のこのような機会につながったのだと思っています。

昨日、実は我々、英米の金融制度改革についてのシンポジウムをしたのですが、そのとき特に私が感じたことは、まず一つは、英国の、あるいはアメリカもそうだと思いますが、理論を聞いていると、例えば、ツインピークスと言いますが、マクロとミクロを統一する理論というものが欠落しているのではないかと。これをくっつけたり離れたり、離れたりくっつけたりしているわけですが、その点、我々は、日本の金融商品取引法は、その第1条に資本市場の機能と公正な価格形成を掲げ、そしてそのために、業者規制も、行為規制も、取引所規制も、それから開示も、会計も、監査も、皆一丸となってその目的を達成するために全力を尽くすことになっています。そして、それにプラスして、マクロプルーデンスの話があれば、それは追加していくと、こういう立場が、非常に明快ではないかと思ったのが一つでございます。

それからもう一つは、金融制度の目的、あるいは資本市場の目的を達成するためのガバナンスのあり方…という問題意識が英米において非常に欠落しているという印象が非常に強かったわけでございます。イギリスの銀行のガバナンスの話が非常に強調されていますが、そこでも、やはり株主によるガバナンスの限界等が論じられていますが、我々はそのような次元の議論はしていないと思っています。

それから、やはり制度の目的が投資家保護であるとしますと、プロは制度は要らないというような感覚で議論されている。しかしそれではだめなのだという、そのような議論をされている印象を持ちましたが、プロは制度が要らないのではなくて、プロは、やはり価格というものに対する責任は、より重いわけです。その意味では、そうしたことも日本では、認識されていると考えています。

ということで、いま申しましたような、様々な金融・資本市場に関する認識、それから、 その法目的、こういったものが、やはり日本がかなりすぐれたものを持っている。そうし たことが、アジアで、あるいは東京で、債券市場を創設する場合にも、そうした状況が背 景になっている。そのことが日本の強みであると言えるような、そうした市場として育っ ていっていただければと思っている次第です。

そのような意味で、日本が特にこの分野で、アジアで存在感を示すことは、これはほかのアジアの国にとっても、やはり最終的な社会の目標というものを見据えながら、しかし、具体的な制度の位置づけ、そうしたものに対してきちっとした認識を持つ、そのことがアジアで我々が存在感を示す、あるいは東証が存在感を示す、そうした根拠になっているのだ、ということを申しまして、私のご挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○犬飼 上村先生、大変ありがとうございました。

## 【第一部: 新リスティング市場について】

## 早稲田大学の新市場創設提言: 早稲田大学教授 犬飼重仁

○犬飼 それでは、これから第一部に入らせていただきます。

しばらくお時間を頂戴いたしまして、私のほうから、先ほど上村教授よりご紹介いただき、そして東証グループ斉藤社長からもご紹介をいただきました、早稲田大学グローバル COE における研究の一端をご紹介させていただきたいと思います。

これからご説明させていただくのは本当にさわりの部分です。大変恐縮ですが、皆様のお手元のレジュメの中の3ページ目に配布資料一覧がございまして、そこに「日本とアジア域内のプロ向け国際債市場創設提言」とありますのが、これからご説明のパワーポイントでございます。そして2番目にありますのが、「日本とアジア域内のプロ向け債券市場創設提言」の本文です。これは2010年の2月から4月まで、市場関係者、そして官庁の関係の方々、法律家の方々、大変多くの素晴らしい方々に早稲田大学にご参集いただいて研究をした結果の提言そのものを、もう少し読みやすくした論文をおつけしています。

目次は、「Ⅰ. 背景説明」から「VII. 最後に:アジア域内金融の成長ヴィジョンとしてのプロ向け市場」までが論文になっていますので、後ほどご一読いただければと思います。その後につけていますのが、提言につけた資料編です。この資料編を見ていただきます

と、研究にご参加いただいた方々のお名前・ご所属、そこで使わせていただいた詳細にわたる資料一式を読み取っていただくことができると思います。

早稲田大学教授 配布資料一式 (添付省略、詳細は下記 URL 参照)

http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/2\_20101116.pdf

- 1. 日本とアジア域内のプロ向け国際債市場創設提言〔サマリー〕
- 2. 日本とアジア域内のプロ向け債券市場創設提言
- 3. 「アジア域内プロ向け国際債市場(AIR-PSM: Asian Inter-Regional Professional Securities Market)」とその日本国内版である「我国プロ向け公募債市場 (PSM-J)」の創設提言 (資料編)

それと、先ほど上村教授よりお話をいただいたのですが、私が 2002 年に、民間企業から、内閣府に所属いたしますシンクタンクである総合研究開発機構 (NIRA) に出向し、そのとき以来、どのような研究の経緯をたどったのかという点に関して、お手元の論文の22ページの注の真ん中あたりから、かなり詳しく、その辺のいきさつも書かせていただいていますので、後ほどご参照いただければ幸いです。

それでは、簡単にご説明をさせていただきます。

(スライド使用)

[背景1 (アジア域内)] (資料 P.1)

まず、今回の研究の背景ですが、非常に簡単に言いますと、(1) アジアに蓄積した巨大な貯蓄(域内機関投資家)に対して、域内に適切な運用の場・手段がない。これを提供するにはどうしたらよいかということです。そして一方で、(2) アジア投資を支え域内の経済成長の核となるべき、民間の事業会社など域内資金需要者(イシュアー:発行体)に対する安定資金提供を行うには、どうしたらよいのかということです。要するに、お金が欲しい人、お金を出したい人をどのように結びつけるか。そして(3)三つ目に大事なことは、それらの豊富な域内の貯蓄を同じ域内で、いかに効率的かつ効果的に循環させるかということです。

このようなことがぜひとも必要ではないかということで、では、そのためにはどうすればいいかといえば、「域内のクロスボーダー金融資本市場機能」を開発する必要があるということです。

しかし、これまで、アジアの債券市場の議論は、各国の国内の債券市場の開発をいかに 進めるかということが、主な議論の中心でした。

それに対して、我々がフォーカスしたのは、いわゆるクロスボーダー型の金融資本市場機能ということであります。ただ、クロスボーダー型といいましても、よくよく考えれば、日本の中にサムライ債という区分が当然ありまして、これは非居住者の発行体が日本で発行するもの、これもクロスボーダー型ではないか。そのとおり、クロスボーダーの取引です。そのような意味でいうと、クロスボーダーであるけれども、サムライ債市場というのは純然たる国内市場であると言えるわけです。

それに対して、ユーロ債市場、ロンドンやベネルクス三国が関与して 1960 年代から開発が進んできたユーロ債市場は、例えばイギリスから見た場合には、"内外市場一体型"の性質を持っている。要するに、国内債市場的でもありかつグローバル市場的でもあるという、ダブルスタンダードではありませんが、二つの性格を同時に持つ、内外市場一体型の市場の機能を備えている。したがって、それはクロスボーダーでもあるが国内でもあるという非常に面白い性質をユーロ債市場は持っているわけですが、そのような市場の機能に近いもの、同じようなものが、日本とアジアの域内全体に、やはりできるべきではないだろうか、というのが、我々の研究の原点になっているわけです。

したがって、クロスボーダーと言った場合には、いま申し上げた、日本市場で非居住者が発行する債券等も当然含まれるわけですが、それだけではなくて、「オフショア」の、しかしこの言葉を使うと不健全な市場ではないかというような誤解があるので、従来からあまりオフショアという言葉は使わないのですが、要するに Inter-Regional な市場を狙っているということです。

これについては、「国際債」という言い方も同じようにいたしますが、我々の提言では、 国際債の発行・流通のためのクロスボーダーすなわち Inter-Regional 型の域内プロ向け国 際債市場及び関連の市場インフラを、アジアの共有財産として構築する必要があるのでは ないか、と言っているわけです。

なお、図の一番下に、ホールセールのプロ向け金融サービス市場は、もともとグローバルなものである(資料 P.1 下)と言っていますが、まさしくそのとおりではないかと思うのです。

〔背景 2 (アジア域内)〕(資料 P.2 上)

次に、背景2ですが、アジアの状況を見てみると、いまアジアは世界の工場になっている。近年、政府間で、APECの会議等でも、TPP、FTA、EPAなど、いろいろな議論がなされていますが、そこで前提になっているのは、市場経済圏としてのアジアが出現して、その中で、日本の果たすべき役割が実際、非常に大きくなっているということだと思います。そしてアジア全体として見た場合に、この市場経済圏としてのアジアの出現という、この経済の新たな局面・状況を、お金の面から支えていくことが必要ですが、そのためには何が必要かという観点が重要になってきます。

先ほど一枚前の図表(資料 P.2 上)で申し上げましたが、域内の起債ニーズもあるし、域内投資ニーズもある、それぞれがあるのだが、それがうまくマッチしないというのが、現在の域内の状況ではないか。まさに、アジア「域内」のニーズ充足を狙った「クロスボーダーのアジア独自のプロ向け国際債市場および市場インフラ」創設へのニーズは、確かに存在すると思います。

では、そのときにどう考えればいいのか。我々が一つのお手本として参照しつつ目指したのがユーロ債市場です。そのユーロ債市場(EU 国際債市場)については、これまで、欧州のみならずアジアのクロスボーダー金融についても、ユーロ債市場とその市場インフラ依存が継続していたということです。アジアを含めて世界中で、ユーロ債市場とその市場インフラが使われていたということです。

なお、これは、従来、「ユーロ債市場」と言ったり「ユーロ市場」と言ったりしている ものですが、通貨のユーロができましてから、言い方が非常に紛らわしくなって面倒になっていますが、通貨のユーロ建ての市場ではありません。

そして、図表(資料 P.2 上)の下に細かい字で注が書いてあるのですが、1999 年の EU の本格稼働まで、世界中で唯一成功したプロ市場が、「オフショア・ホールセールの EU 国際債の発行・流通市場」であって、これが 1999 年までの「(自由な) ユーロ債市場」といわれるものであると、我々は定義をしています。なぜそうなのかというと、2000 年以降、特に 2005 年以降ですが、プロスペクタス・ダイレクティブをはじめとして EU のいろいろな指令等が出てまいりまして、ユーロ債市場自体が、巨大な国内市場化するという状況が、実は出てきているということです。つまり、1999 年まで、プロの自由なイノベーションの発揮の場としてのオフショア・オンショアー体型のプロ市場と言われていたユーロ債市場が、若干変質をし、規制市場化してきたという意味において、いま、自由であることを引き続き連想させるユーロ債市場という言い方を、あまり我々はしませんで、あえて、「クロスボーダー型の EU 国際債市場」と言っています。もう少し言うと、「オフショア・ホールセールの欧州(EU)国際債市場」、そのような言葉を勝手につくり、そう呼んでいるのです。これは 1999 年までのユーロ債市場といまのユーロ債市場が実はちょっと違うということを、言おうとしているわけです。

#### 〔背景 3 (アジア域内)〕(資料 P.2 下)

1997 年、98 年のアジア通貨危機以降、アジア域内では、大変に色々なところで色々な努力がなされ、その一つの結果が、ABMI (アジア・ボンドマーケット・イニシアティブ: Asian Bond Market Initiative) であるわけですが、それ以降、域内の各国の金融資本市場の整備がかなり進んでまいりました。ただ、そうはいっても、まだまだ発展途上である国や地域が多い。やはり銀行中心であって、直接金融を担う社債等資本市場の発達は、遅

れている国がまだ多いということです。

また、先ほども申し上げましたが、シンガポールと香港を除くアジア域内各国のほとんどの「国内」市場では、クロスボーダーの国際債市場とは分断され、国際的なプロ市場のイノベーションが持ち込まれにくい状況が続いているということです。

ただ、日本の場合は、先ほど斉藤社長もおっしゃいましたが、国債、地方債に引き続いて、非居住者が日本国内で発行された社債を買う場合のウィズホールディング・タックスが免除になるということが、去年の暮れに日本でも決まり、そして、金融庁の大英断によって、2008年の法改正によって、特定投資家向けのいわゆるプロ向け証券市場の開示免除ルールを中心とする法整備が整ったということで、この2つのことによって、日本においても、イギリス並みの、かつてのユーロ市場並みの、内外市場一体型の自由闊達なプロ市場ができるための法制度上の条件が整ったということです。すなわち、我が国のなかで、国内債市場と国際債の分断が解消されるきっかけが、実は去年の暮れまでにできあがっていたというのが、重要なポイントです。

さて、元に戻りますと、3番目が、アジア各国の国内の経済基盤の整備、そしてこれからますます必要になると思われる国境を越えた域内交通・通信などのクロスボーダーの域内経済基盤整備のためにも、アジア域内独自の資金供給システム、言い換えれば「クロスボーダー型金融市場と市場インフラ」が絶対的に必要になるだろうと思うのですが、残念ながら、まだこれまでのところ、そのデザインに乏しいということで、われわれが、そのデザイン創りに挑戦したということです。

さて、アジア域内各国で成長著しい年金基金などの機関投資家は、株式だけではなく、中長期的に成長の期待できるアジア各国通貨建ての債券投資を本格的に行いたいと希求しているわけです。ただ、投資する対象がない。アジア域内では適格な運用対象商品の供給が決定的に不足しているという状況があります。

アジアの各国の経済成長がどんどん進んで、中国や ASEAN 諸国などアジア各国の経済 基盤が拡大し、それに伴って各種の年金や保険等の社会制度等が拡大・強化されていくに つれて、やはり年金基金等の機関投資家のベースもどんどん大きくなってきているわけで す。ただ、そのときに、そういうアジア域内の機関投資家が買いたいものがないという状況が、まさにいま出てきているということが言えます。

これに対して、欧州のユーロ債市場においても、過去長年にわたって、そういう場合に、 ユーロ債市場で発行され流通しているユーロ債が、まさしくそのような役割を欧州域内で 担っていたということが言えるわけです。したがって、そのアジア各国における市場の分 断を解く必要性というものは、そういう面からも非常に大きいということが言えます。そ のアジアにおける運用難を解消することが、大変重要だと思うわけです。

## 〔背景 4 (日本)〕(資料 P.3 上)

これまで申し上げた三つは、アジア全体の話でしたが、日本の背景としては、次のようなことがあります。日本の公募社債市場は、その多くがプロ向けに売られているわけですが、元来、一般投資家を保護するための一律の開示が行われていた。また、既存の私募市場――プロ私募、少人数私募と、二つの私募市場があったわけですが、それぞれいろいろな制約があって、発行者も証券保有者も、市場として使いにくかった。結果として、関連の制約のゆえに、プロ向けに機動性のある起債ができない。EU 国際債、つまりユーロ債

に比べて、起債できる期間が極端に短い。そのような不満が、特に国内の社債発行企業から強かった。私も、かつて民間企業の社債発行の担当をしたことがありますが、まさに痛感しているところです。そういう背景が日本にはあるということです。

## 〔日本の立場〕(資料 P.3 下)

それで、日本の立場ですが、(1)潜在的に国際的な債券運用に向かい得る、巨大な、増加を続けている貯蓄資金の保有、そして、(2)アジア域内の各国の通貨を用いてアジアで業務を大規模に展開する多くの日系企業グループの存在、そして(3)日本国内における相当程度発達した発行・流通・決済の一連の債券市場と市場インフラの存在、そのようなものがかなりできているわけですね。日本の国内債市場においては、過去 10 年ぐらい、金融庁、業界団体、証券業協会、そして証券保管振替機構等、市場関係のいろいろな方々の大変なご努力があり、国内としてはかなりの市場インフラが整備されている。そのようなことを考えますと、次は、やはり日本はアジアにおける共通のプロ市場と市場インフラの構築のためのリーダーシップを担うべきではないかと思うわけです。

具体的には、アジア域内の投資適格の企業と証券の情報(開示情報・取引価格等)をまとめて提供する場所とシステム、いわばアジア域内を代表するリスティング・プレイスの構築が必要である。そして、少し抽象的な言葉ですが、「インテグリティ(本来あるべき質と首尾一貫性)」の高い市場にふさわしい、適格投資商品の供給が増えやすい、高質の市場環境をつくる。そういうために、誰が中心になるべきかというと、アジアにおいては、日本しかないのではないかということで、いま日本のイニシアティブでこれを実現すべきであるというのが、我々早稲田グローバル COE の研究会のメンバーの総意であったということであります。

〔プロ向け国際債市場(AIR-PSM)の意義〕(資料 P.4 上)

それで、一応、目指そうとするものに名前をつけなければいけないということで、Asian Inter-Regional Professional Securities Market: AIR-PSM と、仮に我々は呼んでいますが、そういうものを提言しようではないかということにいたしました。

AIR-PSM の AIR というのは、地上ではなくて "天空" につくるという意味を込めています。要するに、色々な国の空を見上げると、空は一緒、AIR は一緒なので、そういうアジア共通のグローバルなマーケットを象徴するという意味で AIR という名前をつけて、そういう市場創設の提言をさせていただきました。

これは 2006 年以降、提言内容のレベルは違うのですが、機会がある都度、同様の趣旨 の提言をさせていただいていたものを、今回、時が至って、非常に具体的な提言をさせて いただくことができたということです。

アジア域内主要国に蓄積された貯蓄を、域内を中心に効率的・高付加価値的に循環させるための、「域内貯蓄循環装置」をつくると同時に、域内のプロの市場参加者の育成・鍛練を行うための、市場イノベーション発揮・創出の場が必要であると提言しております。

もう一つ重要なのは、日本の企業グループもアジアに出ており、そこでアジア通貨建ての債権をたくさん持っている。その債権に見合う形で、連結ベースで見た場合に、その通貨建ての(債券という形での)債務を持つこと、これは為替のマリーという意味からも非常に重要であるということで、そういう為替のオペレーションのためにも、アジア通貨建ての域内国際債市場というものは非常に意味があるということです。

### [アジア通貨建て国際債の意義](資料 P.4 下)

ただ、さはさりながら、なかなかアジア域内の国々におきましては、通貨、外国為替が自由化されている国はまだなかなかありません。日本は完全に自由化されていますが、いわゆるデリバラブル通貨というふうに呼んでいる、国の外で決済が可能な、持ち出しが可能な通貨という意味でいうと、いろいろなレベルはあるのですが、日本円が一番で、あとは若干、いろいろな条件つきにはなりますが、香港ドル、シンガポールドル、そういうものしかない。あとは、多かれ少なかれ、比較的タイトな為替のコントロール下にある。韓国のウォンももちろんそうですが、そういう状況があるわけです。そういうものをどう乗り越えていくかというのも、これから考えていかなければなりません。特に、日系企業グループの手によって、人民元建て、あるいはインド・ルピー建てなどアジア各国通貨建ての国際債を将来出していけるようなことが必要であるということです。

## 〔日本のプロ向け市場 (PSM-J) 創設の意義〕 (資料 P.5 上)

次は、日本のプロ向け市場創設の意義ですが、日本の社債市場で機動的な起債ができるように、起債期間の大幅な拡大が必要である。これは、一年に二百数十日営業日がありますが、100日ぐらいしか実際は出せない、そういう問題で、後ほど伊藤さんのほうからご報告があると思いますが、一般投資家向けの法定開示規制の対象外とした、プロの機関投資家向けの公募債市場が必要である。市場参加者を機関投資家などのプロ(特定投資家)に限ることで、発行側の開示義務が緩和されて、日本とアジア域内の発行体にとっての調達機会が拡大される。いわばユーロ債市場の日本版、アジア版を実現する、ということです。

#### 〔アクションプラン〕(資料 P.5 下)

それで、アクションプランとしてここで出しているのは、第1ステージ、まさに「東京 プロボンド市場」を創設するということです。このディテールは、後ほど鈴木さん、伊藤 さんのほうからお話をいただきますので、ここでは省略いたします。

そして第2ステージは、アジア域内各国でも、日本において行われつつあるのと同様の 取り組みの促進を期待したいということです。

第3ステージは、アジア大の証券決済のあり方の検討、各国における参入規制の緩和、アジア域内のクロスボーダー取引の発展等々、そういうものを一体的に実現していくことです。これは、いままさにABMIにおいて、ASEAN+3の枠組みで、アジア開発銀行(ADB)が中心になってABMFの枠組みが始まったところなので、これは第二部で詳しくお話をしたいと思いますが、いずれにしても、そういう流れがいろいろとつながっているというところを、ご理解をいただけるとありがたいと思っています。

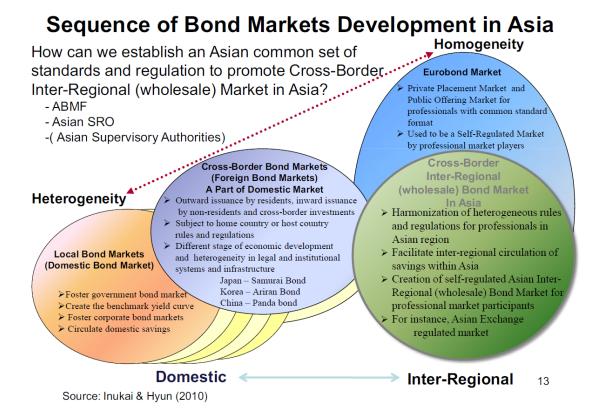
## [第1ステージの意義] (資料 P.6)

この第1ステージの意義、国内版のプロ向け公募債市場の創設のところは、後ほどお二 方にお話をいただきますので、いまは私のほうはいたしません。

[Vision: How to harmonize the Markets?]

[Sequence of Bond Market Development in Asia]

最後に一言だけ。P.6 の下に、Vision: How to harmonize the Markets? と書いたのですが、これは、各国の国内債市場、Heterogeneous、Domestic な状況だけを個別に見ているのではなくて、ユーロ債市場のような Homogeneous な、あるいは Inter-Regional な市場というものを見ていこうと。その中で、我々が目指すクロスボーダー、Inter-Regional なホールセール型の Bond Market in Asia、こういうものを将来実現していくということが重要ではないか。そういう Sequence of Bond Market Development をヴィジョンとして、日本とアジアの中で共有したいという思いを、この図に表しているということであります。(資料 P.7 上(スライド P.7 13))



長くなりましたが、私のほうからのお話はこれくらいにいたします。ありがとうございました。(拍手)

#### 新市場創設に向けた検討状況: 東証グループ (TOKYO AIM 取引所 COO) 伊藤 豊

○犬飼 それでは、続きまして、「東証グループの新市場創設に向けた検討状況」です。皆様お待ちかねでございますが、東証グループ(TOKYO AIM 取引所 COO)の伊藤様よりお話をちょうだいしたいと思います。

伊藤様、よろしくお願いいたします。

○伊藤 皆さん、こんにちは。TOKYO AIM の伊藤でございます。今日は、早稲田大学と東証グループの共催ということで、大変素晴らしいお客様をお招きしてセミナーに至れたことを感謝いたします。ありがとうございます。

いま、いろいろな検討の経緯、それから早稲田大学、もしくは犬飼先生と長年のお仲間たちのコミュニティによる非常に詳細な実務に即したご検討及びご提言<sup>1</sup>を背景といたしまして、私ども、ようやく先週、その制度概要<sup>2</sup>を発表させていただくことができました。「TOKYO PRO-BOND Market」につきまして、25分、要点をご紹介させていただきたいと思います。

#### (スライド使用)

[想定スケジュール (最も早い場合)] (資料 P.51)

まずはタイムスケジュールです。先週水曜日、11月10日に、パブリックコメントにかけるという形で制度概要を発表させていただいたのですが、12月9日までの、1カ月30日間がパブリックコメントの受付期間ということです。会場には関係者の方、多数おられると思いますので、ぜひ、こんなふうにしたら使いやすい、制度概要を見てもここはよく分からないというところ多々あろうかと思いますので、コメント、それからご指摘をいただければと思います。

そのコメントをいただいた上で、詳細な取引所規則³という形で制度設計の細部を詰めまして、これは金融庁の認可(2011. 5.17 取得)⁴にかかりますので、もしくはどんなコメントをいただけるかが私どもの作業状況、金融庁のご検討に関係しますので、いま、このスライドでは「最も早い場合」と書いてあるので、はっきりしませんが、2011 年が明けて、なるべく早いタイミングでこの規則を、認可をいただいて、公表(2011. 5.17 公表)したい

2

 $\frac{\text{http://www.tokyo-aim.com/japanese/news\_event/press\_release/\%E3\%83\%97\%E3\%83\%AD\%E5\%90\%91\%E}{3\%81\%91\%E5\%82\%B5\%E5\%88\%B8\%E5\%B8\%82\%E5\%A0\%B4\%E3\%80\%8Ctokyo-pro-bond-market%E3}{880\%8D\%E5\%89\%B5\%E8\%A8\%AD\%E3\%81\%AB\%E5\%90\%91\%E3\%81\%91\%E3\%81\%A6\%E5\%88\%B6\%E5\%BA\%A6\%E6\%A6\%82.html}$ 

3

 $\frac{\text{http://www.tokyo-aim.com/japanese/news}}{81\%91\%e5\%82\%b5\%e5\%88\%b8\%e5\%b8\%82\%e5\%a0\%b4\%e3\%80\%8ctokyo-pro-bond-market\%e3\%80\%8d}{88\%86\%8f\%e5\%89\%87\%e6\%a1\%88\%e3\%82\%92\%e7\%99\%ba\%e8\%a1\%a8.html}$ 

 $\frac{\text{http://www.tokyo-aim.com/japanese/news event/press release/\%e3\%83\%97\%e3\%83\%ad\%e5\%90\%91\%e3\%}{81\%91\%e5\%82\%b5\%e5\%88\%b8\%e5\%b8\%82\%e5\%a0\%b4\%e3\%80\%8ctokyo-pro-bond-market%e3\%80\%8d}{\%e3\%81\%ae\%e5\%88\%b6\%e5\%ba\%a6\%e3\%82\%92\%e7\%99\%ba\%e8\%a1\%a8\%e3\%81\%97\%e3\%81\%be\%e3}{\%81\%97.html}$ 

<sup>1</sup> http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/AIR-PSM.html

## と思っています。

これで制度設計は一応取引所サイドでは終わるわけですが、実際の発行ということになりますと、それを前提に、いろいろなリーガルなチェックや、起債環境の問題もあり、最低 2、3 カ月はかかるのではないかと思います。そういう起債の実現をもって市場の創設ということにさせていただきたいと考えています。

#### 〔新成長戦略〕(資料 P.52 上)

このスライドは、さっき斉藤のほうからもお話ししました新成長戦略ですので、飛ばさせていただきます。

## 〔現在の社債発行市場の問題点①〕(資料 P.52 下)

犬飼先生のほうからも PSM-J の意義ということでお話がありましたが、どんなメカニズムで、どんなことがあるのか、このマーケットを使うと何がいいことあるのでしょう、ということです。

いろいろな説明が可能なのですが、ここで申し上げているのは、いま公募債の発行ウィンドウが短いという問題、発行体さんもしくは引受証券会社サイドのご負担の問題など、いろいろな原因で、現在のプラクティスになっている。20年前に比べれば、はるかに機動的に社債を出せるようになったわけですが、それでもなかなか「ユーロ・マーケットと比べると使い勝手の問題がある」というご指摘があり、そういうこともきっかけに、証券業協会さんの社債懇が行われているわけですが、これらは、コンプライアンスや、投資家保護という問題とも密接に絡んでくるのだろうと思っています。

その結果、これも相対的な問題ですし、発行体さんによっても違うわけですが、起債準備期間の長期化、発行体の事務負担の増大というご指摘もあります。それらのために、起債ウィンドウが広くないというご指摘もあります。それから投資家さんのサイドから見ますと、同じタイミングで、非常に多くの似たような社債が出てくるので、どれを買ったらいいかわからない、もしくは、ポートフォリオを構成するときに、なかなか投資家ご自身にとって必要なパーツが日本のマーケットだけでは揃わない、というようなご指摘を伺っています。

その結果、現在の市場は、発行条件のタイト化というようなことにもつながっているの だろうと考えています。

#### 〔現在の社債発行市場の問題点②〕(資料 P.53 上)

そもそも、さっきの犬飼先生のお話にもありましたが、我が国の社債発行登録制度としては、いまは公募債のための制度的枠組み一本でやっているわけです。つまり、ほとんどが、FA債、即ち社債管理会社をつけない形で、かつ最低額面が1億円額面で行われているにもかかわらず、制度としては、100万円額面の個人向け債と同じフルディスクロージャーベースの制度を使ってやっていますし、証券業協会さんのルールその他も、すべて同じ枠の中でやっているということです。

他方で、もちろんプロ向けということですと、適格機関投資家私募(いわゆるプロ私募) という制度はあるわけですが、これはやはり投資家さんサイドから見ると、統一的なディスクロージャーになっていないということで、かなり投資家さんの範囲が狭い。したがっ て、発行体さんにとっても使いにくいというようなことで、「帯に短し、たすきに長し」的な制度環境にあろうかと思います。それが原因で、全部がオフショアに出ていっているわけではないですが、ユーロ市場で相当な日本企業が Euro MTN プログラムを上場して起債を行っていて、それが日本の機関投資家に還流をしてきている、というような状況が見られます。

## 〔日本版のMTN市場を創設①〕(資料 P.53 下)

こういう状況下で、2008年のプロ(特定投資家)向け市場制度、法制度の改正を使って、新しく社債マーケットを行えば、非常に面白いものができるのではないかということで、私ども、この TOKYO PRO-BOND Market をやろうとしているわけですが、これも色々な説明が可能です。これは MTN だけを対象にしたマーケットではありませんが、この Euro Medium Term Note プログラムという、ヨーロッパで開発された非常に便利な使い勝手のよい社債発行の仕組みの日本版を、ぜひ TOKYO PRO-BOND Market で実現したいということです。

2008年の金商法改正を使いますということですし、私どもで運営をさせていただくということで、ユーロ MTN 並みの発行の機動性、柔軟性を実現したい。それから、公募市場並みのオーソリティを実現したいということです。

## 〔日本版のMTN市場を創設②〕(資料 P.54 上)

では、なぜこの TOKYO PRO-BOND Market、もしくはプロ向け市場制度を使うといいことがあるのでしょうか。その点を、少し解説をさせていただきたいと思います。

一番のミソは、**法定開示書類が大幅に簡素化される**という点です。これは、発行体さん も証券会社もそうです。

それから、金商法の17条、それから21条という条文があり、例えば目論見書に虚偽記載があった場合の責任についての条文があります。

金商法の 17 条は、目論見書使用者責任ということで、証券会社が投資家さんに有価証券を売る場合に、目論見書を相手に渡すわけですが、「不幸にもその中に虚偽がありました、誤解を生じさせる内容が入っていました」というときに、投資家さんから損害があったと訴えられたときに、普通の民商法のルールであれば、訴える側が、相手が悪かったということを立証しなければいけないわけですが、この金商法の条文によって、訴えられた証券会社の目論見書を使った側が、「相当な注意を払っていたがわからなかった」ということを立証しない限りは、損害賠償の責めに帰すという、挙証責任の転換が行われている条文があります。

それからもう一つ、金商法の21条というのがあり、ここは、発行体や発行会社の役員、それから元引受証券会社などにつきまして、同じような挙証責任の転換が行われており、証券会社にしてみると、ここは、自分たちは悪くなかった、きちんとデューディリをして、記録も残していましたということで、自らをディフェンドしない限りは、何かが間違いがあった場合に、リーガルなリスクを負うことになっています。この条文は、普通のいまの公募債、有価証券届出書、もしくは発行登録制度に基づいた発行登録追補書類にもすべて適用がありますし、それから、2008年改正のプロ向け市場制度においても準用されており、相手に渡した情報に虚偽があった場合の責任という意味では、新しいプロ向け市場制度も

同じです。

ただ、プロ向け市場制度の場合には、法定の開示書類が大幅に軽減をされています。

有価証券報告書提出会社の場合ということに限ったご説明をさせていただきますと、有報提出会社――有報提出会社は色々な理由がありますが、例えば東証一部に上場していますということで有報の提出義務を課されている会社、これは四半期も出す必要がありますし、全部株を東証に上場しているということによって有報を提出する必要があるわけですが、こういう会社が、このプロ向け市場制度を使いまして社債を発行した場合には、これは、有価証券報告書を提出していますということを書面に記載すれば、その他の開示をしなくていいという条文があります。

本日ご出席の皆様は、発行登録制度をご存じの方がほとんどだと思いますが、発行登録制度の場合に、社債を出す場合には、発行登録追補書類を出せば、すぐに発行できますので、証券情報で、発行額や金利、そういうことを相手に渡せば、紙一枚で出せるわけですが、その紙の中には、直近までの継続開示が参照されているので、有価証券報告書、それから四半期開示、四半期報告書、これが全部参照なので、紙は物理的にはついていませんが、物としては添付されている状態になっていて、先ほど申し上げた金商法の17条、21条による対象に、こういう厚い書類が対象になるということです。

それに対して、このプロ向け市場制度の場合には、この添付が必要ありません。参照しませんで、有報を出していますということを記載するだけですので、厚い書類ではなくて、本当に一枚だけの証券情報だけで社債が出せるということになりますから、先ほど申し上げた引受証券会社の責任の対象は、公募債の場合には厚い書類、それからプロ向け市場制度の場合には、本当に一枚だけの証券情報ということになり、有価証券報告書を出しているかどうかの真偽を検討することは非常に容易ですので、そういう意味で法定開示書類が非常に軽くて済む。証券情報のみで起債が可能であるということを言っています。

もちろん、例えば、証券会社さんが行われる引受審査には、何もリーガルリスクを排除するためだけにやっているのではないという面があります。投資家さんに、適切な、ちゃんと悪くないプロダクツを売る場合に、自分たちのレピュテーション、それから投資家さんたちの正しい意味での保護と言うとちょっと硬いのですが、投資家さんたちの期待を裏切らないという観点から引受審査をされているという面もありますから、法律上の責任が軽くなったからといって、引受審査は全部やらなくていいというようなことではもちろんないのですが、少なくともリーガルなリスクは軽くなりますので、ここはもう少し機動的に、発行体さんによって、もしくはそのタイミングによって、非常に軽い引受審査で済む場合も出てこようと思いますし、逆に、発行体さんが例えば3年ぶりに債券を出します、格付けもそんなに高くないというようなことであれば、それはリーガルなリスクは、仮に非常に低くても、これはしっかり引受審査をやらなくてはいけないというようなことがあると思います。そのように、是々非々で審査をするような、リーガルな基盤がここにできるということです。

あとは、プロ向け市場という、これは名前の問題で、どっちにしろ、さっき犬飼先生がおっしゃったように、社債の場合には、発行体の皆さんは、ほとんどが額面1億円でプロ向けに発行しておられるので、プロ向け市場制度になったからといって、投資家の対象が変わるわけではないわけですが、やや世間的な観点から言うと、プロだということで、個人投資家の保護の文脈から解放されるというような、気持ちの問題があるかもしれないと

思っています。

#### [日本版のMTN 市場を創設③](資料 P.54 下)

いまのがミソですが、あとは、取引所が関係することによって、いいこともあるのではないかと思います。一応、東証グループは名の通った取引所ではないかと自負をしておりますので、そこによって与えられる、ある意味でのオーソリティも、これは社債の投資家さんにとっては、メリットになってくるのではないか、ということです。

リスティング市場として有名なロンドン証券取引所やルクセンブルクの取引所、最近はシンガポールの取引所がユーロ市場のリスティング市場として参入をしていますが、今回東証グループの TOKYO AIM でやろうと思っている取引所の役割というのは、ロンドンやルクセンブルクの取引所がやっている仕事です。

結局、いま申し上げたような仕組みを使って、発行のツールを提供して、かつ、情報も、例えばプロ私募であれば、どこに見に行ったらいいかわからないわけですが、このプロ向けの東証・TOKYO AIM に上場されている社債であれば、TOKYO AIM のウェブサイトに見に行けば必ず情報が取れる、もしくは、その様式(フォーマット)は一定程度統一されているというようなことで、投資家さんに、もしくは発行体さんにメリットがあるだろうということです。

それで、最初に色々な説明の仕方があると申し上げたのですが、ここには一行しか書いていませんが、日本語の発行登録制度を用いたフルディスクロージャーベースのサムライ債のマーケットに対するメリットも大きかろうと考えています。

このプロ向け市場制度の、法律上の制度としてのミソは、取引所が様式を決められるということであり、その様式の中には、言語、会計基準を含むということなので、取引所が、もちろん認可は要るのですが、英語でいいというふうに決めれば、英語での開示が可能になるということです。私ども、まだちょっと中国語の開示までは思い切っていませんが、英語は、まさに機関投資家のマーケットですので、十分対応可能だろうと考え、英語での開示を OK にするという予定なので、非居住者、外国の発行体さんの場合には、日本語に翻訳するコストが要らなくなります。これは、相当なコスト的なメリットです。それから特に継続開示を考えますと、何となく自分の知らない言語で、自分がいない国でディスクローズされているというのは気持ちの悪いものだそうで、そういう意味では英語でそのまま開示ができますので、非居住者の発行体の方々にとって、非常に精神的なバリアも低くなるだろうと思われます。

例えば、香港やシンガポール等、例えば英語で株を上場していますということであれば、そのディスクロージャーをそのままこっちに使っていただくことができるようにしようと思っていますので、そういう意味では、このマーケットを使うための追加的なコストが非常に少なくて済む。これはボリュームにもよるのですが、日本語にすべての書類を翻訳しようと思うと、やはり1,000万円から2,000万円ぐらいのコストがかかると伺っていますので、そのコストメリットは非常に大きかろうと思っています。

さっきお話にもありましたアジアの経済成長を考えますと、ぜひ、アジアの発行体を、 この手段を使って取り込みたいと考えています。

最後に、流通市場についても、真ん中に一言書いています。最初の挨拶で斉藤が申し上 げましたが、まずは発行市場からと思っております。流通市場につきましては、非常に限 定的な制度を設けるつもりですが、取引所ですので、流通市場に対する関心がないわけではありません。流通市場が揃って初めて非常に魅力のあるマーケットになると思いますので、発行市場が一定規模に達した段階で、流通市場についても積極的にその整備に関与していきたいと考えております。取引所がやる流通市場ということですと、東証一部の株のマーケットをすぐ想像してしまうのですが、ボンドの場合にはかなり取引形態が違いますので、基本的にブローカーが間に入って、OTCでのマーケットを、何らかの形での取引所による応援や、一緒に行うような状態が現実的であると思っていますが、この部分は、今後に向けた検討課題と考えています。

ちょっと駆け足になり恐縮でしたが、ありがとうございました。以上で説明を終わらせていただきます。(拍手)

○犬飼 伊藤様、大変ありがとうございました。

今回、伊藤様からちょうだいした資料につきましては、かなり詳細の資料が入っています。先ほどのご説明資料の次に、「TOKYO PRO-BOND Market 上場制度」という非常に詳しい内容の資料をつけていただいておりますので、ぜひ後ほどお読みをいただければと思います。(資料 P.57~参照)

## 新市場創設の意義: バークレイズキャピタル証券 鈴木裕彦(資料 P.61~参照)

○犬飼 さて、引き続きまして、「新市場創設の意義」ということで、バークレイズキャピタル証券の鈴木様からお話をちょうだいしたいと思います。

一言申し上げます。鈴木様は、私自身が民間企業の財務部門、そのロンドンの金融子会社で、ユーロ債、ユーロ・コマーシャルペーパーおよび Euro Medium Term Note プログラムの設定と発行の担当をしていたときの、日系の証券会社のカウンターパートであられた方です。その後も一貫して、ロンドンと東京において資本市場の実務に携わってこられまして、大変にその道をきわめられ、今回の我々の早稲田グローバル COE の研究に際しても、様々なアイデアをご提供いただいているところです。

それでは、鈴木様、お願いいたします。

○鈴木 皆さん、こんにちは。バークレイズキャピタルの鈴木でございます。今日は、高いところから失礼させていただきます。

今日、第一部でお話しさせていただくメンバーは、大変高名な方々が揃っていて、私なんかとても恥ずかしいのですが、唯一私が実務家ということで、実務的な観点からのご説明を申し上げたいと思っています。

まず、これまで、犬飼教授、それから TOKYO AIM の伊藤様からご案内がありました 経緯の流れの中で、思い起こせば、昨 2009 年の夏、TOKYO AIM の方が、メインの株式 のプロモーションの件でたまたま弊社に来られ、いろいろご説明を受けた中で、実は、か なりプロ向け社債に使える含みがあることがたくさんあるということに気がつきました。 その後は、2010 年の初頭から既に犬飼先生を中心として研究を進めていた国際債券市場の プロボンド市場を日本にもつくろうという研究会の動きに、東京 AIM をリンクする具体 的提案をすることができました。そして、官公庁、取引所、学職経験者、法律事務所、内 外の証券会社、決済機関、システム、格付け機関、発行者等で非常に経験を積まれた市場 実務家の方々が、参加されているその研究会(早稲田大学 GCOE アジア資本市場法制研 究グループ「アジア・デットリスティング研究会」)において、全員の英智を結集して、最後に、中立公正な学術研究機関の早稲田から答申を出していただいたということで、非常にわかりやすい概念の提言⁵ができたのではないかと思っています。そういった作業にかかわることができて、私自身、大変光栄に思っています。

それでは、実務家から見た意義ということですが、犬飼教授、それから伊藤様のほうからも、再三ご説明があったかと思うのですが、いま一度おさらいという意味で、我が国の国内社債市場の、何が問題であったかという事を確認したと思います。

第1点は、実際、起債可能な期間が、年間240営業日あるうちの100営業日程度になっていることです。これについては、発行者である企業さんのご不満が特に強いです。

日本の発行体さんは、海外の資金調達と国内の資金調達と両にらみで、起債を検討される方々も多いのですが、昨 2009 年、一昨年のように金融市場が荒れて、国際的な債券市場がクローズする中でも、日本の債券市場は比較的安定して起債市場も開いていたのですが、起債可能期間が 100 営業日しかない。さて困った。じゃあ銀行さんに頼るしかない、ということで、間接金融のほうへの揺り戻しが起きてしまうような状態というのが見られ、これはかなりシリアスな状況と受けとめました。

というのは、海外の金融資本市場が荒れて、海外の企業が資金調達に困っているときにも、日本の国内市場をオープンしていれば、日本の企業さんはどんどんそこで調達して、 資金調達力という国際競争には遜色ない闘いができるのが理想と思っていたのですが、そ このところにクエスチョンマークがついてしまったということです。

第2点として、国内債の起債可能期間が短いそもそもの理由というのは、四半期開示書類提出にともなう引受審査の頻度が増えたことがあります。一般投資家向けの公募が可能な発行登録制度を用いた起債制度の中で、社債券面を1億円にしてホールセール向けに出しているという現状説明は何回もありましたが、実は、発行登録制度そのものは、機関投資家向けに限定しているということではなくて、不特定多数の投資家に対するオファリングに使うという制度であり、機動的に発行しましょうという趣旨ではあったのですが、基本的に券面を1億にしても、これは会社法上の理由で券面1億にすれば、社債管理会社は設置しなくていいということにすぎず、金融商品取引法上のプロ向け債券を定義していることではないという理解です。従って、あくまでも発行登録制度というのは、一般投資者向けの開示を前提として、引受審査をしなければいけないというのが原則だと思います。

そうである限りは、今後も、発行登録にかかわる継続開示審査は厳正な引受審査が行われるべきだろうというふうには考えています。

一方、第3点としてプロ私募というのもあるのですが、いろいろと制約があり、例えば、コベナンツが特定の投資家向けに作成されているケースでは、ほかの投資家に転売するというのがなかなか難しいということで、流動性に難点がある。流動性に難点があると、投資家さんもちょっと腰が引けるというジレンマがあります。

それでは、そもそもの改善点はどこに求めたらいいかと思いめぐらすと、いまの私募(少人数私募およびプロ私募)と公募という枠組みの双方が、基本的には社債市場という同じ一つのグラウンドの中で、プロの投資家もアマチュアの投資家もプレーをしているという事に気づきます。もう少し詳しく申し上げますと、普通の公募というのは、アマチュアの

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/AIR-PSM.html

投資家も、玉を持って、プレーができるのですが、プロ私募の制限というのは、プロとアマが混在しているグラウンドの中で、プロの間だけで玉を回していきましょうという考え方です。たまたま転売の過程で、アマチュアの投資家にその玉を拾われてしまったり、あるいは玉が当たってしまったりというケースには、改めて一般投資家向けの開示をやはりしなさいという法律上の建て付けなので、それを避けるためには、常にアマチュアに玉が渡らないよう対策をとらなければいけない。そのために、投資家に対して告知書を一々交付する作業をしていくので、結果として流通性も殺されるということになります。

では、プロのみが参加できる流通性の高い、不特定多数のプロ投資家向けマーケットというのは、どうしたらできるのでしょうかという事ですが、私、ちょっと言葉がきついかもしれないですが、アマチュアの投資家に玉が回らないプロフェッショナル・グラウンドをつくってしまおうという発想です。

そのような発想で、「プロ私募」ならぬ「プロ公募」という表現を我々はずっと使って、 今回の TOKYO PRO-BOND Market のプロトタイプとなるアイデアを練ってきたわけです。

ところで、引き受け審査の話題に戻りますが、今現在、色々な関係機関で、発行登録制度の継続開示にかかる引受審査の緩和についての議論が行われていると理解していますが、基本的には、同一の発行登録枠の中から、券面の金額を変えればリテール債もホールセール債も出せてしまいますし、ホールセール債しか出さないといって発行登録制度枠を用いて起債を続けていた発行者が、去年、一昨年のように機関投資家の動きがスローになってしまった市場環境では、価格感応度が低いリテール向け債を、同じ発行枠から出す事態が生じているので、やはり枠組みとして、発行登録についての引受審査というのは、リテールを前提とした審査を厳正に行うべきだと、私は考えています。

#### (スライド使用)

## [プロボンド市場概念表] (資料 P.65~)

こちらの東京プロボンド市場に関しまして、概念整理表を使って説明させていただきますと、形態は、東京プロボンドはプロだけを対象にしています。私達は「プロ公募」という言い方をしていますが、意味は、「不特定多数のプロ投資家を対象」と言う事です。

開示義務は、さきほど東証の伊藤様からご案内がありましたように、特定証券情報で、 伝え聞いているところによると、それに格付けの情報も加わってくるということですが、 基本的にはこのレベルと程度ということです。

開示の水準については、プロ投資家対応ということになります。

開示の場所は、一般投資家向けの発行登録や発行届出書が、関東財務局や金融庁への開示になるのですが、東京プロボンドにつきましては、特定金融商品取引所である TOKYO AIM への (開示の) 登録という形になろうかと思っています。

対象となる投資家は、不特定多数のプロ投資家(特定投資家)を想定はしているのですが、今後、特定投資家の一部なのかすべてなのかについて、どこまでこれを広げるかというのは、細部が詰まってくると思います。適格機関投資家は、まず間違いなく対象になると思うのですが、そこからどのぐらい広げるかという議論が今後あると思っています。

それから、「プロ公募」という表現を使っていますが、法的な枠組みは特定投資家向けの

私募制度を使っていますので、告知書の交付というのは省略ができませんが、今後、何がしかの方策がとられることによって、都度の告知書交付手続が緩和できる可能性もあると思っています。プライマリーの段階で一日に何回も売買されるようなケースでは、一々告知書を交付することが流動性の阻害になる可能性が強いので、ここは今後工夫が要ると思います。(この点に関しては、TOKYO PRO-BOND Market に上場しようとする債券について特定投資家向け取得勧誘を行う場合には、勧誘を行う者から勧誘を受ける者に対して告知が必要となる。また、TOKYO PRO-BOND Market に上場した債券について市場外でOTC取引を行う場合にも、勧誘を行う者から勧誘を受ける者に対して告知は必要となる。ただし、当該告知については、書面の交付は必ずしも要求されていないことが確認された。)

それから、引受審査につきましては、いま申し上げたような特定投資家向け私募の枠組みを利用している限りは、募集と売出しを前提にしている日証協ルールは対象外という理解ですが、当然、引受契約を結んで引受を行いますので、証券会社としては、当然独自の基準、個社の対応でビジネスチデューディリケジュンスのかたちで引受審査は行われると考えています。それの積み重ねによって、マーケット慣行としての東京プロボンドの引受審査ができ上がってくると思っています。海外(ヨーロッパ)では判例の積み上げと、実務の積み上げの結果、現在のデューディリジェンスの形ができているという理解ですので、今後ここは改めて各社の対応力、審査能力が問われてくると思っています。

流通・決済については、保振さんの決済が可能だということで、ここは公募債と変わらないと思います。

それから、1年間の発行枠をTOKYO AIM のほうに届け出るということですので、おそらく1年おきに更新ということになると、アニュアル・アップデートと我々は呼ぶのですが、そのときに引受審査が必要になってくるのではないかと思います。

コンフォートレターにつきましては、基本、我々は欲しいのですが、さはさりながら、 現在の日証協と公認会計士協会さんが合意しているコンフォートレターについての決め事 は、募集と売り出ししなっていたと理解しているので、ひょっとしたら、公認会計士協会 さん、監査法人さんのほうが、特定投資家向けの私募の枠組みを使っているこの起債に対 しては、コンフォートレターを出すことに抵抗するというケースもあるかもしれません。 その場合には、よく外債ではやるのですが、CFO Certificate といいまして、会社の CFO さんの署名捺印に基づいて財務内容の確認書を取るという手続も考えられると思います。 この辺は、今後詰める必要があるのかもしれないなと思っています。

以上が実務的な観点での公募債との比較になるのですが、最後に、TOKYO PRO-BOND Market 市場創設で可能となるプロ向けの債券について、少しご説明申し上げたいと思います。

1 点目は、当然、国内債のプロボンドですね。国内債のプロ公募。もう一つはサムライ債です。サムライのプロボンド、これが考えられます。イメージとして、これがうまくいくと、国内債とサムライ債のホールセール向けの起債は、太宗はこのマーケットに移っていけるのではないかなと思います。順調に行けば、そんなに時間がかからず移行する可能性はあると思っています。

それから、新発の国際債、ユーロボンドやグローバル債についてですが、そのドキュメンテーションの中に、東京プロボンド適格のドキュメンテーションがされている場合、取

引所への上場も前提にするということになるのですが、そうすると、海外で発行する外債を、TOKYO AIM 上場債としても発行できる。これは、簡単に言うと、いま外債が発行されるときに、シンガポール証取上場、ロンドン証取上場、ルクセンブルク証取上場という形でやるのですが、その上場のところが、TOKYO AIM 上場という形で可能になるのではないかと思います。

これは、絶対 TOKYO AIM に上場したらそこしかだめよということではないと思いますので、コストとの兼ね合いにもなるのですが、投資家層を広げていくという意味では、グローバル債やユーロ債で、例えばシンガポール上場と同時に TOKYO AIM 上場となれば、例えば青目の外債は、日本の適格機関投資家が、制限なくという言い方が妥当かどうかちょっとわからないのですが、スムーズに勧誘ができる。一時代前は、少人数私募の制限等があって、勧誘の対象人数が限られる、またいまは広がっていますが、さらに制約なしに声がかけられるのではないかと考えています。

それから、最後に、これは「東京プロボンド・オプション」とでも言う言い方がいいのだろうと思うのですが、TOKYO AIM 上場のドキュメンテーションがされていない既発債についても、例えば MTN プログラムであれば、次のアップデートのときに、TOKYO AIM 上場の適格性をドキュメンテーションする、あるいは既発債を持ち込むときに、TOKYO AIM 指定する情報をファイルすれば、既発債であっても、東京プロボンドとして、国内での機関投資家への勧誘が制限なくできるということになると思っています。

おそらくプロダクツ的にはこの三つのタイプが可能になってくると考えています。

最後に、長期展望としましては、まず TOKYO AIM 取引所さんのプレゼンスを上げていった後に、TOKYO-AIM を、大飼教授がご説明された Asian Inter-Regional Professional Securities Market のコア取引所に持っていかなければいけないと思います。そこでの国際展開を図る上での課題を一、二挙げさせていただきますと、まず、東京ストックエクスチェンジというのは非常に名が通っているのは間違いないのですが、今後は、TOKYO AIM というブランドの知名度を上げていく必要があると思います。

それから、シンガポール証券取引所という存在が既にあるのですが、我々も外債の発行でよくシンガポール証取と打ち合わせをしたり、手続、交渉したりするのですが、彼らは非常に機動的に審査をやってくれるので、TOKYO AIM も、今後、そういった審査の申し入れがあったときに、いかに機動的に対応できるかということもポイントになってくると思っています。

以上、簡単ではありますが、この構想に長く関与させていただいている実務家としての 所感を述べさせていただくと同時に、皆様に具体的に、実務的なこの新市場の意義をご理 解いただけたら幸いと思います。どうもありがとうございました。(拍手) ○犬飼 鈴木様、ありがとうございました。

#### プロ向け市場法制整備と新成長戦略: 金融庁総務企画局総務課長 三井秀範

○犬飼 それでは、続きまして、金融庁総務企画局の総務課長であられます三井様です。 三井様は、その前は企業開示課課長、その前は資料課長をお務めでいらっしゃいまして、 この道の最初のときからの中心人物でいらっしゃる方です。

それでは、三井様、よろしくお願いいたします。

○三井 金融庁の総務課長をしております三井でございます。ただいまご紹介いただきましたとおり、現在は、TOKYO AIM やプロ向け社債市場の制度整備、あるいはそのマーケットのレギュレーターの仕事から少し離れて、総務という仕事をしていますが、その前職、プロ向け市場の創設にかかわったということで、若干時間をいただいてお話をさせていただく機会をちょうだいしましたということで、大変感謝いたしています。

#### (スライド使用)

## 〔資本市場(発行市場・流通市場)〕(資料 P.67)

最初のページに、円グラフがあります。何をこの絵で言おうかと思ったかということですが、金融商品取引法を少し前に改正する前は証券取引法でありましたが、この証券取引法、金融商品取引法の開示ルールと、それから市場規制というのは、一体的に相互連関していると説明していますが、子細に見ると必ずしもそうではなくて、木に竹を接いだような制度になっています。

マーケットを見ますと、例えば東証一部に上場している株式市場があり、他方、相対(あいたい)で細々と取引しているものもある。金商法で認識していない取引としては、例えば上場していない、非常に中小の、マーケットと言えるような取引場のないもので、オーナーやその取引先などが細々とその会社設立のために株を引き受けて、例えば相続や取引関係の解消に伴って株を譲渡するといった、そういうあまりマーケット性のないもの。それから、もう少し相対取引として発達しているもの。そして、資金調達をする際に、機関投資家向けに私募と言われる、流通されることをあまり予定はしていないが、機関投資家が増資を引き受ける、あるいは社債発行の社債を引き受けるといったもの。そしてさらには、ある段階から突然ジャンプし、取引所でIPOをして上場され、マーケットで取引をされるもの。そうしますと、公募の開示規制というのがかかって、フルにディスクロージャー書類をつくって、関東財務局に EDINET の機械を通じて、かなりヘビーなディスクロージャー書類を出すと、こういうふうな仕組みになっています。

それぞれステージがあるのですが、人為的に、この開示制度、それから取引所の上場制度ないしは上場ではないグリーンシートのような取引制度が後からはできていますが、基本的には上場されている、あるいは店頭取引も含めたそういうマーケットとして認知しているような市場への登録なし上場という仕組み、それから法定開示を要求する、しないというところから、マーケットを人為的に分けているわけです。

#### 〔情報提供制度の意義〕(資料 P.68)

この開示制度だけを見ますと、法定開示資料、これはお手元の資料には3ページ目(資料 P.68 上)でしょうか、もう少し細かくつくった図があります。(「プロ向け市場にお

ける開示規制」)左側が、いま申しましたように、法定開示があるかないかという二分された仕組みから、真ん中に簡素な情報提供義務というものをつくって、3種類に分けましたと、こういうことを言っています。それを、同じような絵をスライドにしているわけですが、よく考えてみますと、先ほどプレゼンテーターの方からお話のあったように、アマチュア、プロ、そのプロと言っても、金商法で適格機関投資家と言われていますのは、かなり金融機関や資金運用、資産運用を業として行うプロフェッショナルをイメージしたものであります。

数年前に金商法で改正する前には、有価証券保有残高が 100 億、そういったものが事業会社では対象になっていただけであり、専ら資産運用業、金融機関、保険会社といったものが適格機関投資家に分類されていたというものであり、そうでない投資家の方々に幅広く売ると、その中の大半がプロ「的」な人であったとしても、公募規制ということで、一番下の一般投資家、全くの素人を含めて株が流通する、債券が流通するということを前提とした開示制度になっていました。

多分にアメリカの証券法の規制の経緯・影響を受けているということであり、アメリカでは、1933年法ができ、その後非常にコントラバーシャルに議論の末、1934年法というのができ、33年法と34年法というのが、実はあまり直接的に、論理的にうまく構築されていない形で、木に竹を接いだような形の法体系があった。それを戦後、日本は導入したときに、やはりそれを第2章に33年法、それ以降の章に34年法を取り入れるような形で、かつ、戦前からあった取引所法というものを生かすような形で証券取引法ができました。

そういう中で、上場すれば法定開示という、そういう仕組みを後からつないでいった。 まず公募ありきで、公募があれば法定開示がある。後から上場というものを組み込んでいった、こういう経緯があります。したがって、その開示ルールというのは、必ずしも取引 所取引とリンクしたものではなかったというのが、過去の経緯です。

そういう過去の経緯はさておき、実際のマーケットを見ますと、先ほどの最初のスライドにありますように、色々な取引がシームレスにあり得る中で、法定開示制度と上場制度というものを、人為的にミシン目を入れて分けてしまったと、こういうことであろうかと思います。

日本のいまのマーケット、あるいは今後のマーケットの発展の展望をしたときに、その分け方が本当に日本のマーケットの発展のために役に立つのであろうかというのが、5年前の私どもの問題意識でした。確かに一般投資家が参加し得るのであれば、情報提供は必要である。きちんとした開示が必要である。これは否定しがたいものです。現にアメリカでは、法定開示制度に加えて10b-5が事実上の第二の法定開示制度のような役割を果たしています。法定開示が免除されていても、投資家に、法定開示並みの情報が、相手方に何らかの形で伝わらないまま、相手が知りたいであろう情報を伏せて証券の勧誘をしますと、10b-5 違反ということで、証券フロードと呼ばれている規定でありますが、この違反を問われることがある。シビルマネーペナルティといい、日本の課徴金に相当する制度、あるいはインジャンクションといいまして差し止め、場合によっては、販売業者が行政処分を受けたり、金銭的なペナルティを払ったりといったことが、多々起きるわけであります。

#### 〔「プロ向け市場」の概要〕

では、日本ではどうなっているかといいますと、法定開示がある、なし、という、やや

不器用な形になっているものを、もう少し柔軟化できないであろうかと考えました。それがプロ向け市場の発想であり、そのときの発想は非常にシンプルです。たとえば、ロンドンの AIM という市場、これは非常にリスキーだが、したがって NOMAD というアドバイザーが発掘してくるわけです。非常にリスキーではあるが発展性があるかもしれない、そういう銘柄を、リストですから、一応上場する。上場するわけですが、投資家は専ら、これはイギリスというコモンローの国ですから、事実上プロ投資家に限られて、一般の個人が参加することはない。

個人といっても、イギリスの場合は、元貴族で資産家がいたりしますので、そういう方がアドバイザーをつけて投資をしているというケースはもちろんあるわけですが、いわゆる日本でいう素人の一般投資家に相当するような人は、この AIM には出てこない。

こういうマーケットを日本ではできないだろうかと考えたわけです。日本も、日本国内でそういう銘柄がいくつもあるということではないかもしれませんが、もう少しレンジを広げて、アジア、オセアニア、インドも含めた、こういう広いリージョンで見たときに、そういう銘柄というのは発掘し得るのではないか。投資家の主たるターゲットとしては、プロフェッショナルといっても、従来型の適格機関投資家よりもう少し広く、十分な投資知識・経験があって、自分でジャッジメントはできる。だけれども、金融機関のように自ら取引上の優越的な地位を持って投資対象に対して投資情報を出せと言えるほどのバーゲニングパワーがあるわけではない。そういう投資家層というものをイメージした場合、そういうマーケットがつくり得るのではないか。つくったときに、それはいまの法定開示制度とプロ私募の制度の中間みたいな開示制度が要るのではないかと思いました。

そこから技術的に色々な仕組みを組み立てていったわけです。

この特定投資家向けのマーケットというのは、いわゆる東証 AIM の特定投資家向け市場、あるいは本日のプロ向け市場と言われているものの仕組みですが、まずそれらの出発点は、この特定投資家向け、あるいはプロ向け市場の開示は、法定開示が免除されるということ、それが出発点です。

法定開示がある一般のマーケットと、それからプロ私募と呼ばれている開示が免除されるものの中間的な緩和された開示があるというふうには位置づけていません。まず法定開示が免除される世界がここに大きく広がっていると、法的には整理しました。その上で、法的には免除されているといっても、アメリカの話を先ほどいたしましたが、考えてみると、一定の情報を相手に渡さないと、そうでなければただの紙切れ、いまは電子的ですので、ただの電子情報であり、一体投資価値があるかないかというのは、全く買い手から見てわからないわけですので、取引される品物というのは、何らかの情報を含む何かであると考えざるを得ないわけであり、法定開示ではないが、何かの情報の固まりというものを、おそらく売り買いしているということになるのではなかろうかと考えました。したがって、実は開示が完全に免除されているプロ私募の中でも、それは暗黙の中に何らかの情報を売買しているというふうに考えたほうがいいのであろう。アメリカでは10b-5という形でそれが担保されている、というふうに考えた次第であります。

そうすると、法定開示は免除されているが、しかし、その取引の対象となっているものは、何らかの情報の固まりをベースに売買しているということで、それを情報提供制度として位置づけました。

仕組みとしては、既存の法体系があるので、若干それを借用するような形で、新規に株

式や債券を発行する、ないしは売出しをするというときには、そういうプライマリーのディスクロージャーに似た情報提供という法的な位置づけを与え、その後、特定市場、プロ向け市場で日々売買が行われているというものについては、継続開示に似たようなものをつくったということです。

ただ、法定開示が免除されていますので、これは情報が届けばいいということです。発行企業が、役所に対して法定開示書類を出すと、こういう建て付けはとっていません。それはもう法定開示というものは免除されてしまっており、そうはいっても、売買されているものは情報の固まりであるので、お金を払っているのは、そういう情報に価値を見出しているからであると考えると、それは発行企業が投資家にきちんと情報が伝わるように、何らかの手配がされているということがポイントであり、役所に対してそれを出す、あるいは審査や EDINET に載せる、開示様式を決める、そういうことが必ずしも必要な部分ではないと考えました。

そこから一つのアイデアとして、東証 AIM をつくろう、あるいは、ロンドンの AIM のようなものを日本にもつくろうと、こういうことですので、取引所が、マーケットプレーヤーが最も効率的に情報を取り、提供し、やりとりできるマーケットをつくるということから、市場開設所である取引所が、その情報の内容、提供の仕方を定める方式というのが考えられるのではないかということで、そういう提案を当時したわけです。

でき上がった法律は、もしごらんになられた方がいると、そうなっていないよと、たぶんおっしゃられると思います。そのとおりであり、法的には、実はそのように限定されていません。もう少し広いものとしてできており、ここでは、確かに東証 AIM というものに上場する。上場して、取引の相手方がプロに限られているような、そういう仕組みをつくって、東証が情報提供のルールを定めて、それに沿って情報提供をすると、こういう仕組みになっているわけですが、法律をごらんになられると、確かに取引所がそういうルールを定めるという言葉は出てきます。ところが、究極的には、この情報をどういうときに出さなきゃいけないのか、そういう中身というのは、取引所が定めると同時に、内閣府令で定めるという言葉が出てきます。これは役所が定めるという、法律の委任を受けてですが、一定の情報の提供をお願いすると、こういうものがビルトインされています。

上場するときには、上場される直前にも情報を出さなくてはいけないので、上場される 直前というのは上場されていないので、それは上場した後に提供されるであろう情報と同 じものを上場直前に提供してくださいということが、いまの内閣府令で書いてあります。 その意味では、その取引所を前提とした規定を定めていますが、開示制度自体は、これは 先ほど申しましたように、アメリカの証券法が、必ずしも取引所を前提としないででき上 がった開示制度を踏まえた経緯がある。

実は、このプロ向け市場の開示のところは、取引所というものを必ずしも前提としていません。論理的には、仮に取引所がなかったとしても、この特定証券情報や発行者情報というものは、成り立ち得る仕組みとしてつくっています。結果的に、いまとなってみると、このプロ向け債券市場をつくるという場合に、債券取引というのは、取引所の場立ちの中で、せりで行われているとは限らない。海外でもそうですが、取引所に上場する、つまりリスティングしたり、あるいは登録したりして、その銘柄を、取引所との関係で、したがって契約関係にある取引所の監督を受けているわけですが、場外(OTC)で、相対で取引されるボリュームが非常に大きい世界です。実は場外で取引されていても、このプロ向け

市場のこの開示の仕組みというのは、3 年前の改正法の規定が、想定していた範囲内になります。その意味では、開示制度というものが、取引所と必ずしもリンクしていないというのは、論理的には正しく、そのために、実はこの絵をつくってみたわけです。

取引所にあるものといえば、基本的には、日本では取引所を通して、市場集中義務なるものが大昔にあり、いまでも基本的には市場というものを完備して取引をするわけでありますが、マーケットというのはだんだん進歩しているようで、電子的に取引をする取引が、市場外に発達してきています。債券はもともと取引所に上場して、場外で専ら取引をするという、こういうものが非常に大勢ですし、海外では、国債に限らず、いろいろな社債を、ルクセンブルクのように、登録と言いつつ、あるいはリスティング(上場)と言いつつ、単に取引所に上場しますと言って、幾ばくか安い上場手数料を払って、簡単な開示書類をファイリングするだけで、専ら場外で金融機関などが取引していると、こういうものが大勢であり、マーケットというのは、そういう意味では多様な広がりがあるというふうに感じます。

今後の日本を考えますと、というのを最初に申し上げましたが、ミドルクラスがたくさんいて、比較的平等で、日本の国民がたくさんマーケットに参加するという民主的な株式市場というのが、おそらく戦後長らく想定されてきたわけです。そして、それに加えて、アジアの国々の中で、日本の金融マーケットというのを、伍して闘って地位を高めていくためには、すべてがすべてそういう理想だけではなく、もう一つ、資金運用、資産運用、あるいは資金調達を、ある程度習熟して行うプロフェッショナル・・・・・ プロフェッショナルというのは、いわゆる日本の金融機関という意味ではなくて、もう少し広い意味でのプロ的な投資家、仲介者、資金調達者・・・・・というものが、アジアの様々なリージョンに存在して、それが参加する、その取引の場として、東京なり日本を使っていただくというふうに考えますと、参加者というもののレンジを、もう少し広く考える必要があるのではないか。それに応じて、ある程度柔軟な情報のやりとりをする仕組みというのを考える必要があるのではないかと考えたわけです。

そういう観点からしてみますと、今回の、まさに債券を、アジアの地域というものに焦点を当てて、クロスボーダーでマーケットを整備していこうというのは、私どもから見ますと、目からうろこが落ちるような試みであり、ぜひ支援していきたいと思いますし、制度的にもしっかりしたものを、さらにファインチューニングしていく必要があると感じている次第です。

いままで、非常に実務的、かつ、しっかりしたお話がされましたので、少し私のほうからは、やや抽象的、かつレベルの低い話になってしまったかもしれませんが、制度を整備した者の当時の気持ち、ないし今後の展望という角度から、お話をさせていただきました。

詳細な技術面の話はまたいっぱいあるわけですが、今日はそういう場ではないかと思い、 その話は、今日はスキップさせていただきたいと存じます。お時間をいただきまして、あ りがとうございました。私のお話は以上です。(拍手)

## ○犬飼 三井様、大変ありがとうございました。

今回のこの関連の法改正について、当初 AIM 取引所のために行われたのではないかと、 そんなような理解が一般的であったかと思いますが、今日は非常にわかりやすく、いまま で我々が、ある意味知らなかったところにまでというか、そこのところまでのお話をちょ うだいできたのではないかと思います。大変心強いお話を、本当にありがとうございました。

## 成長資金の円滑な調達環境の整備: 経済産業省経済産業政策局産業資金課長 土本一郎 (※資料は当日配布のみ。資料なし)

○犬飼 それでは、続きまして、「成長資金の円滑な調達環境の整備」ということで、経済 産業省の経済産業政策局産業資金課長の土本様より、お話をちょうだいいたします。

資料ですが、お手元には入っていません。スライドのみとなっていますので、よろしく お願いいたします。

それでは、土本様、よろしくお願いいたします。

○土本 ただいまご紹介にあずかりました経済産業省の土本でございます。本日は、私どもに施策のご紹介をいただく機会をいただき、本当にありがとうございます。

本日は、私ども、産業金融の円滑化という点で何をやっているかということと、それから、そういう我々の政策の中で、今回のプロ向け市場、アジアに情報発信できるような社債市場というものに対する経済産業省としての期待を述べさせていただきたいと思っています。

最初にお詫びなのですが、資料を紙媒体でお届けすることができませんでした。お詫びを申し上げます。

## [成長資金供給の現状 ~リスクの高い成長分野・局面において成長資金が不足]

最初に、私どもから見たときに、政策的に、やはり一つ出てきますのが、成長資金供給ということです。それで、企業の視点で見たときに、どういう時点で、どういうリスクがあって、資金が必要なのかを、ごくごく単純に模式図に表したものです。

縦軸が資金のリスクの大きさで、横軸がそれぞれ企業の発展段階ということで、創業期、 成長期、成熟期、事業拡大期、それでそろそろ成長が止まって、もう一度リストラクチャ リングして伸びようという事業再生期、というふうに分けています。

それで、最初の創業期、成長期ですが、これは主にエクイティを中心としたリスクと、それに見合った資金というのが必要な時期です。成長期から成熟期になってきますと、銀行融資に代表されるような間接金融の非常に期待が高い。現状、不動産担保というところに依存しているというのは一つ課題ではあると思います。それから事業拡大期、ここでもう一度その企業の成長というところを迎えるわけであり、本来こういうところで、成長期での社債市場の調達ということがあるのではないか。これが、企業自身が成長し切って、再構築が必要だというところで、もう一度リスクが高くなり、この辺でのまたエクイティを中心としたリスクマネー、成長資金というのが必要なのではないか、と大雑把に整理しています。

## 〔我が国産業金融構造の全体像〕

それで、私どもから見たときの日本全体のマクロ的なお金の流れというのを、これは色々なご議論はあると思うのですが、整理してみました。「家計」の貯蓄は、1,400 兆とも 1,500 兆とも言われていますが、ここに資金の源泉があるわけでして、日本の特徴は、私が申す

までもないと思うのですが、これがやはり銀行を中心とした金融仲介機関のほうに太宗が流れていくとともに、預金性の資金が多いというのが一つの特徴であり、この金融仲介機関に流れたお金の大半が、国債を中心とした政府資金に流れているということで、財政構造改革を進めていますが、やはり国債依存というのは脱し切れないので、ある意味、民間のお金がこうやって国に流れるというのは、政府の一員としては非常にありがたい限りではあるのですが、他方で、やはりここへの資金吸収が非常に大き過ぎて、本来的に経済成長を支える企業のところに、必ずしも十分な資金が、・・・ あるいは金額的には随分流れているとは思うのですが・・・ 、成長分野に、ある程度リスクを持ったお金が、必ずしも流れていないのではないかというのが、マクロ的な鳥瞰です。

この企業に流れるところで、あえて三つの流れを書いています。これは、いわゆるプライベート・エクイティのような形で未公開、IPO するまでの期間、あるいは上場してから、再度の事業再編と成長のためにプライバタイズしてからの資金、いろいろあると思いますが、いわゆるプライベート・エクイティ。これがやはり日本の場合、海外に比べて資金量が非常に少ない。

それから、間接金融から企業へのお金の流れということで、これについては、正直、かなりの規模のお金が流れているのですが、やはり優良企業を中心とした非常にいいところには流れているのですが、成長分野でリスクのあるところには必ずしも流れ切っていないのではないか。ここに流れ切れなかった貸付金の残りが、こういう証券市場を通じて流れている。大雑把に言って、350兆のうち、株が300兆で、社債が50兆ぐらいかと見てはいます。

ただ、他方で、後で申し上げますが、ここの社債のところでも、シングルA以上の非常にいい会社への社債のお金の流れ、起債というのが日本の特徴かと考えています。

#### [我が国産業金融構造と政策対象(問題意識)]

現在までの状況で見ますと、やはり日本というのは、個人のお金が金融機関、特に銀行に流れていて、これはこれで企業にとって非常に重要な資金源ではあるのですけども、なかなか成長分野に流れ切れていない。どうしても国債、あるいは高格付け社債に依存しているということと、それから社債市場のような直接金融はあるのですが、いまの社債市場の投資家の太宗が金融機関系の投資家だということで、非常に安全運転をしているということで、なかなかトリプルA以下のところまで起債というのがおりてきていない。

リーマンの話を書いていますが、最近の話なのでご記憶に新しいと思いますけども、やはりあのような危機になったときに、直接金融にせよ間接金融にせよ、同じ投資家が登場してきていますので、どうしても行動が同じなので、どちらのルートも結構詰まってしまった。もちろん間接金融のほうが結果的に強かったということが言われているのですが、ここでは直接金融がもう少し危機に強いといいというのが、教訓かと思っています。

問題点ですが、要は、直接金融、間接金融ともに、もう少し成長資金が流れるような日本のマクロ体系になるといいということであり、銀行を初めとした金融機関に対する期待は非常に高いのですが、もう少し違うリスク許容度の投資家を日本に呼び込むことが必要なのではないかということと、こういう直接金融、間接金融ともに、そういう新しい担い手、特に直接金融だと思うのですが、こういった方々が入ってくることによって、結局金融機能のリスク許容度、強靱性があらわれるのではないかという期待を持っています。

#### [我が国産業金融構造と政策対象(俯瞰図)]

これは、今日は直接金融の話なので詳しく説明しませんが、いまのマクロ的な流れの中で、我々が、(色分けしてある)こういうルートと、こういうルートと、こういうルート、三つに分けて、いまどんなことをやっているかというのを、鳥瞰図的にかいたものであり、このあたり(図の右下)になりますと、プライベート・エクイティの成功事例、最近ですと、統計資料がないので、なかなか機関投資家の方がプライベート・エクイティに流しにくいという話があるので、その辺の統計をいま整備したいと思っています。それから、産業革新機構の話や税制の話があります。

それから、間接金融のようなところをもう少し活性化ということで、古くは、これは金融庁の制度になりましたが、電子記録債権や、アセット・バック・ライアビリティのような当座の担保融資のようなところがあります。それから、成長戦略にもこれは書かれている話なのですが、成長実績よりも成長可能性を重視した金融機関の取り組みや、公的年金、郵政資金といった巨大な投資家、こういったお金をうまく活用できないかということです。活用するという言い方は悪いですが、ある意味分散投資ということで、もう少し成長分野にも流れるといいのではないかという期待があります。

それから、ここ(図の上部)がまさに今回の主題ですが、直接金融のところの環境整備ということで、イの一番に書かせていただきましたが、プロ向け市場の構築が非常に重要だと思っていますし、ほかにも、後でご紹介しますが、色々な税制上の話等、措置を講じていきたいと思っています。

#### [海外投資家からの投資促進のための税制改正(ファンド税制)]

これは、先ほどのこの流れの一つの例示ですので、今日はご紹介までなのですけども、これはいわゆるパートナーシップ、あるいは、日本で言うと組合ですが、そういう形で海外の投資家のお金が日本のファンドに流れて、国内のプライベート・エクイティに投資をされて、リターンが上がってくるときに、かつては、パーマネント・エスタブリッシュメントが認定されていて、海外投資家からすると国内で課税され、また居住国で課税されるという、二重課税の問題があったのですが、税制改正要望により、国内での課税がなくなったということです。

#### [主要な機関投資家の資産運用の状況 (郵貯・簡保の例)]

ここから先は、日本の金融仲介機関の我々なりの見方なのですが、ここでは代表例として郵貯・簡保を引用させていただきます。

全体で、郵貯が約 200 兆円で、簡保が 100 兆円で、合計で 300 兆円ぐらいということなのですが、そのうちの大半がやはり国債、これだけで 220~230 兆円に行っているということで、それ以外のところでの成長資金というところで、もうひと頑張りしてほしいという期待があります。

6月にできました新成長戦略の中では、こういうくだりがあります。「経済活性化をにな うファンドの有効活用に向けた事業環境整備」ということで、「郵貯・簡保等の国民金融資 産の運用に関する見直しの慫慂(しょうよう)を含む」と。あくまで民間でビジネスをや っていらっしゃる方なので、政府としてあまりどうこう言えるわけではないのですけども、 ある意味、分散投資という流れの中で、こういう経済成長にも資するようなところに投資 をしてはどうかということで、今後、こういう経済成長戦略に基づいて、大手のこういう 機関、公的年金も含めて、いろいろな議論をさせていただければと思っています。

#### 〔社債市場の問題点(格付別発行金額〕

それから、社債市場の一つ問題点、先ほど申し上げたように、シングルA以上の企業でないと、なかなか日本は起債ができないという状況です。直近、いまいまトリプルBでもちょっと起債が出始めていて、いい感じになってきているかなと思うのですが、ここでは、トリプルBで書かせていただきましたけど、ちょっと古いのですが、この時点ではこういった会社、よく聞く一部上場銘柄でもトリプルBになっていて、この辺が非常に苦慮している。その下のダブルBでも、よく聞く名前になっていて、当然間接金融ではお金が流れているのですが、直接金融では、こういったところの起債ができないというのがいまの日本の実情かなと。

#### [リーマンショック時に明らかになった脆弱な産業金融構造]

それから、リーマンのときの教訓ということで、この左側が、日本での社債市場がどうなったかということで、ちょうどこの円のところにありますように、リーマンのときに起債が非常に落ちたということと、結果的にこの時点では、トリプル $\mathbf{A}$ とダブル $\mathbf{A}$ に限っての起債で、シングル $\mathbf{A}$ のマーケットも死んでしまったということです。

これは間接金融の話であり、これが中堅・大企業向けの融資でずっと伸びているのですが、リーマンのときに倒れたということと、中小企業がずっと下がっている中で、特に悪くなったということで、あのような危機が来たときには、直接、間接ともに、日本というのはまだ脆弱だということがよくわかったということだと思います。

#### [社債市場の問題点(社債保有主体)]

それで、他方で、投資家の参加度合いというか、どういう人が参加しているか、大雑把に問題意識を申し上げますと、五つの円グラフは、各国のそれぞれ属性別の投資家の割合です。個人投資家が青で、その国の国内の機関投資家が茶色、それからその国にとっての海外投資家が緑になっており、フランス、英国、ドイツ、アメリカも、海外の投資家の参加――あくまでこれは国債を除いた社債のマーケットへの参加ですが、海外投資家が非常に多いのですが、日本はほんのちょっと、0.01%の海外投資家しかまだ参加できていないというのが、日本の一つの特徴である。

それから、国内の投資家の参加の割合を、日本とアメリカで比べてみました。ちょっと データのソースが違うので比較がしにくいのですけども、日本の場合は、一番社債を買っ ている買い手は銀行ということで、約半分近くです。これに生・損保という金融機関系の 投資家が入ってきて、これでほとんど太宗を占めてしまって、個人というのはほとんどな い。他方で、アメリカの場合は、ここがいわゆる預金取扱機関なので銀行。この辺が生・ 損保・年金ということで、この割合はほとんど変わらないのですが、やはり銀行の割合が、 日本は非常に図抜けて多くて、アメリカは少ないということと、ここはいま我々も課題だ と思って分析しているのですが、その他の金融機関という、銀行でも生・損保でも年金で もないというところが、結構社債市場の主要な登場人物として出てきているということで、 案外こういったところが、アメリカのリスク許容度を高めたり、流動性を高めたりという ことが起きているのではないかと思い、ある意味で投資家層の厚みを増す、市場の深みを 増すという点で、こういう存在を今後どうやって発掘していくかというのが、非常に大き な課題ではないかと思っています。

あと、当然ながら、個人。アメリカは、個人はこれだけあるのですが、日本の場合はほとんどないというのが、日米で比較したときの違いかなと思っています。

## [海外投資家向けの社債利子非課税措置の導入:平成22年度税制改正]

そういう中で、少しでも社債市場を、起債も含めて、活発化させたいということで、過去いろいろな取り組みを経済産業省としてはとってきました。ここでは、そのいくつかをご紹介したいと思います。

一つは、海外投資家向けの社債の利子非課税措置の導入ということで、過去、これは22 年の税制改正要望で実現したものです。ここでは二つあり、一つは、国内の企業が、社債 を国内マーケットで発行して、海外の投資家が買うということなのですが、この利子が、 かつて課税をされていました。他方で、以前から国債や地方債、これは非課税扱いだった のですが、社債の利子だけは課税だったのが、22年度税制改正要望で非課税ということに なりました。

それから、日本の企業が国外債を海外マーケットで発行するというときにも、これは実は非課税措置はあるのですが、2年ごとの減税要望を出さないと実現しなかったというのが恒久化した。後半のところは、ちょっと今回の国内のプロ向け社債の話とは関係ないのかもしれませんが、いかに海外の投資家を日本に引っ張ってくるかということが非常に大事で、それに向けての努力の一つとしてご理解いただければと思います。

## [海外投資家から見た我が国社債市場の問題点]

それで、ここから先は、今回のプロ向け社債市場への世の中の期待と我々の期待ということになるわけですけども、このスライドは、海外の投資家にいろいろヒアリングをしてみました。それで、我が国の社債市場の問題点ということで、海外投資家に聞いてみたときに、いくつかあり、3点ほど紹介させていただきますが、一つは、投資対象としてのスプレッドが低いということで、結局これは、もちろん国内に非常に分厚い間接金融の担い手がいて、過剰流動性の中で低い金利で貸しているというのがもちろんベースとしてあるわけですが、やはりスプレッドが高い低格付けの社債というのがまだなかなか出てきていないということが、スプレッドの低さみたいなところにつながっているのではないか。

それから税の話で、これは22年度税制改正要望でできたかなと。

それから、よく言われるのは、英文のデット開示等、まさに今回の話なのですが、プロ 向け市場が整備されていないということで、手続のコストや市場へのアクセスのハードル が高いという声が寄せられています。

#### 〔我が国の発行体企業から見た我が国社債市場の問題点〕

いまのは海外投資家から見た声なのですが、これを発行体から見たときにどうなるかということで、企業財務協議会という、私どもが長らくおつき合いさせていただいています

発行体の方々の協議会があります。そこの方々に一度アンケートをしたことがあり、我が国での社債市場活性化のために何をやるべきかということで、この辺で税の話が出てきています。税の話は一応できたと思います。

それ以外ですと、発行手続が非常に大変である、多種多様な社債が出回っていない、低格付け社債が出ていない、プロ向け市場、MTN プログラム、このような声が多くあり、ある意味、先ほどの一枚前の海外投資家から見ても、もっと色々な投資機会が欲しい、高いほうがいい、他方で手続が非常に大変だ。逆に発行する側から見ても、結構手続が大変であるという話が出てきて、ある意味、なかなか低格付けでリスク許容度の高い投資家というところまで行けていないのですが、双方ともにそこは、掘っていけば十分可能性があるのではないかなと考えています。

#### [機動的で魅力的な社債市場の実現に向けて ~プロ向け社債市場への期待~]

そういう点で、今回のプロ向け社債市場という点では、非常に時宜を得たよい施策だな ということで、もちろんこれは経産省の産業構造ヴィジョンにも書かせていただきました し、6 月の成長戦略にも先に立ってやって、そういう点では、政府として熱望していたこ とが、今回実現に向けて動き出したということで、非常に期待が強いわけです。

中身はもうさんざん皆さんご説明されていると思うので、言いませんが、3点、ここで書かせていただきました。

一つは、繰り返しなのですが、成長企業による機動的な資金調達手段ということと、そ れから二つ目は危機ということを考えたときに、間接金融・直接金融のダブルトラック、 複線型の産業金融というのが非常に重要なのだろうということです。それから 3 点目は、 言われて久しいのですが、日本には1,400兆と言われる巨大な資産があり、また、発行体 も、若干最近ちょっと成長性がない等と、いろいろ言われていますが、まだまだ世界に冠 たる非常に優良企業がいて、他方で、かつ金融の業界には非常に優秀な日本人の方が多い のですが、なぜか金融のビジネスという形になると、なかなか日本でいい形で花開いてい なくて、シンガポールや上海等にいい日本人が出ていって、そっちでビジネスをやって、 なかなか帰ってこない、非常に悲しい実態がありますので、ある意味、そういう金融資本 市場、日本の市場をアジアのハブにするということが大事かなと。先ほどご紹介した成長 戦略の中でも、金融の位置づけが、はっきり位置づけられていて、一つは、従来から言わ れている金融というのは、産業のサポーティング・インダストリーであるという、そうい う位置づけと、二つ目は、金融産業そのものがターゲティング・インダストリーとして非 常に大事だということで、金融産業をもっと活性化しようという、この二つ目の点が、非 常に意味があると思うのですが、そういう点でも今回の市場というのは非常に意味がある し、期待が高いというふうに思っています。

ちょっと今日の説明で、成長企業であるとか市場の話をしていますが、たぶんここにいらっしゃっている企業の方々は、超一流企業の方々であり、ある意味、自分たちとはあまり関係ないということがあるかもしれませんが、間接金融だけにとらわれない複線型の直接金融ができるということは、危機時・平常時ともに非常に意味があると思います。要は 比較をすればいいということでもあり、要は日本の金融資本市場が活性化して、日本人でも外国人でも、いい人材が日本に根づく。それはある意味、企業にとっても非常に意味のあることだと思いますし、金融と経済、産業は切っても切れないところであり、日本の金 融が強くなるというのは、経済政策、産業政策としても非常に重要かと思っており、ぜひ 今日お集まりの超一流の優良企業の方におかれましても、今回の施策の意義を、十分にご 理解をいただいて、ぜひポジティブな形でいろいろ見ていただいて、ご支援をいただける と、経済産業省としても非常にうれしいとに思っています。

以上、稚拙な内容ですが、私のご説明を終わらせていただきます。どうもありがとうご ざいました。(拍手)

○犬飼 土本様、大変ありがとうございました。大変具体的で、かつわかりやすいお話で、 本当に感謝しております。

それでは、これはもちまして第一部を終了いたします。

(休憩)

## 【第二部: ABMI/ABMF の活動について】

○犬飼 それでは、これから第二部を開催させていただきます。

第二部は、基調報告といたしまして、最初に、財務省国際局地域協力企画官の岩井様より、ABMI(Asian Bond Markets Initiative)についてお話をちょうだいします。

その後、私どものプロジェクトでは最初の試みでありますが、フィリピンのマニラにいまいらっしゃるアジア開発銀行のエコノミストで地域経済統合室(OREI)所属の山寺様とのビデオコンファレンス方式による、山寺様のご講演をちょうだいする予定になっています。

その後、「ABMFへの韓国の対応」と題しまして、韓国資本市場研究院リサーチフェローのヒョン・スク様よりお話をちょうだいするという予定になっています。

それでは、最初に、基調報告の1番、財務省国際局の岩井様よりお話をいただくことといたします。

よろしくお願いいたします。

#### 報告 1: ABMI と ABMF の意義について: 財務省国際局地域協力企画官 岩井和司

〇岩井 財務省の岩井でございます。よろしくお願いします。本日は、アジア・東京債券市場創設フォーラムにお招きいただきましてありがとうございます。

初めに、我が国を含めました ASEAN+3、13 カ国による地域金融協力といたしまして、 我々日本財務省を含めました各国当局が進めています、アジア債券市場育成イニシアティ ブ (Asian Bond Markets Initiative: ABMI) について説明させていただきます。 (スライド使用)

[アジア債券市場育成イニシアティブ](資料 P.71 下)

まず、ABMI のこれまでの経緯についてですが、1997 年のアジア通貨危機以前につきましては、アジア通貨はドルに対する実質固定相場、いわゆる事実上のドルペック制をとっていましたが、アジア各国は、外貨である米ドルを、短期の資金で借り入れ、一方、そ

れを自国通貨建てで国内の設備投資や不動産等の長期の融資に活用していました。ここに通貨と期間のいわゆるダブルミスマッチが起こっていたという状況が存在していました。

そして、当時の脆弱な金融システムの下で、アジアのいくつかの通貨への信任が大きく 揺らいだことによりまして、急激な資本の逃避が起こり、その動きがアジア各国に広がり、 アジア通貨危機というものが起こった次第です。

このアジア通貨危機の反省から、2003年の8月に、ASEAN+3財務大臣会議におきまして、アジア域内の豊富な貯蓄を、アジア域内の中長期の投資に活用することにより、持続的な経済成長並びに金融システムの安定化を強化するということで、域内の債券市場育成に取り組むということに合意に至りました。これが Asian Bond Markets Initiative (ABMI) が生まれた背景です。

そして 2003 年以降、この ABMI の下、アジア開発銀行等の国際機関や JBIC 等の政府 系金融機関による現地通貨建て債券の発行が促進されたこともあり、域内の債券市場が形成されていったという次第です。

その甲斐もあり、アジア現地通貨建て債券の発行残高は飛躍的に伸び、ABMI は域内の 債券市場の発展・育成に貢献を果たしてきたものと考えています。

ちなみに、日本を除きます ASEAN+3 の現地通貨建て債券発行残高は、現状で約 4.8 兆ドル、アジア通貨危機時の 97 年に比べ約 28 倍、ABMI がスタートいたしました 2003 年と比べると、約 4 倍に増加しています。

そして、ABMI 設立から 5 年たちました 2008 年 5 月の ASEAN+3 財務大臣会議におきまして、さらなる債券市場の発展に向けた新たなロードマップが合意され、現在に至っているという次第です。

#### [ABMI 新ロードマップ] (資料 P.72 上)

繰り返しになりますが、ABMI にとり、開始合意から 5年の節目となる 2008年、アジア債券市場のさらなる発展に向けた新たなモメンタムといたしまして、ABMI 新ロードマップが制定されました。

この ABMI 新ロードマップのポイントは、大きく三つあります。一つ目に、各国課長級の実務レベルで、四つのタスクフォースがあり、それぞれにテーマ、取り組み課題を設定し、具体的な議論を行っています。

二つ目に、各国が自助努力を行うためのピア・プレッシャーを活用しているということです。

そして三つ目に、効率的な取り組みの実施に向けた体制の構築です。

#### 〔ポイント1《具体的な目標設定》〕(資料 P.72 下)

まず一つ目のポイントである具体的な目標設定につきましては、タスクフォース 1 に、現地通貨建て債券発行の促進。これは、債券の供給面での取り組みです。

タスクフォース 2 が、現地通貨建て債券需要の促進。需要面での取り組みを促進していくということ。

タスクフォース3が、規制枠組みの改善。

タスクフォース4で、債券市場関連インフラの改善、ということです。

そして、その各タスクフォースの具体的な取り組み課題といたしまして、タスクフォー

ス1が、信用保証・投資ファシリティの設立及びインフラ・ファイナンスの促進。タスクフォース2が、マーケット情報の発信及び機関投資家の育成。タスクフォース3で、市場慣行の標準化、規制の調和化。タスクフォース4で、証券決済インフラの整備、ということを掲げています。

#### [ポイント2《参加国の自助努力を促すメカニズムの確保》](資料 P.73 上)

次に、新ロードマップの二つ目のポイント、参加国の自助努力を促すためのピア・プレッシャーを活用するということです。

ASEAN+3は、13カ国の集まりであることから、ABMIを効果的なものにしていくためには、各国の自助努力が必要不可欠です。そのため、各国が進捗状況を定期的に報告する制度をつくることで、各国の進捗状況をメンバーで共有することができるとともに、ピア・プレッシャーを通じた自助努力を促す仕組みを確保しています。

具体的には、各国は定期的に、各国マーケットの現状、各国マーケットの進捗状況、そして各国における具体的な債券市場に影響を与える新しいルールや規制、もしくは変更等がある場合には、定期的な会合で報告する運営方法というものをとっています。

## [ポイント3《総合調整機能の充実等》](資料 P.72 下)

最後の三つ目のポイントは、効率的な取り組みの実施に向けた体制の構築ということです。

前述のとおり、ABMI は四つの具体的目標を設定し、それぞれの目標に対応する形で、四つのタスクフォースを設置しています。この四つのタスクフォースをモニタリングする役割として、上位に、各国の審議官級レベルにより構成されるステアリング・グループというものを設置することで、ABMI がより効率的かつ実質的に進める体制というものを敷いています。

ステアリング・グループの具体的な機能といたしましては、ABMIのロードマップの見直し、タスクフォースの総合調整、対外情報発信戦略の策定、各タスクフォースの進捗状況のモニター、それから各国の自己評価報告書を通じた情報のシェアです。

#### 〔ASEAN+3 債券市場フォーラム(ABMF)〕(資料 P.74)

ABMI の会合におきましては、これまで債券市場の育成に資本規制や為替規制等の規制上の問題が大きく影響していることが、累次にわたり指摘されてまいりました。また、域内債券決済機関のあり方を検討するために、民間の専門家グループの活動を通じて、債券市場育成への取り組みには、民間セクターからの働きかけや、民間セクターと政府関係者の協調の重要性というものが指摘されてまいりました。そして、各国の規制当局とともに、規制の改善や調和化の機運を高めていくためには、従来の財務省並びに中央銀行に加えまして、各国の金融監督当局も含めました政府関係者と、かつ民間セクターが一堂に会しまして議論を進めていくという必要、こういう問題意識から、官・民・専門家からなるフォーラムを設置し、議論を進めていくということが必要との認識に至った次第です。

このような状況下、この 9 月に、ABMI の取り組みの一つである「規制枠組みの改善」を課題とするタスクフォース 3 と、「域内クロスボーダー決済システムに係る民間検討グループ」の流れをくみ、官民一体となったフォーラムを行うために、「ASEAN+3 債券市

場フォーラム (ABMF)」というものが設置されました。

補足説明をいたしますと、規制枠組みの改善を課題といたしますタスクフォース3では、各市場の法制度や基準、それから市場慣行の調和化に向けた方策を検討しており、債券市場の規制や監督の枠組みの強化を図ったり、また、域内の規制監督当局、それから証券業協会及び自主規制団体等の協力の促進について検討したりしています。

また、域内クロスボーダー決済システムに係る民間検討グループでは、クロスボーダー 債券取引の障害を特定するレポートが 2010 年 4 月にまとめられ、そこでは、資本、為替 規制、税制等の規制上の障害を特定し、また、取引メッセージ様式や国際証券コードの共 通化といった決済上の障害の特定が行われた次第です。

これら二つの流れをくみ、ABMFでは、域内クロスボーダー債券取引の障害となっている規制と市場慣行の改善に向けた取り組みを行い、また、市場の育成、調和化、統合に向けた民間と ASEAN+3 当局との対話の強化を促し、それから官民間で知見、経験を共有する機会を提供する。以上のことを目的とし、ABMFが運営されています。

現状、域内の債券市場には、いわゆるインフォメーション・ギャップ、あるいはパーセプション・ギャップが存在しており、域内の外国人投資家がクロスボーダー債券投資を躊躇しているという場合も考えられるかと思われます。今後、ABMFでの一連の議論を通じ、各国市場の規制や市場慣行に関連する情報が集められ、かつ、それがメンバー間で共有・議論され、そして市場環境が標準化並びに規制が調和化されることにより、投資環境がさらに改善していくということを、我々当局といたしましても、期待しているところです。

また、この ABMF の効率性を高めるために、我々財務省といたしましても、できる限りのことをし、また同時に、ABMF のメンバーの方々におかれましても、域内の債券市場発展のために、積極的かつ継続的に議論に参加を求めていく次第です。

今後、このアジア債券市場の発展におきまして、ABMFが域内債券市場発展のために重要なステップとなり、そして成果ある結果を伴っていくということを、我々としても期待しています。

以上です。ありがとうございました。(拍手)

○犬飼 岩井様、大変ありがとうございました。

# 報告 2: ABMF の活動について: ADB エコノミスト・地域経済統合室(OREI) 山寺 智 (マニラよりビデオコンフェレンス方式による参加)

○犬飼 それでは、引き続きまして、マニラから、アジア開発銀行の山寺様にご出演願う こととしたいと思います。

山寺さん、ビデオと音声のラインはつながっていますでしょうか。

- ○山寺 はい。こちらで、そちらの議論の展開のほうをモニタリングしていました。 マニラのほうから参加をさせていただきます、アジア開発銀行の山寺です。 音声のほうはいかがでしょうか。
- ○犬飼 全く問題ありません。どうぞお続けください。よろしくお願いいたします。
- ○山寺はい。ありがとうございます。

それでは、私のほうからは、いまお話がありました ASEAN+3 Bond Market Forum について、少し詳しめにお話をさせていただきたいと思います。

この ASEAN+3 Bond Market Forum (ABMF) の第1回の会合は、ついこの9月の終わりに開催をされたというところで、活動を始めたばかりというところです。ただ、このフォーラムは、規制、それから市場慣行についての地域の議論を行う上での共通のプラットフォームにしていこうということで、いままで地域としてこのような議論を行う場がなかった。それを ABMI という枠組みの中で積極的にサポートしていこうということで設立をされたものです。特に、日本の財務省のほうにも非常にご協力をいただいて、非常に強いサポートを受ける形で、今回のフォーラムが設立をされています。

それでは、次のスライドにおきまして、私のプレゼンテーションの概要についてお話を させていただきます。

#### (スライド使用)

#### [主なポイント] (資料 P.75)

まずは、アジアの債券市場の最近の動向について、お話をさせていただきたいと思います。その次に、少し詳しめに ABMF の設立の背景について触れ、具体的にどのような活動を行っていくことになるのか、今年から来年にかけての活動計画といったものをご紹介させていただき、ABMF というものが今後どういったことを行っていくのか、ご理解いただければと思います。

## 〔最近のアジア自国通貨建債券市場の動向〕(資料 P.76 上)

こちらのほうは、先ほど財務省の岩井様のほうからもお話がありましたが、特に ABMI が設立されて以降、急速に債券市場が伸びていまして、いま自国通貨建て債券というのは、この地域においては、およそ 5 兆ドルの残高規模になっている。特にグリーンのところ、社債のマーケットが非常に順調に伸びているというところです。

## [自国通貨建債券市場の世界シェア](資料 P.76 下)

特に、最近の動きとして顕著なのはこのカテゴリー、Emerging Asia というところですが、こちらのほうを見ていただきますと、7%を超えるシェアを占めています。フランス、

ドイツ、イギリスをしのぐ大きな規模になっている。もちろん、この Emerging Asia というのは、通貨が異なるものですので、単純に比較をすることはできませんが、グローバル・インベスターから見れば、いまやこの Emerging Asia というカテゴリーというものは無視できない大きさになってきているということが言えると思います。

## [クレジット・デフォルト・スワップのスプレッド推移](資料 P.77 上)

特に、このリーマンショック以降の動きというのが、非常に、アジアの債券市場の発展を示すものでして、リーマンショック以降は当然アジアの国々もその影響を受けたところですが、足元のところをご覧いただきますと、ヨーロッパの国々よりもアジアの国々のCDSのレートが低くなっているということで、アジアに対する成長期待、そういったものが反映されているという状況です。

#### 〔アジア国債の非居住者保有比率〕(資料 P.77 下)

そのようなことを受けまして、非常に外人の投資家がアジアの債券市場に入ってきている。インドネシアのほうを見ていただきますと、27%を超えるような保有比率になっているということで、非常に急速にアジア債券に対する注目が高まっているという状況にあります。

## 〔安定したアジア債券市場の発展〕(資料 P.78)

端的に申し上げますと、アジア債券市場というのは、もう既に初歩的な段階ではなく、次のステージ、次の発展段階を考えていかなければいけない、そういうレベルに達してきている。ASEAN+3が当初、債券市場を育成しようとした狙いとしては、銀行システムだけでなく、資金仲介機能の複線化ということを考えているわけですが、そういった意味では、アジアの債券市場というのは、もう既に銀行システムのスペアタイヤとしての機能を果たすだけのものとなってきているということが言えると思います。

ただ、当初の目的である域内証券投資、域内での資金のリサイクルといった点については、まだまだ十分ではないところがありまして、まさにこの点がさらなる地域協力の必要性ということを認識させるという形になっています。それがこの ABMF 設立の一つの要因ということにもなります。

#### [GoE: 専門家会合](資料 P.79 上)

ABMF の設立については、二つのレポートが背景の資料ということになっていまして、一つは、Group of Experts: 専門家会合が提出した報告書、それともう一つ、Harmonization of Bond Standard in ASEAN+3 ということで、この二つの調査をもとに、この ABMF というものが設立をされています。この Group of Experts というものが、民間を交えて提言をしていくということで、ABMF の先駆けとなった活動ですが、各国から決済に関する専門家を集めまして、報告書を作成いたしました。

#### [GoE レポートの概要] (資料 P.79 下)

この GoE のレポートなのですが、いまのアジアの決済の状況がどのようになっている かということで、まず取引コストの調査を行い、当然それが高い。その理由は何であろう か。それについてどのように対応していくのかということで、二つのアプローチがある。 一つは、地域決済機関というものをつくるというアイデア、これについてどうなのか。また、これをやった場合のフィージビリティ・スタディを行うというのがパート 2。そしてもう一つは、この地域のバリアというものについてちゃんと検証していきましょうということをやったのがパート3ということで、ABMFはこのパート3を引き継ぐ形になっています。

## [域内の主な証券取引にかかる障害](資料 P.80 上)

先ほど財務省の岩井様のほうからもお話がありましたが、GoE においては、このような形で、地域における障害を分類し、その中で重要なものを扱っていこうということで、勧告を行っています。

#### [TA レポート: Harmonization of Bond Standard in ASEAN+3] (資料 P.80 下)

もう一つのバックグラウンドとなる資料ですが、どのようにして、この ASEAN+3 の債券の市場を統合していくのか、ハーモナイズしていくのかということについて、調べたものになっています。

その中での報告書としては、当然 GoE の議論を受けてということですが、規制情報を 共有する必要があるということ。そして、アプローチとしては二つ、段階的に、徐々に一 つ一つ規制をハーモナイゼーション、共通化をしていく、標準化をしていく段階的なアプローチ。そうでなければ、先ほどの犬飼先生のほうからもお話がありましたが、域内に国際債の市場をつくっていくところでの共通のルールをつくるという意味での全体的な、トップダウン的なアプローチ、そういったものが考えられるのではないか。

また、合意に参加できる国々、一部の規制、そういったものを相互承認していくということで、部分的に規制・慣行というものを共通化していこう。これは ASEAN のアプローチですがが、そのようなやり方で市場の統合というものを進めていくことができるのではないか、ということを述べているのがこの報告書になっています。

#### 〔デュアルアプローチ〕(資料 P.81 上)

まさにこのような提案に基づいて、この ABMF でやろうとしているのは、この段階的な部分とトップダウン、二つありますが、まずは手始めに、規制を一つ一つつぶしていきましょう、できるところからやっていきましょうということで、議論を行おうというのが、我々のスタンスです。

# [13th ASEAN+3 財務大臣会合共同声明 5月2日 2010, Tashkent, Uzbekistan] (資料 P.82)

先ほど GoE の報告書が今 2010 年の 4 月に出たということですが、それを受けまして、 5 月、ASEAN+3 の財務大臣会合におきまして、その提言に則って、この ABMF の設立 というものについて、各国が後押しをするということで、でき上がりました。

#### 〔共通なプラットフォームとしての ABMF〕(資料 P.82 下)

この ABMF というのは、各国、色々な規制があります。これについては、それぞれ努

力を行っていったわけですが、まさにこの ABMF というものが共通の土台になる。ただし、これは規制当局、ないしは民間だけでできるわけではないので、当然アジアでは、それが相互に協力し合っていかないと、なかなか議論が進まないというところがあります。それをつなぐ場としての ABMF、これが新しく設立をされたということになります。

#### [GoE レポート後の ABMI] (資料 P.87)

先ほどタスクフォースについて岩井さんのほうからお話がありましたので、これはあくまでもイメージということで捉えていただければと思いますが、ABMFは、タスクフォース3にぶら下がる形で議論を進めていくということになります。

## 〔ABMFの組織的枠組み〕(資料 P.83 下)

より具体的には、このタスクフォース 3、これは政府間の協議を行う場ということになりますが、ここで具体的にどういった議論を行っていくのか、何を議題とすべきなのかということを決めまして、それに基づいて、その内容にふさわしい形を、各国のメンバーとしてノミネートし、またさらには、そのメンバーが必要性に応じまして、エキスパートと称する人たちを議論に招くという形になっています。

そういった意味では、政府がある程度イニシアティブをとって議題を決めるわけですが、 そこでどのような議論を行うのかということ、これについては、まさにこのサブ・フォー ラムで決めるということになります。

そういった意味で、公的なところが強いサポートをする。ただし、技術面については専門家に任せる、そのような、ある程度の分担が行われながら物事を進めていこうというのが、この ABMF の枠組みだというふうに捉えていただければと思います。

#### [ABMF のメンバー] (資料 P.84)

簡単に言いまして、メンバーは三つに分けてあり、ナショナルメンバーのほうは、各国の政府がノミネートをする方々。そのノミネートされたナショナルメンバーが、議論の内容に応じまして、より幅広いエキスパートを求めたいということで、各国のエキスパート、ないしは、ASEAN+3に限らないインターナショナルなエキスパートを呼ぶことができる、そういう形で議論を進めていこうというのがこの ABMF です。

#### [ABMF での検討課題] (資料 P.84 下)

そして、先ほどの GoE の報告書に基づきまして、まずできるところから一つ一つやっていきましょうということで、サブ・フォーラム1については、情報のギャップを埋めるという意味での規制に関する情報の収集と公表。サブ・フォーラム2のほうにつきましては、メッセージ・フォーマットといったような、そういう技術面の点に着目をして、よりSTP 化を進めていこう。そういう形で取引コストを下げていこうという形で議論を進めていく予定にしています。

#### [ABMF のヴィジョン] (資料 P.85 上)

議論としては、細かな話になるわけですが、一方で、この裏には大きなヴィジョンというものを持っています。アジアというものは、基本的に、いままでどちらかというと国際

標準の議論を受け入れるということが多かったわけですが、このような地域の議論を行う場を設けることにより、地域として、国際標準のほうに働きかけていく、そういったこともできるのではないかと考えています。

#### [Sub-Forum 1] (資料 P.86 上)

まずサブ・フォーラム 1、これも先ほど申し上げましたが、まず目的は、情報ギャップの縮小ということにあります。そういった意味で、今回は、各国の規制の情報、市場慣行の情報、市場構造、こういったものにつきまして、できるだけ幅広く、かつ詳細に集めていくということを考えています。そして、これを各国比較対照できるような形で公表をするということで、どの国がどういうふうになっているのかわからないといったようなことを、少しでも解消していきたいと思っています。

集められた情報のほうは、ADB の Asian Bonds Online ウェブサイトというところで公表するということが決まっています。

この情報収集の我々の作業になりますのは、これはただ単に規制の情報を集めるというだけにとどまりません。たぶん、この規制の情報を集めていく過程において、各国の仕組みの違いといったようなことが浮き彫りにされてくると思っており、場合によっては、欧米の、いわゆるグローバルスタンダードというものとの違いというものも明確になってくるかもしれない。ある意味、そういった点を通じまして、アジア的な考え方、アジア的な投資家保護といったようなものも出てくるかもしれませんし、規制対応に対する考え方というものも出てくるかもしれません。

いままでそのような視点で調査を行ったことがありませんので、今回、そういったことが始めての調査ということになります。

#### [Sub-Forum 2] (資料 P.86 下)

サブ・フォーラム 2 につきましては、まず大きな目標としては取引コストの縮小ということになりますが、こちらのほう、まずは取引コストの背景となるカストディアンの取引の実態の把握。それからクロスボーダー取引のすべての流れの把握。取引がどのように行われているのかという一つの流れになっているわけですが、それを一つ一つ解明をしていくということで、どのような問題があるのか。場合によっては、そういったものをつなぐことによって効率化できるのかどうか。ないしは、共通なインフラを投資することによって効率化できるのかどうか、そういったものを考えていきたいというのが、このサブ・フォーラム 2 の活動になっています。将来的には、できる限りエンドユーザー、ある一方から一方までスムーズに取引ができるということが最終的な目標となります。

#### [スケジュール] (資料 P.87 上)

先ほども申し上げましたが、第1回の会合を9月の終わりに東京で開かれました。第2回目は、マニラで、今年の12月に開催される予定です。基本的には、四半期に1回、会合を開催していって、議論を積み重ねていく。そして、来年2011年の末には、まず第1回目のフォーラムの最終報告書というものを提出する。そのあとまた、フォーラムにおいてどのような議論をするのか、政府間協議の中で決められた後、引き続き議論を行っていくということになります。

#### [SF1 member and experts] (資料 P.87 下)

今回のABMF設立に当たりましては、ASEAN+3各国非常に協力的で、メンバーの指名、そういったところについても、きちんと政府が関与しつつ、ベストな方々をノミネートしようということで、非常に強いサポートをいただきまして、ある意味 ASEAN+3 として、この ABMF というものをしっかり行っていくのだということで、強い期待を感じることができたわけです。

## [SF2 member and experts] (資料 P.88 上)

サブ・フォーラム2のほうにつきましては、技術的な側面、それから国際的な標準との整合性ということもありますので、域内の金融機関にとどまらず、国際的な活動を行っているグローバル・カストディアンや、そのほかSWIFTといったようなところ、そういったまさに専門家の方々を招いて議論を進めていくということで考えています。

まずはできるところから一歩ずつということで、その先に、振り返ってみれば、あのころこういった議論を行っていたことが、アジアの債券市場の発展につながっていったのだなということが言えるような活動を行っていきたいというふうに考えています。

#### [Asian Bonds Online] (資料 P.88 下)

アジアの債券に関する情報ですが、下のほうにあります AsianBondsOnline、この絵のほうにありますが、こういったウェブサイトから情報を取ることもできますし、ここを通じても行けますし、下のアドレスを入れていただければ、この ABMF というサイトのほうに行くことができます。こちらのほうに必要な情報を適宜アップしていますので、ご興味のある方は、こちらのウェブサイトを見ていただければと思います。

本日は、マニラからの参加ということですが、機会をいただきましてありがとうございました。(拍手)

○犬飼 山寺さん、大変わかりやすいお話、本当にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

この後、議論がさらに進みますので、もしよろしければ、そのままステイして、適宜議 論にご参加ください。

# 報告 3: ABMF への韓国の対応: 韓国資本市場研究院リサーチフェロー ヒョン・スク (資料 P.89~)

○犬飼 それでは、続きまして、基調報告3番目ということで、韓国資本市場研究院のリサーチフェローであられますヒョン・スクさんから、「ABMFへの韓国の対応」ということでお話をいただきたいと思います。

ヒョン・スクさんは、簡単にご紹介申し上げますと、先ほど私が内閣府のシンクタンクの NIRA というところにいたことがあると申し上げましたが、そのときに、まさにこのプロジェクトにつながる、以前のプロジェクトを推進するに当たりまして、実は当時慶応大学の大学院に在籍されていたヒョン・スクさんに、助っ人になって NIRA のほうに来ていただいて、1年間、席を隣同士にして研究をした仲間です。

その後ヒョンさんは、国際協力銀行を経て、韓国にお戻りになられまして、そのお戻りになられるときに慶応大学でドクターを取られまして、そして韓国銀行の経済研究所で1年過ごされ、今年の秋から、ちょうど日本でいう証券業協会の関係の研究機関のような感じのところですが、証券関係の研究では韓国のトップの研究所 KCMI のリサーチフェローに就任されておられます。

そして、先ほど山寺さんからお話がありましたが、ABMFのタスクフォース2のメンバーにもなっておられる方です。

それでは、ヒョンさん、よろしくお願いします。

〇ヒョン 韓国資本市場研究院のヒョンと申します。犬飼先生、ご紹介ありがとうございました。

今日は、実は犬飼先生に頼まれて、ABMFへの韓国の対応ということで資料を用意しましたが、実はこれは韓国の対応よりは、犬飼先生の研究活動をベンチマークして、韓国でも国内債券市場及びアジア債券市場の発展のために、市場関係者を集めて議論してもらうプラットフォームをつくるということで、名前を ASEAN+3 ボンドマーケットフォーラム・コリア (ABMF-K) といいますが、韓国のナショナルメンバーとナショナルエキスパートと市場実務家を集めて議論のプラットフォームを立ち上げました。

## (スライド使用)

## [Contents] (資料 P.89 下)

私の発表資料は、アジア債券市場の現状と、ABMFは、岩井様とADBの山寺様から既にご紹介されましたので簡単に説明した上で、ABMFの韓国側の活動についてお話ししたいと思います。

発表の内容は、個人の見解であり、私が所属している研究所の公式的な見解ではないので、その点はご理解いただければと思います。

#### [I. アジア債券市場の現状 1. 債券市場の規模](資料 P.90)

先ほど岩井様からも説明されたように、ABMI が 2003 年に合意されてから、アジア債券市場が急成長して伸びているのですが、これは 1997 年、アジア危機が起きたときから、2008 年まで、2009 年にはグローバル危機の対策として大量な国債が発行されまして、一応 2008 年まで見たものですが、年間の成長率を見ると、アジアの国は、アメリカやヨーロッパの国よりは急成長していることがわかります。

しかし、これは債券の発行額なのですが、単位が抜けていて、1 億ドルなのですが、絶対額を見ると、まだアメリカやヨーロッパの債券市場よりは規模が小さいことがわかります。

## [2. ポートフォリオ投資] (資料 P.90 下)

<u>需要サイド、投資</u>から見ると、これはクロスボーダーのポートフォリオ・インベストメントを見たものですが、Outbound Investment は、韓国がどの国に投資しているのか、日本がどちらの国に投資しているかを、2008年のIMFのCPISデータから見たものですが、

アメリカやヨーロッパに集中しています。Inbound Investment を見ても、韓国にどこが 投資しているのか、日本にどこが投資しているのかというと、シンガポールや香港、日本 も入っているのですが、シンガポールと香港は、アジアの投資がアジア域内に循環される よりは、ある意味でオフショアの資金の仲介場所ですので、アメリカやヨーロッパのお金 が入って、そこを通してアジアに投資される分もありますので、それを除いたら、犬飼先 生が先ほど説明されたように、アジアの潤沢な貯蓄が域内に循環させてないことが、この テーブルから読み取れます。

## [3. アジアユーロ債市場の不在] (資料 P.91 上)

先ほど斉藤社長さんからもお話があったのですが、例えば日本の発行体、アジアの発行体が、アメリカやヨーロッパに行って、ユーロ債市場で債券を発行して資金調達をしているのですが、その債券を買うのもアジアの投資家ですので、これはある意味では、アジアのユーロ市場、域内クロスボーダー市場ができていないので、こういった問題が起きているかなと思います。

#### [4. AIR-PSM (アジアのユーロ債市場)] (資料 P.91 下)

こちらは、ADBのハーモナイゼーション、TAレポートを一緒に書かせていただいたのですが、そこでも、こういったクロスボーダーの市場というか、アジアのユーロ市場をどのようにつくるか、犬飼先生が前から主張している Asian Inter-Regional Professional Securities Market: AIR-PSM を、どういうふうにつくるのか、簡単にアイデアをまとめたのですが、一応市場の形態は、プロ私募市場を考えて、これはアジアのユーロ債市場ですので、先ほど説明されたように、日本円とシンガポールドル、香港ドルを除いては、オフショアでの取引が禁止されているので、こういったプロに限られた市場では限定的なオフショアの取引を許可することを想定しています。

それで、ASEAN+3の13カ国の国がすべてのプロセスに入っているのですが、各国の経済規模や発展段階を見ると、同時に一気にこちらのマーケットをつくって入るのは難しいので、できる国同士で段階的にこういった市場を形成していく、ステップ・バイ・ステップ・アプローチを考えています。

イシュアーは、<u>直接</u>政府の保証がついている政府系金融機関、高い格付けがついている 民間企業を考えており、投資家は、プロ投資家のみで、TOKYO PRO-BOND Market の アジア版になるのですが、こちらでは、プロ投資家を対象にしていますので、信用リスク が低く、法廷開示が免除され、簡単なディスクロージャーでも発行できるような市場を考 えています。

その市場状況に合わせて、機動的に資金調達ができるような、アジア通貨建ての MTN プログラムを考えています。また、マーケットのレギュレーションは、一応自主規制という形で考えています。

# [Ⅱ. ASEAN+3 債券市場フォーラム 1. ASEAN+3 債券市場フォーラムの開催〕(資料 P.92 上)

次は、ASEAN+3 Bond Market Forum: ABMF について、既に説明されましたので、簡単に、その目的です。これは財務省のホームページからそのまま引用したものですが、

その目的は、域内のクロスボーダーの債券取引に係る市場慣行の標準化とクロスボーダーの債券取引に係る規制の調和化を、ABMFの目的に書かれているのですが、山寺さんからも説明されたように、こういったフォーラムが初めての試みであって、民間の専門家たちが参加して、パブリックセクターの方々と一緒に話し合うプラットフォームになっています。

## [2. アジア債券市場に関する域内の枠組み](資料 P.92 下)

こういった ABMF の位置づけというか、域内の枠組み全体を考えて、絵をかいてみたのですが、いままで国内市場では、国内の監督機関や規制機関があって、取引所や協会のような SRO があって、大体国内市場に絞って、いろいろ国内の債券市場をどうやって発展させていくのかを議論されてきたのですが、これからは、ABMF の役割というか、ABMF の目的は、各国の国内市場を超えて、アジアの貯蓄をアジア域内で循環させるためのクロスボーダー型の市場を想定したときに、これをどのようにつくるのか、まずは、各国の情報を集めて、情報を知らせることによって、インフォメーション・ギャップを縮小することができると思うし、その上で、各国の制度を横並びにして、各国との調和とインテグレーションを図ることも、ABMF の目的だと思います。

それで、クロスボーダーがつくられたときに、どのように規制していくのか、ヨーロッパの経験から学んで、ICMA のような自主規制機関をつくるのか、あるいは EU の欧州証券市場監督庁(ESMA)のような、域内の Asian Regulator をつくるのか、これは長期的なヴィジョンで、これから議論していく必要もあるかと思います。

# [Ⅲ. ABMF-Korea 1. インタラクティブな市場形成の場〕(資料 P.93 上) 次は、ABMF-Korea について、簡単にご説明したいと思います。

いままでは、ASEAN+3のプロセスの、先ほど岩井様より説明されたように、各国の財務省や中央銀行が入って、公的部門のイニシアティブで、ある意味トップダウン・アプローチで各国の市場環境や規制環境の改善を話してきましたが、民間部門のエクスパティーズを活用する場がなくて、ABMFの目的も同じだと思うのですが、公的部門と民間部門をつなげて、対話のチャンネルをつくって、お互いの専門分野を活用することを目指しています。それで、それを取りまとめて政策提言を行う。韓国資本市場研究院(KCMI)が一応そういった役割を、国内では、公的部門と一緒に働いて、国内の資本市場に関した政策提言を行ったりするのですが、これはアジア債券市場も視野に入れて、そういった政策提言をこれからやろうと考えています。

ABMF-Korea は国内の集まりであって、これはクロスボーダーで、ABMF-J と呼んでいるのですが、ABMF の日本側のメンバー(ABMF-J)の方々と連携して、実は先週木曜日にソウルで第1回の共同フォーラムをやって、お互いに近い国なのに、情報を持っていなくて、お互いに知らないところがあって、相互の理解をすることを第一ステップと考えていまして、第二ステップでは、お互いの市場を理解した上で、調和や標準化を図っていけば幸いだと思います。

#### [2. ABMF-K 構成] (資料 P.93 下)

ABMF は TF3 に設置されて、ソウルフォーラム1とソウルフォーラム2をやっている

のですが、それぞれのナショナルメンバーは、ソウルフォーラム 1 が韓国の金融投資協会 (KOFIA)、韓国の SRO なのですが、その協会がナショナルメンバーとして入って、ナショナルエキスパートとしては、韓国の取引所と韓国の資本市場研究院が入っています。ソウルフォーラム 2 では、ナショナルメンバーとしては、韓国の預託決済院 (KSD) が入って、ナショナルエキスパートとしては韓国資本市場研究院が入っています。韓国資本市場研究院は両方とも入って、ABMF の活動を支援しています。

あとは、ABMF-Kは、オフィシャルな集まりではないですけど、韓国の<u>企画財政部</u>の協力を得て、資本市場研究院が事務局になって、韓国の民間セクターと公的セクターの方々を集めて、韓国の国内債券市場及びアジア債券市場の発展について議論してもらう場を設けています。

発表は以上です。 どうもありがとうございました。(拍手)

○犬飼 ヒョンさん、大変ありがとうございました。

パネルディスカッション: ABMF サブ・フォーラム 1 議長 東証グループ (TOKYO AIM 取引所 COO) 伊藤 豊、日本証券業協会 国際部 部長 椎名隆一 (上記 6 名)

○犬飼 いま、ABMF-K、ABMF-J 等そういう言葉が飛び交いまして、ABMF-K のご説 明が先行してしまいましたので、それだったら ABMF-J ってどうなっているのか。あるい は、ABMF のタスクフォース 1 の日本の体制、ABMF-J ですが、それがどうなっている のだということが、あるいは疑問に、皆様思われたのではないかなと思っています。

それで、ABMF-Jのいわば事務局は、財務省国際局、要するに岩井さんのところになっていただいているわけですが、もしよろしければ、岩井さんのほうで一言、ABMF-Jとは何ぞやというのを、簡単にお話いただいてもよろしいでしょうか。

〇岩井 簡単に説明させていただきますと、ABMF というのが先ほど申し上げました ABMI の下、タスクフォース 3 の下でできましたフォーラムです。その ABMF に参加するに当たりまして、まず自国、日本の意見を集約して、それを ABMF の場に持っていこうということで、国内の専門家並びに我々当局のほうも集まりましての会合、これが ABMF-J (ABMF-Japan)です。ここで、事前に議論をもんだ上で、ABMF の会合にその意見を、日本の意見として持っていき、ABMF 全体を引っ張っていこうと、このような考えです。

○犬飼 ありがとうございます。それで、ABMF-Jの具体的なメンバーはどうなっているかというのがちょっと気になるところが、先に ABMF-K のほうをお話しいただいてしまいましたので、この際ご紹介させていただければと思うのですが、ABMF-Jのほうの、いわばサブ・フォーラム1のほうの議長をお務めいただいているのが、実は私の横の東京証券取引所グループの伊藤さんということになります。そして、先ほどナショナルメンバーという言葉が出てまいりましたけども、ナショナルメンバーとしてお二方いらっしゃるのですが、そのお一方が、そのお隣にお座りになっておられます日本証券業協会の国際部部長の椎名さんということです。もうお一方が、日本銀行協会の方がメンバーになっておられる。そのようなことになっています。

それで、私のほうは、ADB からの要請があり、今年の9月から、ADB の ABMF SF1

のコンサルタントも同時に務めさせていただいているということです。

それで、ABMF-Jは、大体公式の会合は3カ月に一回開かれるということになっているのですが、実はその下に、ABMF-Jサポートメンバーミーティングというものをつくりまして、それの実際的な運営を、早稲田のグローバル COE の私の主催する研究会がやらせていただいていると、そのようなストラクチャーになっています。

したがいまして、早稲田のグローバル COE は、先ほど来のお話で、今年の 2 月からの デットリスティング研究会が提言を出したそのメンバーのほとんどの方が、その ABMF-J のサポートメンバーにお入りになっていただいていますし、また、早稲田のグローバル COE とともに協力して研究を過去から継続しています、アジア資本市場協議会 (CMAA) の主要なメンバーも、同時にそのメンバーになっていただいています。

そして、先ほど経済産業省の土本さんから、企業財務協議会という名前が出てまいりましたが、私も民間企業に在籍中は、その企業財務協議会の幹事の一人を務めさせていただいていたのですが、その企業財務協議会と、その傘下にある日本資本市場協議会もサポートメンバーに加わっていただいている、そのような体制になっています。

そういうことで、先ほどヒョンさんのほうから、我々の活動をベンチマークしてというお言葉をいただいて恐縮だったのですが、要するに ABMF-J の活動、そして ABMF-J の下部組織といいますか、手弁当でみんなやっているので、自発的なサポート組織としての、そのサポートメンバーの活動、そのようなものを踏まえまして、ただいま現在、サブ・フォーラム 1 の情報を収集する、なかんずく、その中でも日本の情報をまずは最初に、自らの手で収集をして、一つのまとめをつくろうということで、いま必死に取り組んでいるわけです。

まだ公表段階には至っていませんが、現在、英文で150ページぐらいの、日本の債券市場の紹介をできるペーパーを作成中であり、こちらに来ておられる皆さんの多大なる協力、特に日本証券業協会、東証グループさんのご協力をいただきつつ、そしてビジネス法務事務所の弁護士の先生方のご協力もいただきながら、そのような情報をまとめつつあるというのが現状です。

私のほうからの補足はこれぐらいにいたしまして、この後、続いてパネルディスカッションのほうに入っていきたいと思うのですが、いままでのお話を踏まえて、東京証券取引所グループの伊藤さんのほうから、ご感想等ありましたら、コメントいただければと思います。

○伊藤 いま犬飼先生からご紹介がありましたように、ABMF のジャパンということで、サブ・フォーラム 1、2 に対する非常に重厚なサポート体制、これは民間の金融機関、いまのサポートグループとそのメンバーと、あんまり分け隔てがないのですが、まずは、各国の規制状況、サブ・フォーラム1のほうの活動で言うと、ASEAN+3の13カ国の規制状況を比べられるレポートをつくりましょうと。これは、ちょっと聞いてもお分かりのとおり、13カ国の債券市場の状況というのはかなり異なり、これを、ある程度統一的なフォーマットの下に、比較可能な資料をつくろうという、ある意味壮大なプラン、タスクなわけですが、そこを日本でリードするためには、まずはクエスチョネアーをつくるに当たって、その回答を日本からつくらなきゃいかんということで、さっき犬飼先生がおっしゃった、現在原稿段階で150ページのものを、皆さんのご協力で、犬飼先生を中心にまとめつつあるということであり、私どもとしては、非常に大きな仕事だなと思いつつも、非常に

重要な仕事でもあるなということで、取り組んでいるところということです。 説明のような、感想のようなことになりましたが、よろしくお願いいたします。 ○犬飼 ありがとうございました。続いて、椎名さん、いかがでしょう。

○椎名 日証協の椎名ですが、証券業協会の性格として、国内の会員業者さんたちのニーズに応じたいろいろなルールづくりやそれに従った色々な行動をしているところなのですが、アジアの債券市場の構築というか、こういったことが証券業協会の性格として、そこへ行って何か考えを述べるというような意見のまとまりは、実はないかなと思うのですね。ただ、我々の役割はたぶん重要なのだろうと。つまり、こと債券市場に関しましては、ご存じのように、取引所取引というよりは、太宗がOTC(店頭取引)で発展してきた市場なので、法律以外のところのルールづくり、自主ルールというか、そのようなものはすべてと言って過言ではないかと思いますが、証券業協会を中心に、マーケットプレーヤー、市場参加者の皆様といろいろと過去何十年と色々なルールづくり、あるいはルールの見直し、こういった議論を重ねてきて、社債市場に関しましても、適債基準の撤廃、財務制限条項の撤廃、社債の電子化といったあたりに関する色々な議論をリードしてきたと。そういう蓄積、それからデータ的にも色々なデータがありますので、アジアの人たちと話す場合に、日本の事例を示す際に、我々が提供する情報は非常に重要なのだなと思うのですね。

そういうところで、参加する意義があるかと思います。

ただ、このアジアとのリンクというのは、近いところで言えば、昨年の夏ぐらいから、 実は日本の債券市場がなかなか活性化していないと。過去色々なルールの緩和ということ をやってきて、非常に社債が発行しやすい環境を整えてきているわけですが、にもかかわ らず、日本の債券市場における社債の地位というか、これはまだ非常に低い。利用度が非 常に低い。それは色々な複合的な原因があるとされていますが、そういう中で、やはりそ れを改善していかなければいけないという議論が、特に昨年の7月ぐらいから始まり、だ いぶ会合を重ねて、色々な原因分析や今後の方向性、このようなものをまとめたものが、 今年の6月に、皆さんのお手元の資料の最後にある、「社債市場の活性化に向けて」とい うのを発表しています。

これである程度出されてきた問題点を、さらに実務上、対応を考えようということで、 今年の7月ぐらいから、さらに部会を4種類設けまして、引受審査やマーケットの色々な 慣行、それから債券価格のインフラ、ここら辺の改善等を、分科会に分かれまして、議論 をずっと重ねているということです。

こうした色々な債券市場へのかかわりそのものが、アジアの方々にとって非常に参考になるのではないかと期待しているわけです。我々の参加は、おそらくその辺りに意味があるのかなと感じています。

○犬飼 椎名さん、大変ありがとうございます。

いま椎名さんのほうからお話がありましたが、本日配布させていただいている資料集の最後に、「社債市場の活性化に向けて」(資料 P.95~)ということで、本年 6 月 22 日に、日本証券業協会から発表されました提言、これを一緒につけさせていただいています。実はここの中にも、2 ページの真ん中からちょっと下(資料 P.100)ですが、「我が国の資本市場がアジア域内を含む国際的なメイン・マーケットとして重要な役割を果たすことにも資するものである」ということで、アジアの視点も当然入れていただいていますが、こちらの報告書につきましては、既存の、現状の日本の公社債市場をよくするには、どのよう

なことをしたらいいのかということの分析・提言を、非常に緻密にしていただいており、 先ほどちょっと申し上げました、本年2月から、今年の前半にやらせていただいた早稲田 大学グローバル COE のデットリスティング研究会においても、証券業協会さんに大変に お世話になりまして、ミーティングの場所の提供ですと、人材の派遣等、大変お世話にな ってありがたいのですが、そちらの、要すれば新市場をどうつくっていくかというところ は、早稲田の研究会のほうで主として書かせていただいて、そしてこちらのご発表のほう では、既存の市場の活性化をどのように持っていったらいいのかというところで、それぞ れ重要な提言を、ほぼ同時に行っていると思っています。

こちらの内容も、大変に重要な内容がいっぱい含まれているということであると理解を しているところです。

○伊藤 いまの証券業協会さんの検討なのですが、椎名さんからありましたように、いま 四つの部会に分かれて議論が進められており、私、全部に、傍聴、オブザーバー的に出て 聞いているのですが、これは確かに、この 6 月の提言は、既存の公募債市場を念頭に議論がされて、問題点が抽出されているのですが、これからできていく TOKYO PRO-BOND Market、ここともほぼ共通のテーマであると思って聞いています。

内容をご紹介しますと、四つの部会は、第1部会が引受審査についてのものであり、これは、もちろん、さっきご説明しましたように、プロ向け市場といまの有価証券届出書、発行登録制度の下だと、そのリーガルな基盤が少しは違うわけですが、ただ、どのような視点で引受審査をするのか、どのように引受審査の合理化、効率化を発行体と証券会社の間で図るのかといったテーマは同じですので、ここは非常に共通の課題が多い。

それから、第2部会は、コベナンツの開示をどうするかということですので、これはべつにプロ向けであろうが、公募債であろうが、同じである。

第3部会は、社債管理会社について。これは、社債管理会社と FA との中間的な存在をつくることによって、もう少し低格付けの社債も出せないか、例えばそんな議論ですが、これもプロであろうと、公募債であろうと同じであると。

最後の第4部会が、さっき椎名さんからありましたが、価格についてのもので、いま証券業協会さんが売買参考統計値制度で毎日全銘柄、国債も含めて6,700銘柄についての気配値を出しているわけですが、これをもう少し実勢価格に近づけられないものかというような議論がありますが、プロ向け市場、TOKYO PRO-BOND Market も、一応取引所取引も用意していますが、ほぼOTCで取引が行われると思われますので、このOTCの値段をどうやってみんなが知るか。それから、もしくは、値段がつかない場合にどうやってその気配を出すかというテーマは同じであり、そのような意味で、第1部会から第4部会、すべての部会が、公募債マーケットにもプロ向け市場にも両方とも関係があるなということで、参加をさせていただいています。

○犬飼 ありがとうございます。証券業協会の第二期のご検討がさらに進むことを期待したいと思うのですが、実は先週、先ほどヒョンさんのほうからご紹介がありましたが、ヒョンさんの韓国のほうからご依頼がありまして、ABMF-J のメンバーの代表メンバーで、ぜひ韓国に来てほしいというご要請に基づきまして、山寺さんと、椎名さん、伊藤さん、私というメンバーで、木曜日にソウルを訪れまして、ABMF-J、Kの合同第1回ミーティングというものをさせていただいてきたところです。

そこで、これは椎名さんのほうから補足をいただいたほうがよろしいかと思いますが、

韓国の債券市場のプライシング、値段のとり方のイノベーション、そのような大変重要なものを発見して、我々、持ち帰ってくることができたという部分があります。そのような意味では、オールジャパンで韓国と交流をすることのメリットというのか、そのようなことが、具体的に最初のミーティングで明らかになったということではないかと思っているのですが、そのあたりいかがでしょうか、椎名さん。

○椎名 韓国へ行って議論をしているうちに発見したことではあるのですが、この件は、ちょっと当協会でやっている社債懇の第4部会のほうで、昨日ですか、議論があって、主査を吉野先生がやられて、吉野さんの耳に入れようと思ったのですが、ちょっとほかの話で忙しくて、まだ入れていない話なので、あまり公開はしたくないのですけども、日本のいまの債券価格の日本でのやり方というのは、協会のほうに売買参考統計値という形で、一定の指定された証券会社さんに、かなりな銘柄を、一定時間に出して、報告していただく。これは必ずしも約定した値段ではなくて、約定してないものについても、一応約定する気がある値段を報告していただいて、全部で6,700銘柄ぐらい、毎日報告している。

ところが、それが実勢価格から乖離しているのではないかというご批判もあって、いま、どうやって改善したらいいか議論しているところで、これについては、いろいろ海外の制度も調べてまいりまして、米国とヨーロッパのやり方を調べてきて、それを参考にしながら議論をしています。

ところが、すぐお隣の韓国に行って、どうやっているかという話を聞いたら、これはいままで我々もよく知らなかったのですが、韓国はアメリカのやり方と似たようなやり方で、TRACE という仕組みに似たような形で、韓国の証券業協会に、協会員の業者さんがやった実際の商いの値段を 15 分以内に報告するというような形でやっていることがわかりました。

そうすると、たぶん全銘柄を網羅していないやり方なのだなとは思うのです。ところが、それを補う形で、韓国には、Bond Evaluation Agency というのが3社ぐらいありまして、これはどうもいろいろ調べてみると、インデックスをつくっている会社を、少し業務内容を膨らませたような会社のようなのですね。まだ調べている最中なのではっきりしたことは申し上げられませんけども、ほかの値段についてはフェアバリューを計算して、こういったエージェンシーは3社あって、その出す値段のいずれか1社のものを、ポートフォリオの評価などに使うように、どうも義務づけているような――ちょっとまだ口頭で聞いた話だけですけども、すぐ隣の韓国ではそうやっているのだということ、単純な事実ですけども、そのようなことが非常に参考になるのではないかということであり、こういった議論の中でもいろいろ発見があるなという話です。

○大飼 恐れ入ります。ありがとうございます。ヒョンさんのほうから何かございますか。 ○ヒョン 先週、ABMF-J のメンバーの方々に来ていただいた理由は二つあるのですが、 一つは、韓国でも ABMF-K という集まりを立ち上げたのですが、皆さん、こういった集まりは初めてなので、今後どのように活動をするのかわからなくて、一応ベンチマークした ABMF-J の方々を招いて、勉強をさせていただくのが第一の目的でした。韓国でも、隣の日本の債券市場に関してほとんど情報がなくて、アメリカやヨーロッパを調べて、そういった制度設計やシステムをつくっていますので、そういったインフォメーション・ギャップを少しでも埋めることができたらいいかなと思ってお招きしたのですが、その際に、既に日本の債券市場に関した150ページにのぼる素晴らしいレポートをいただいたのです けど、韓国は、制度変更も激しいので、それをいまどうやってまとめればいいのか悩んでいるのですけど、同じレベルではないけど、一応考えてみて、レポートを取りまとめられるように頑張ります。

○犬飼ありがとうございました。

あまり時間がないのですが、そのほかの論点など、一、二、もしあれば。椎名さん、お願いいたします。

○椎名 たぶん私が言わないと、この会では出ない話かなと思うのですが、ABMF のときには常に言っているのですが、アジアの債券市場を論じる場合は、2005 年以降ぐらいに顕著になってきたアジアのマネーフローの変化というのを、やはり日本もしっかり頭に入れて議論する必要があると私は考えており、それは、皆さんご存じのように、イスラミックマネーという、そのようなフローがアジアにいま本流として流れている。特にマレーシアは、いま債券が、半分以上がイスラム債券、スクークというものですし、それからお隣の世界最大のムスリム銀行を持つインドネシアも、ソブリン・スクークを出すそのような法制度を整えて、既に出していますし、それから非ムスリムのシンガポールも、ソブリン・スクークを出している。

日本でも、そのような動きもあってか、平成 23 年度の税制改正要望の中に、アジアの市場での日本の地位の確立というところで、円建てのスクークを想定していると思うのですが、スクークを出した場合、いわゆる資産流動化法の中の特定目的信託という、あまり使われていないスキームを使って、そこに社債的受益権という概念があるのですが、これを出した場合に、非居住者が取得した場合の非課税措置というものを、金融庁さん主導で打ち出してきています。

ですので、世界的にはこのようなイスラムマネーが入りやすいような環境をアジアでも整えようとする動きが強まっているわけですから、この ABMF、あるいは ABMI 自体の地域というのは、半分ぐらいがイスラムに何らかの形で関係している国々であるということですので、そのようなことを視野に入れてほしいなということと、あと、東証のプロボンドマーケット市場も、円建てスクークのリスティングの場として、ぜひご検討いただきたいというのが私の希望です。

○犬飼 椎名さん、ありがとうございました。

それでは、ここで、マニラの山寺さんをもう一度お呼びしてみたいと思うのですが、山 寺さん、お聞きいただいていますでしょうか。

- ○山寺 はい。
- ○犬飼 もしよろしければ、ここまでのところで、山寺さんの簡単なコメントをいただいて、第二部を終了したいと思いますが、山寺さん、お願いいたします。
- ○山寺 ありがとうございます。いまヒョンさんのほうから、隣の国のことがよくわからないという話がありましたが、実はASEAN+3、どこの国もそうだと思うのですが、お互いのことがよくわかっていないということがあります。基本的には欧米を見るという、そのようなスタンスの中、それを、今回のABMFの作業を通じて、アジアでの考え方というものができないか。そういったものを探っていければ非常に面白いなと思っています。

いままでは、そのような欧米流の基準、規制に合ったもの、それが商品として売られる、 債券が発行されるということだったと思うわけですが、先ほどちょっと申し上げましたが、 アジアの国々がいま非常に困っているのは、大きなキャピタルフローが入り込んでいる。 そういった意味では、規制をなかなかなくせない。規制はなかなかなくせないのだが、でも、いまのままでいいとも思っていない。そういったことに対して、いかに適切な解決策といったものを提示できるかが、アジアにおける市場振興ではとても重要になってくると考えています。

そういった意味で、今回の作業を通じて、色々な国がどのような規制があるのか、その背景となる考え方はどのようなものなのかということを、一つ一つ見きわめていった上で、それに対する対応策、解決策、そういったものを提示することができれば、ユーロ市場とちょっと違った、アジア版の市場というものをつくることができるのではないかなと考えています。

そういった意味で、皆様からいろいろサポートをいただくことができれば、大変ありが たいと思っています。引き続きよろしくお願いいたします。

○犬飼 山寺さん、本当にありがとうございました。また、山寺さんのお話をこのような 形でお聞きすることができたことは、我々にとって大変に幸せなことです。引き続きどう ぞよろしくお願いします。

それでは、皆さん、これで第二部を終了いたします。

## 【第三部: パネルディスカッション: アジアと日本の新市場の重要性】

長島・大野・常松法律事務所 弁護士 早稲田研究会共同座長 簗瀬捨治東証グループ (TOKYO AIM 取引所 COO) 伊藤 豊バークレイズキャピタル証券 引受審査部デルクター 鈴木裕彦野村証券キャピタルマーケット部マネジング・デルクター DCM 担当 東 正憲大和証券キャピタル・マーケッツ (株) グローバル・マーケッツ業務部部長 吉田 聡みずほ証券 グローバル・リサーチ本部 本部長代理 安藤 毅早稲田大学大学院 (三菱 UFJ 信託銀行) 坂東洋行日立製作所 財務二部担当部長 (発行体の立場から) 藪田敬介総合研究開発機構元主任研究員 (機関投資家の立場から) 玉木伸介韓国資本市場研究院リサーチフェロー ヒョン・スク早稲田大学教授 犬飼重仁 +Q&A

○犬飼 それでは、第三部を開催させていただきます。

第三部はパネルディスカッションであり、「アジアと日本の新市場の重要性」ということで、皆様からの忌憚のないご意見をお聞きしていきたいと思っています。大変にたくさんの方に入っていただいていますので、どなたからお願いしようかというのは難しいところではありますが、本日のこれまでのお話を受けて、あるいは、これまでいろいろと私どもの活動にご参加をいただいた上で、どのような感触ないしご意見をお持ちかということでも結構ですので、一応、このプログラムの順番で、まずは一言ずつお話をいただいて、あとは自由にディスカッションしていただくということでやっていきたいと思います。

それでは、恐縮ですが、長島・大野・常松法律事務所 弁護士であられます、デットリス ティング研究会の共同座長をお務めいただきました簗瀬捨治先生からお願いしたいと思い ます。

簗瀬先生、お願いします。

○簗瀬 犬飼先生、ありがとうございます。一番バッターを指名されましたので、私から 一言感想をお話しさせていただきます。

今日のお話の中で、アジア地域での資金の需要が急速に伸びているというのがよくわかりました。特に、山寺さんが示した自国通貨建ての債券の残高の伸びを見ますと、ずっと右肩上がりで、リーマンショックで、世界のほかの地域が経済的な停滞に悩んでいた時期にも、引き続き右肩上がりで伸びているという状況でした。世界的に見ても、これからもアジア地域は非常に重要な経済成長が見込まれるところだというのは、ニューヨークやロンドンの方たちも、同じ認識を持っているようです。

ニューヨークとロンドンの実際に金融取引に関与している方やその周辺を扱っている、 私と同様の弁護士の感触を聞きますと、先日もニューヨークで話題になったのですが、ウ オールストリートはこれから縮小していって金融のセンターではなくなるのか、あるいは、 金融のセンターであり続けるのか、というようなことが話題になるような状況でした。い ずれにしても、ニューヨークもロンドンも、いま金融の規制の強化に動いており、その時 期であるからこそ、おそらくニューヨーク、ロンドンの業者の方たちはアジアに注目して いると思います。 基本的には、金融の流れがアジア域内で起こるということを察知しまして、大変関心を持っていると思います。今回のアジアと日本での金融市場の構築というのは、重要なことであることは間違いのない、疑うべくもないことであると同時に、実務的には、早急に立ち上げていくことが、非常に重要だと思います。ニューヨーク、ロンドンの業者は大変興味を持っていますから。

先ほど、今回の目的の一つに、日本の経済成長の戦略の一つとして金融業の成長ということも話に出ていましたが、それは金融業をどこの業者がやるかに関係なく、域内で活発になればいいという、そのような考え方もあるいはあろうかと思います。その中で、日本、あるいはアジア地域の金融業者も、サービス業者も活躍しようということであれば、ロンドン、ニューヨークに伍して競争できるような市場をつくって、そこで活躍するということがぜひ必要なことです。実際のディールをできるだけ早く立ち上げる中で、おそらく当初想定していなかった細かい点の問題も起こると思いますので、それを一つ一つ解決していくという努力をしなければならないと思った次第です。

ともかく、ニーズ、重要性は明らかで、これをどれだけのスピード感でやっていくかというのは、次の課題である、私はそのような印象を持ちました。

- ○犬飼 ありがとうございました。それでは、第一部から第二部、出ずっぱりで申し訳ないのですが、東証グループの伊藤さん、よろしくお願いします。
- ○伊藤 何度もマイクを持たせていただいて、ありがとうございます。

いま築瀬先生から、具体的なディールというお話がありましたので、まだしゃべっていない、TOKYO PRO-BOND Market の最初のディールにどんな人が来るのだろうということを少しだけお話ししたいのですが、先週発表するまでの間にも、個別にかなりヒアリングをさせていただき、それで発行体、証券会社、投資家さんのニーズを伺うと、イメージとしては、グローバルに債券によって資金調達をされている方という方が、私どもの新しくできるマーケットにプログラムを、上場・開示をされるのではないかと思っています。といいますのは、やはりグローバルで債券をかなりの規模、兆円単位で調達されている方々にとっては当たり前ですが、起債環境が発行体さんにとって一番有利なところで、瞬時に出したいというニーズがありますので、TOKYO PRO-BOND Market に MTN プログラムを乗せたからといって、ヨーロッパやアメリカでのプログラムをなくしてしまうということは到底なくて、どこでもすぐに発行できるように準備をしておこうという趣旨で、おそらく TOKYO PRO-BOND Market にプログラムを乗せるのではないかと思っているので、そのようなグローバルな債券調達企業グループが、まず最もすぐに使われるのではないかと思っています。

それからあと、もちろんサムライ債の英文開示のメリットという点がありますので、そこも非常に期待しているのですが、日本の機関投資家さんのいまの投資の状況を見ると、いきなりアジアの事業会社の社債が日本の投資家さんに買われるというのは、すぐには考えづらいと思い、もちろんレーティングの問題もありますし、なかなか一足飛びにはいかないだろうと。

そう考えますと、やはりサムライ債もソブリン系の発行体が最初と思い、このあたりからスタートして、第一部で鈴木さんのほうからもお話があったように、原理的には 11 兆 円の公募債マーケットが全部移ってきてもおかしくないとは思っているので、その移行は、この新しいマーケットの出来不出来を皆さんごらんになりながら、徐々に起こるのかなと、 そのようなことを思ってマーケティングをしています。

○犬飼 ありがとうございました。それでは、続きまして、バークレイズキャピタル証券 の鈴木さん、いかがでしょうか。

○鈴木 本日の一連の流れを振り返ってみますと、まず国内的には、私たちここで議論しているプロボンド、犬飼先生がおっしゃっていた Professional Securities Market の流れ、それから日証協さんで社債懇、そして、今日はちょっと触れなかったのですが、実は金融庁さんのほうで、開示制度に関するワーキンググループというのがスタートしており、英文開示のところの促進というのをテーマとして議論をされている。軌を一にして、こういった議論が起きている。これは、オールジャパンで取り組んでいこうという大きな流れができていると私は受けとめており、公募、プロボンド、建て付けはいろいろあるのですが、方向感はみんな一致しているという印象を非常に持ちました。

それから、国際的な流れでは、いままで日本の発行体というのは、極東で唯一の先進国の状態が長い間続いていて、グローバルなマーケットでは、ヨーロッパ、アメリカの市場を利用するということで、どちらかというとユーザー的な立場、ポジショニングだったと思うのですが、先ほど簗瀬先生からも総括がありましたとおり、アジアにおける資金の流れが随分変わってきている。

見方を変えると、いままではロンドンが、あるいはニューヨークが戦略的に非常にいいポジショニングをしていたというところから、いよいよ金融の資金の流れにおいて、東京が戦略的に非常に重要なポジショニングを得る好機が到来しているということが言えると思います。

国内とアジア地域での資金フローの大きなうねり、ここでプロボンドマーケットがスタートするというのは、日本の金融国家戦略の観点から、非常に重要な意味を持つと捉えています。

細かいところはいろいろ今後詰める必要はあるものの、全体の方向感としては、有利な流れにあると思いますので、このチャンスを逃すことなく、日本は、一応金融立国という看板はまだ下げていない状況ですので、その看板をより強くするための環境が整いつつあるという印象を強くしています。

アジアにおいて、日本の東京の優位性というのは、国内の資金源もそうなのですが、アジア各国の金融業者の中で、日本の証券会社さん、銀行さんのように、グローバルな調達、グローバルな主幹事業務を務めている証券会社というのは、アジアの各国の中には見当たりません。発行体はいても、証券業者というのはローカルにすぎないという状況で、そのような意味で、日本の証券業者さんのポジショニングをさらに上げるまたとない好機到来ではないかと思っています。

私どもは外資系ではありますが、日本でビジネスを展開していく上で、こういったところに貢献するのは重要なことであると考えていますので、今後もいろいろ皆さんに貢献できるようなアイデア等を提供していきたいと思っています。

○犬飼 鈴木さん、ありがとうございました。それでは続きまして、野村証券キャピタルマーケット部マネージング・ディレクターの東さん、よろしくお願いします。

○東 野村証券の東でございます。いまの鈴木さんのお話とほぼ重なるのですが、こと金融に関して言いますと、グローバルに競争環境というのは基本的には欧米のルール、枠組みで成り立ってきたと言えるのではないかと思います。

日本に関して言いますと、製造業の方がいろいろな規格づくりから始まって、グローバルに活躍されているのと対比し、金融は、やはりグローバル戦略というのは相当見劣りがしてきたというところかと思います。

なかなか、ビジネスを行っていても、イニシアティブを日本としてとっていくべきといったようなときに、制度、決済、税制、といったようなものが、どうしても整合的に動いていかず、仕事をしていても、歯がゆく思うようなことが多数あったというのも事実です。

ところが、昨今のこの ABMI や、プロボンドマーケットといったような一連の動き、もしくは J-BIEM といった非居住者の利子非課税制度開始といったようなもの見るにつけ、何か非常に大きなマグマが動き出したなと実感しているところです。もしかしたら、これで何か大きなことができるのではないかと期待するに十分な、今までにない動きというものを実感しています。私個人としても、企業としても、そういった動きに少しでもお役に立てればと思っている次第です。

○犬飼 ありがとうございました。続きまして、大和証券キャピタル・マーケッツ、グローバル・マーケッツ業務部部長の吉田さん、お願いします。

○吉田 大和証券キャピタル・マーケッツの吉田でございます。本日はお招きいただきま してありがとうございます。

今回のプロ向け市場、公募市場ということになりますが、資本市場インフラの整備という観点で、若干いろいろ考えるところもあると思っています。

まずは、国内発行ということですと、保振さんのインフラを使う、そういった形で発行されて、流通もされるという流れに当然なっていくわけですが、今回、東証 AIM さん、制度要綱を先日出していただいていますが、この辺はたぶん保振をイメージされていて、そのような意味では、ほかに選択肢はないわけですが、ここは発展形を、グローバル化を考えていって、AIR-PSM につなげていくというアプローチの一つの礎ができつつあるのではないかなというイメージを持っています。

ただ、若干気になったのは、清算・決済制度という形で制度要綱に書かれていますが、これをずっと私ども、<u>配当落ち</u>、誤解があったのかもしれませんが、そこはクリアになったのですが、サムライ債がある、あるいは昔の国債の小口取引というものは、私が会社に入ったころ、東京証券取引所のほうで集中取引されていた。その伝統が残っていて、もしかしたらその清算・決済制度というものも、今回一応表に出す形になっているという、そのような印象を持った次第ですが、少なくとも決済は保振なのですが、取引や清算というところにつきましては、ある意味そこは自由度を持たせた形で制度設計されるのが望ましいと理解をしています。

この保振のインフラにつきましては、グローバル化というのはたぶん非常に重要な今後の論点になってくるのかと思っているのですが、一つ考えますのは、株式ですね。我々が東証で普通に売買している株式については、とうにもうグローバル化されている。東京証券取引所で取引されている6割以上の株式は、もう非居住者の売買でなされているという実態があります。ここは過去、自然な流れでグローバル化がされてきたわけですが、何か特殊なインフラがあるわけではなくて、少なくともサブ・カストディアンがいて、グローバル・カストディアンがいるという、通常のクロスボーダー取引、これはかなり高度にチューニングされた形で、参加者側、あるいはカストディーバンクさんのほうで、マナーが自然とでき上がってきている。ここは時間をかけてここまで来ているのだなという実感を

持っています。

同じような形で、プロボンドがグローバル化していく道筋ができるというのが、私が思ってイメージであり、ここはある意味中央のインフラさんだけの話ではなくて、我々仲介業者だけではなくて、今後カストディアンも交えた研究、検討が必要になってくる世界であると考えています。少なくともこのようにグローバル化をイメージしたもの、これがまず日本で実現されるということが非常に重要であると理解しています。

それから、少なくともいまイメージは円で取引されるということですが、外貨でいずれはということになりますが、そこはちょっといまの保振さんなり我々の仕掛けでは、なかなかすぐには実現できないと思っています。ここもいろいろと考えれば出てくるとは思うのですけども、こういったところも地道に検討していくというアプローチが必要になってきますので、ここは ABMF の検討にも絡んでくるわけですけども、こういった場を活用しながら、我々のほうも努力していきたいと思っています。

少なくとも今年の6月から、非居住者が一般債、こういった債券市場に非課税制度で一 応買いつけができるようになったということは、東さんからの話もありましたが、非常に 象徴的な、今後の一つの発展の礎になる出来事かなと思っているので、こういった機会を ぜひ生かしながら、仲介業者が頑張っていく必要があるというのがいまの実感です。

○犬飼 ありがとうございました。それでは続いて、みずほ証券 グローバル・リサーチ本 部 本部長代理の安藤さん、お願いいたします。

○安藤 みずほ証券の安藤です。本日はこのような場に参加させていただきまして、本当 に光栄ですし、実は大変恐縮しています。

ちょうど1年ぐらい前ですかね、やはり早稲田大学でフォーラムをやって、そのときに、「今の日本の社債市場で不便なところがいろいろあるのだが、このような市場ができたらよいのではないか」と、半ば思いつきのような形で出ていた話が、わずか1年ぐらいでここまで来たというのは、やはり犬飼先生を初めとする皆様のエネルギーによるところではないかなと思っています。

実際、ユーロ市場が発展した経緯ということを考えると、もともとインフラなどが何もないところに創ったので、ある意味、業者、市場関係者が、自分たちのやりやすいようなマーケットを創れたということがあったのだと思うのですが、21世紀に入って、ある意味大体技術的なところも改革され尽くしてしまったような中で、かつ、アジアの国もだんだんインフラを整えてきている、こういうところで新たにインフラを創っていくというのは、当然、全然違う難しさがあるのではないかなと思っています。

現実に、日本の中で、私も随分制度のことで色々なところでくちばしを突っ込んできたところはあるのですが、なかなか一つのことを動かすにも全然進まない。先ほど税制の話もありましたが、ここまで来るのに本当に何年かかったのかと思っているので、それがこの1年間ぐらいの動きを見ていますと、急に加速をしている。しかも、このような色々な制度が同時並行に動いているのが、必ずしも同じ方向ではないのかもしれませんが、お互いに競争するような形で進んでいくというような実感を持っており、このプロ向け市場というのが一つのきっかけになって、公募市場が、例えば活性化する、それでも私はいいのではないかと思っていますし、先ほど伊藤さんのほうから話がありましたように、逆にプロ向け市場のほうに全部公募債市場が来てもいいのではないか。

実際、そのようなきっかけになるために、このような集まりがあるのだと思っているの

で、おそらくここでまだ詰まっていない細かい点というのは、小さく産んで大きく育てるといったように、やってみて、様子を見ているという参加者の方が非常にまだ多いと思います。発行体にしてもそうですし、投資家さんにしてもそうかと思います。やはり実例を見せて、ここがうまくいかない、また、ここを変える必要がある、こういったところを詰めていくということを通じて、ぜひこの会の最終的な目的であるアジアの共通の債券市場というものをつくっていけたらいいなと思っていますし、微力ながらもお手伝いできたらいいなと思っているので、よろしくお願いいたします。

○大飼 安藤さん、ありがとうございます。それでは続きまして、早稲田大学大学院在学中ですが、バリバリのビジネスマンの、三菱 UFJ 信託銀行にお勤めの坂東さん、お願いいたします。

○坂東 坂東です。皆さん、こんにちは。5 時まではプロの投資家として実務をこなしていますが、本日は研究者ということでお呼びいただいて、参加しています。

早稲田大学には私ではなく優秀な若手研究者が他にもたくさんいますが、今日ここに呼ばれたことを光栄に思い、参じました。

ここまでのところ、たくさんのご報告及び課題について興味深く聞かせていただきました。一番興味を持ちましたのが、東証 AIM の伊藤様、それから金融庁の三井様の話です。

ところで、東証の自主規制というのは非常に重要だと思っており、人によっては、東証の自主規制をソフトローと呼んで軽んじた見方もあるのですが、これは自主規制を民商法上の取引・契約とした位置づけで、大変誤った考えだと思っており、基本的に自主規制というものは市場ルールという重要な位置づけがあります。

例えば、今後東証で詳細を決めていきます開示ルール、特定証券情報や発行者情報において不実開示があった場合、普通社債と同様の、つまり法定開示と同じような刑事罰、行政処分、民事責任規定が金商法にあります。非常に重要な位置づけとなります。

しかし、これらの金商法上の要請も十分考慮した上で、発行体、投資家、金融商品取引業者が使いやすい市場を作っていくということも重要なことだと思っています。つまり、

プロ投資家に適合する上場規制、取引ルールを過不足なく規定しながら、公正な価格形成のメカニズムを維持し、市場機能が十分に発揮されるマーケットを構築していくことも大事だと思っています。

その点、先週東証でプレスリリースがあり、今日の伊藤様のご報告にも出ていますが、 市場規制、上場基準に向けた概要がつけ作られており、発表されています。非常に短期間 でまとめられた伊藤様をはじめ東証グループにはすごく感心しています。内容をご覧になっていただきますと分かりますとおり、方向性に誤りはなく、非常に受け入れやすいもの となり、今後ともしっかりした市場を作るといったメッセージを発することによって、内 外の資金が東京市場に集まっていくと感じています。

私としましても、今後とも犬飼先生とともに、早稲田大学、東証でこういった上場基準 の作成等を支えていきたいと考えています。

以上です。

○犬飼 坂東さん、ありがとうございます。それでは続いて、発行体の立場からということで、日立製作所 財務二部担当部長の藪田さんからお話をいただきます。藪田さんには従前から企業財務協議会・日本資本市場協議会、デットリスティング研究会等で、大変にお世話になっています。本当にありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

○藪田 日立製作所の藪田でございます。先ほど安藤さんからもございましたが、今年の 初めに犬飼先生のほうから、このプロ債券市場のアイデア、構想のお話にお誘いをいただきまして、その後1年ぐらいの間にここまで来たということは、相当皆さんの熱意とご努力の結果だろうということで、大変敬意と感謝を申し上げます。

ですが、一方で、厳しく申し上げると、まだまだスタートアップ、つぼみの段階だなと。これからどのような花を咲かせていくのかという状況だろうと思います。

いまご紹介いただきましたように、発行体の立場からということですが、発行体の立場の人は私だけでいいのかなと。もうちょっと、アジアの人、そのような人がここにいたらもっと、次回はいるのかなと思っています。

といいますのも、たぶん新市場に色々な投資家さん、色々な関係者を呼び込むときに、 発行体を呼び込むというのは非常に難しいのではないかなと思います。新しい発行体なら ともかく、既存の発行体ですと、どこかの市場で色々なことをやっている。それをこの新 市場に呼び込むというインセンティブは何なのだろうかと思いますと、相当大変なのかな と、このようにも思います。

それは、たまたまちょっと個人的な私の経験なのですが、3年前まで、約4年間、私はシンガポールの金融子会社におり、MTNプログラムもやっていたわけですが、最初ロンドン上場だったものを、途中でシンガポール上場に移したという経緯があります。これは、地元がシンガポールだったということももちろんあるのですが、やはり彼らのそういった、セールスと言うとちょっと語弊がありますが、色々な提案力やサービス、そういったものに打たれて移ったという経緯があり、ある意味コンペティター、ある意味協働でやっていくという中で、新市場というのは相当頑張っていかないといけないだろうと、こう思います。

そのようにしていくためには、もちろん制度だけではなくて、人材育成、そのような裾野も含めて日本が頑張っていかないと、成功できないのかなと思っています。

ただ、そうはいっても、当社も日本企業ですし、私も日本人ですので、ぜひ成功させた いということです。

先ほど、最初の発行体はどこなのだろうと、非常に興味深いというご発言がありました。 たぶん、やはり最初の発行体、1 社か複数かよくわかりませんが、これは日本企業であっ たらいいだろうなと思いますし、それが核になって大きくなっていければいいと、個人的 には思っています。

雑駁でございますが、そんな感想でございます。

○犬飼 ありがとうございます。それでは次に、私が内閣府の関連の研究機関である総合研究開発機構に出向中に一緒に研究をさせていただいた、同じその総合研究開発機構の元の主任研究員で、現在は、公的な機関投資家のお立場にある、玉木さん、お願いいたします。

○玉木 玉木でございます。この作業、試みは、アジアという地域を見据えていますが、 私を含め、皆様ときどきは、あるいはしばしば、アジアの国々に行かれると思います。そ ういったところで非常に強い成長のうねり、活気というものを感ずると思うのですが、実 は私がたまにアジアに行って感ずることは、あ、こういう雰囲気、昔日本にもあったなと いうことです。

例えば、東京オリンピックがありました昭和 39 年、この年初めて新幹線ができ、ある

いは初めて日本に高速道路ができたといった時期ですが、このころの我が国の金融を考えてみますと、まずグローバル化ということは全くしていないわけですし、それから証券化、これは債券を証券化するのではなくて、証券市場というものが非常に小さくて、昭和 39 年でしたら、まだ国債も発行されていませんし、有価証券というものがほとんどありません。

また、当時は金利も自由化されていません。6 カ月の定期預金は何%までという形で、 ぴしっとすべてが決まっており、金融債等の金利も非常にタイトな状況でした。また、当 然のことながら、為替相場も固定ですし、色々な意味でドメスティックな銀行業務が金融 仲介をすべて担うという形であったのだろうと思います。

ところが、現在のアジア諸国というのは、色々な意味で、高度成長しているという点では、昭和 39 年の日本と似ていますが、それ以外の金融仲介という点に関しましては、全く環境が違うというところがあり、その辺に、今日も議論されているアジアの債券市場という試みが受けている追い風の源があるのではないかと思うところです。

あと、いまのこの流れ、先ほど藪田さんのほうから、発行体として強く注目しているというお話がありましたが、これは債券を買う側からいたしましても、これだけ大きな経済成長が起きている地域、ここで言う経済成長というのは、リアル、実物という意味ですけども、それの成長が起きている地域におきまして、そういったリアルな経済成長とバランスがとれたファイナンシャルな、マネタリーな成長が起きるというのは非常に喜ばしいことではないかと思います。

というのも、投機家ではなくて投資家であるという立場でこの有価証券市場に出ていく としますと、長い目で見て、マネタリーなものとリアルなものが、バランスがとれている ということが、持続可能性という点では非常に重要であり、そのような点からいきまして も、リアルなことだけ発展しているアジアにおいては、やはりファイナンシャルなものも ある程度は伸びていく必然性がむしろあるのかなと思います。

また、こういったリアルなものが伸びていく上では、例えば海外から新しい技術が入ってくる、交通等のインフラが整う、あるいは国民の教育水準が近代的な、例えば工場を使うという意味で、教育水準が追いついてくる、色々な条件があって初めてリアルな成長があるわけですが、ファイナンシャル、マネタリーなほうの成長も、これはどうしても制度的なもの、あるいはそれを担う人々の能力、知恵、そういったものとのバランスが非常に必要です。

これまでアジアの債券市場をつくるという政策的な狙いが出てくる背景の一つには、この辺のマネタリーな、ファイナンシャルな知恵、あるいはシステム、制度、こういったものについて、若干域外に依存し過ぎだったのではないかといった意識もあると思います。

その場合に、ここまでリアルなエコノミーが成長したアジア諸国におきましては、おそらくキャパシティとしては、ファイナンシャル、マネタリーなものにつきまして、知恵、制度、あるいはソフトなもの、こういったものを自分でつくっていって、一番アジアに合ったものをつくっていくことができる、そのようなポテンシャルは十分にあるのではないかと思うところであり、この辺、リアルな成長と、それをソフトな面から自分で支えていける、そのようなファイナンシャルな成長があれば、非常に持続可能性も高く、色々な意味でいいのかなと思うところです。

次にお話しなさいますヒョンさんのお話でも、韓国と日本の問題意識を同じくする人間

が話を始めると、非常に話が合うということをお聞きしていますが、やはりその辺の背景も、本来あるべき、あるいは発達すべきものが、まだこの地域で発展していないといったところがあるのかなという感想です。

以上です。

- ○犬飼ありがとうございました。それでは、ヒョンさん、いかがですか。
- ○ヒョン 日本の新市場の TOKYO PRO-BOND Market の重要性について、一つコメントをさせていただきたいと思います。

利便性の高い TOKYO PRO-BOND Market が創設されることによって、サムライ市場で資金調達している、韓国を初めとするアジアの発行体にはグッドニュースになって、アジアの高い貯蓄、特に日本の貯蓄をアジアの域内で循環させることができて、大変意義があると思うのですが、日本の投資家さんが保守的で、アジアのリスクを取らないという話をよく耳にするのですが、先ほどの発表の資料を見ても、ポートフォリオのインベストのデータを見ても、日本はアジアよりはアメリカやヨーロッパに集中的な投資をしているのですが、実際に、日本の投資家さんはどのぐらいアジア債券に投資のニーズがあるのか、伺いたいと思います。

○犬飼 ありがとうございました。ご質問が出たのですが、どうしましょうか。私のほうからちょっと雑駁なコメントをさせていただきます。本当にここ 1、2 年、急速に日本の投資家が、機関投資家のファンドを通じた、あるいは投資信託を通じた投資という意味において、アジアの債券市場における債券ファンド、名前はいろいろだと思いますが、高金利通貨ファンド、色々なものがありますけども、アジア債券を入れたファンドに対する人気が沸騰しているということではないかと、私は理解しています。ただ、なかなかそのファンドをつくることが難しい。やはりアジア通貨建ての債券を、ポートフォリオに組み入れることが難しいので、為替の先物を組み合わせたような、シンシティックなアジア通貨建ての債券をつくって入れるというようなことが頻繁に行われている。そのような理解をしているのですが、日本の投資家も、アジア債券に対する需要が、非常に大きくなってきているのではないかなと思います。

その辺については、金融機関の方々で、もしコメントをいただける方がいらっしゃれば、 いかがでしょうか。では、東さん、お願いします。

○東 日本の投資家といった場合に、一つは機関投資家ですね。特に年金、銀行、生保といったようなところを中心とする機関投資家マーケットのマネーと、やはり個人の資金というのは 1,400 兆円、1,500 兆円ということを言われますけど、非常に大きくて、その二つで大きな動きの違いというのがあるかと思います。

特に個人の資金に関して言いますと、非常にリスクを取ることに対して積極的な部分があり、通貨投資ということで言うと、つい最近までは、ブラジルのレアル建てといったような、レアルに対する投資、もしくは南アフリカランドといったようなところに対する通貨の投資というのが非常に積極的に行われていました。最近は、インドネシアルピアが流行りだという話も聞くのですが、そういった資金というのは、投資信託を通じてマーケットに出てまいりますので、マーケット参加者からすると、一部の機関投資家、個人の資金をバックとした投資マネーというものが、そういった通貨に向かっているというような状況が見てとれます。

一方で、機関投資家マネーというところで言うと、お話にありましたように、やはり日

本の機関投資家の特徴としては、保守的な運用というところは否めないところであり、アジアの、通貨というよりクレジットだと思うのですが、クレジットに対する投資というのは、まだそこまで積極的ではないのかなと思います。

ただ、最近の動きを見ていますと、JBIC さんが保証プログラムで MASF や GATE といったようなものを立ち上げられていますが、JBIC の保証債で一部保証に穴があいているような形で、投資家さんにも一部そのクレジットをしっかり取っていただくといったような、サムライ債でやられているのですが、最近インドネシアの JBIC の GATE 対象の保証債というのが出ていますが、それが 600 億円、機関投資家向けに発行されましたが、そういった動きも出てきているので、まだまだ動きとしてはそんなに大きなものではないですが、だいぶ機関投資家さんの投資行動にも変化が出てきたのではないかと感じる次第です。

○犬飼 ありがとうございます。一わたり皆様からのご意見をいただきましたので、大変 恐縮なのですが、私のほうから若干コメントをさせていただきたいと思います。

簗瀬先生からは、とにかく早くやろう、そして東京に世界の金融業が集まれる場をつく ろうというメッセージをいただいたと思います。

それで、鈴木さんのほうから、日本の出番であると。要するにオールジャパンで動くと きが来たのだと、そのようなご主張だったのかなと思います。

それと、東さんのほうから、「大きなマグマが動き出した」という表現をお使いになられて、まさにこれから何か非常に大きなことが動き出しそうな、そのような予感についてお話をいただけたかなと思います。

また、安藤さんのほうからは、この1年急に加速したということで、お互いに競争していく。ある種のピア・プレッシャーのようなお話かもしれませんが、プロ向け市場ができることで公募債市場が活性化する、あるいは、その両方なのか。要するに、一つのことが動き出す、新たな市場ができるということのそのインパクト、それがプラスの方向に働く予感のようなことがあるかなと思われます。

坂東さんのほうからは、東証の自主規制は決して軽くないというお話もありまして、要するに、金融庁が直接決められるわけではないのですが、自主規制なのだが、非常に重い、そのような規制のあり方、これを、東証あるいは AIM 取引所という主体が、これから規制主体としてのどのようなイノベーションをしていくかと、そのような新たな自主規制のイノベーションの始まり、そのようなことが予感されるという感じかなと私は受けとめました。

そのほかの方々からも一様に、要するに民と官のパートナーシップ、それがいよいよ実 効的な新しい形で動き出す予感と、そのようなものが皆様のお言葉の中から感じられたよ うに私は思いました。

それで、藪田さんのほうからは、一方で発行体を呼び込むのは難しいとおっしゃったのですが、一方で、シンガポールを見て、シンガポール市場、あるいはシンガポール取引所なのか、あるいはシンガポールの弁護士事務所なのか、私はちょっとわかりませんが、要するにシンガポール自身の営業力というか、お客さんを呼び込む力、人材育成も含めて、そのようなものがあったのだと。それを我々も学ぶべきことなのではないかと。そのような新しいマーケットをつくっていく力というか、実現力というか、そのようなものの重要性というものをおっしゃったのではないかなと、そのように理解をさせていただいたとこ

ろです。

玉木さんのほうからは、リアルの世界に不可欠のファイナンシャルな成長の重要性を含めて、全体をまとめるお話をいただいたわけだと思いますが、全体のいま皆様からいただいたお話をお聞きして感じましたのは、やはりいままでと違うことが何か起こりそうな予感というか、そういうことではないかなと思いました。

大変恐縮ですけども、第一部、第二部のほうでは、あんまりこのようなことはないと思うのですが、財務省の方や、金融庁の方や、経済産業省の方がこの場に出ていただいて、それで応援のお話をしていただけたというのは、大変に感激なわけですが、これも、先ほど ADB の山寺さんが、アジアの中で官と民のパートナーシップ、要するに官だけで話をしていてもだめなので、民の力、市場実務家の力、エキスパートの力も借りてと、そのような話もありましたが、やはりパブリック・パートナーシップというか、そのようなものをこれから実効的に動かしていこうと、そのようなお話だったのかなと理解しました。

全体からすると、まさにこれから何か起きる予感というものが非常に強く皆様から発せられたのではないかなと、お聞きした次第です。

あとは自由なディスカッションということなのですが、これを言いたいのだという方、 いらっしゃいますか。安藤さん、何かありますか。

○安藤 2 点あります。誤解があってはいけないと思うのですが、東証の自主規制を厳しくすべきだといった意見ではなく、市場参加者にとって使いやすい市場の創設と、それから、公正な価格形成メカニズムを維持すること、このバランスをどうとっていくかということが大事だと考えています。

それにはやはり、私も実践ではプロの投資家ですが、プロの投資家、それから金融商品 取引業者が責任をもって市場育成していくことが大事であって、東証につきましては、表 現が悪いのですが、胴元として、責任を果たしていくということが大事だと考えています。

それから、先ほどのアジア市場について、市場規制の観点から申し上げますと、先ほど 山寺さんも若干触れられていましたが、資本規制をどうしていくかということが非常に大 事だと思っています。現状は、ブラジルでさえ金融取引税を導入いたしまして、債券の購 入者には源泉徴収税を課するといった形で規制が強化されています。これは、マーケット 自体が小さいので、例えるならば、金魚鉢にクジラが飛び込むようなお金は入れないとい ったことが主眼にあり、我が国も高度経済成長期にはそういった時代がありました。

ただ、これはあくまで国益等、それぞれの国の事情がありますので、我々は東京市場でどういったお手伝いをするかというと、円であったり、ドルであったり、決済可能な通貨での発行を促して市場を提供するといったことが大事だと考えており、殊さらにアジアの市場だけではなくて、東証のこういったプロボンドマーケットにおいて、そういったマーケットをつくって、海外の発行体を引き入れていくといった努力も必要だと考えています。〇大飼いま東証さんのお話が出ましたが、伊藤さん、お願いいたします。

○伊藤 さっき吉田さんがおっしゃった売買の点で、これまで一番議論した点ですので、ご紹介をしたいと思うのですが、保振さんの登録、保振取り扱いを要件とするかどうかというところです。現在の要綱、いま手元にある資料、先週発表したものでは、保振の取り扱いを要件としていないので、保振で決済が行われないもの、例えばユーロクリアで決済が行われるものも、この TOKYO PRO-BOND Market の対象とすることにしています。

ある時点においては、保振さんの取り扱いを要件として書いていた時期もありまして、

これは犬飼先生から、こんなことでは国際マーケットになれないので、ここは何がなんでも落とすべしというコメントをいただいて、それで金融庁と調整したという結果、いまのようになっているのですが、第一部でバークレイズの鈴木さんからお話があった、要はユーロ MTN で、メインはヨーロッパで発行するが、アメリカの 144A でも出せるようにして、かつ東京でも出せるように、売れるように、東京適格条項のようなものを書類の中に入れておく。これは、株で言えば重複上場をしているような状態であり、メインのマーケットはロンドン・ストック・エクスチェンジであるが、ニューヨークにも東証にも株を上場していますという状態をイメージしていただくといいと思うのですが、その東証への重複上場をするときに、これは決済機関の問題はもちろんあって、ここに、ロンドンでメインに取引される有価証券について、保振の取り扱い義務制度ということになりますと、なかなかそれは、プラクティスを大きく変えた話なので、難しいと。

いま申し上げたような3市場同時の、かつ日本ではなくてニューヨークやロンドンがメインの発行地であるようなものを取り込もうと思いますと、現状だと、保振取り扱いを要件とすると、できなくなってしまうということです。

もちろん将来的には、保振さんとユーロクリアを含めた国際的な決済機関が連携をうまくして、ユーロクリアで決済できるものは保振でもできますよというようなことに、だんだんなってくると思いますので、その暁には、べつにどちらでもいいのですが、現状においては、そのようなものを取り込むために、保振さんの取り扱い要件はつけていない。保振さんの取り扱いではなくてもできるという状態になっています。

それからあと外貨建てなのですが、これもいろいろ議論があって、行ったり来たりしたのですが、現在のこの手元の案では、円建てでてなくて、外貨建てでもどうぞということになっています。もちろん、デリバラブルな通貨がどうかという問題がありますので、例えば人民元建ての社債は、当方としてはどうぞということなのですが、日本に人民元はどこの銀行にもないので、日本でお金の決済をしようと思うと、これはできませんということですから、もちろんそのような問題はあるのですが、この取引所の上場の制度としては、どこの通貨でもどうぞということです。

これは結局保振さんのシステムの対応可能性の問題でありまして、いまはほとんどないと思いますが、保振さんのシステムはよくできており、外貨建てもどうぞと。対応できないのは、円よりも下の桁が三つ以上になるとできないということ以外は、全部対応可能であるということなので、セカンダリーのお金の問題をどうするのだということを別にすれば、保振さんでマルチ通貨で対応できるので、私どもとしても、マルチ通貨対応ということで、いまやっています。

それで、売買決済制度というふうに、確かにここで1ページ半ぐらい書いて発表しているので、全部ここで出来るというような誤解も、確かに色々な方からお聞きしていますが、ここは強調したいのは、もはや 10 年前に取引所集中義務はなくなっていますので、基本的には、先ほどから申し上げているように、この東京プロボンドに上場されていても、セカンダリーの取引は基本的に OTC で行われると私どもも思っており、ここを無理やり取引所の取引にしようという気はなくて、何か将来において皆さんのニーズを満たすような流通市場が提供できれば、そのときにはどうぞ来てくださいというような考えでいるので、確認までにもう一度申し上げたいと思います。

○犬飼 ありがとうございます。それでは、簗瀬先生、お願いいたします。

○簗瀬 いままで出ている話題で、ヒョン・スクさんから、日本からの資金の流れ、他の アジア地域への流れがもっとあっていいのではないかと、あるいは将来どうだろうかとい う、そのようなことを思わせる発言もあり、東さんのほうから、日本の投資家がアジアで クレジットをとるのを、積極的になりつつあるだろうというお話もあったのですが、日本 の金融資産の全体を見ると、例えば 1,200 兆、1,300 兆と言っているサイズに比べて、ボ ンドは、おそらく機関投資家の分も含めて 11 兆。全くまだない状況ですね。

いま私どもは、アジア地域での資金の合理的な移動ということを言うと、当然、第一に日本の資金がアジアのいま経済成長しているところに流れていきますかということをアジアの人から聞かれたら、私たちはどんなふうな用意があります、あるいは、どんなことになると思いますというようなことを言えるのでしょうか。そこのところは、私ちょっとご意見を伺いたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

金融機関の方が、おそらくこれが進めば、大きな改革、資金運用について大きな変化を 迫られるのかなと思いまして、その辺のところの見通しや用意というのを、ぜひ日本サイ ドに持っていたいと思います。

○犬飼 それでは、まず玉木さんに一言おっしゃっていただいて、その間金融機関さんに 考えていただくということで、お願いいたします。

○玉木 いま日本の貯蓄が、アジア債券市場を通じて域内に流れていくだろうかということですが、これはもちろん十分あり得る話だろうとは思います。これは、ごく合理的に考えればいいのだろうと思います。

というのは、アジアの債券が、貯蓄証券として、あるいは投資証券として、便利な形で 提供されていくということになれば、先ほどどなたかからお話がありましたが、日本の家 計は、南アの債券「でも」と言ったらちょっと南アに失礼なのですが、決して食欲がない わけではない。食わず嫌いなわけではないと思います。

それからあと、機関投資家の場合ですが、機関投資家の場合にはほとんどすべての場合において、資金を誰かから託されている、フィデューシャルの立場にあるだろうと思います。そのような場合に、その身になって合理的に考えていただきますと、市場が整備されている、インテグリティが高い市場があるという場合のほうが、これははるかに出ていきやすいところがあります。これは最終的な資金の取り手、借り手がどれだけの収益性があるところにお金を使うかということも、もちろんお金の流れを決める上では大事なのですが、市場のインテグリティ、あるいは信任の度合い等といったものも、これは当然のことながら非常に重要であり、実は今日のこのプログラムに出ているメンバーは、先ほど犬飼さんのほうから、いくつもの官庁から人が来ているというお話がありましたが、このあたりは、例えば30年前、15年前でもたぶん金融関係で複数の省からこういった課長クラスの方がお越しになるといったことは非常に珍しかったと思いますし、あるいは、このような金融関係のことをやっていると、いわゆる業際問題といったことが全くないわけですね、この件においては。そういったものも、15年や20年前にはなかったことです。

そのような意味では、この市場をつくるという議論が非常に国の中でベクトルがそろっている、そのような状態ですので、これは、あとは本当にエコノミックな環境さえ整えば、それはある程度フローが出てくるという仮説はあると思います。

あとは、金融機関の現場において、それがどうビジネスになっていくかということになるのではないかと思います。

○犬飼 ということで、金融機関ご出身の、あまり現場の方は自らのこととして語りにくいということがあるかもしれませんが、我こそはという方、いらっしゃいますか。

では、吉田さん、お願いいたします。

○吉田 日本の個人投資家の話は、いまは機関投資家の話をしているのであれなのですが、 日本の投資家が結構買っている外債、これは何か。当然、アジア開発銀行のような債券を 相当買っていますが、結構欧州系の、北欧の何とか銀行、そのような発行体のものを、人 気があって、買われている。それも、単純なストレートなものだけではなくて、ある意味、 若干逆デュアルにしたり、デュアル債にしたり、多少アレンジが入ったものを好んで買わ れている、そのような実態があると思います。

アジア域内で資金の循環を図るという観点で言うと、アジ銀さんを中心に、アジアに根差した発行体、それは国でもいいわけですが、あるいはその他もろもろ、これからアジア市場を見据えれば、色々なところがフリークエント・イシュアーとしては満足できるのではないかなという位置づけが考えられますので、それを TOKYO PRO-BOND に取り込んでいくということがあると思います。

先ほどお話がありましたが、国内債であれば保振の部分という、そういう制約はあるわけですが、グローバル債という姿であれば、そこはいまのユーロ債と全く変わらない姿で投資できるわけですから、そういうものをまず一つ呼び込んでみるというあたりのアプローチがまず考えられるのではないかなと思っています。

○犬飼 ほかの方はいかがですか。

では、東さん、お願いいたします。

○東 先ほどの話で誤解があったのかなと思うので、若干補足いたしますと、通貨投資というのとクレジット投資というのは若干違いまして、通貨に投資するといった場合に、単純にそこにはクレジットが、ソブリンリスクは取っているとは思うのですが、必ずしもそこで企業に対する投資というものが入っているわけではないのですね。いま個人のマーケットで起きているのは、あくまで通貨に対する投資であって、企業に対する資金の金融機能としてのクレジット投資というのは、個人のマーケットからは来ていません。なので、そこだけ若干補足させていただきます。

先ほどの簗瀬先生のご質問に対しては、やはり単に市場をつくっただけでは、そこで取引が増えるかというと、そこは残念ながらそう簡単ではないのかなと思います。市場というのは複雑であり、投資される方というのは、当然セカンダリー・マーケットといったものが存在するかしないかといったようなところも、投資の際に非常に大きな判断材料になりますし、発行会社としては、じゃあそこのマーケットに行ったときに確実にファイナンスができるか、できないかといったところは、マーケットができたから、行ったらそこですぐ調達できるという関係のものでもないので、こういった新市場というのは、立ち上がるまでに結構時間がかかるというのが、過去の歴史からも明らかではないかなと思います。

そういった中で、おそらく我々のような仲介業者というのが、発行会社さんを説得し、 投資家さんにアピールするといったようなことを通じて、みんなが参加しやすいマーケットというものを、おそらく言葉としては「育てていく」というのが適当ではないのかなと 思います。

アジアのクレジットというところで言いますと、色々な機関投資家の方と話をしても、 正直まだそこまで見切れない。要は、ソブリンリスクに関しては、だいぶ最近カバーする ようにはなってきているが、個別企業のクレジットとなると、まだそこまでフォローし切れないといったようなお話も聞きますので、やはり順を追って進めていくのだろうなとは思っています。

一方で、アメリカを見ていますと、中国の不動産会社がドルで十何%といったような金利を払って、今週にもどんどん起債が行われていたりしますので、そういったのは、やはりマーケットとしての差というのは非常に痛感するのですが、ステップ・バイ・ステップで、投資家の方が参加しやすいクレジットというものをまず最初に持ってきて、逆にそのような発行会社さんを呼び込む努力というのを私どもがやっていくというようなことなのではないかと思っています。

○犬飼 それでは、鈴木さん、いかがですか。

○鈴木 私のほうからは、全く逆の切り口になるのかもしれないのですが、いまお話がありましたクレジット的な部分、昔のユーロでの経験をもとにしますと、例えば日本物のクレジットを買いやすいのは、やはり日本の投資家さんであったという事実があるわけです。何が言いたいかというと、逆の部分、例えばいま日本の投資家のほうからの切り口ですが、逆に日本のプロフェッショナルな運用機関が、アジアの投資家のお金を預かった場合に、アジアの銘柄というのは買いやすくなるのではないか。ですから、そのような流れができてくれば、この TOKYO PRO-BOND Market を、オフショア的に使うアジアの投資家が増えると同時に、位置づけ的には日本のマーケットという部分もありますから、日本の投資家さんも、結構 TOKYO PRO-BOND でアジアのクレジット物が出てきたねということで、関心を呼び起こすというフローが可能なのではないかなと思います。

もちろん、一朝一夕にはできないことなのだろうと思うのですが、私どものような外資系の金融機関が世界中の投資家からお金を預かっており、そのような意味で、非常にグローバルな投資案件を探していくわけですね。日本の機関投資家さんも、そのような動きがより強くなれば、日本物に限定した運用という契約から、グローバルな運用ということになると、アジアのクレジットも買えていくのではないかなと思います。

そのインパクトとしては、やはり国内の投資家さんに、目に見えるところで、そういったフローが起きている TOKYO PRO-BOND Market で、例えばそのような動きが出ていれば、当然関心も高まってくるし、プレス関係の皆さんも取り上げる機会が増えてきて、より関心を強めていく、そのような流れが期待できるのではないかなと思います。

それから、逆にアジアの投資家の与信が増えているというご報告が大飼教授のほうのレポートにもあったのですが、そういった投資家さんが所属している国の国内市場が、十分にそういった投資機会を提供できているかというと、必ずしもそうではないのではないかなと思います。これは、ヨーロッパの経験でも、自分の国の国内債市場が非常に小さ過ぎて投資できないですが、まさにユーロボンド市場で、調達はそこ(ロンドン)でやりますという、投資家もそこに行って買いますというフローがあったわけですから、どのような国が該当するかは全くノーアイデアなのですが、そういった国の発行体、それから投資家さんにとって、この TOKYO PRO-BOND Market がオフショア的に使える市場になるというのは、もう一つの将来的な展望としてはあるのかなと思います。

その流れの中で考えていきますと、先ほどオールジャパンの時代とは申し上げたのですが、その段階になると、アジア資本市場協議会というような組織で、もっとアジアのそれぞれの国の金融機関がメンバーとして増えてきて、そこでオフショアマーケットとしての

プラクティスが確立していくというのが、展望、望まれる世界になってくるのではないかと思います。したがって、いまアジア資本市場協議会代表兼事務局長の犬飼先生に頑張っていただいているのですが、そちらも、よりグローバルな展開を図っていく必要があるのではないかと思います。

それから、シンガポール取引所のお話が何回か出てきて、私どももそのシンガポール取引所上場の案件をこなしているのでわかるのですが、どちらかというと、シンガポールの金融業者さんのアプローチというよりは、シンガポール証券取引所自身のプロモーションというのが結構大きい。そのプロモーションのバックにいるのが、実はシンガポール政府で、これは国策としてやっているという部分があると思います。

そういう意味では、今日のこのフォーラムでは、日本の各省庁の方もご参加されて、ご 支援の表明があったと思うので、こういった流れをうまく捉えて、TOKYO PRO-BOND Market を担われる TOKYO AIM さんが、自主規制機関であるのですが、プロモーション という意味で、こういったマーケットができたのだという、マーケティングという表現は あまり使いたくないのですが、アジアの各国に打って出て、アピールをされるというよう なアクションもぜひご検討をいただきたいなと思っています。

以上です。

○犬飼 ありがとういます。

いままでの議論に関係して、これは言っておきたいという方はいらっしゃいますか。

プロモーションというか、何という言葉を使ったらいいかわかりませんが、東証さんグループにお願いするだけではなくて、日本に拠点を構えておられる、日系、非日系を含めた金融機関の方にはぜひサポート、一緒にプロモーションをしていただくのがいいのではないかと、非常に強く私は感じています。

シンガポールの例もよく知っているのですが、シンガポール取引所だけが頑張っているわけではなくて、もちろん背後にいるシンガポール通貨庁(MAS)、こちらも大変なバックアップをしているわけですが、関連のビジネス法務弁護士事務所さんも大変な勢いで頑張っているというのもこれあり、そのような意味でいうと、日本も、市場関係者みんなで頑張る必要があるのかなと思います。具体的な目標ができたわけですから、ヴィジョンが明確になって、具体的な新市場の姿が見えてきたということですから、何か動きそうな予感があるなというのではなくて、その中に金融機関さんや発行体さんや、そして機関投資家も飛び込んでいただく必要があるのかなと感じています。その中でいろいろと吟味をしながら、問題があれば、それを直していく。法律、あるいは自主規制のあり方を含めて、都度、的確に果敢に直していくというようなことが必要なのではないかなと思います。

その中でやはり重要なのは、日本だけで頑張るのではなくて、特にお隣の韓国と一緒に頑張るというのが必要ではないかなと私は思っています。民事法制のベース、いろいろな金融法制の考え方、色々なものを見るにつけ、日本の金融庁に当たる金融監督院、金融監督委員会の方々と話すにつけ、金融関係の法制の整備のあり方も非常に似ている部分が多くありますし、規制機関、金融機関、政府系の方々、研究者の方々と話をしても、相通ずるところが多いと思うのですね。そのような意味では、先ほど財務省の方がピア・プレッシャーという言葉を使われていましたが、ピア・プレッシャーではなくて、相互に切磋琢磨するということがいいのではないかなという感じを私は持っているのですが、ヒョンさん、いかがでしょうか。

〇ヒョン 全く同感で、実は韓国に戻ってから、アジア債券市場の話を、韓国の金融監督機関、規制機関や金融機関に声をかけて、いろいろ話はしたのですが、皆さん、あまり興味を持っていないし、大体制度をつくるときも、国内中心で、クロスボーダーや海外は視野に入れていなくて制度をつくっているので、実は犬飼先生にも何回も来ていただいて、AIR-PSM の話を何回もされたのですが、そのときはいいアイデアだと褒めてはいても、実は韓国では、まだプロの市場どころかプロの定義すらなくて、韓国はプロフェッショナル・インベスターではなくて、クオリファイドバイヤーという制度をこれから導入しようとして、議論したばかりですので、お互いに協力できるところは協力して、プロボンド等、日本が先に進んでいるところ、そのような経験を学んで、お互いに共通のアジアの債券市場をつくることができればと思います。

○犬飼 皆さん、本当に忌憚のないご意見をたくさんいただきまして、ありがとういました。

会場の皆様からのお話を聞く機会があまりなかったのですが、これだけは言いたい、このようなことを一言だけ言っておきたいということがもしおありになられれば、お聞きしたいと思うのですが。

よろしいですか。

それでは、この後7時から懇親会もありますし、そちらのほうで、よろしければ、いろいろとお話を聞かせてください。

## 【閉会挨拶】早稲田大学法学学術院教授 犬飼重仁

皆様、本日はお昼からずっと長い時間、本当にありがとうございました。

早稲田大学と、そして東京証券取引所グループから応援に来ていただいた方々、そしてマニラとのビデオコンファレンスを実現していただいた早稲田大学の IT セクションの方々、本当にありがとうございました。すべての方々に感謝申し上げます。

それでは、これでお開きにさせていただきたいと思います。皆様、長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。(拍手)

(閉会)